

CIRJE-J-72

戦前の日本社会の貧しさと働く女性たちの心性
明治期大阪府泉南地方の事例を手掛かりとして

東京大学大学院経済学研究科

荻山正浩

2002年4月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

戦前の日本社会の貧しさと働く女性たちの心性
- 明治期大阪府泉南地方の事例を手掛かりとして -

荻山正浩
東京大学経済学部助手

Why were Japanese people not wealthy before the Second World War?
- Evidence from mind and job search of girls living in
the Sennan district of Osaka prefecture, 1878 - 1912

Masahiro Ogiyama
Post-Graduate Staff, Faculty of Economics, University of Tokyo

Abstract

Any country will thrive by industrialization because a lot of goods and services will be produced during industrialization. In Japan, however, before the Second World War people could not be wealthy although she industrialized rapidly. In this regard it has been emphasized that there was so much labor force in Japan that oversupply of labor had prevented real wages people gained from rising. But, instead of it, this article shows that whether people could be rich or not depended on the way they chose jobs, by exploring mind and job search of girls living in the Sennan district of Osaka prefecture in the late 19th and early 20th century.

Before industrialization girls living in the Sennan district had made money by producing cotton threads and cotton cloths at home or by working as domestic servants in rich households living nearby. In addition, after the beginning of industrialization girls were able to work in factories because a cotton spinning mill and weaving factories were built in the Sennan district. In this situation it was less profitable for girls to work at home than to work outside home as domestic servants or factory workers. Nevertheless girls were so eager to work with their families that they would work at home rather than work outside home. As a result girls earned less money by working at home, although they could have gained much money by working as domestic servants or factory workers.

目次

史料図表一覧

凡例

第1章	はじめに	1
第2章	若い女性たちの生家を取り巻く状況	8
第3章	若い女性たちの就業行動	15
3-1	稼得活動のあり方	15
3-2	明治10年代における就業行動	17
a	家事使用人の雇用動向	
b	綿糸と綿布の生産動向	
c	就業先の選択	
3-3	明治20年代における就業行動	58
a	明治20年代中頃までの状況	
b	明治20年代末の状況	
3-4	明治30年代における就業行動	86
a	家事使用人の在勤状況	
b	収入の比較	
c	就業行動の特徴	
3-5	明治40年代における就業行動	101
a	就業先の変化	
b	就業先の選択	
第4章	就業行動を左右した要因	139
4-1	前借の有無	139
4-2	就業の難易	140
4-3	社会的評価	141
4-4	労働時間と労働日数	142
a	労働時間	
b	労働日数	
4-5	働き手にかかる負担	153
a	仕事量	
b	作業に対する集中度	

4-6	仕事の性質	189
4-7	作業環境	191
a	温度と湿度	
b	衛生	
c	騒音	
4-8	家族との絆	193
第5章 結語		199
文献目録		203
注		209

史料・図・表

史料一覧

史料2-1	塚元家の小作地の貸出記録(明治13年の「要蔵」)	10
史料2-2	塚元家の金銭の貸出記録(明治13年の「要蔵」)	11
史料3-1	廣海家の家事使用人の雇用記録(明治14年の乳母「ひさ」)	20
史料3-2	乳母の奉公人請状(明治8年の乳母「よし」)	23
史料3-3	廣海家の家事使用人の雇用記録(明治30年の下女「タケ」)	89
史料3-4	泉州木綿の工場における「総繰」部門と「日給者」部門の記録(明治42年12月16日)	105
史料3-5	泉州木綿の工場における「織機」部門の記録(明治42年12月16日)	107
史料4-1	織元と綿布生産を担当する世帯との取引記録(明治33 - 34年の「武平」の世帯)	156
史料4-2	織元と綿布生産を担当する世帯との取引記録(明治33 - 34年の「勘七」の世帯)	179

図一覧

図2-1	八田村をめぐる位置関係	9
図3-1	明治10年代における家事使用人の在勤状況	19
図3-2	「ひさ」の支払記録	23
図3-3	明治18年の在勤者の出身地	25
図3-4	紡糸工程と織布工程をめぐる関係	30
図3-5	綿布の構造と規格	41
図3-6	綿糸の生産過程	43
図3-7	明治24年の在勤者の出身地	59
図3-8	明治20年代における家事使用人の在勤状況	64
図3-9	明治30年代における家事使用人の在勤状況	87
図3-10	明治36年の在勤者の出身地	88
図3-11	綿布生産の仕組み	104
図3-12	織物工場内の概観	109
図3-13	明治40年代における家事使用人の在勤状況	121
図3-14	明治40年代から大正初年における在勤者の出身地	122
図3-15	退勤と雇入れの時点の定義	127
図4-1	泉南で使用されていた手織機の構造	145
図4-2	賃金水準と仕事量	175
図4-3	賃金水準と合格品の比率	186

表一覧

表2-1	耕地の所有状況	9
------	---------	---

表3-1	女性たちの主要な就業先と未婚者・若年者の比率	15
表3-2	泉南における原棉生産量	62
表3-3	明治10年代から20年代の泉南における出生率、死亡率、婚姻率の推移	68
表3-4	明治27年から31年までの泉南における綿布生産の動向	75
表3-5	明治20年代における女性の寄留人口の推移	79
表3-6	寄留人口の算出方法	80
表3-7	明治32年から39年にかけての泉南における綿布生産の動向	94
表3-8	明治30年代の泉南における女性の寄留人口の推移	97
表3-9	明治30年代の泉南における出生率、死亡率、婚姻率の推移	100
表3-10	明治40年代の泉南における綿織物業の従事者数の推移	102
表3-11	「総繰」部門と「織機」部門の生産動向	113
表3-12	織物女工の在勤期間の分布	128
表3-13	明治40年代の泉南における出生率、死亡率、婚姻率の推移	132
表3-14	明治40年代の泉南における女性の寄留人口の推移	134
表4-1	明治42、43年における織物女工の欠勤率と遅刻早退率	152
表4-2	織機 1 台あたりの 1 日の綿布生産量と世帯数	158
表4-3	織機 1 台あたりの 1 日の生産量が2.5反以上であった 4 世帯からの集荷量と織賃	159
表4-4	全世帯からの集荷量と織賃	163
表4-5	「原とよ」の出来高	165
表4-6	「原とよ」の出来高と日数	167
表4-7	平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致している条件の下で、平均を上回る仕事量をこなしたケース	168
表4-8	「白井うめ」の出来高	169
表4-9	「織機」部門における「一分引」と「傷言」の対象者	184

凡例

1 注には、章の違いにかかわらず通し番号を割り当てた。

2 巻末には、引用文献を整理した文献目録を設けた。その際、引用文献を資料と研究文献とに大別した。なお、資料とは、学術研究の素材となる著作物を、研究文献とは、学術研究を目的に刊行された著作物を指す。

3 資料については、史料、新聞・雑誌、新聞・雑誌以外の逐次刊行物、それ以外の刊行物、画像資料・映像資料とに分類した。

史料とは、公刊を目的とせず著された文書を指すが、史料の現存状況によって、さらに未公刊史料と公刊史料とに分類した。このうち、未公刊史料とは、実物もしくは複写物の形態でしか閲覧できない史料を、公刊史料とは、研究上の目的から史料集などに復刻され、一般に閲覧が可能な状態にある史料を指す。これらの史料の所蔵者、所蔵機関などについては、巻末の文献目録に記したので、引用の際、史料名と整理番号のみを示した。

新聞・雑誌、新聞・雑誌以外の逐次刊行物、それ以外の刊行物については、引用にあたって、文献目録との照合に必要な記載としてタイトルと出版年を示すにとどめ、引用箇所を特定する必要がある場合には、その頁数を記した。

画像資料・映像資料については、引用に際して、資料名を示した。

4 研究文献については、邦語文献と外国語文献とに分類した。これらのタイトル、収録書誌、発行者、発行場所などについては、巻末の文献目録に記したので、引用に際しては、文献目録との照合に必要な記載として、著者名と出版年を示すにとどめ、引用箇所を特定する必要がある場合には、その頁数を記した。

5 漢字については、原則として新字体を用いたが、固有名詞、史料、資料に使用されている旧字体については、新字体に改めることなく、そのまま引用することにした。

第1章 はじめに

・工女となるは、多くは其日の生活にだも堪え得ざる貧家の児にして、其の父母は必竟生活に幾分の補助を貪らんが為めに工女とせるのみ。憐れむ可き哉、一家の犠牲となれる者よ・・・¹

貧しい家庭の娘たちが工場へと送り出され、女工として働きながら生家の家計を支えるという姿は、戦前の日本社会の貧しさを象徴する事例として、人々の関心を引き付けてきた。実際、一家の家計を支えるという重責が年端もゆかない娘たちにのしかかっていたという現実を知るならば、誰しも彼女たちの哀れな境遇に同情せざるをえないであろう。だが、この点が人々の関心を引いてきたのは、そうした同情心のためだけではない。

明治期以降、日本では、工業化の本格的な開始にともなって、商品の流通や販売もさかんに行われるようになった。こうして活発な経済活動が営まれるようになることを産業化として捉えれば、産業化が進行する社会では、伝統的な農業生産に加えて工業生産が開始されることで大量の商品が産み出される。従って、そこでは、大量の商品が流通や販売を通して社会全体に行き渡り、それらを人々が手に入れることができれば、人々の生活は経済的に豊かになってゆくはずであろう。しかし、戦前の日本では、産業化の進展にもかかわらず、女工たちの境遇に示されるように、なかなか人々は経済的な豊かさを享受できなかった。実は、産業化をめぐる、こうした矛盾が存在したからこそ、人々は、戦前の日本社会の貧しさに関心を寄せてきたといつてよい²。

こうした産業化の矛盾は、はやくから問題視されてきたから、それを実証的に解明する作業が数多くなされてきた。その代表として、人々はさまざまな労働に従事することで産業化を支えてきたが、そうした労働によって手にした報酬を実質賃金とみなし、実質賃金の推移を通して、報酬の多寡を把握しようという研究がなされてきたことは注目に値する。それによれば、戦前の日本では、実質賃金は上昇したものの、戦後と比べれば、その伸びは緩やかなものにすぎなかったから、戦前の実質賃金は戦後のそれよりもはるかに低い水準にとどまっていた³。つまり、戦前の日本では、実質賃金が低位にあったため、産業化によって大量の商品が産み出されたとしても、人々は、それらを満足に手にしえなかったというわけである。では、なぜ実質賃金は低い水準にとどまっていたのだろうか。この問いに答えることは、なぜ人々が経済的な豊かさを享受できなかったのかを説明することに他ならないが、これについては、アプローチの違いはあるにせよ⁴、ほとんどの研究において意見が一致しており、戦前の日本社会に存在した過剰労働力の存在が実質賃金の上昇を抑えていたという点が指摘されてきた。すなわち、戦前の日本には、労働力の超過供給を引き起こすほど、過剰な労働力が存在したため、労働力の供給が需要を上回るような状況が恒常化し、それによって実質賃金の上昇が抑制されていたというわけである。

実は、本稿もまた、戦前の日本社会の貧しさに関心を寄せ、そうした貧しさをもたらした要因を解明しようという試みの一つにすぎない。しかし、ここでの目的は、従来のよう

に、過剰労働力の存在に注目し、それによって戦前の日本社会の貧しさを説明することではない。むしろ、こうした説明に批判を加え、それに代わる新たな説明を提示すること、この点を本稿の課題としたい。もちろん、それには、批判を開始するに先立って、これまでの議論に耳を傾けなくてはならない。そこで以下では、過剰労働力の存在と戦前の日本社会の貧しさについて、両者の関係がどのように議論されてきたのかを整理しておこう。

はじめに、戦前の日本では、就業人口の多くは小農として農業に従事していた。ここで小農とは、主に直系家族の形態をとって生活し、家族労働力によって零細な耕地を耕作していた人たちを指す。戦前の産業化は、こうした小農から送り出された労働力に支えられて進行した。この点を念頭に、人々の就業先を、労働生産性の違いによって⁵、小農による農家経営に象徴される伝統部門と、産業化によって誕生した工場制工業に代表される近代部門とに二分しよう。このうち、前者は労働生産性が低い部門、後者は労働生産性が高い部門を指すことはいうまでもない⁶。

まず伝統部門に関して、簡略化のため、同部門が経営規模の同じ農家から構成され、各農家では、所与の生産設備の下で生産要素として労働力のみが投入され、家族全員が就業し、すべての就業者が同等の働きをしていたと考えよう。こうした条件の下で、同部門の生産活動を労働力の投入量に対する生産関数とみなし、一定期間を対象として、この間の就業者1人の働きを労働力1単位、同部門の就業数を L_a とすれば、同部門に投入された労働力の総量もまた L_a となる。そして、 L_a の投入によって得られた同部門の生産額を $A(L_a)$ 、労働力1単位あたりの賃金水準を W_a としよう。もちろん、個々の小農の世帯では、実際に賃金が支払われていたわけではないが、たとえば近代部門の労働者は工場の経営者から支給された賃金で生活していたから、この点にならって、伝統部門の賃金 W_a とは、一定期間内における同部門の就業者1人あたりの生活費を指すものとしよう。この場合、個々の小農の世帯において、生産額が収入に等しく、収入がすべて生活費に充てられたとすれば、伝統部門の収入の総額は $A(L_a)$ 、同部門の生活費の総額は賃金の総額 $W_a \cdot L_a$ となるから、 $A(L_a) = W_a \cdot L_a$ という関係が成り立っていた。ここから W_a の値を求めれば、 $W_a = A(L_a)/L_a$ となるので、伝統部門の賃金水準 W_a は、同部門の就業者1人あたりの生産額 $A(L_a)/L_a$ に等しかったことになる⁷。この点を念頭に、農業の実態に目を向けると、戦前の小農は、零細な耕地に多くの労働力を投入し、労働集約的な農業を営んでいたから、伝統部門の就業者1人あたりの生産額 $A(L_a)/L_a$ は低い水準にとどまっていた。従って、 $W_a = A(L_a)/L_a$ という関係の下では、伝統部門の賃金水準 W_a もまた低位にあったことになる⁸。

一方、近代部門についても、同部門の生産活動を労働力の投入量に対する生産関数とみなし、所与の生産設備の下で労働力のみが生産要素であったと考えよう。そして、近代部門の工場において、一定期間を対象として、この間の生産額が収入に等しく、経費は労賃のみであったとしよう。ところで、戦前の日本では、工場制工業は新たに移植産業として勃興したという経緯を念頭に、新規に設立された工場が操業を開始するケースを前提とすれば、工場制工業は労働節約的な生産設備を備え、その労働生産性は高い水準にあったか

ら、近代部門では、労働投入量が増加すれば、それによって生産額は著しく増大したであろう⁹。こうした条件の下では、近代部門の工場の経営者は、労働力の投入量を増やし、それによって労賃が増大したとしても、それを上回る生産額の増加を期待できたならば、収入である生産額から経費である労賃を差し引いたものが利益となるから、労働投入量を増やせば増やすほど、ますます多くの利益を手にしえた。そのため、近代部門の工場の経営者は、伝統部門から働き手を引き抜いて生産を拡大しようとしたであろう。なぜなら、伝統部門は近代部門よりもはるかに多くの就業者を擁していたし、伝統部門の賃金 W_a は低い水準にあったので、近代部門の工場の経営者は、 W_a を多少上回る賃金を支払ったとしても、伝統部門から働き手を引き抜いて労働投入量を増やしたならば、労賃の増大を上回るペースで生産額を増加させることが可能であり、それによって多くの利益を得られたからである。

また戦前の小農は、零細な耕地に多くの労働力を投入していたから、伝統部門では、労働力の投入量が増加したとしても、生産額は増大せず、逆に労働力の投入量が減少したとしても、生産額は低下しないような状況にあった。従って、個々の小農の世帯は、たとえば世帯員1人が近代部門で働こうとするのを引き止め、強いて農業に従事させたとしても、それによって農業生産額の増加を期待できたわけではないし、その世帯員には生活費として農業収入の一部を賃金 W_a だけ支給する必要に迫られた。では、反対に世帯員1人が農業に従事する代わりに近代部門で働いたとすればどうであろうか。この場合、それによって農業生産額は減少しなかったばかりか、近代部門の工場の経営者が W_a よりも高い賃金を提示して伝統部門から働き手を引き抜いていたとすれば、その世帯員は農業を続けたときよりも多くの収入を手にすることができた。しかも、その世帯員は近代部門で稼いだ賃金によって生活できたから、小農の世帯は、その世帯員に生活費を支給する必要はなくなり、その分を余剰として確保することさえ可能となった。こうした状況の下で、人々にとって経済的な利益を得ることが最も重要な関心事であったとすれば、個々の小農の世帯では、多くの収入を稼ぐため、世帯員が近代部門で働くことを希望し、その世帯もまた、余剰を手にするため、世帯員を近代部門に送り出そうとした結果、伝統部門の就業者が近代部門に職を求めて殺到するような事態が発生したであろう¹⁰。そもそも過剰労働力とは、伝統部門の就業者のうち、こうして近代部門に就業先を求めていた人たちを指す。

従って、近代部門の工場の経営者は、伝統部門に過剰労働力が存在する限り、伝統部門から働き手を容易に引き抜くことができたから、それに乘じて近代部門の賃金を引き下げて多くの利益を得ようとしたはずである。しかし、近代部門の工場の経営者は、同部門の賃金を伝統部門のそれを下回る水準にまで切り下げることができなかった。なぜなら、伝統部門の就業者が高い賃金を求めて近代部門に職を求めていたとすれば、逆に近代部門の賃金が伝統部門のそれを下回る水準にまで引き下げられた場合、伝統部門から近代部門への労働力の流出には歯止めがかかったと考えられるからである。そのため、近代部門の賃金は、伝統部門のそれと同程度にまで引き下げられ、その水準で落ち着くことになった。

その結果、伝統部門でも近代部門でも、同水準の賃金が支給され、その値は伝統部門の賃金に規定され、低い水準に抑制されるような状況が一般化した。

もっとも、伝統部門や近代部門の賃金は一定の水準で停滞していたわけではない。伝統部門の賃金 W_a が同部門の就業者1人あたりの生産額 $A(L_a)/L_a$ によってあらわされるとすれば、戦前においても、技術の進歩などによって農業の労働生産性は向上しており¹¹、それが $A(L_a)/L_a$ の値を押し上げ、それによって伝統部門の賃金もまた上昇していたからである¹²。ただし、戦前の日本のように、零細な耕地に多くの労働力が投入されていたという状況の下では、農業の労働生産性の伸びは目覚ましいものではなかったから、伝統部門の賃金が増加したとしても、その上昇率は緩やかなものにすぎなかった。そして、近代部門の賃金は伝統部門の賃金によって規定されていたから、近代部門の賃金の伸びもまた同様に低位にあったことはいままでのところない。以上から、上述した賃金水準の動向を実質賃金の推移とみなせば、次のような結論が導かれる。すなわち、そもそも伝統部門に過剰な労働力が存在したため、伝統部門の実質賃金は低い水準にとどまり、近代部門の実質賃金もまた伝統部門と同水準にまで引き下げられ、両部門の実質賃金が増加したとしても、その伸びは著しいものではなかったというわけである。

もちろん、現実には、人々が就業する職種は性別などによって異なっていたし、人々が就業行動をとれる範囲は地理的に限られていたから、実際の労働市場は、就業者の属性や地域の違いによって分断されていた。また伝統部門において農業を営んでいた人たちが、近代部門の工場に職を求めたとしても、いきなり熟練を要する職種に就業できたわけではないから、そうした職種については、伝統部門から流入する労働力によって、賃金が引き下げられたという構図は当てはまらない。逆にその図式が該当したのは、不熟練労働として熟練を必要としない職種に限られていた。そこで、先の過剰労働力の存在を重視する議論を現実に適用するにあたっては、労働市場の分断や熟練不熟練の問題を回避する工夫がとられてきた。すなわち、働き手の属性や地域の違いによって労働市場が分断されていたことを前提として、男女別、地域別に人々の就業行動のあり方を分析したり、近代部門には大量の不熟練労働者が雇用されていた事実を指摘したうえで、伝統部門から不熟練労働力が流入することで、近代部門の賃金が引き下げられたことを説明したりするような試みがなされてきた¹³。だが、こうして議論を精緻化したとしても、先の過剰労働力をめぐる議論は、その論理の構成自体に以下の問題を抱えていることを見逃してはならない。

たしかに、先の過剰労働力をめぐる議論に関して、その出発点となる想定は決して不自然なものではない。なぜなら、伝統部門では、労働生産性が低ければ、賃金もまた低い水準にとどまっていたはずであるし、近代部門では、高い労働生産性を背景として、工場の経営者が高水準の賃金を提示し、伝統部門から働き手を引き抜こうとしたならば、両部門の賃金水準に格差が生じたとしてもおかしくはないからである。だが、その結果、伝統部門から近代部門へと労働力が流出し、近代部門の賃金が伝統部門のそれと同水準にまで引き下げられたという点はどうか。

これについては、労働経済学の成果に注目しなくてはならない。この分野では、現実の人々の就業行動を分析するにあたって、労働市場の分断や熟練不熟練の問題が存在せず、働き手にとって就業が可能であり、しかも賃金水準が高い職種であったとしても、そうした職種に働き手が就業しようとしなないケースが存在したことが問題とされてきた。そして、この点を説明するため、賃金以外に、働き手の心理的な動向に注目し、それが就業行動を左右していたことを指摘する研究がなされてきた¹⁴。この点をふまえると、過剰労働力の存在を重視した議論が想定する状況の下で、次のような事態がみられた可能性がある。まず近代部門の工場の経営者が、操業を開始するにあたって、伝統部門の賃金を上回る水準の賃金を提示し、伝統部門から働き手を引き抜こうとしたとしよう。しかし、たとえば、その工場での作業は危険をとまなうため、それを嫌って人手が集まらなかったとすれば、工場の経営者は、さらに高い賃金水準を提示してまで、働き手を雇入れる必要に迫られたであろう。この場合、伝統部門と近代部門の賃金の格差はいっそう拡大し、近代部門の賃金は伝統部門のそれをはるかに上回る水準に達したはずである。だが、これは、危険な仕事を嫌うという働き手の心理に起因するものであったから、そうした心理的な要因が解消されない限り、たとえ部門間に賃金水準の格差が存在したとしても、伝統部門の就業者が近代部門の工場に競って職を求めるような事態は発生しなかったであろう。その結果、いつまでも賃金水準の格差は縮小しなかったと考えられる。

また経営学の成果も注目される。この分野では、雇主が、賃金を引き上げることで、働き手の労働意欲を引き出し、作業効率を高めようとしても、満足な成果が得られないケースが存在することが問題とされてきた。そして、働き手の労働意欲を左右する要因として、賃金以外にも、働き手の心理動向に注目する研究がなされてきた¹⁵。この点をふまえると、先の過剰労働力をめぐる議論に関して、以下のような状況を想定できる。まず近代部門の工場において、伝統部門の賃金と同水準の賃金が支給され、働き手が雇入れられていたとしよう。しかし、たとえば、流れ作業の導入などによって、その工場での作業がきわめて単調なものに変更されたとすれば、働き手は、そうした仕事に倦怠感を抱き、すぐに働く意欲を失った可能性がある。この場合、働き手の人数、作業日数、作業時間などが変わらなかったとしても、働き手の労働意欲が減退することで作業効率が低迷したならば、それによって実質的な労働投入量は以前よりも減少したことになる。そして、工場の経営者が、働き手の労働意欲がさらに減退することをおそれ、賃金を引き下げられなかったとすれば、以前よりも労働投入量は減少したのに、賃金は変わらなかったわけだから、労働投入量1単位あたりの賃金水準を求めれば、その値は以前よりも上昇していたことになる。こうした労働投入量1単位あたりの賃金水準についてみれば、近代部門の賃金が伝統部門のそれを上回っていたことはいうまでもない。だが、それは、単調な仕事を嫌うという働き手の心理にもとづくものであったから、そうした心理自体がなくなる限り、働き手が労働意欲を失うことなく仕事に励んだとは考え難い。従って、こうした状況の下では、伝統部門と近代部門との賃金水準の格差は決して縮小に向かうことはなかったであろう。

もちろん、過剰労働力の存在を重視した議論においても、働き手の心理がまったく省みられなかったわけではない。なかには、伝統部門の就業者が近代部門に職を求めるにあたって、そうした転職には不安がともなうので、近代部門の工場の経営者は、働き手の不安を解消するため、伝統部門の賃金よりも高目の賃金を支払わねば、伝統部門から働き手を引き抜くことができないなど、働き手の心理動向が賃金に影響を及ぼす可能性があることに言及した研究も存在する¹⁶。だが、こうした研究は、あくまで賃金水準によって働き手の就業行動を説明する姿勢を崩すことなく、働き手の心理動向には、説明要因として副次的な役割しか認めていない。従って、そこでは、働き手は賃金の低い伝統部門から賃金の高い近代部門へと移動することが前提とされ、転職の不安などは、そうした移動を妨げる要因の一つとみなされているにすぎない。しかし、労働経済学や経営学の成果をふまえると、賃金水準に注目するだけでは、働き手の就業行動、さらには労働意欲のあり方を説明することは不可能であり、賃金に限らず、働き手の心理動向もまた就業行動や労働意欲に多大な影響を及ぼしたと考えられる。そして、働き手の心理動向によって、就業行動や労働意欲のあり方が左右されると、それは労働市場や作業能率の動向にも影響を与え、それによって賃金水準までもが変動したことを忘れてはならない。このように、働き手の心理動向は賃金水準をも左右していた以上、実質賃金の推移を通して、戦前の日本社会の貧しさを議論するうえで、働き手の心理と賃金との関係を考察することは不可欠な作業であるといつてよい。

以上をふまえると、働き手の心理動向を分析することなく、戦前の日本において人々が経済的な豊かさを手にしえなかった要因を、たんに過剰労働力の存在に求めたとしても、そうした説明は十分な説得力を持たないように思われる。もっとも、それによって、これまで指摘されてきた論点自体が否定されるわけではない。すなわち、日本では、さまざまな職種に関して、賃金の時系列的な変化が解明されているが、それにもとづき、各職種の実質賃金を求めると、戦前の値は戦後のそれよりもはるかに低い水準にあったから¹⁷、戦前の人々は、戦後と比べれば経済的な豊かさを満足に享受できなかったことになる。この点を根拠とすれば、戦前の日本社会の貧しさを強調する論点自体は誤っていない。むしろ、そのことを、過剰労働力の存在を重視する議論に代って、新たにどのような論理によって説明するのが求められているわけである。そこで本稿では、これまで看過されてきた問題として、働き手の心理動向が就業行動や労働意欲にいかなる影響を与え、それが賃金水準にどのように反映されたのかを検討することによって、戦前の日本では、なぜ人々が経済的な豊かさを手にしえなかったのかを解明してみたい。

もちろん、働き手の心理動向を窺う手掛かりは少なくない。労務管理史、労使関係史、産業史、経営史の分野では¹⁸、さまざまな産業や企業における労働力の調達や作業効率の増進などの問題が解明されてきたし、農業史にかかわる分野では¹⁹、さまざまな地域の農村を対象として、どのように人々が農業に従事し、いかなる過程を経て農村から働き手が流出したのかが分析されてきた。これらの研究成果を活用すれば、さまざまな産業、企業、

農村で働いていた人々の就業行動や労働意欲のあり方を窺うことが可能であり、それにもとづいて働き手の行動がどのような心理動向に左右されていたのかを検討することができる。また社会史の分野では²⁰、さまざまな企業や農村で働いていた人々を対象として、聞き取りを通して、働き手の心理動向を直接解明する研究がなされてきた。とはいえ、これらの成果を寄せ集めるだけでは、本稿のテーマを解明するには充分ではない。前述したように、就業先を選択する行為から仕事に取り組む姿勢に至るまで、あらゆる過程において、働き手がどのように行動したかが賃金水準に影響を及ぼしていた以上、そうした過程すべてにわたって、働き手の行動を左右していた心理が明らかにされてこそ、はじめて本稿の課題が果されるといってよい。しかし、上述したさまざまな分野の研究は、その目的のみならず、それぞれ分析対象や対象時期をも異にしていた以上、そのような整合性を欠いた研究成果をいくら突き合わせたところで、就業先の選択から仕事に対する姿勢まで、働き手の行動を一貫して分析することはできないであろう。

そこで本稿では、そうした一貫した分析を行うため、明治期における大阪府泉南地方における未婚の若い女性たちの動向に対象を絞って分析を進めよう²¹。周知のように、戦前において産業化を主導していた繊維産業は、働き手として未婚の若い女性たちを大量に雇入れて操業を続けていた。この点からすれば、戦前の日本の産業化は、彼女たちの働きによって支えられていたといっても過言ではない。しかし、産業化が進展しても、彼女たちは経済的な豊かさという産業化の恵みを十分に手にしえず、その暮らしはなかなか楽にはならなかった。このように、彼女たちは産業化の進展に多大な貢献を果たしたのに、十分に報われることがなかったからこそ、彼女たちの境遇は、戦前の日本社会の貧しさを象徴する事例として注目されてきたわけである。そして、泉南についていえば、この地方でもまた、日本の産業化の特徴を反映して、明治期以降、未婚の若い女性たちの働きに支えられ、繊維産業を中心とした産業化が進行したことが知られている。以上をふまえると、明治期における泉南の若い女性たちの動向には、戦前の日本において、なぜ人々が経済的な豊かさを享受できなかったかを解明するうえで、重要な手掛かりが隠されているように思われる。

第2章 若い女性たちの生家を取巻く状況

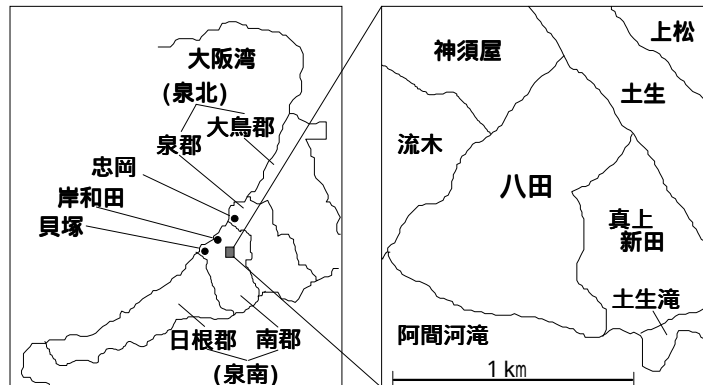
はじめに、若い女性たちはどのような状況の下で生活していたのだろうか。まず泉南とその北部に隣接した泉北を合わせた泉州一帯では、すでに幕末から、家族形態として単婚もしくは直系家族が²²、婚姻形態として嫁入婚が一般的であり²³、昭和20年代に行われた調査によれば²⁴、第2次大戦後に至っても、こうした家族形態や婚姻形態のあり方はほとんど変わらなかったことが知られている。そして、現在では、結婚前の女性が一人暮らしをすることも珍しくないが、明治期まで遡れば、そうしたケースは稀にしか存在しなかったから²⁵、泉南の若い女性たちは、嫁入婚として結婚を契機に他家へ嫁ぐまでは生家で暮らしており、そこでは単婚もしくは直系家族の形態がとられていたから、両親、祖父母、兄弟姉妹といった人々と生活を共にしていたと考えられる。そこで以下では、さしあたり、明治10年代を例にとり、彼女たちの生家の置かれていた状況を明らかにしよう。

(1) 八田村の状況

たとえば明治16年には、泉南の全戸数のうち過半を超える63.5%の世帯が農業に従事していたから²⁶、ここでは農村部の状況に注目することにしよう。具体的には、図2-1に示したように、泉南地方の中心地、岸和田から東南へ4 kmほど離れた内陸の平野部に位置していた八田村の事例を取り上げる。まず同村は、明治22年に近隣4カ村と合併し、行政村として編成されるまでは、村割と呼ばれる近世以来の行政区画を基本として成り立っており、総面積は約51町歩、総人口は明治9年には184人²⁷、総戸数は明治12年には43戸であった²⁸。この八田村の状況は、同村の戸長などを勤めた塚元家の史料から判明する²⁹。同家には、明治12年における同村の行政費用を所有耕地の広狭に応じて各戸に賦課した記録が残されており³⁰。表2-1は、この記録にもとづき、八田村の各世帯に関して、その耕地の所有状況をまとめたものである。ただし、そこでの賦課の対象はあくまで各戸が八田村村内に所有する耕地に限られ、各戸が村外に所有していた耕地は対象から除外されているが、さしあたり、表2-1からは各戸の資産の所有状況が窺えよう。これによれば、塚元家は八田村村内に最大の耕地を所有しており、その面積は第2位以下の値を大幅に上回る3町8.79反にまで達していた。従って、塚元家は同村のなかで経済的にきわめて有力な地位を占めていた。他方、これとは対照的に、経済的に下層にあった世帯として、八田村村内に耕地を所有していなかった世帯と5反未満の零細な耕地しか所有していなかった世帯とを合わせると、その世帯数は同村の全戸数の実に74.4%を占める計32戸にまで達していた。従って、同村では、経済的に階層を区分すれば、塚元家をはじめ、上層の一握りの世帯が多くの資産を所有し、残る大多数の世帯は下層に位置し、ほとんど資産を有していないという状況が展開していたわけである。こうした事態は、周知のように当時の畿内一帯の農村では珍しいことではなかったから、八田村に限らず、泉南地方の至るところでみられたであろう³¹。従って、泉南の若い女性たちは、多くの場合、経済的に恵まれない貧しい世帯の下で暮ら

していたと考えてよい。

図2-1八田村をめぐる位置関係



注：明治29年に、南郡と日根郡は合併して泉南郡となり、大鳥郡と泉郡は合併して泉北郡となる。

表2-1耕地の所有状況 単位:戸

2町5反以上	1*
2町以上～2町5反未満	1
1町5反以上～2町未満	3
1町以上～1町5反未満	2
5反以上～1町未満	4
5反未満	11
無所有	21

注：1) *は塚元家（3町8.79反）。
2) 耕地面積の算出方法については注30を参照。

(2) 債務の存在

では、若い女性たちの生家である貧しい世帯はどのような状況に置かれていたのだろうか。以下では、この点を塚元家の史料に即して明らかにしよう。まず明治12年には、塚元家の所有耕地の総面積は、八田村村内に限らず、村外に所有していた耕地をも含めれば、8町8.34反にのぼっていた。こうした所有耕地の使途に注目すると、同家は、このうち1町程度を自ら耕作していたが、そうした手作地を除いて、残りの所有耕地については、それを八田村や隣村の村民たちに小作地として貸し出していた³²。実際、八田村を例にとれば、同村の貧しい世帯のなかで、塚元家から小作地を借り入れていた世帯は少なくなく、たとえば、前述した下層の32戸のうち、明治13年には、その40.6%の13戸が同家から小作地を借り入れていた³³。そこで、明治13年における同家の小作地の貸出記録を示した史料2-1に注目しよう³⁴。ここに登場する「要蔵」は、八田村に一户を構えて戸主の座にあり、同村のなかに耕地をまったく所有していなかった³⁵。従って、「要蔵」の世帯は経済的に下層に位置していたとみてよい。この点を念頭に、史料2-1を検討しよう。まず泉南では、小作料の納入形態は基本的に米納であったことを反映し、史料2-1の冒頭には、この年、「要蔵」が塚元家から4筆の小作地を借り入れ、計「三石八斗三升五合」の小作米を納める契約を結んだことが記録されている。だが、それに続く記載をみると、「三石 米斗」、「三斗 米斗」

とあるように、「要蔵」は計3石3斗の小作米しか納められなかったため、差し引き「五斗三升五合」の小作米が納入不足となっている。実は、塚元家の事例はよく分からないものの、明治20年代初頭には、泉南を含めて泉州一帯では、各小作地における標準的な米穀の収穫高に対して、通常、その過半を超える約65%にも相当する分量が小作米として徴収されていたという³⁶。この点から窺えるように、この地方では、小作農にとって小作米の納入は過重な負担となっていたから、史料2-1のように、小作米の契約量に対して納入量が不足するケースは少なくなかった。実際、明治13年には、塚元家は計61名と小作契約を結んでいたが、このうち、記録の不完全な2名を除いた59名を対象とすれば、「要蔵」と同様に、小作米を完納できなかった者はその37.3%の22名に達していた³⁷。

史料2-1

此表相済	内へ	残而	合	又	又	又	又	此代	残而	三斗	三石	内	三石	一	一	一	一	***要蔵
式円六十銭	又四十七銭	式円九十三銭六リふ	拾式円九拾九銭九厘 不足	金四円八十三銭式リ	又 金壹円八十七銭五リ	又 金壹円八十七銭五リ	又 金四円八十三銭式リ	五円九十九銭二リ	五斗三升五合	米斗	米斗	米斗	三石	四斗四升	宅地	大水口	耕地の小字名	
八十銭六リ	ハケ月り足	ハケ月り足	不足	辰出入帳 二而八月	辰出入帳 二而八月	十七日貸	辰出入帳 二而八月	ふ米	米				三石八斗三升五合	三斗七升五合	宅地	大水口	耕地の小字名	
				廻ル		駄賃	廻ル											

此内へ
金八円八証文二取ル入
同式円六銭四厘 旧十二月廿九日二入
新曆14年1月28日

自宅の敷地を小作地として借入っていたのであろう

注： は判読不明な部位、**は人物の特定を防ぐため、伏字としたもの。
出所：「明治十三年辰宛米取立帳」(No.39)。

では、小作米の納入量が不足した場合、塚元家はどのような処置をとったのだろうか。これについて、史料2-1によれば、塚元家は、「此代 五円九十九銭二リ」とあるように、不足した「五斗三升五合」の小作米を金銭に換算し、それを「要蔵」に対する貸金として処理している。同様の記録はそれにとどまらず、史料2-1には、続いて「要蔵」が塚元家に対して負っていた債務の一覧が列挙されている。このうち、「又 金四円八十三銭式リ」を例にとれば、この負債は、以下のような経緯を経て生じたものであった。

史料2-2

		明治13年1月
	同	同
一	金五円	* * 要蔵貸し
	但し借用証文ヲ取ル	
	此り壹円貳拾銭	十二ヶ月分
	六円貳拾銭	
	内へ	辰
	四円廿六銭	年中日雇貳拾工四部代
残而	貳円廿銭	ふ
		實際には1円94計 となるから 算ミスである
同	一	金貳円拾三銭二リ
		同人貸し
	但し米五斗売渡し金ノ残り	
	此り五十銭	
	二口合	
	四円八十三銭二リ	
	辰ノ宛米帳へ出ル	

注：* * は史料2-1と同じ。

出所：「明治十三年十四年二ヶ年分金銭出入帳」(No.41)。

史料2-2は、明治13年における塚元家の金銭の貸出記録を示したものである。この記録の存在が示すように、同家は、小作地のみならず、金銭の貸し出しをもさかんに行っていた。それはともかく、史料2-2によれば、同家は、13年1月に「要蔵」に「五円」を貸し出したが、それには年利で24%もの利息が課されていた。そして、「要蔵」はその返済を1年近く怠ったため、「五円」には「十二ヶ月分」の利息「壹円貳拾銭」が加えられ、この貸金は総額「六円貳拾銭」にまで膨らんでいる。もっとも、「辰 年中日雇貳拾工四部代」とあるように、「要蔵」は、この年、塚元家の下で日雇として働き、その日雇賃「四円廿六銭」を貸金の返済に充てている。だが、それでも貸金は完済されず、計算自体は誤っているものの、差し引き「貳円廿銭」の負債が残されることになった。さらに史料2-1の後半には、塚元家が13年1月に「貳円拾三銭二リ」を「要蔵」に貸し出した記録があるが、それには「米五斗売渡し金ノ残り」と付記されている。この点から判明するように、これは、「要蔵」が同家から飯米を購入した際、その代金が不足した結果、同家が不足分を「要蔵」に対する貸金として処理したことを意味している。しかも、この貸金には、その約23.5%にあたる利息分「五十銭」が加算されている。前述したように、この頃、貸金に対する利子率は年利でほぼ同率の24%とされていたから、「五十銭」は約1年分の利息に相当した。従って、「米五斗売渡し金ノ残り」についても、「要蔵」はその返済を1年近く怠っていたことになる。その結果、上述した「二口」の貸金を合せて、塚元家は、同家に対する「要蔵」の債務を「四円八十三銭二リ」と算定し、「辰ノ宛米帳へ出ル」とあるように、それを史料2-1に転記したわけである。

史料2-1に戻れば、「金四円八十三銭貳リ」に続いて、「金壹円八十七銭五リ」とあるが、これは、「辰出入帳二而八月十七日貸 一リ」とあるように、明治13年8月17日に貸し出された1円50銭に利息分37銭5厘が加算されたものであった³⁸。次の「三拾銭」は、「駄賃」とあるから、「要蔵」のために塚元家が何らかの手を煩わした代償として課されたものであろう。ところで、史料2-1は、明治13年の小作米の納入記録であるから、その記載は米の収穫が終

った同年の秋以降になされたとみてよい。従って、13年末もしくは翌14年にかけて、塚元家は、納入不足の小作米を貸金に転化するにあたって、同家に対する「要蔵」の債務を整理する必要に迫られ、こうして「要蔵」の負債を列挙したのであろう。その結果、史料2-1によれば、上記の貸金が合算され、塚元家に対する「要蔵」の債務は計「貳拾円九拾九銭九厘」と総括されている。これについては、続いてその処理過程が記されている。それによれば、このうち「八円」は、「証文」の差し入れと引換に繰り越しの扱いとされている。そして、残金については、14年1月に「貳円六銭四厘」が返済されているが、それでも残った「貳円九十三銭六リ」については、その後、14年7月末から8月初頭に至って、ようやく利息分も含めて2度にわたって返済がなされている。実は、こうした「要蔵」の事例は決して特異なものではなく、前述した八田村の下層の32戸を対象として、明治12年のケースを例にとれば、小作米を完済できなかつたり、金銭を借り入れたりすることによって、塚元家に対して債務を負った世帯は、全体の53.1%にあたる17戸にまで達していた³⁹。

(3) 債務の返済義務

もっとも、八田村の貧しい世帯が塚元家に対して債務を負ったとしても、同家からその返済を免除されたならば、そうした世帯にとって、こうした負債の存在は問題にならなかつたであろう。実際、そのように塚元家が返済を免除したケースも存在する。これについて、明治12年の「小右衛門」の事例に注目しよう⁴⁰。「小右衛門」は、「要蔵」と同様に、八田村に一戸を構えて戸主の座にあり、同村のなかに耕地を所有していなかった。従って、「小右衛門」の世帯もまた貧しい階層に位置していたとみてよい。さて、明治12年末に、「小右衛門」は、塚元家に対して総額「貳拾五円拾七銭六リ」の負債を抱えていたが、翌13年3月には、その87.4%にあたる「貳拾貳円」を返済し、残る「三円拾七銭六リ」については、「用捨」として返済を免除されている。だが、こうして同家が返済を免除した事例はそもそも稀にしか存在しなかつた。まず上記の「小右衛門」の事例は、史料2-1と同様に、明治12年の小作米の納入記録に記された債務の処理過程から判明したものであった。そこで、12年について、塚元家と小作契約を結んでいた者を対象とすれば、12年末から翌13年初頭にかけて、小作米を完納できなかつたり、借入金を返済できなかったため、塚元家に対して負債を抱えていた者は28名に達していたが⁴¹、このうち、「小右衛門」を含めても、債務の返済を免除されたのは3名にとどまっていた。また先の「小右衛門」の事例に戻れば、「小右衛門」は債務の全額について返済を免除されたわけではなく、負債の大半を返済した後、残金に限りて返済の免除を認められたにすぎない。しかも、塚元家は、「小右衛門」の債務の返済を免除した際、その記録に「但 * * 太四郎頼立ニヨリ」と書き込んでいる。「太四郎」は、明治12年には八田村村内に1町8.38反の耕地を所有していたから⁴²、同村のなかで塚元家に次いで経済的に有力な地位にあった。つまり、債務者にとって、たとえ負債の一部であったとしても、同家にその返済の免除を認めさせることは容易ではなかつたからこそ、「小右衛門」は、「太四郎」のような村内の有力者に仲介を依頼することで、ようやく同家から返済の

免除を勝ち取ることができたと考えられる。

このように、塚元家はなかなか債務の返済を免除しなかったから、八田村の貧しい世帯は、同家に対して債務を負ったならば、その返済義務を免れることができなかった。しかも、同家は貸金に高利の利息を課していたから、そうした貧しい世帯が同家に対して債務を負い、その返済を怠ったとすれば、そうした負債はますます膨らんでいった。実際、詳細が判明する明治13年を例にとり⁴³、塚元家が1年間に貸し出した貸金の総額と回収した貸金の総額を比較すると、貸出額は961円90銭6厘⁴⁴、回収額は829円79銭2厘であったから、貸出額が回収額を上回っていた。借り手である貧しい世帯にとって、このことは、債務の増大に返済が追い付かない状態にあったことを示唆している。もっとも、貸出額が回収額を上回っていたのに、なぜ塚元家は貸し出しを続けたのかが問題となるが、上記の貸出額のうち164円72銭6厘は、前年末の小作米の滞納分が貸金とされたものであったから、これを除けば、同家は手持ちの資金から797円18銭を貸し出し、それを上回る829円79銭2厘を回収したことになる。こうして資金の循環に即してみると、同家は確実に手持ちの資金を増やしていた。だが、それでも貸出額に対して回収額は1.04倍でしかなかったから、借り手から貸金の回収を怠ったとすれば、貸し倒れによって手持ちの資金が目減りしかねない危険があった。逆にいえば、だからこそ、塚元家は、借り手に対して債務の返済を認めようとはしなかったと考えられる。だが、その結果、借り手である貧しい世帯は、たとえ返済に努めたとしても、同家に対する負債を完済しえないような状況に追い込まれることになった。

もちろん、八田村の貧しい世帯にとって、小作地や金銭の借入先は塚元家に限られていたわけではない。明治12年を例にとれば、塚元家は、総勢53名と小作契約を結んでいたが、その54.7%に相当する29名が八田村以外の他村の住人によって占められていた⁴⁵。そして、八田村の隣村には、少数とはいえ、塚元家のような富裕な世帯が何軒か存在していたであろう。こうした富裕な世帯もまた、塚元家の事例から窺えるように、他村の村民たちに小作地、さらには金銭を貸し出していたとみてよい。従って、八田村の貧しい世帯は、塚元家に限らず、近隣の他村の富裕な世帯からも小作地や金銭を借り入れることができた。この点からすれば、なぜ八田村の貧しい世帯は塚元家に対する負債を完済できなかったのかという疑問が湧く。なぜなら、同村の貧しい世帯にとって、塚元家ではなく、他村の富裕な世帯と小作契約を結んだとすれば、塚元家に対して小作米の滞納によって債務を負うおそれはなく、たとえ塚元家に対して負債を抱えていたとしても、他村の富裕な世帯から金銭を借り入れ、それによって塚元家に対する債務を返済できたと考えられるからである。だが、塚元家と同様に、他村の富裕な世帯もまた、もとより利益を得るため、小作地や金銭を貸し出したと考えられるから、できるだけ小作米の徴収量や貸金の利息を引き上げようとしたはずであるし、貸金の回収を怠ったならば、それによって損失を蒙る可能性があったから、債務者に対してなかなか債務の返済を免除しなかったに違いない。従って、八田村の貧しい世帯は、塚元家に代って他村の富裕な世帯から小作地を借り入れたとしても、

多くの小作米を徴収され、小作米を完済できなければ、その不足分が貸金とされることで、他村の富裕な世帯に対して債務を負うおそれがあり、また他村の富裕な世帯から金銭を借り入れることで、たとえ塚元家に対する負債を完済できたとしても、それによって他村の富裕な世帯に対して新たな負債を抱えることになった。しかも、そうした債務には高利の利息が課されていたと考えられるから、八田村の貧しい世帯は、他村の富裕な世帯に対して負債を完済できなくなった可能性がある。

こうした八田村の貧しい世帯の置かれた状況は、他の泉南一帯に居住する貧しい世帯についても該当したことはいうまでもない。この地方では、一握りの富裕な世帯が多くの資産を有し、残りの大多数の貧しい世帯は資産をほとんど所有していないという状況が一般的となっていた以上、貧しい世帯は、生計を立てるため、近隣の富裕な世帯から小作地や金銭を借り入れる必要があったと考えられるからである。だが、借り手である貧しい世帯にとって、小作米の納入や借入金の返済は重荷となっていたから、そうした貧しい世帯は、しばしば小作米や借入金を完済できず、その結果、貸し手である富裕な世帯に対して債務を負い、その返済に追われるような状況に陥っていた。

第3章 若い女性たちの就業行動

泉南の若い女性たちは経済的に貧しい世帯の下で暮らしており、そうした世帯は近隣の富裕な世帯に対して債務を負い、その返済に追われていた。このことは、そうした貧しい世帯の下で生活する若い女性たちの行動にも影響を及ぼしたに違いない。すなわち、若い女性たちの生家には、彼女たちを遊ばせておくほどの経済的な余裕はなかったから、彼女たちは、幼少期はともかく、ある程度成長したならば、生家の家計を支えたり、自らの結婚資金や小遣を稼いだりするため、何らかの稼得活動に従事する必要に迫られたと考えられる。

3-1 稼得活動のあり方

では、若い女性たちは、どのような稼得活動に従事していたのだろうか。最初に、手掛かりとして表3-1に注目しよう。まず同表(A)は、資料的制約から泉南などの地方レベルの詳細は定かではないので、大阪府全体を対象として、時期は下るものの、大正9年の国勢調査によって、さしあたり、女性の就業者数が2万人以上にのぼっていた職種を働き手の数の多い方から順に列挙したものである。表3-1(A)の職種は、こうして多くの就業者を抱えていた以上、当時の女性たちにとって主要な就業先として位置していたことになる。ただし、これだけでは、働き手の属性が不明であるから、詳細の判明する大阪市を対象を絞って、表3-1(A)の各職種について、女性の就業者全体に占める未婚者と30歳未満の若年者それぞれの比率を示したものが同表(B)となる。それによれば、「農作」を別として、残る4つの職種については、いずれも未婚者と若年者の割合がきわめて高かった。従って、この4つは、女性たちのなかでも、とくに未婚の若い女性たちが主として就業していた職種であったと考えられる。

表3-1 女性たちの主要な就業先と未婚者・若年者の比率

単位：(A) 人、(B) %

	(A)	(B)	
	女性の就業者数 (大阪府)	未婚者の比率	30歳未満の者の比率
		(大阪市)	
家事使用人	44,375	(86.0)*	(86.4)*
農作	38,409	29.2	39.5
綿絲紡績業	29,193	79.5	87.6
織物業	25,937	83.3	92.6
料理店、飲食店、 席貸業	22,380	71.3	72.8

注：1) 家事使用人は住込と通勤の就業者の合計。

2) 他の職種については、職業小分類による本業者を対象とし、その就業者数上位のものから列挙した。

3) 未婚者の比率 = 未婚の女性就業者数 / 女性就業者の総数。

4) 30歳未満の者の比率 = 30歳未満の女性就業者数 / 女性就業者の総数。

出所：1) 『大正9年 国勢調査報告 府県の部 大阪府』。

2) ただし、*については、『昭和五年 国勢調査報告 府縣編 大阪府』を使用した。これは、大正9年の国勢調査では、家事使用人の分類のみが特別であるので、そこから(B)の値を求められないためである。

以上をふまえて、表3-1(A)の職種を検討しよう。まず家事使用人に注目すると、家事使用人は一般に下女、女中と称され、表3-1(B)の値がいずれも高い水準にあることから裏付けられるように、その多くは未婚の若い女性たちによって占められていた。そして、全国レベルの動向となるが、女性の家事使用人の総数は、大正9年には約58万人であったのに対し⁴⁶、明治39年には約76万人と推計されるから⁴⁷、時代を遡るほど、家事使用人は増加する傾向にあった。この点からすれば、泉南を含めて大阪府一帯でも、大正期のみならず、明治期においても、未婚の若い女性たちにとって、家事使用人という職種は主要な就業先の一つに位置していたと考えられる。

続いて「綿糸紡績業」と「織物業」を取り上げよう。表3-1に登場する「綿糸紡績業」と「織物業」の就業者は、大正9年という時期的状況を考慮すると、紡績工場や織物工場などで働いていた女工たちであったとみてよい。もっとも、大阪府では、全国に先駆けて紡績工場や織物工場が数多く設立されたものの、それは明治20年代以降のことであったから、それ以前には、紡績女工や織物女工はほとんど存在しなかった。しかし、泉南を含めて泉州一帯では、すでに近世から、手作業によって棉花から綿糸を紡ぎ出し、それを綿布に織り上げる作業が農村家内工業の形で幅広く営まれており、そうした作業には主に女性が従事していたことが知られている。つまり、その後、紡績工場や織物工場が設立されると、綿糸や綿布の生産は次第に工場で行われるようになり、それにともなって、この地域の女性たちはそうした工場で女工として働くようになったわけである。以上をふまえると、明治期の泉南では、紡績女工や織物女工の存在に加え、農村家内工業の下で、家庭内で綿糸や綿布の生産していた女性も多数にのぼっていたと考えられる。

また「農作」についてはどうであろうか。表3-1(A)によれば、「農作」の就業者は多数にのぼっていたが、泉南を含めて泉州一帯では、そもそも女性の農業への関与は限られたものであった。たとえば、幕末の事例となるが、泉州の農村には、何らかの理由で成人の男性が不在となったため、代りに女性が戸主の座にあった世帯が少なくなかった。このように成人の男性を欠き、働き手が女性もしくは幼少の男性に限られていた世帯のなかには、農業経営を放棄し、代りに綿糸を紡ぎ出すことなどで生計を立てていたケースが数多く認められる⁴⁸。また明治34年における泉北の小作農を対象とした調査によれば⁴⁹、以下の事実が判明する。この世帯は、夫婦2人、年少の5人の子供、老夫婦2人の計9人で構成されており、成人の男性である世帯主に加え、世帯主の妻と母の2人の女性が農作業に従事することで計7.36反の耕地を耕作していた。もっとも、この女性たちは、「収穫稲作挿秧、除草に従事する」以外には、「一人は炊事、一人は余業の木綿織をなし」ていたという。この作業内容から窺えるように、彼女たちは、つねに農作業にかかわっていたわけではなく、田植や収穫の季節など、農繁期に限って農作業を手伝っていたにすぎず、むしろ普段は屋内で家事労働や綿布生産に携わっていた。以上から、泉州では、農作業はもっぱら成人男子の仕事とされ、女性たちはあくまで補助的にしか農業に従事していなかったと考えられる。しかも表2-1(B)では、他の職種と比べて「農作」の値だけがいずれも低い水準を示している

から、女性たちのなかでも、とくに未婚の若年者にとって、農作業に従事することは必ずしも一般的な就業形態ではなかった。

最後に「料理店、飲食店、席貸業」に関して、こうした職種は古くから存在していた以上、明治期まで遡っても、「料理店、飲食店、席貸業」で働く女性の数は少なくなかったであろう。しかし、この職種については、そもそも十分な研究がなされていないため、その実態はよく分かっていない。

3-2 明治10年代における就業行動

表3-1の職種のうち、「農作」を除き、さらに詳細の不明な「料理店、飲食店、席貸業」を別とすれば、泉南の若い女性たちは、稼得活動に従事するにあたって、「家事使用人」、「綿絲紡績業」、「織物業」のいずれかに就業していたことになるだろう。では、こうした状況の下で、彼女たちはどのように就業先を選択していたのだろうか。この点について、以下では、産業化が本格的に開始される前夜の明治10年代から時代を追って分析しよう。

a 家事使用人の雇用動向

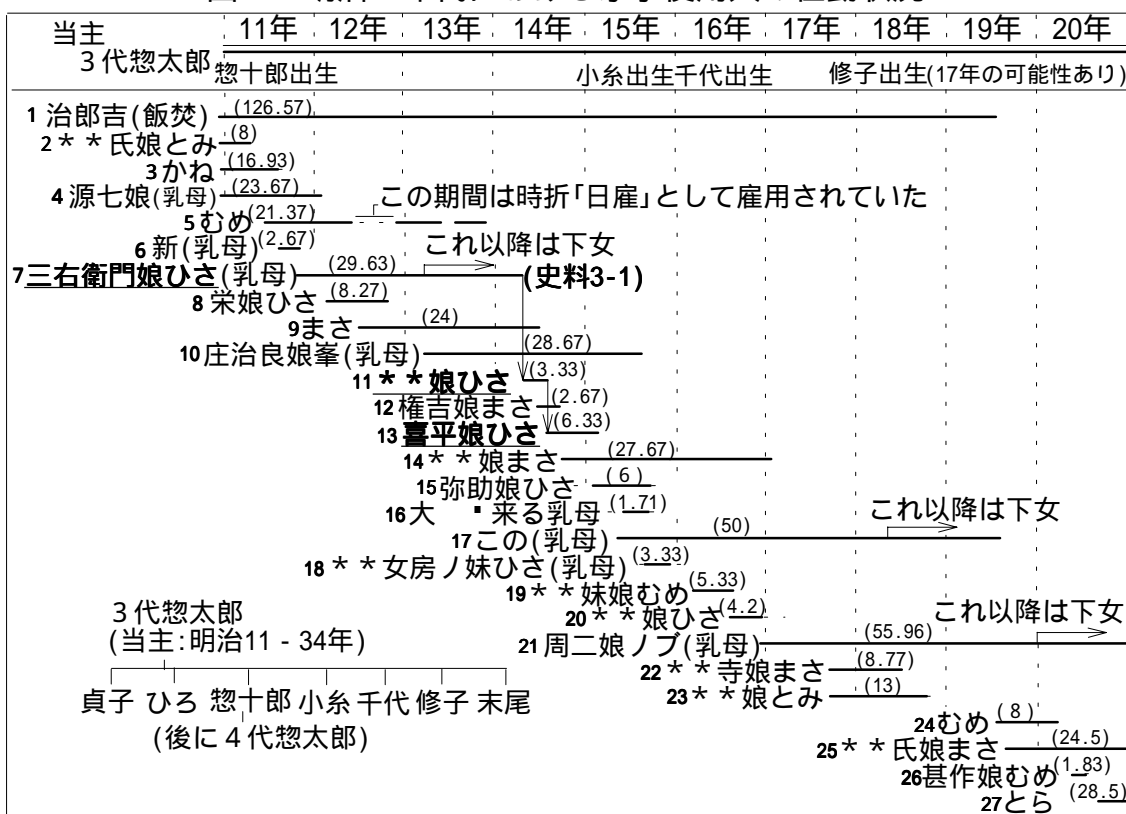
はじめに、泉南の町場である貝塚で肥料米穀商を営んでいた廣海家の事例を通して⁵⁰、家事使用人の雇用動向を検討しよう。明治期において、同家は、7、8名の店奉公人を抱えて商業活動を営むとともに、時期によって人数に違いはあるものの、つねに数名から5、6名の家事使用人を雇用していた。ところで、大正9年の事例となるが、大阪府を対象として、女性の家事使用人の総数を雇主の職種によって分類すれば⁵¹、人数が最も多かったのは、「商業」を営んでいた雇主の下で働く家事使用人であり、その数は1万9,661人に達していた。そして、以下、第2位は「工業」の1万948人、第3位は「無職業」の5,313人という順で続いていた。この点からすれば、泉南でも、廣海家のような商家に雇用された家事使用人は少なくなかったであろう。また大正9年には、大阪府全体でみれば、女性の家事使用人のうち、通勤の形態をとっていたのは1.5%にすぎないから、家事使用人のほとんどは住込の形態で働いていた⁵²。実際、廣海家でも、家事使用人と丁稚などの下位の店奉公人は、敷入として生家に帰る機会を与えられていたから、普段は住込で働いていたと考えられる⁵³。そして、同家には、現在も当時の遺構が残されているが、その敷地には、昼は営業活動の拠点に、夜は店奉公人の就寝の場になった建物と、主人とその家族の生活していた家屋とが隣接した形で設けられているから、同家の家事使用人は、主家の家族のみならず、店奉公人の世話をもち受けていたとみてよい。従って、同家にとって、日常生活に限らず、商業活動を営むうえでも、家事使用人の存在は不可欠なものであった。

a-1 家事使用人の雇用形態

図3-1は、明治10年代を対象として、廣海家の家事使用人の在勤状況を整理したものであ

る。これによれば、1番の「治郎吉」を除けば、名前から窺えるように、ここに登場する働き手はすべて女性で占められていた。この点を念頭に、7番の「三右衛門娘ひさ」を例にとって⁵⁴、家事使用人の雇用形態を説明しておこう。史料3-1は、明治14年における「三右衛門娘ひさ」の記録を示したものである⁵⁵。これによれば、冒頭には、「ひさ」に関するさまざまな記録が書き込まれている。まず「寅十月卅一日入込」とは、彼女が廣海家に雇入れられた日付を、「岸和田」とは、彼女の出身地を、「三右衛門」とは、彼女の親の名前を、「改 ひさ」とは、彼女の呼称を示したものである。なお、呼称というのは、「改」とあることから窺えるように、本名に代えて、当時の雇主は家事使用人にしばしば使い慣れた呼称を与えていたためである⁵⁶。実際、図3-1には、「ひさ」以外にも「まさ」や「むめ」という名前の働き手が数多く登場しているが、このことは、それぞれ親の名前が違うことから判明するように、同一の人物が繰り返し雇入れられていたことを意味するものではない。つまり、廣海家は、「ひさ」、「まさ」、「むめ」などの名で家事使用人を呼ぶことに慣れていたため、こうした同じ呼称を何度も異なった働き手に与えていたのであろう。それはともかく、まず史料3-1で注目すべきは、冒頭に「三右衛門娘」として親の名前が記され、さらに末尾に退勤事由として「外家二嫁シ附候」と書き込まれている点である。年齢はよく分からないものの、これらの記述は、彼女が未婚の女性であり、生家においては親の監督下にあるような若い女性であったことを示唆している。実際、図3-1から判明するように、廣海家の家事使用人のなかには、退勤事由はともかく、その雇用記録に親の名前が記された者が数多く存在していた。

図3-1 明治10年代における家事使用人の在勤状況



注：1) 名前については、雇用記録に記された呼称を示した。また親の名前が雇用記録に書き込まれている場合には、それを付記することにした。

2) (乳母)、(飯焚)と注記した者を除いて、それ以外の在勤者はすべて下女である。

3) 太線部は、働き手が在勤したことが確実な期間を、破線部は、働き手が在勤したと推測される期間を示す。

4) 各働き手に関して、括弧内に付記した値は、太線部の在勤期間を月単位で示したものである。その際、在勤期間を求めるにあたって、雇入れと退勤の時点が雇用記録から判明すれば問題はないものの、そうでない場合には、支払われた給金の額から在勤期間を逆算するか、あるいは給金が支払われた日付などから、働き手が在勤したことが確実な期間を確定した。なお、5番の「むめ」のように、途中、退勤と雇入れを繰り返した事例については、各在勤期間の合計を示した。

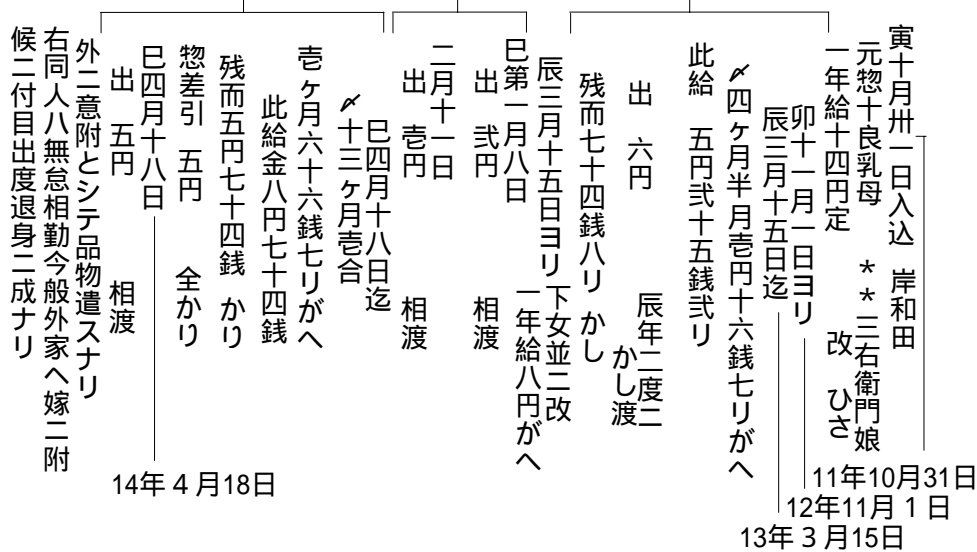
5) 明治17年に限って、史料が欠損しているが、前後の記録から判明する事実によって、在勤状況を復元した。

出所：各年度「萬覺帳」。

なお、廣海家の当主の在任期間、同家の家族構成などについては、中西聡[1997]を参考とした。

史料3-1

退勤に際しての清算過程 明治14年の支払記録 前年度までの支払記録



注：と**については、史料2-1と同じ。

出所：「明治十四年 萬覺帳」。

史料3-1には、続いて「元惣十良乳母」とあるが、これは、そもそも彼女が乳母として雇入れられたことを意味している。もっとも、乳母の役割は、通常、乳児に対する授乳であったと考えられるものの、廣海家では、その役割はそれとは異なっていたらしい。まず雇主にとって、授乳のためには、母乳の出方などの生理的要因を考えると、同じ乳児を抱えた既婚女性を雇入れるのが望ましい。もちろん、既婚者を雇入れた場合、この時期、夫に対して妻が低い地位にあったことを考慮すれば、乳母の雇用記録には、夫の監督下にあるという意味で、誰々の「女房」などの記述がなされたはずであろう。しかし、図3-1によれば、廣海家では、10番の「庄治良娘峯」など、同家の乳母たちはいずれも誰々の「娘」とされていた。従って、先の「三右衛門娘ひさ」と同様に、彼女たちは未婚の若年者であった可能性が高い。この点からすれば、同家は、そもそも授乳を目的に乳母を雇用していたとは考え難い。では、この場合、乳母の役割は何か問題となるが、廣海家の記録には、主人が幼児である子供に小遣を与えた際、実際には、それを乳母に手渡したケースが認められる⁵⁷。この事実をふまえると、同家の乳母は、つねに子供に付き添って、その面倒をみるという役割を担っていたのではないかと考えられる。

とはいえ、子どもの世話だけが家事使用人の仕事であったわけではない。これについて、史料3-1に「辰三月十五日ヨリ 下女並二改」とあることに注目しよう。これは、明治13年3月15日の時点で、「ひさ」が乳母から下女へと雇い替えされたことを意味している。このように、女性の家事使用人には、下女と乳母という2つのタイプの働き手が存在していた。この両者の違いに注目すると、下女は、炊事、洗濯、裁縫など、日常的な家事全般を担う存在であったのに対し、乳母は、一般に授乳もしくは子どもの世話を目的に雇用されたから、子供の出生に合わせて雇われる特別な存在でしかなかった。そのため、家事使用人の雇

主は、子供の養育に手間がかからなくなれば、通常、乳母ではなく下女の働きを必要としたと考えられる。そして、史料3-1をみると、乳母と下女との役割の違いは、乳母については「一年給十四円定」、下女については「一年給八円」とあるように、給金の差にも反映されている。このように、廣海家では、乳母の給金は下女のそれを大幅に上回っていたが、これは、乳母に大切な子どもの世話を一任していた以上、廣海家は乳母の仕事を下女のそれよりも重要であると考えていたためであろう。だが、こうした違いが存在したにもかかわらず、ここで注目すべきは、先の雇い替えの事例から裏付けられるように、乳母と下女との間に身分的な差が存在し、それぞれが別個の階層から雇入れられるという図式が認められない点である。つまり、乳母と下女とは、あくまでその役割によって区別されていたにすぎず、ともに同じ労働力の給源から雇用されていた。

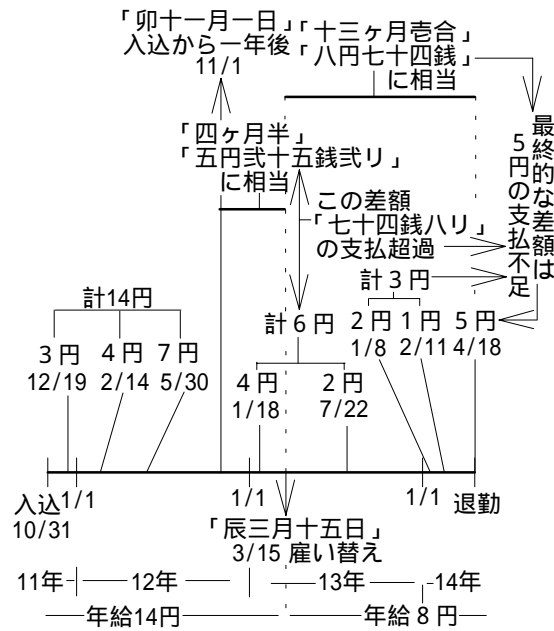
史料3-1の冒頭に戻れば、「卯十一月一日ヨリ」として、「ひさ」が雇入れられた「寅十月卅一日」から、ちょうど1年後の日付が書き込まれている。実は、家事使用人の場合、廣海家に限らず、1年もしくは半年間の在勤を前提に雇用契約が結ばれるのが一般的であったから⁵⁸、史料3-1に1年後の日付が記されたのは、この日を以って契約が更新されたと雇主側が意識したためであろう。また「一年給十四円定」、「一年給八円」とあるように、廣海家では、乳母や下女の給金は年給の形で定められていたが、これは、1年間の在勤を前提として雇入れがなされていたことを反映したものとみてよい。もっとも、図3-1から判明するように、実際には、家事使用人の在勤期間は、働き手によって長短さまざまであり、しかも1年単位で割り切れるものではなかったから、1年間の在勤という前提は、年期のように働き手に対して就労の強制力を持つものではなく、現実には、働き手はそれに縛られることなく退勤していたと考えられる。

だが、その結果、給金は年給の形で定められていたものの、働き手によって在勤期間はまちまちであったから、廣海家は、それぞれの働き手の在勤期間に合わせて給金を支給する必要に迫られた。これについて、史料3-1には、続いて「辰三月十五日迄」とあるが、これは、「ひさ」が乳母から下女へと雇い替えされた日付を、次の「メ四ヶ月半」は、「卯十一月一日ヨリ 辰三月十五日迄」の在勤期間を示したものである。この間、「ひさ」は乳母の扱いを受けていたから、乳母の「一年給十四円」にもとづけば、1ヶ月分の給金は「月壹円十六銭七リ」、「四ヶ月半」分の給金の総額は「五円弐十五銭弐リ」と算定される。この点から窺えるように、年給の規定は、在勤期間に合わせて給金を計算するための基準とされていた。しかし、ここで問題となるのは、こうして求められた「四ヶ月半」分の給金「五円弐十五銭弐リ」がただちに支払われたわけではなく、それに続く記載から判明するように、「辰年二度二かし渡」された「六円」と相殺され、差し引き「七十四銭八リ」が「ひさ」に対する「かし」とされている点である。

これについて、まず明治14年の状況に注目しよう。史料3-1によれば、末尾に「巳四月十八日迄」とあるように、「ひさ」は、14年4月17日に退勤したが、中央の記載をみると、14年には退勤までに2度の給金の支払を受けている。とはいえ、その内訳をみると、1、2

月に1度ずつ支払がなされているものの、「一月八日」と「二月十一日」とあるように、その日付はまちまちであり、その後、退勤するまで支払がまったく行われていない。しかも「弍円」と「壹円」とあるように、支払額もまた一定ではなかった。つまり、家事使用人に対しては、支払時期と支払額をめぐって不規則な支払がなされていたわけである。この点について、さらに図3-2によって検討しよう。これは、史料3-1の「ひさ」に関して、雇入れから退勤までの給金の支払記録をまとめたものである。それによれば、彼女には、雇入れから1ヵ月半ほど経った明治11年12月19日に、はじめて3円が支払われている。しかし、年給14円にもとづいて、この時点までの50日間に相当する給金を求めると1円91銭8厘にしかないから、「ひさ」にとって、この3円の支払は給金の前借を意味していた。もっとも、家事使用人は、住込で働いていた以上、その生活費は雇主が負担していたから、若干の小遣を除けば、給金を前借りしてまで現金を持ち合わせる必要はなく、また住込の形態の下で雇主に行動を制約されていたから、買い食い程度であればともかく、給金を前借りしてまで買物を楽しむようなことは許されなかったであろう。にもかかわらず、なぜ上記の「ひさ」は給金を前借する必要があったのだろうか。これについては、家事使用人が生家においては親の監督下に置かれていたような未婚の若年者であったことが問題となる。むしろ給金を必要としたのは、家事使用人本人ではなく、生家において彼女を監督する立場にあった親もしくは兄弟であったとすれば、生家の父兄が家事使用人の雇主から給金を前借したとしてもおかしくはないからである。この点は、史料3-2から裏付けられよう。これは、明治8年に廣海家に差し入れられた奉公人請状である。それによれば、働き手の親である「庄太郎」は、金回りに苦慮していたのであろう。彼は、娘の「よし」を乳母奉公に出すにあたって、彼女の給金のうち「弍圓」を「先かり金」として前借りしている。この事例から窺えるように、娘を家事奉公に出した生家が、現金を必要とした際、娘の奉公先に必要額の支払を要請し、それを受けて雇主が働き手の給金の一部を支払うというケースは少なくなかったであろう。このように、家事使用人の場合、雇主が必要時に必要額を生家に支給することが、給金の支払の実態であったとすれば、支払時期や支払額をめぐって不規則な特徴が顕在化したことも肯げよう。

図3-2 「ひさ」の支払記録



史料3-2

益十郎乳母奉公証文
畠城村**庄太良
一札
私娘よし与申者今度其元殿江乳母奉公二
差出し申候言ケ年給金并二雇物料共都合
金拾四圓二相定先かり金貳圓也正二請取申候也
然ル上八奉公中不勤之儀八無之勿論萬一病氣等二而
差支之節八有乳之代人相立御難儀相懸ケ申間敷候
為後日依而如件
明治八年
九月七日
廣海宗太郎殿
畠城村
**庄太郎
請人 **嘉平
娘よし

注：**については、史料2-1と同じ。
出所：「奉公人請状」(ZA-125)。

だが、こうした不規則な支払がいつまでも続けられたわけではなく、廣海家では、節目節目に給金の清算が行われていた。この点について、引続き前述の「ひさ」を例にとって説明しよう。図3-2によれば、彼女は、まず雇入れから1年後の「卯十一月一日」に節目を迎えたが、この時点では、給金の清算が問題とされることはなかった。なぜなら、この時点までに、彼女には、すでに総額14円が支払われており、これは、乳母の「一年給十四円」に等

しいものであったからである。次に彼女が節目を迎えたのは乳母から下女に雇い替えされた「辰三月十五日」であるが、この時点における清算過程は複雑である。まず史料3-1には、「卯十一月一日ヨリ 辰三月十五日迄」の「 \times 四ヶ月半」に相当する給金として「五円弐十五銭弐リ」が計上されている。他方、図3-2によれば、この間に支払われた金額は4円にすぎなかったから、「辰三月十五日」の時点では、両者の差額、1円25銭2厘が廣海家側の支払不足となっていた。だが、史料3-1をみると、上記の「五円弐十五銭弐リ」に対して、「辰年二度二かし渡」しされた「六円」が清算の対象とされ、その結果、「七十四銭」の「かし」、すなわち同家側の支払超過とされている。この「六円」は、図3-2から判明するように、先の4円に、明治13年7月22日に支払われた2円が加えられたものであった。従って、実際の清算は、雇い替えから4ヶ月以上を経た13年7月22日以降に行われたとみてよい。この点から、この間の事情は以下のように推測される。おそらく、雇い替えを前に「ひさ」が引続き下女として在勤することは決まっておらず、年給の改定を除けば、廣海家は清算の必要を感じることなくその時点を迎えたのであろう。しかし、雇い替えの終了後、同家は、時が経つにつれて何らかの形で清算を済ましておく必要に迫られた。そのため、同家は、便法として過去の雇い替えの時点にまで遡り、これを基準にそれまでの給金の支払を整理したのであろう。その後、図3-2と史料3-1によれば、退勤という節目にあたって、最後の清算が行われている。すなわち、「一年給八円」にもとづき、まず雇い替えから退勤までの「 \times 十三ヶ月吉合」に相当する給金「八円七十四銭」が計上される。そして、ここから、雇い替えから退勤までに支払われた給金のうち、すでに清算の対象とされた2円は別として、「弐円」と「壹円」とが差し引かれ、残る「五円七十四銭」が「かり」として廣海家側の支払不足とされている。ただし、雇い替えの時点では、「七十四銭八リ」が同家側の支払超過とされていたから、同家は、端数の8厘を切り捨てたうえで、この超過分を「五円七十四銭」と相殺し、最終的に「五円」を支払っている。

a-2 家事使用人の供給過程

では、史料3-1の「ひさ」が退勤すると、その後、どのような動きがみられたのだろうか。まず図3-1によれば、この「ひさ」の抜けた跡を11番の「ひさ」が埋めている。このように、廣海家では、退勤によって欠員が生ずると、間断なく新たな雇用が行われ、つねに3名程度の働き手が在勤するような体制がとられていた。11番の「ひさ」の事例に戻れば⁵⁹、彼女の雇入れは4月15日であったから、これは史料3-1の「ひさ」の退勤した「四月十八日」のまさに直前であった。この点から窺えるように、この2人は前任者、後任者の関係にあったが、これは両者が同じ「ひさ」という呼称を持つことと無縁ではない。こうして入れ替わりに際して呼称までも引継ぐような慣行は、すでに近世から広くみられたからである⁶⁰。

しかし、図3-1によれば、11番の「ひさ」は3ヶ月半程度で退勤し、その跡には同じ呼称を持つ13番の「ひさ」が雇用されている。その雇用記録をみると⁶¹、そこには「口次元ひさ」と書き込まれているから、13番の「ひさ」は、以前に同じ「ひさ」の名で働いていた人物の紹介

によって雇入れられたことが判明する。では、「元ひさ」とは何者かが問題となるが、13番の「ひさ」の記録には、出身地として「岸和田濱」との記載が存在する。史料3-1に戻れば、ここに登場する「ひさ」もまた同じ岸和田の出身であったから、「元ひさ」とは、出身地の同じ史料3-1の「ひさ」であり、この「元ひさ」は、地元の地縁を通じて13番の「ひさ」を元の主家である廣海家に紹介したのではないかと考えられる。他にも、同家では、姉が退勤した後に妹が雇入れられたケース⁶²、同家の店奉公人の仲介によって働き手が雇入れられたケースなど⁶³、人づてに雇用が行われた事例はいくつも確認されるから、家事使用人の雇入れをめぐって、こうした縁故の役割はきわめて重要なものであった。

また13番の「ひさ」の事例は、家事使用人の出身階層を解明する手掛かりとなる。まず図3-1によれば、彼女の親の名前は「喜平」であった。「喜平」は、娘の出身地から窺えるように「岸和田濱」の住人であったが、明治期、この濱町の戸長を勤めた高井家の史料からは⁶⁴、「喜平」が町内で経済的にどのような階層にあったかを知ることができる。高井家には、作成年次は不明であるが、明治期中頃に町内の各戸に戸数割を賦課するため、濱町の世帯主を資産に応じて18の等級に分類した史料が残されている⁶⁵。このうち、「喜平」は最下級の18等に名を連ねていたから、家事使用人は、こうした貧しい階層から供給されていたと考えてよい。

また濱町の所在する岸和田は泉南の中心地である町場であったが、この他にも家事使用人の供給源として忘れてはならないのが近郊の農村部の存在である。廣海家の在勤者の出身地すべてが特定できる明治18年を例にとれば、その分布は図3-3のようになる。これによれば、同家は、遠隔地から家事使用人を募集していたわけではなく、その募集域は泉南一帯にとどまっており、岸和田のような町場のみならず、日根郡の村々などの農村部からも働き手を雇入っていた。

図3-3 明治18年の在勤者の出身地



- 注：1) 働き手に付した番号は、図3-1のそれと同じ。
 2) 明治29年に、南郡と日根郡は合併して泉南郡となり、大鳥郡と泉郡は合併して泉北郡となる。

a-3 債権債務関係と家事使用人の雇入れ

廣海家は、泉南一帯の貧しい世帯の下で生活していた未婚の若い女性たちを家事使用人として雇入れていたが、そうした貧しい世帯は、近隣の富裕な世帯に対して債務を負い、その返済に追われていた。もちろん、家事使用人を抱えていたのは廣海家に限られたことではないから、そのように貧しい世帯に金銭を貸し出していた富裕な世帯もまた、経済的に恵まれていた以上、廣海家と同様に、家事使用人を雇用していた可能性がある。この点からすれば、そうした富裕な世帯は、家事使用人を雇入れるにあたって、貧しい世帯に債務の返済を迫って圧力を加え、そうした貧しい世帯の下で暮らしていた娘たちを自分の許に家事奉公に出すように強要していたのではないかという疑問が湧く。そのように圧力を加えることで、富裕な世帯は、家事使用人の給金を引き下げたり、家事使用人に長期の在勤を強制したりすることが可能となったと考えられるからである。

これについて、廣海家の事例は定かではないが、先の塚元家に関して、以下の事実が知られている。塚元家では、詳細が判明する明治12年から16年までを対象とすれば、明治15年「五月五日」に1名の下女が雇入れられ、翌16年初頭まで在勤していたことが確認される⁶⁶。塚元家は、なかなか債務の返済を免除しなかったことから窺えるように、経済的な利益の追求を重視していた以上、家事使用人を雇用する際、給金を切り下げたり、雇入れの経費を節約したりするため、負債の返済を迫って債務者である貧しい世帯から働き手を徵発していたとしてもおかしくはない。しかし、上記のケースについていえば、塚元家は、同家に対して債務を負った八田村周辺の貧しい世帯からではなく、「高井氏ノ世話ニテ」とあるように⁶⁷、前述した岸和田の高井家の紹介を通して働き手を雇入れていた。では、なぜ塚元家は債務者の世帯から家事使用人を雇用しなかったのだろうか。

これについて、まず家事使用人の労働市場に内在した要因に注目しよう。はじめに、八田村近辺の貧しい世帯にとって、娘を家事奉公に送り出す先は、塚元家に限られていたわけではない。廣海家のように、近隣の町場の商家もまた、八田村などの近郊の農村から家事使用人を雇入れていたからである。この点からすれば、塚元家が高井家のつてを頼って働き手を雇入れたのは、八田村近辺では、家事使用人の予備軍となる女性の多くが町場の商家などに家事奉公に送り出されていたためであった可能性がある。つまり、塚元家は、町場の商家に地元の働き手を奪われた結果、地元以外から人手を雇入れる必要に迫られたのではないかというわけである。だが、地元で人手を確保することが困難であったとすれば、塚元家は、むしろ債務者である貧しい世帯に負債の返済を迫って、働き手を自分の許に奉公に出すように強要したとしてもおかしくはない。この点からすれば、こうして塚元家と町場の商家とが人手の確保をめぐる競争関係にあったことを指摘するだけでは、塚元家が債務者の世帯から働き手を雇用できなかった理由を説明したことにはならない。

以上をふまえると、家事使用人の労働市場にとって、むしろ外在的な要因が重要な役割を果たしていたと考えられる。そこで以下では、手掛かりとして次の事実注目しよう。塚

元家には、「明治廿年二月七日」に八田村の村民たちが同家に差し入れた「恩借証」が残されている⁶⁸。これによれば、塚元家は、同村の村民たちが借入れた「金員」に関して、「悉皆出入勘定差引可致様被仰聞」とあるように、その返済を求めている。だが、「恩借証」が差し入れられた時期の前夜にあたる明治10年代後半には、松方デフレによる不況によって、全国各地の農村は経済的に困窮していたことが知られている。八田村もその例外ではなく、「恩借証」によれば、「近年之時節柄故ニ 々難渋ニ立至リ精算スル不能事」として、不況による困窮のため、同村の村民たちは塚元家に対して債務の返済が不可能であることを訴えた。その結果、「村中諸勘定御取消」として、同家はその返済を免除することになったという。そして、この措置を確認するとともに、同家のはからいに感謝するため、「恩借証」には、八田村の30名の戸主たちに加えて、「仲裁人」として尽力した同村の7名の戸主たちが署名と捺印を施している。

以上から、上記の30名の戸主たちが塚元家に対して債務を負っていたことはいうまでもないが、実は、「仲裁人」として登場した人々のなかにも、同家に対して負債を抱えた者が少なくなかった。この時期の金銭の貸出記録をまとめた史料は失われているが、塚元家に残された小作米の納入記録には、先の史料2-1のように、小作農に対する金銭の貸出記録が書き込まれている。そこで明治19年の小作米の納入記録をみると⁶⁹、同年の年末の時点で、7名の「仲裁人」のうち、少なくとも4名が塚元家に対して債務を負っていた。この点からすれば、「仲裁人」たちがそもそも中立的な立場から塚元家と30名の戸主たちとの間を取り持ったとは考え難い。むしろ「恩借証」が作成された背景として、同じ債務者として7名の「仲裁人」と30名の戸主とが団結し、塚元家に対して債務の返済の免除を要求していたと考えるのが妥当であろう。もっとも、問題の明治20年初頭の状況は明らかではないが、もとより明治12年には八田村の総戸数は43戸でしかなかったから、こうして37名の戸主たちが「恩借証」に連名したということは、同村のほとんどの世帯が一同となって塚元家に返済の免除を求めていることを意味していたと考えられる。

だが、塚元家が金銭を貸し出していたのは、八田村の村民たちに限られていたわけではない。実際、明治19年末には、小作米の納入記録から判明するだけでも⁷⁰、他村の住民5名が塚元家に対して債務を負っていた。従って、八田村の村民たちは、数の力を頼みとして他村の住人たちをも糾合し、塚元家に返済の免除を要求する可能性もあったことになる。けれども、八田村の村民たちは、そうした行動をとらなかった。この点からすれば、八田村の村民たちがあくまで同村の内部で団結した背景には、特別な事情が存在したと考えなくてはならない。これについては、八田村村内で塚元家の占めていた立場が問題となる。八田村のなかで、同家は、経済的に有力な地位にあったことから窺えるように、同村の戸長を勤めたり、村落内の行事を主宰したりするなど、村内のまとめ役として同村の村民たちを統率する立場にあったことが知られている。従って、同家は、八田村の村民たちの要求を拒絶したならば、村民のほとんどを敵に回すことになる以上、同村の村民たちを統率できなくなったに違いない。この点からすれば、塚元家は、八田村村内をまとめてゆ

くため、村民たちの要求を受け入れざるをえなかったと考えられる。反対に、同家に要求を呑ませるためには、こうして同家の立場を逆手にとることが最も効果的であると判断したからこそ、八田村の村民たちは、あくまで同村内部で団結する途を選択したのであろう。

もっとも、塚元家は、村民たちの要求を全面的に受け入れたわけではない。肝心の金銭の貸出記録を整理した史料が失われているので、詳細は定かではないが、「恩借証」に付記された説明によれば、同家は「借用証書」を「取消」すことで債務の返済を免除したという。だが、もともと塚元家はすべての債務について「借用証書」の差し入れを求めていたわけではない。先の史料2-1を例にとれば、明治13年末に「要蔵」は総額「拾貳円九拾九銭九厘」の負債を抱えていたが、このうち「八円」に限って「証文」が差し入れられたにすぎない。この点をふまえて、明治19、20年に関して史料2-1と同じ小作米の納入記録を対照すれば⁷¹、たとえば「恩借証」に「仲裁人」として登場する八田村の住人「庄一郎」は、19年末の時点で「借用証書」の差し入れの対象外の債務として、塚元家に対して「六円九拾五銭三厘」の負債を抱えていたが、これについては返済が免除されることなく、翌20年末に至っても繰越しの扱いとされていた。この点から窺えるように、塚元家は、「恩借証」と引き換えに、債務の全額について返済を免除したわけではなく、あくまで債務の一部に限って返済の免除を認めたにすぎない。従って、それによって同家に対する負債が多少減少したとしても、八田村の貧しい世帯が、そもそも負債の返済に追われるような状況から抜け出せたとは考え難い。

だが、それでも八田村の村民が塚元家に対して債務を負っていたというように、同じ村落の内部で債権債務関係が存在していたことの意味は重要である。これについて、八田村の事例に即して説明しよう。まず八田村の貧しい世帯は、塚元家に限らず、他村の富裕な世帯に対しても負債を抱えていたから、そうした他村の富裕な世帯からも債務の返済を迫られる可能性があった。しかし、その場合、他村の富裕な世帯と塚元家がよほど巧みに連携して金銭の貸し出しを抑制しない限り、八田村の貧しい世帯は、塚元家から金銭を借り入れ、それによって他村の富農に対する負債を返済することができた。そのため、他村の富裕な世帯は、家事使用人を雇入れるにあたって、債務の返済を迫って八田村の貧しい世帯から働き手を徴発することはできなかったと考えられる。とはいえ、他村の富裕な世帯に対する債務を返済するため、八田村の貧しい世帯が塚元家から金銭を借り入れたとすれば、同村の貧しい世帯にとって、同家に対する負債はそれだけ増大したことになる。しかし、それに乗じて、塚元家が、債務の返済を迫って八田村の貧しい世帯から働き手を雇入れようとしたならば、「恩借証」にみられたように、同じ債務者という利害の下に、同村の村民たちは団結して同家の行動に異を唱える可能性があった。実際、明治12年には、塚元家を除いた八田村の全戸数42戸のうち、すでに過半を超える23戸が同家に対して債務を負っていたし⁷²、その後、明治10年代後半に至ると、不況によって村民の多くは困窮に喘いでいたから、同家に対して債務を負った世帯の数はさらに増大したに違いない。従って、債務の返済をめぐる塚元家と八田村の村民とが対立する契機は、「恩借証」の作成された明治20年初頭のみならず、それ以前から村内に胚胎していたことになる。こうした状況の

下で、塚元家は、村内のまとめ役として村民たちの反発を回避するため、八田村の貧しい世帯に圧力を加えるのを差し控えたのであろう。以上から、債権者である塚元家や他村の富裕な世帯は、債務者である八田村の貧しい世帯に対して、働き手を自分の許に奉公に出すように強要することはできなかったと考えられる。こうして債権者から圧力を加えられることがなかったという点は、泉南一帯に居住する貧しい世帯についても該当したであろう。周知のように、泉南を含めて畿内一帯では、八田村と同様に、村内で富裕な世帯と貧しい世帯とが対立するというケースは珍しくなく、すでに幕末から、そうした事態は小作争議や村方騒動の形をとって頻繁に発生していたからである⁷³。

b 綿糸と綿布の生産動向

若い女性たちの生家は、近隣の富裕な世帯に対して債務を負っていたが、そうした負債が存在したとしても、彼女たちは債権者である富裕な世帯の許に奉公に出る必要はなく、奉公先さえみつければ、それ以外の富裕な世帯の許で家事使用人として働くこともできた。もっとも、泉南では、明治10年代には、農村家内工業の形で綿糸や綿布の生産がさかに行われており、それには多くの女性たちが従事していたことが知られている。従って、彼女たちは、家事奉公に出る代りに、生家で綿糸や綿布を生産することも可能であった。そこで以下では、この時期の綿糸と綿布の生産動向に関しても一瞥しておこう。

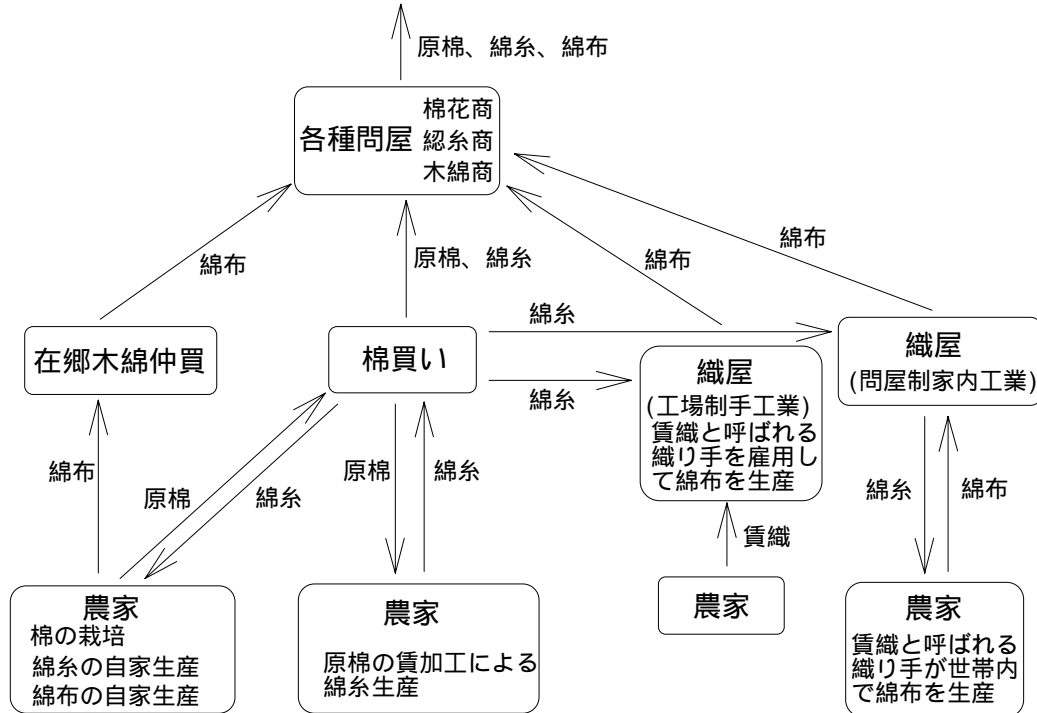
これについては、まず泉州一帯の特徴として、棉花から綿糸を紡ぎ出す紡糸工程と、綿糸から綿布を織り上げる織布工程とが、それぞれ分業化されていたことを指摘しておかねばならない。この点を念頭に、ここでは両工程の動向を区別して説明しよう⁷⁴。

b-1 紡糸工程

最初に、紡糸工程を取り上げよう。図3-3は、明治10年代の泉州を対象として、紡糸工程ならびに織布工程にかかわる当事者たちの関係を整理したものである。まず泉州では、原棉の生産がさかに行われており、図3-4に示したように、棉の栽培農家は、収穫した原棉のうち、自ら綿糸に加工する分を除いて、その残りを「棉買い」と呼ばれる在郷の商人に売却した。この「棉買い」については不明な点が少なくないが、いずれにせよ、「棉買い」は、原棉を買い集めるだけでなく、他方で、問屋制家内工業の形をとって、その原棉を綿糸に加工する業務にも携わっていたらしい。すなわち、「棉買い」は、近隣の農家などに原棉を配給し、それを綿糸に加工することを依頼するとともに、その加工賃を農家に支払って、出来上がった綿糸を回収していた。このように、綿糸生産に従事していた世帯には、収穫した原棉から綿糸を自家生産していた世帯と、「棉買い」から配給された原綿を綿糸に加工する世帯という2つのタイプが存在していた。もっとも、いずれの形態をとっていたにせよ、そうした世帯では、「女共糸稼仕候」とあるように⁷⁵、主に家庭内の女性たちが原綿を加工して綿糸を紡ぎ出す作業に携わっていたという。また泉州一帯の状況を窺う手掛かりとして、幕末の天保14年における泉北の宇多大津村を例にとれば⁷⁶、同村の全戸数266戸の

うち、過半を超える63.5%の169戸が綿糸生産に従事しており、さらに169戸のうち、実に71.6%の121戸もの世帯が耕地を所有していなかった。この点から窺えるように、泉州では、もともと多数の世帯が綿糸生産に従事していたばかりか、その多くは耕地を所有していないような貧しい世帯で占められていた。従って、泉南の若い女性たちは、家事奉公に出なかったとすれば、代わりに稼得活動の一環として生家で綿糸生産に従事していた可能性が高い。

図3-4 紡糸工程と織布工程をめぐる関係
大阪市場など



注：相澤正彦[1938]、谷口行男[1950]、前川恭一[1968]、谷本雅之[1998]、4章にもとづいて作成した。

b-2 織布工程

続いて織布工程について説明しよう。まず図3-4に示したように、「棉買い」は、農家に生産させた綿糸を、大阪などの市場に送るため、綿糸を扱う問屋などに売却する一方で、綿糸を近隣の農家や在郷の「織屋」などにも売り渡していたらしい。このうち、綿糸を購入した近隣の農家は、それを自家生産した綿糸と合せて綿布を織り上げ、それを在郷の仲買などに売却して収入を稼いでいた。こうした農家では、前述した泉北の小作農の事例から窺えるように、綿糸生産の場合と同様に、家庭内の女性たちが中心となって綿布生産に従事していたと考えられる。他方、「織屋」もまた購入した綿糸を綿布に織り上げていたが、この「織屋」をめぐるのは不明な点が少なくない。一説には、「織屋」とは、工場制手工業の形態をとって、自宅に何台かの織機を設置し、近隣の農家から「賃織」と呼ばれる織り手を通勤の形で雇入れ、綿布を織らせていた存在であったと想定されている。だが、これとは違

って、「織屋」とは、問屋制家内工業の形態をとって、綿糸を近隣の農家に配給し、それを綿布に加工することを依頼し、その織賃を農家に支払って、織り上がった綿布を回収する存在であったという説明もなされている。この場合、「賃織」と呼ばれる織り手は、「織屋」の許に赴くことなく各世帯にとどまって綿布生産に従事していたことになる⁷⁷。現実には、明治10年代の泉州には、工場制手工業の下で綿布が生産されていたことも、問屋制家内工業の下で綿布が生産されていたことも確認されるから⁷⁸、工場制手工業の形態をとった「織屋」と問屋制家内工業の形態をとった「織屋」とが混在していたのが実態であったらしい。ともあれ、ここでは、「織屋」がいずれの形態をとっていたにせよ、「賃織」として綿布生産に従事していたのは、「女共賃織稼仕候」とあるように⁷⁹、主に近隣の農家の女性たちであったことを指摘しておこう。

以上から、綿布生産に従事していた世帯は、工場制手工業の形で「織屋」を営んでいた世帯、こうした「織屋」の許に「賃織」を通勤させていた世帯、問屋制家内工業の形で「織屋」を営んでいた世帯、こうした「織屋」から綿糸の配給を受けて綿布を生産していた世帯、「織屋」とは無関係に綿布を自家生産していた世帯の5つのタイプに分類することができる。この点を念頭に、前述した幕末の宇多大津村の事例に即して、綿布生産に携わっていた世帯のあり方を検討しよう。まず「織屋」に関して、工場制手工業か問屋制家内工業か、いずれの形態をとっていたかは史料上判然としないので、これらを一括すれば、上記のとに該当する世帯として、同村には、「織屋」を営む世帯が7戸存在していた。もちろん、「織屋」の世帯は、配下に織り手を抱えていた以上、村内で富裕な階層に位置していたとみてよい。続いて、上記の、のタイプの世帯として、「賃織」を「織屋」の許に通わせていた世帯と、「織屋」から綿布生産を委託された世帯との判別もまた史料上困難であるので、両者を一括すれば、同村には、こうした世帯が37戸存在し、このうち、耕地を所有していない世帯は全体の83.8%の31戸に達していた。最後に、にあたる「織屋」とは無関係に綿布を自家生産していた世帯が同村には19戸存在し、その63.2%の12戸が耕地を所有していなかった。以上から、泉州では、「織屋」を除けば、綿布生産に従事していた世帯の多くは、いずれも耕地を所有していなかったことから窺えるように、経済的に下層に位置していたと考えられる。

ところで、宇多大津村には、上記の、のタイプにともに該当する事例として、「賃織」として働く世帯員を抱えると同時に、綿布を自家生産していた世帯が2軒存在し、上述した37、19戸には、この2軒がそれぞれ重複して加算されている。従って、この重複分を除き、さらに「織屋」の7戸を加えると、同村では、タイプは異なるにせよ、綿布生産に従事していた世帯の合計は61戸に達し、これは全戸数の22.9%に相当したことになる。このことは、ほぼ5軒に1軒が綿布生産に携わっていたことを意味するから、この割合は決して低いものではないが、綿糸生産の場合、同様の値は63.5%にも達していた以上、これと比べれば、綿布生産の従事戸数の比率は必ずしも高い水準にあったわけではない。

このように、綿布生産の従事戸数の比率は綿糸生産のそれを下回っていたが、これは紡

糸工程と織布工程との間に次のような労働生産性の格差が存在したためであった。すなわち、幕末から明治10年代に至るまで、紡糸工程と織布工程はともに手作業によって営まれており、働き手1人が原棉から綿布を生産するまでに要した時間に注目すると、紡糸工程に必要な時間は、織布工程のその約7倍にも達していたという⁸⁰。このように、紡糸工程の労働生産性は織布工程と比べて著しく低位にあったため、綿布生産を増大しようとしても、それに原料の綿糸の供給が追いつかず、これが綿布生産の従事戸数の比率を低い水準に抑えていたわけである。これを裏付けるように、幕末の開港後、不足していた綿糸の輸入が開始されると、こうした状況は大きく変容し、泉州では、従来の手紡ぎによる綿糸に加えて、輸入綿糸を用いて綿布生産を増大する動きがみられた。その結果、幕末と比べて、明治10年代に至ると、綿布生産の従事戸数は相当に増加していた。事実、明治17年6月を例にとれば、泉南では、全世帯の2万2,285戸のうち8,100戸が綿織物業に従事していたから⁸¹、全体に占める綿布生産の従事戸数の割合は36.3%まで上昇している。このように、明治10年代には、この地域ではほぼ3軒に1軒が綿布生産に携わっていたことになるから、若い女性たちのなかには、生家で綿布を生産していた者が少なくなかったであろう。

c 就業先の選択

以上から、若い女性たちは、稼得活動に従事するにあたって、他家に家事奉公に出るのか、それとも生家で綿糸や綿布の生産に従事するのか、いずれかを選択する必要に迫られたと考えられる。では、こうした状況の下で、彼女たちはどのような就業行動をとっていたのだろうか。

これについては、若い女性たちの生家が近隣の富裕な世帯などに債務を負っていたことが問題となろう。もちろん、こうした負債の存在が彼女たちの就業先の選択に影響を与えていたわけではないが、そうした負債が存在したため、生家の父兄はその返済に追われていたことは疑いない。また若い女性たちが生家において父兄の監督下に置かれていたことをふまえると、彼女たちが家事奉公に出た場合はもちろん、生家で綿糸や綿布を生産した場合でも、その収入を手にしたのは、働き手本人ではなく、その父兄であった可能性が高い。この点からすれば、父兄は、彼女たちの稼いだ収入によって債務を返済し、生家の家計収支を好転させることができたであろう。そのため、彼女たちの就業先の選択には、生家の父兄の意向が強く反映されたに違いない。すなわち、父兄は、生家の家計収支の好転をはかるため、彼女たちをなるべく多くの収入を得られる職種に就業させようとしたはずである。もっとも、彼女たちの稼いだ収入のうち、一部については、小遣や結婚資金に充てるため、彼女たちがそれを自らの取り分として確保することが許されていた可能性がある。だが、この場合でも、彼女たちにとって、自分の取り分を増やすためには、多くの収入を得られる就業先で働いた方が有利であったことはいままでの議論からいえる。以上をふまえると、若い女性たちは、就業先を選択するにあたって、どれだけ多くの収入を稼ぐことができるかに強い関心を抱いており、こうした収入の多寡は、父兄にとっても、彼女たちの就

業先を決定するうえで重要な関心事となっていたと考えられる。

c-1 家事使用人の在勤状況

上記をふまえて、若い女性たちの就業行動を窺う手掛かりとして、廣海家の家事使用人の在勤状況をまとめた図3-1に改めて注目しよう。これによれば、数年程度在勤する者もあれば、数ヶ月程度で退勤する者もあるというように、在勤期間は人によって長短さまざまであった。この点からすれば、家事使用人の雇用契約は1年もしくは半年の在勤を前提として結ばれるのが一般的であったが、実際には、雇用期間をはじめ、雇入れの条件は人によって異なっており、それが在勤期間のばらつきに反映されたのではないかという疑問が湧く。そこで、在勤期間の異なる対照的なケースとして、同時期に在勤した11番の「ひさ」と7番の「ひさ」の事例に注目しよう⁸²。まず11番の「ひさ」は、雇入れから1年も経たないうちに退勤し、その在勤期間は3ヶ月程度にすぎなかったのに対し、7番の「ひさ」は、雇入れられてから退勤するまで約2年5ヶ月間在勤し、乳母から下女に雇い替えされた時点から退勤までの期間に限っても、下女として約1年1ヶ月間働いていた。しかし、両者の雇用記録には、雇入れの条件をめぐって大きな違いは認められない。まず11番の「ひさ」の記録には、乳母という記載はないので、彼女は下女として雇入れられたと考えられ、「一年給金九円定」とあるように、給金は年給によって定められていた。一方、7番の「ひさ」もまた、先の史料3-1にみたように、給金は年給の形で規定され、下女として働いていた期間についていえば、11番の「ひさ」の給金とほぼ同水準の「一年給八円」を支給されていた。この点から窺えるように、廣海家では、乳母と下女との違いを別とすれば、働き手はいずれもほぼ同一の条件の下に雇用されていたと考えられる。

にもかかわらず、現実には、在勤期間は人によって長短さまざまであったが、それでも全体としてみれば、在勤期間の時期的な変化について、以下の傾向が読み取れよう。すなわち、明治10年代を前半と後半とに大別すれば、前半には、数年程度働いていた長期の在勤者が存在する一方で、雇入れから1年以内に退勤するような短期の在勤者が続出していたのに対し、後半には、そのうち短期の在勤者の数が減少することで、全体に占める長期の在勤者の比率が高まる傾向が認められる。事実、明治11年から15年までを前半、16年から20年までを後半とし、例外的な存在である1番の「治郎吉」を除けば、前半には、計17名の在勤者が存在し、在勤期間の平均は15.54ヶ月であったが、後半には、同様の値は11名、20.71ヶ月であったから⁸³、前半には、働き手の入替りが激しく、在勤期間もまた短期化していたのに対し、後半には、働き手の入替りが減少し、在勤期間は長期化していたことが窺えよう。この点からすれば、明治10年代前半と後半とでは、若い女性たちの就業行動には何らかの変化が生じていたのではないかと考えられる。

もっとも、それに先立って家事使用人の雇主側の行動を検討しておこう。家事使用人の給金は日割計算で清算されていた以上、廣海家は、働き手を次々に解雇し、新たな人手を雇入れるという行為を繰り返したとしても、給金の支払などをめぐって損失を蒙ることは

なかったからである。従って、同家が、気に入らない働き手については、雇入れから短期間のうちに解雇し、気に入った働き手については、長期の在勤を認めたとすれば、家事使用人の在勤期間は働き手によって長短さまざまであったことになるし、明治10年代前半には、同家が働き手の解雇と雇入れを繰り返す、逆に後半にはそうした行動を差し控えたとすれば、10年代前半と後半とで家事使用人の在勤状況に違いがみられたとしてもおかしくはない。ただし、そうした行動をとるためには、雇主にあっては、働き手を解雇しても、すぐに人手を補充しうる条件が整っている必要があった。けれども、働き手の入れ替わりが激しい明治10年代前半を例にとれば、廣海家の家事使用人の給金は上昇傾向にあり、たとえば明治12年から14年にかけて、下女の給金は1.61倍の伸びを示している⁸⁴。当時、物価は上昇していたが、この間の物価上昇率は1.26倍にすぎなかったから⁸⁵、下女の給金の伸びは物価上昇率を大幅に上回っていた。もちろん、廣海家が人手を容易に確保できたとすれば、こうして給金を引き上げる必要はなかったはずである。従って、明治10年代前半には、同家は、逆に人手の確保に苦慮していたからこそ、給金を引き上げざるをえなかったわけである。こうした状況の下では、廣海家が働き手を次々に解雇し、新たな人手を補充できたとは考え難い。この点からすれば、雇主側ではなく、むしろ働き手側の動向こそが家事使用人の在勤状況を左右していたことになる。

では、働き手である女性たちはどのような行動をとったのだろうか。まず泉南では、家事使用人を雇用していたのは廣海家に限られていたわけではなく、他の富裕な世帯もまた家事使用人を必要としていた。従って、若い女性たちとその父兄にとって、多くの収入を得ることは重要な関心事であったから、父兄は、すでに彼女たちが家事奉公に出ていたとしても、現在の奉公先よりも給金の水準の高い奉公先がみつければ、なるべく多くの収入を稼ぐため、新たな奉公先に移るように彼女たちを説得し、彼女たちもそれに応じて奉公先を替えていた可能性がある。この点からすれば、廣海家では、明治10年代後半はともかく、明治10年代前半についていえば、当時、家事使用人の入れ替わりが激しく、その在勤期間が短期化していたのは、働き手が奉公先を頻繁に移動していたためではないかという疑問が湧く。

これについて、手掛かりとして次の事実に注目しよう。まず貝塚近郊の農村部の鳥羽村に所在した永橋家は、雇用期間の規定として特異な事例となるが、「明十四年旧十二月より未明治十五年中旧三月迄」の4ヶ月間、日根郡石才村の「きく」を雇入れた際、「三圓五十銭」を支給しているから、年給に換算すると、彼女の給金は10円50銭に相当した⁸⁶。「きく」の肩書きや仕事などは不明であるが、泉南の女性はあまり農業に携わっておらず、雇入れが冬期の農閑期になされたことをふまえると、永橋家は、農村部に居住していたものの、「きく」を農業ではなく、むしろ下女として家事に従事させるために雇入れた可能性が高い。この点を念頭に、廣海家の事例をみると、同時期の明治15年初頭に下女として雇用された15番の「ひさ」には、上記の「きく」の給金とほぼ同水準の「壹年給金十円」が支給されていた⁸⁷。他方、もう一つのケースとして、廣海家と同じ貝塚に所在した吉村家は、明治16年「旧十月」

に日根郡牧野村の「まさ」を「半ヶ年之間」雇入れた際、「四圓」を支給しているから、年給に換算すると、その給金は8円に相当したことになる⁸⁸。「まさ」の肩書きや仕事もまた定かではないが、吉村家は、油などを扱う商家であったから⁸⁹、廣海家と同様に、下女として家事に従事させるために「まさ」を雇用したのであろう。これについても、廣海家では、同時期の明治16年「三月四日」に雇用された19番の「むめ」には、上記の「まさ」の給金と同じ「年給八円」が支給されていた。以上をふまえると、廣海家と同様に、他の富裕な世帯もまた、家事使用人を雇入れるにあたって、同じ泉南一帯から働き手を募集しており、その家事使用人の給金には一定の相場が形成されていたことが分かるだろう。この点は、永橋家にも吉村家にも該当するから、農村にせよ町場にせよ、それほど変らなかったと考えてよい。

もっとも、こうして給金に相場が形成されていたのは、そもそも家事使用人が少しでも高い給金を求めて奉公先を移動していたためではないかという疑問が湧く。その場合、高い給金を提示した雇主の下には、働き手が殺到するため、そうした雇主は、人手の確保に事欠かない以上、給金を引き下げようとしたのに対し、逆に低い給金を提示した雇主の下には、人手が集まらないので、そうした雇主は給金を引き上げて働き手を雇入れようとした結果、雇主たちは揃って同水準の給金を支給するようになったのではないかと考えられるからである。だが、これについては、以下の点が問題となろう。廣海家の事例によれば、明治14年4月に雇用された11番の下女「ひさ」の年給は9円であったのに対し、明治15年初頭に雇入れられた15番の下女「ひさ」には年給10円が約束されていたから、同家の下女の給金は明治14年から15年にかけて次第に引き上げられていた。しかし、11番の「ひさ」が約3ヵ月半在勤した後に退勤すると、代って13番の「ひさ」が明治14年7月30日に雇入れられているが、その年給は前任者の11番の「ひさ」のそれを下回る8円にとどまっていた⁹⁰。もちろん、家事使用人が高い給金を求めて奉公先を移動していたとすれば、前任者の9円という水準を上回る年給を約束しなければ、廣海家は、そもそも働き手を雇用できなかったはずである。しかし、実際には、それよりも低い給金で働き手が雇入れられた以上、家事使用人が奉公先を頻繁に移動していたとは考え難い。この点からすれば、むしろ家事使用人の雇主たちは、働き手を雇入れる際、労働力の需給状況に応じて給金を各自上下させていた結果、一定の地域内では、自ずから給金の相場が形成されるに至ったと考えるのが妥当であろう。こうした状況の下では、下女たちは、奉公先を移動したとしても、奉公先によって下女の給金には大した違いがなく、収入の増加を期待できなかったから、そもそも奉公先を替わることを差し控えたであろう。ただし、家事使用人のなかには、廣海家の乳母のように、下女よりもはるかに給金の高い職種も存在したから、下女たちは、他家に乳母奉公に出るために退勤したのではないかという疑問が湧く。しかし、乳母は下女と違って特異な存在であったから、働き手には、乳母奉公に出る機会が豊富に用意されていたわけではない。従って、そのように下女から乳母へと転職するケースは稀にしか存在しなかったであろう。以上をふまえると、いずれにせよ、働き手が奉公先を移動していたことを理由として、家事使用人の入れ替わりが激しかった事実を説明することはできない。

この点からすれば、若い女性たちは、家事奉公に出ること以外に、生家で綿糸や綿布を生産することもできたから、家事使用人の在勤状況を左右していたのは、同じ家事奉公の動向ではなく、むしろ綿糸や綿布の生産動向であった可能性が高い。実際、明治10年代には、前半の好況、後半の不況というように、前半と後半とで景況が異なっており、それによって泉州一带の綿糸や綿布の生産動向も大きな影響を受けたことが知られている。従って、こうした綿糸や綿布の生産動向の変化が若い女性たちの就業行動を左右し、それが明治10年代前半後半それぞれの家事使用人の在勤状況の違いに反映されたとしてもおかしくはない。また若い女性たちの父兄は、彼女たちの働きによって生家の家計収支を好転させることに多くの関心を払っており、彼女たちにとっても、自分の小遣や結婚資金を稼ぐため、多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であったことを忘れてはならない。そこで以下では、明治10年代を前半と後半とに分けて、彼女たちが家事奉公に出るのか、それとも綿糸や綿布を生産するのか、それぞれの場合について、彼女たちとその父兄とがどの程度の収入を手にしえたのかを検討しよう。

c-2 明治10年代前半の状況

明治10年代前半の好況期の状況を検討することからはじめよう。

(1) 家事使用人

最初に、廣海家の事例に即して家事使用人の動向に注目しよう。まず特別な存在である乳母を別として、明治14年頃を例にとれば、廣海家の下女には、7番の「ひさ」と11番の「ひさ」に即して説明したように、年給8円もしくは9円が支給されていた。同家では、この地域の相場となる水準の給金が支払われていたから、他家の下女にも同程度の給金が支給されていたとみてよい。また給金以外にも、家事使用人には、一般に仕着や心附などの各種給付が与えられたことが知られている。では、こうした各種給付はどの程度の金額にのぼっていたのだろうか。これについて、廣海家を例にとれば、正月と盆に支給される祝儀を除けば、各種給付は不定期に与えられたにすぎず、給付の回数自体もそれほど多くはなかった。たとえば、先の史料3-1をみると、7番の下女「ひさ」には退勤に際して「品物」が与えられているが、こうした給付は、すべての働き手ではなく、長期の在勤者に限って支給されたにすぎない。この他にも、廣海家の場合に限らず、家事使用人は一般に住込の形で働いていたから、藪入として働き手には時折生家に帰る機会が与えられ、その際、心付などが手渡されたことが知られている。史料的制約から明治10年代前半の状況は不明であるが、廣海家には、明治22年には「下女ムメ ヤブ入心附」として「十五銭」が支払われた記録が残されている⁹¹。もっとも、家事使用人は稀にしか藪入を許されず、上記の「ムメ」は最低でも2年4ヶ月以上在勤したことが確認されるのに⁹²、この間に彼女が藪入した記録は上述した一件しか認められない。これらの事例から、各種給付に関して次のように見積もっておこう。まず明治20年には、廣海家では、下女には正月と盆に10銭ずつ計20銭の祝儀が

与えられた記録が残されているので⁹³、明治10年代前半にも同程度の金額が支給されていたと考えよう。また家事使用人は敷入を減多に許されなかったから、下女には年間に1度だけ敷入の機会が与えられ、その際、心付として15銭が支給されたと想定しよう。以上に加えて、そもそも給金として年給8円が約束されていたとすれば、給金と各種給付とを合せて、下女には年間で総額8円35銭が支給されていたことになる。もちろん、実際には、祝儀や心付の金額は上記の値とは若干異なっていた可能性もあるが、いずれにせよ、各種給付の総額は給金と比べて小額にすぎなかったと考えられるから、そうした誤差の存在はあまり問題にはならないであろう。

また家事奉公は住込を基本とした以上、食費など、家事使用人の生活費は奉公先の雇主が負担していた。従って、働き手である女性たちを家事奉公に出せば、生家の父兄は、口減らしとして彼女たちの生活費分だけ家計支出を減少させることができた。これが逆に生家の家計収入の増加に直結したことはいうまでもない。では、そうした口減らしによる収入はどの程度の金額に達していたのだろうか。これについて、泉州一帯の貧しい世帯の生活状況を知る手掛かりとして、前述した明治34年における泉北の小作農の事例に注目しよう。この小作農の世帯では、現物の消費分を含めて生活費の総額は年間で196円20銭であったから、これを9名の家族構成員によって頭割りにすれば、1人あたりの年間の生活費は21円80銭にのぼっていた。もっとも、この世帯の場合、壮年の夫婦を除けば、残る7名の家族構成員は、もともと生活費があまり必要とされない高齢者と幼年者で占められていたから、たとえば食扶持のかさむ働き盛りの成人男子の生活費としては、この21円80銭は間違いなく過小であったとみてよい。だが、ここでは、家事使用人の予備軍となる若い女性たちが対象となるから、働き盛りの成人男子と比べて、彼女たちにはそれほど多くの生活費が必要とされたとは考え難い。この点からすれば、この21円80銭を若い女性1人あたりの年間の生活費とみなしても差支えあるまい。ただし、ここで対象とした明治14年から34年にかけて、物価水準は1.13倍、1人あたりの消費支出は実質で1.53倍上昇している⁹⁴、これらによって補正すれば、14年頃には、貧しい世帯で暮らしていた若い女性1人あたりの生活費は年間に12円60銭9厘程度であったと推計される。

以上から、若い女性1人が下女奉公に出た場合、彼女とその父兄の手にした収入は、給金と各種給付と生活費の減少分とを合せて、年間に総額20円95銭9厘程度にのぼっていたことになる。

(2) 綿布生産

では、若い女性たちが、家事奉公に出る代わりに、綿糸や綿布の生産に従事した場合はどうであろうか。最初に、綿布生産について検討しよう。まず堺県では、明治6年には約130万反、翌7年には約72万反の綿布が生産されていた⁹⁵。堺県の範囲は、泉州、すなわち和泉国に加えて河内国にも及んでいたから、そのうち泉南地方に限れば、泉南の生産量は上記の値を間違いなく下回っていたことになる。だが、その後、明治17年には、泉南だけ

で上述した堺県の生産量を上回る約169万反もの綿布が生産されている⁹⁶。従って、この間の明治10年代前半には、泉南では綿布生産が急激に増大していたと考えられる。

こうした状況の下で、若い女性たちは、どのように綿布生産に従事していたのだろうか。もっとも、この点は、彼女たちの生家の事情によってさまざまであったに違いない。なぜなら、当時の家庭内の女性たちは、綿布生産などの稼得活動以外に家事労働にも従事する必要があったからである。明治34年の事例となるが、前述した泉北の小作農を例にとれば⁹⁷、この世帯では、家事のうち、11歳の長男が幼い兄弟姉妹の「子守」に従事していたものの、それ以外の仕事については、世帯主の妻か母かは資料上判然としないが、いずれにせよ、家庭内の女性「一人」が「炊事」などを担当していたという。従って、とくに女手が不足した世帯では、家庭内の女性たちは、稼得活動を控えてまで家事労働に従事する必要に迫られたはずである⁹⁸。そのため、家事奉公は住込を基本としていた以上、女手が不足した世帯にとって、娘を他家に家事奉公に出すことは、貴重な家事の担い手を失うことを意味していた。従って、そうした世帯は、家庭内の女性たちを家事奉公に出すことを差し控えたに違いない。従って、女手の不足した世帯の下で暮らしていた女性たちには、生家にとどまり、家事の合間を縫って綿糸や綿布を生産すること以外に、就業先を選択する余地は残されていなかった。もちろん、ここでは、若い女性たちが家事奉公に出るのか、それとも綿糸や綿布の生産に従事するのか、いずれを選択したのかが問題となる以上、女手の不足など、家庭の事情から、そもそも就業先を選ぶことさえできなかった女性たちについては、分析の対象から除外するのが妥当であろう。逆にいえば、むしろ女手の余っていた世帯の下で暮らしていたため、他家に家事奉公に出ることも、生家で綿糸や綿布の生産することもできた女性たちの動向こそが分析されねばならない。

では、そのような女性たちを対象とした場合、彼女たちとその父兄は、綿布生産によってどの程度の収入を手にしたのだろうか。これについて、少数の「織屋」は別とすれば、工場制手工業の形態をとった「織屋」の下に「賃織」を通わせていた世帯、問屋制家内工業の形態をとった「織屋」から綿布生産を委託されていた世帯、「織屋」とは無関係に綿布を自家生産していた世帯の動向が注目されねばならない。このうち、と の綿布を自家生産していた世帯の動向はよく分からないので、さしあたり、 の世帯の動向を手掛かりに検討しよう。実は、 のタイプの世帯は、「織屋」から綿布生産量に応じて織賃を受け取っていたから、綿布生産量と織賃の水準さえ判明すれば、両者を掛け合わせることで、各世帯が綿布生産によって手にした収入を求めることが可能となる。この点を念頭に、まず綿布生産量についてみれば、泉州では、明治10年代には、織り手1人が1日に最大で2反程度の綿布を織り上げることができたという⁹⁹。ここで注目すべきは、女手の余った世帯の下で暮らしていた女性たちの動向であり、彼女たちは、家事奉公に出ることなく生家にとどまったならば、家庭内には女手が余っていた以上、家事を担う必要もなく、持てる時間の多くを綿布生産に費やすことができたであろう。従って、彼女たちは、年間を通して毎日2反の綿布を織り上げたとすれば、365日に2反を乗じて、1人あたり年間に730反の綿

布を生産することが可能であった。

しかし、明治10年代には、泉南における綿布生産量は増加していたものの、現実には、織り手が年中綿布生産に従事していたケースはほとんど存在しなかった。その根拠として、ここでは1戸あたりの平均的な綿布生産量に注目しよう。まず資料的制約から明治10年代前半の状況はよく分からないので、10年代後半の事例となるが、明治17年上半期を例にとれば、泉南では、綿布生産の従事戸数は8,100戸、綿布生産量は108万8,085反にのぼっていた¹⁰⁰。ただし、明治10年代の状況として、ここで対象とされた世帯の内訳はさまざまであった。そのため、1戸あたりの生産量をどう規定するかをめぐって、以下の問題が発生する。まず綿布を自家生産していた世帯については、織り手が生産した綿布の量が織り手の帰属する世帯の生産量を示すことはいうまでもない。この自家生産の事例にならえば、問屋制家内工業の場合、織り手は各世帯で綿布を生産していたから、織り手の生産した綿布の量は織り手の帰属する世帯の生産量と位置づけられるのに対し、「織屋」は生産に直接関与しなかったから、まったく綿布を生産していなかったことになる。では、工場制手工業のケースはどうであろうか。この場合、本来ならば、「織屋」は織り手を雇入れて綿布を生産していた以上、織り手の生産した綿布の量は「織屋」の生産量をあらわし、他方、織り手の帰属する世帯は、織り手を「織屋」の下に通わせたにすぎないから、綿布を生産していなかったことになる。だが、ここでは基準を統一するため、工場制手工業の場合も、自家生産の事例にならって、織り手の生産した綿布の量を織り手の帰属する世帯の生産量とみなし、「織屋」は綿布を生産していなかったと考えよう。以上の方針に従えば、工場制手工業が問屋制家内工業か、いずれの形態をとっていたにせよ、「織屋」は綿布を生産していなかったことになるから、先の8,100戸から「織屋」の世帯を除外する必要がある。そこで、先の宇多大津村の事例に注目すると、綿布生産の従事戸数のうち「織屋」の世帯は11.5%を占めていたから、この比率にもとづき、8,100戸から「織屋」を除けば7,169戸という値が求められる。従って、明治17年上半期の半年間に、7,169戸が108万8,085反の綿布を生産したとすれば、1戸あたりの平均的な生産量は151.8反にのぼっていた。この値は、織り手の帰属する世帯が1戸につき平均してどの程度の量の綿布を生産したのかを意味している。

ところで、女手の余った世帯において、手の空いた女性1人が毎日2反ずつ綿布を織り上げていたならば、それだけで1戸あたりの半年間の綿布生産量は365反に達したことになる。従って、こうした世帯が少なくなかったとすれば、1戸あたりの半年間の平均的な生産量は、先の151.8反を大幅に上回り、365反に近接した値を示していたはずである。もっとも、明治10年代後半の不況によって、明治17年の上半期から下半期にかけて、綿布生産量は実に44.5%、綿布生産の従事戸数は18.3%も減少しているから¹⁰¹、これほど急激ではなかったにせよ、明治10年代前半の好況期から問題の明治17年上半期に至るまでには、1戸あたりの平均的な綿布生産量は次第に減少していた可能性がある。つまり、先の151.8反は、あくまで明治17年上半期の値である以上、明治10年代前半の好況期の値としては過少である。だが、それでも151.8反は365反の半分にも満たないから、明治10年代前半

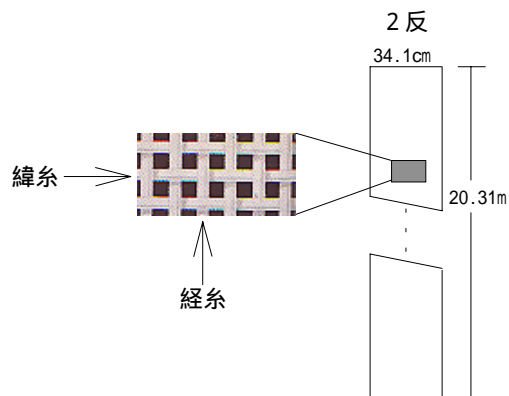
においても、手の空いた女性が一年中綿布生産に専念していたような世帯は、ほとんど存在していなかったであろう。

では、若い女性たちはどの程度の量の綿布を生産していたのだろうか。手掛かりとして、まず織賃の動向に注目しよう。泉南南部に所在する日根郡の近接した上之郷村と檜井村の事例によれば¹⁰²、明治15年には、工場制手工業か問屋制家内工業か、いずれのケースか定かではないが、ともかく1反あたり4銭5厘程度の織賃が支払われていたという。もっとも、織賃の水準は綿布の市況に左右され、綿布の市況は景気動向の影響を受けたので、景気動向と織賃との関係に注目すれば、明治15年は、好況から不況へと景気動向が転換する境目にあたるものの、この頃には、いまだ不況は深刻化していなかったから、明治15年頃の織賃の水準には、明治10年代前半の好況期の水準が反映されているとみてよい。そこで、明治10年代前半には、泉南では織賃は1反あたり4銭5厘程度で推移していたと考えよう。ところで、当時、先の廣海家の事例によれば、女性1人が下女奉公に出た場合、彼女とその父兄が手にした収入は年間に総額20円95銭9厘程度にのぼっていた。この20円95銭9厘を4銭5厘で除した値は466反となるから、織賃が1反につき4銭5厘で推移していたならば、女性1人が年間に466反の綿布を生産した場合、彼女とその父兄は、彼女が下女奉公に出た場合と同程度の収入を手にしえたことになる。先の明治17年上半期の事例と同様に半年間の値とすれば、466反は233反となり、233反は、前述した1戸あたりの平均的な生産量である151.8反に比較的近い水準に位置している。この点からすれば、明治10年代前半には、泉南には、女性1人が半年間に233反、1年間には466反程度の綿布を生産していた世帯が数多く存在した可能性がある。そこで、女手の余った世帯では、手の空いた女性1人が年間に466反程度の綿布を生産していたとしよう。この場合、織賃が1反につき4銭5厘であったとすれば、彼女とその父兄は、綿布生産によって年間に20円97銭の収入を得ていたことになる。

また若い女性とその父兄は、さらに以下の手段を用いて収入を稼いでいた。明治10年代の泉州では、工場制手工業のケースは別として、綿布が自家生産されていた場合、問屋制家内工業の下で綿布が生産されていた場合、各世帯は、本来使用すべき綿糸の量を意図的に減らし、余った綿糸を不正に着服していた¹⁰³。具体的には、明治30年代の事例となるが、泉州では、2反の綿布を1単位として取り扱う慣行があり、各世帯は、2反の綿布を生産した際、「七百筋ノ縦糸ヲ或八六筋或八八筋ヲ私シ又十五総ノ緯糸ヲ十四総シカ織込マサル等ノ事ヲ為シ」ていたという¹⁰⁴。図3-5のように、そもそも綿布は経糸と緯糸とが交差したものに他ならず、2反とは幅34.1cm、長さ20.31mの綿布を指す¹⁰⁵。この点を念頭に、上記の引用に戻れば、「七百筋ノ経糸」とは幅34.1cmに700本の経糸が並べられていたことを、「十五総ノ緯糸」とは2反の綿布を生産するに際して本来使用すべき緯糸の量を示している。1総とは、767.76mの綿糸を取り扱いに便利のように巻き取ったものを指し、2反の綿布を織り上げる場合、長さ20.31mの綿糸を700本並べたわけだから、その経糸の使用量を総数に換算すると、約18.5総の綿糸が必要であり、「七百筋」のうち「八筋」が「私シ」された場合、

18.5総の経系のうち0.2総分が着服された計算となる。他方、緯糸については、「十五総」から「十四総」を差し引き、1総が着服されたから、各世帯は2反の綿布を織り上げるごとに計1.2総の綿糸を手にしえた。従って、各世帯は、年間に466反の綿布を生産したならば、計279.6総の綿糸を着服していたことになる。また2反の綿布を生産するのに、経糸と緯糸にそれぞれ18.5、15総の綿糸が必要であったから、279.6総の綿糸からは、16.69反の綿布を生産することが可能であった。そして、明治15年の大阪市場を例にとれば、泉州産の綿布は1反あたり42銭5厘程度で取引されていた¹⁰⁶。もちろん、綿布は各世帯から在郷の仲買に売却され、それが大阪市場で取引された以上、各世帯が綿布を仲買に売却する価格は大阪市場のそれを下回っていたであろう。従って、実際には、42銭5厘は過大となるものの、さしあたり、1反あたり42銭5厘で16.69反の綿布を在郷の仲買に売却できたとすれば、それによって各世帯は7円9銭3厘の収入を手にしたことになる。

図3-5 綿布の構造と規格



出所：綿布の構造については、『木綿』、11頁、「平織」を使用。
 注：いうまでもなく、反数が増えれば、幅は変わらず、長さが伸びるわけである。

(3) 綿糸生産

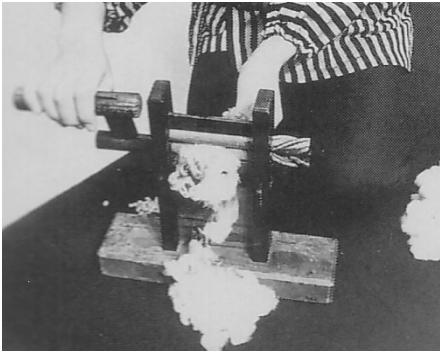
若い女性1人が年間に466反の綿布を生産したとすれば、1日に2反の綿布を織り上げていた場合、彼女は年間に延べ233日間しか綿布生産に従事していなかったことになる。だが、これは、彼女が1年のうち残りの期間を無為にすごしていたことを意味するわけではない。泉州には、「女共糸稼賃織仕候」とあるように¹⁰⁷、綿布生産のみならず、綿糸生産にも携わっていた世帯が少なくなかったからである。実際、先の宇多大津村の事例によれば、「織屋」を除いた綿布生産の従事戸数は54戸にのぼっていたが、その42.6%の23戸が同時に綿糸の生産を行っていた。この点からすれば、若い女性たちは、綿布生産に携わっていなかったときには、綿糸生産に従事していたと考えられる。では、彼女たちとその父兄は、綿糸生産によってどの程度の収入を得ていたのだろうか。これについて、綿糸生産に従事していた世帯のうち、綿糸を自家生産していた世帯の動向は定かではないが、「棉買い」の下で綿糸を生産していた事例に注目すると、各世帯は、「棉買い」から配給された原棉を綿

糸に仕上げることで加工賃を支給され、その際、原棉の加工量に応じて加工賃が支払われたことが知られている。従って、その場合、原棉の加工量と加工賃の水準とが分かれば、各世帯が綿糸生産によってどの程度の収入を得ていたのかが判明する。そこで以下では、「棉買い」の下で綿糸を生産していた世帯を例にとって検討しよう。

まず原棉の加工量について、泉南では、幕末には「原棉三十五匁」を加工する作業が「一工」とされていたという¹⁰⁸。ただし、紡糸工程については、織布工程と違って、働き手1人の1日の作業量が定かではないので、手掛かりとして、働き手1人が「一工」分の「原棉三十五匁」を綿糸に仕上げるまでに、どの程度の時間が必要であったのかを検討しよう。最初に、図3-6によって原棉から綿糸を生産する過程を説明しておこう。はじめに、各世帯では、棉繰器を用いて、原棉から種子を除き、綿の繊維の塊である繰綿を製造する作業が行われていた(図3-6[1])。続いて、専用の弓を用いて、その弦の振動によって繰綿をほぐし、それを綿糸に整形しやすいように加工する作業が必要であった(図3-6[2])。ただし、この作業は綿打ちと呼ばれ、これには特殊な技能が必要であるため、村々には専門の綿打職人が存在し、各世帯はこうした職人に綿打ちを委託していた。そして、綿打職人は、各世帯を巡って、工賃を受け取っては綿打ちを行っていたという。それが終わると、各世帯では、綿の繊維を片手で握れるほどの大きさのジンキという円筒形の塊に整形し(図3-6[3])、糸車を用いて、ジンキから綿糸を紡ぎ出す作業が行われていた。その際、紡ぎ手は、左手にジンキを握り、右手で糸車を回転させ、その回転によって、ジンキから糸を引き出しては、それに撚りを加えて巻き取るという作業を繰り返していた(図3-6[4])。もっとも、ジンキのサイズから窺えるように、綿糸を紡ぎ出す作業は小口にしか行えないため、働き手は、紡ぎ出した糸をつないで長い糸にし、それを木枠に巻き取る必要があった(図3-6[5])。最後に、取扱いに便利な総糸と呼ばれる形態に仕上げるため、各世帯では、綿糸を木枠から外してたすき状にまとめ(図3-6[6])、それを煮沸して糸の形状を固定する作業が行われていた。

図3-6 綿糸の生産過程

(1)原棉を繰綿に加工

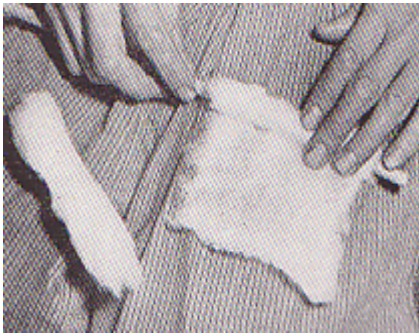


棉繰器のローラー部分にはわずかな隙間が設けられており、ローラーを回転させながら、その隙間に原棉を通すと、種子は隙間を通過できないので、綿の繊維のみが前方に送り出される。

(2)綿打ち



(3)綿の繊維をジンキに加工



竹べらなどを用いて綿の繊維を巻き取り、それをジンキと呼ばれる円筒形の塊に整形する。なお、左にあるのがジンキである。

(4)ジンキから綿糸を紡ぎ出す



働き手が操作しているのが、糸車である。

(5)小口に紡ぎ出した綿糸をつなぎ、それを木枠に巻き取る



(6)仕上がった総糸



これは、巻き取った綿糸を木枠から外し、それを捻ってたすき状にまとめたものである。これを、さらに煮沸して糸の形状を固定した。

出所：(1)『産業技術記念館 総合案内』、31頁。

(2)『機織彙集』。

(3)『木綿』、7頁。

(4)(5)佐貫尹・佐貫美奈子[1997]、37、41頁。

(6)『かわちもめん』、5頁。

上記の作業のうち、ジンキから綿糸を紡ぎ出す工程に限れば、所要時間が以下のように

判明している¹⁰⁹。まず綿糸を紡ぎ出すために必要な時間は、どの程度の太さの綿糸を紡ぐかによって左右され、糸の太さが細くなるほど、作業時間は加速度的に増大したという。これは、ジンキから繊維を糸状に引き出す過程で、糸の太さが細いほど、糸が切れやすいため、時間をかけて慎重に引き出す必要があったからである。ところで、綿糸の太さは番手数であらわされ、番手数が大きいほど糸の太さは細くなり、一般に20番手のものが標準的な太さの綿糸とされていた。幕末から明治前期にかけて、泉州では、11番手程度の太さが紡ぎ出されていたが¹¹⁰、これとほぼ同じ太さの10番手の綿糸を生産する場合、現在、綿糸生産に携わっている専門家の事例として¹¹¹、ある程度経験を積めば、女性1人が1時間に15から16gの綿糸を紡ぎ出すことができるという。また原棉を綿糸に加工する過程では、種子が除かれ、繊維の一部が飛散するため、原棉の全重量の約31%が綿糸に加工されたにすぎず¹¹²、1匁は3.75gにあたるので、「一工」分にあたる「原棉三十五匁」からは40.7gの綿糸が生産されたことになる。従って、1時間に16gの綿糸を紡ぎ出した場合、女性1人が40.7gのジンキを綿糸に加工するためには、約2時間33分の時間が必要であった。

もちろん、ジンキから綿糸を紡ぎ出す過程は、全工程の一部を占めていたにすぎない。しかし、それ以外の工程についてみれば、繰綿を製造する作業は、原棉を棉繰器に通せば自ずから種子と繊維とが分けられるという単純なものであったし、総糸を製造する作業は、つないだ糸を巻き取って煮沸するという簡単なものであった。また綿打ちの作業は、そもそも職人の手に委ねられ、各世帯は、多量の繰綿を用意し、それを綿打職人にまとめて加工してもらったというから、そのうち「一工」分の繰綿を処理するのに要した時間に注目すれば、その作業時間はわずかなものでしかなかったであろう。これに対して、ジンキから綿糸を紡ぎ出す過程では、糸を切断しないように繊維を引き出し、その糸に均等に撚りをかけて形状を整えることなど、働き手は注意深く作業を進める必要があった。この点からすれば、ジンキから綿糸を紡ぎ出す作業と比べて、それ以外の作業に多くの時間が割かれたとは考え難い。従って、たとえば1日のうちジンキから綿糸を紡ぎ出す過程だけに半日従事した場合を想定すると、「一工」を単位とすれば、12時間を2時間33分で除した値として、毎日、女性1人が4.72工分の作業を遂行できたことになる。

もっとも、働き手は他の作業にも従事していたし、仕事の合間にはある程度の休みをとっていたから、実際には、1日の作業量として4.72工は過大であろう。まず明治15年を例にとれば、泉南の全戸数は2万1,804戸であり¹¹³、先の宇多大津村の事例によれば、全戸数の60.6%が綿糸生産に従事していたから、この割合にもとづけば、明治10年代前半には、泉南では1万3,213戸が綿糸を生産していたことになる。また明治11年から15年にかけて¹¹⁴、泉州における実棉の生産量は平均して年間で165.2万斤程度に達していた。このうち11、12年については、その内訳が判明しており、それによれば、泉州全体の生産量の約31.5%が泉南で産出されていたから¹¹⁵、泉南における実棉の平均的な年間の生産量は52万斤と推計される。さらに主要港における取扱記録によって、手紡糸の原料となった繰綿の移出入に注目すれば、15年の値しか分からないが、泉南から繰綿が移出された記録はなく、逆に泉

南へは4万4,891斤の繰綿が移入されていた¹¹⁶。原綿から繰綿を製造する過程では、種子が除かれるため、原綿の全重量の約36.6%が繰綿に加工されたにすぎないから¹¹⁷、移入された4万4,891斤の繰綿は12万2,653斤分の原綿に相当した。そこで、52万斤と12万2,653斤とを合せて、64万2,653斤の原綿を1万3,213戸の世帯が綿糸に加工したと想定すると、1斤は160目(匁)にあたるので¹¹⁸、1戸あたりの平均的な年間の原綿加工量は7,782匁と推計される。これに対して、家庭内の女性1人が年間に延べ233日間は綿布を生産し、残りの132日間は綿糸生産にあたり、1日につき4.72工の作業をこなしたとすれば、それだけで1戸あたりの原綿加工量は2万1,806.4匁にも達していたことになる。この値は7,782匁の2.80倍にも相当するから、実際には、女性1人あたりの1日の作業量は4.72工を大幅に下回っていたと考えるのが妥当であろう。ただし、作業量の詳細は定かではないので、2.80倍という値を考慮すると、依然として過大となるきらいはあるが、さしあたり、4.72工の半分を目安として、女性1人が1日に2.5工程度の作業をこなしていたとしよう。

他方、加工賃に関して、明治15年5月には、泉州では「百目の績き賃」は「上五銭位」であったという¹¹⁹。これが原綿100目(匁)の加工賃を示すとすれば、加工賃は綿糸の市況に左右されて上下していたが、「上」との表現から窺えるように、「原綿三十五匁」分の作業量「一工」あたりの加工賃は、最高で1銭7厘5毛程度に達していたことになる。そこで、明治10年代前半には、「一工」あたりの加工賃はこの程度の水準で推移していたとしよう。

以上から、女性1人が1日に2.5工の作業をこなし、その加工賃が「一工」につき1銭7厘5毛であったならば、綿糸生産による1日の収入は4銭3厘8毛にのぼっていたことになる。綿布生産の場合、女性1人が1日に2反の綿布を織り上げ、1反につき織賃が4.5銭であったとすれば、1日の収入は4銭3厘8毛を上回る9銭にも達していたから、若い女性たちは、綿糸よりも綿布の生産を優先し、綿布の需要が乏しい場合に限って綿糸を生産した可能性が高い。従って、先に想定したように、女性1人が年間に延べ233日間綿布を生産し、残りの132日間は綿糸生産に従事したとすれば、彼女とその父兄は、綿糸生産によって4銭3厘8毛に132日乗じて年間に5円78銭2厘を手にしたことになる。

ただし、綿打職人に支払う工賃は各世帯の負担とされたから、この分を5円78銭2厘から控除しなくてはならない。これについて、明治10年代前半の状況は不明であるが、幕末の泉州では、綿打職人に1,710目(匁)の繰綿を処理した代金として銀4.19匁が支払われた記録が残されている。その後の維新时期には、物価の高騰によって綿打賃は幕末と比べて2倍程度上昇し¹²⁰、維新时期からまもない明治初年には「一圓八銀二百五十匁」に相当したというから¹²¹、明治初年には、1,710目の繰綿の綿打賃は3銭3厘5毛程度であったと推測される。また繰綿の製造過程では、原綿の全重量の約36.6%が繰綿に加工されたにすぎないから、1,710目の繰綿の原料となる原綿は4,672匁にのぼっていた。以上から、明治初年の状況を対象とすれば、女性1人が1日に2.5工の作業を延べ132日間こなした場合、計1万1,550匁の原綿を処理したことになるから、その分の綿打賃は8銭3厘に達していた。もちろん、明治初年から10年代前半にかけて、綿打賃の水準は変動していた可能性もあるが、綿糸生

産による収入である5円78銭2厘に対して、8銭3厘はわずかなものでしかなかったから、誤差が多少存在したにせよ、ここでは8銭3厘を明治10年代前半の値とみなしても差支えあるまい。そこで、5円78銭2厘から8銭3厘を差し引けば、綿打賃を除いた綿糸生産による収入は5円69銭9厘程度と推計される。

(4) 就業行動と収入との関係

明治10年代前半には、若い女性とその父兄は、彼女が家事奉公に出ることなく生家にとどまって綿布生産に従事したとしても、それによって下女奉公に出た場合と同程度の収入を得ることが可能であり、さらに綿糸を不正に着服したり、綿糸を生産したりすることでも収入を稼いでいた。綿布生産、綿糸の着服、綿糸生産による年間の収入は、それぞれ20円97銭、7円9銭3厘、5円69銭9厘と推計されるから、その合計は33円76銭2厘にのぼっていた。ただし、そのうち、綿糸の着服と綿糸生産による収入については、先の推計の手続きから判明するように、上記の値はいずれも過大である。また先の推計では、女性たちが年中365日間綿布や綿糸の生産に従事していたと想定したが、現実には、彼女たちは正月や盆などにはある程度の休みをとったはずであるから、綿糸や綿布の生産による収入の推計値は、こうした休日分だけ過大であろう。以上をふまえると、綿布生産、綿糸の着服、綿糸生産による収入の合計は、33円76銭2厘を相当に下回っていたに違いない。この点からすれば、若い女性とその父兄は、彼女が綿糸や綿布の生産に従事したとしても、下女奉公に出た場合と比べてはるかに多くの収入を手にしえたわけではなく、実際には、下女奉公による収入をある程度上回る程度の収入しか得られなかったと考えられる。

だが、このことは、家事使用人の雇用動向に以下の影響を及ぼした。まず家事使用人の動向をめぐって、雇入れの局面に限れば、さまざまな状況が想定される。たとえば、雑誌記事などから窺えるように、当時、家事奉公を行儀見習とみなす風潮が存在したから¹²²、父兄は、収入を稼ぐことに加え、行儀見習を目的として、若い女性たちを家事奉公に送り出したとしてもおかしくはない。また家事使用人の多くは縁故によって雇入れられていた以上、縁故のしがらみから雇主の誘いを断りきれず、父兄が若い女性たちを家事奉公に出した可能性があるろう。しかし、彼女たちが家事奉公を続けるうえで、行儀見習や縁故のしがらみなどの要因が、その後も重要な役割を果たしていたとは考え難い。これについては、若い女性たちとその父兄が、逆にそうした要因を重視していた状況を想定してみればよい。この場合、明治10年代前半のように、下女奉公による収入が綿糸や綿布の生産による収入をある程度下回っていたとしても、若い女性たちは、いったん下女奉公に出たならば、行儀見習や縁故のしがらみを重んじて奉公を続けることを望み、父兄もまた、同様に彼女たちに奉公を続けさせようとしたはずである。しかし、現実には、先の図3-1から判明するように、明治10年代前半には、家事使用人のなかには、雇入れから1年も経たずに退勤するような者が跡を絶たなかった。この点からすれば、家事奉公を続けるか退勤するかをめぐって、働き手やその父兄が行儀見習や縁故のしがらみを重視していたとはいえないことに

なろう。

以上から、雇入れの事情はともかく、その後の家事使用人の在勤状況については、次のような説明が可能であろう。まず廣海家の事例によれば、雇入れから短期間のうちに退勤した働き手の雇用記録には、「同人儀逃歸り候」とあるように¹²³、家事使用人が奉公先を飛び出して生家に戻るようなケースが認められる。これに対して、雇主はわざわざ「立腹」したことを記しているから、雇主との折合いの悪さに嫌気が差し、働き手はこうした行動をとったのであろう。だが、若い女性とその父兄にとって、彼女が家事奉公に出た方が、綿糸や綿布の生産に従事するよりも、収入を稼ぐうえではるかに有利であったとすれば、いったん家事奉公に出たならば、たとえ雇主との関係が良好ではなかったにせよ、彼女は奉公先を飛び出すことはなかったであろう。彼女がそうした行動をとったならば、彼女とその父兄は、家事奉公によって多くの収入を手にする機会をみすみす逃すことになるからである。けれども、明治10年代前半のような状況の下ではどうであろうか。この時期、若い女性が生家で綿糸や綿布を生産した場合、それによって得られる収入は下女奉公に出た場合のそれをある程度上回っていた。従って、たとえば下女奉公に出た女性が奉公先を飛び出したとしても、生家に戻って綿糸や綿布を生産したならば、彼女自身、引いてはその父兄もまた、収入面で損失を受けることはなかったわけである。もちろん、父兄は、奉公先を飛び出すなど、彼女の身勝手な行動を咎めた可能性もあるが、いずれにせよ、収入の減少という実害を蒙ることはなかったから、彼女の行動を容認せざるをえなかったであろう。こうした状況の下では、家事使用人が些細な理由から退勤することに対して十分な抑制力が働かなかったことはいうまでもない。そのため、明治10年代前半には、家事使用人のなかには、雇入れから短期間のうちに退勤する者が跡を絶たなかったと考えられる。

c-3 明治10年代後半の状況

では、明治10年代後半の不況期には、どのような状況が展開していたのだろうか。

(1) 家事使用人

まず家事使用人について下女のケースを中心に検討しよう。最初に、給金に関して、明治17年から18年にかけて廣海家に在勤した22番の「まさ」を例にとれば¹²⁴、彼女は下女として雇入れられ、年給6円を支給されていた。これに対して、たとえば明治14年に同家に雇入れられた11番の「ひさ」は、下女として年給9円を約束されていたから、これと年給6円を比べれば、明治10年代後半には年給は33.3%引き下げられたことになる。しかし、物価水準もまた14年から17年にかけて22.7%下落したから、年給の水準は実質的にそれほど低下したわけではない。他方、各種給付に関して、明治10年代後半の状況は定かではないので、ここでは、明治10年代前半の廣海家の場合と同様に、働き手1人につき年間に総額35銭程度が支給されたと想定しよう。その際、もともと各種給付の金額は給金と比べてわずかなものでしかなかったから、各種給付の値をめぐって多少誤差が存在したとしても問題

はあるまい。以上から、10年代後半の不況期には、給金と各種給付を合せて、下女には年間に6円35銭が支給されていたことになる。

続いて口減らしによる収入はどの程度のものであったのだろうか。これについて、明治10年代前半の場合にならって、明治34年における泉北の小作農の事例に即して考えよう。この小作農の世帯では、1人あたりの生活費は年間に21円80銭であったが、ここでも、この値を若い女性1人あたりの年間の生活費とみなすことにしよう。また物価水準と消費水準は、明治15年から16年にかけて、いずれも急落し、以後の不況期にはともに横這いで推移していた。そして、16年から34年にかけて、物価は約1.42倍、1人あたりの消費支出は実質で約1.63倍上昇しているから¹²⁵、これらの変化を考慮すれば、明治10年代後半には、若い女性1人あたりの年間の生活費は9円41銭8厘程度であったと推計される。

このように、明治10年代後半には、若い女性1人が下女奉公に出たとすれば、給金と各種給付と口減らしによる利益を合せて、彼女とその父兄が手にした収入は年間に総額15円76銭8厘程度にのぼっていたことになる。

(2) 綿布生産

では、若い女性たちが綿糸や綿布の生産に従事した場合はどうであろうか。まず綿布生産に関して、明治10年代前半の事例にならって、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯のケースを中心に検討しよう。

前述したように、明治17年の上半期から下半期にかけて、泉南では、綿布生産の従事戸数は18.3%、綿布生産量は実に44.5%も減少している。このように、明治10年代後半には、深刻な不況のため、従事戸数の減少を上回るペースで総生産量が激減した結果、1戸あたりの綿布生産量は明治10年代前半のそれを下回る水準にまで落ち込んでいたとみてよい。実際、「織屋」を除いた1戸あたりの平均的な綿布生産量は、17年上半期の半年間には151.8反であったのに対し、18年下半期の半年間には112.1反にまで低下している¹²⁶。女性1人が毎日2反の綿布を生産した場合、それだけで1戸あたりの綿布生産量は半年間に365反にも達していたことになるが、上記の112.1反と365反との間には相当な開きが存在していた以上、明治10年代後半には、10年代前半と同様に、若い女性たちが年中綿布生産に従事していたような世帯はほとんど存在していなかったであろう。ところで、明治10年代前半には、女性1人が年間に466反の綿布を生産していたと想定したが、10年代前半から後半にかけて、1戸あたりの平均的な綿布生産量が減少していた以上、女性1人あたりの綿布生産量もまた減少傾向にあったに違いない。従って、1戸あたりの平均的な綿布生産量が17年上半期から18年下半期に151.8反から112.1反へと26.2%低下した事実をふまえて、10年代前半から後半にかけて、上記の466反という値もまた同様の減少率を示したと考えよう。それによれば、明治10年代後半には、若い女性たちは1人あたり年間に344反の綿布を織り上げていたことになる。

他方、明治10年代後半には、織賃は10年代前半と比べて著しく低下した。先の上之郷村

と樫井村の事例によれば¹²⁷、織賃は、明治15年には1反につき4銭5厘であったが、17年には1反あたり1銭5厘にまで下落している。その後、ようやく明治19年9月に至ると、「職工賃銭は一機(五疋を言ふ)十七八銭余にて前月に比すれば三割余を増加す」とあるように¹²⁸、この頃の景気動向の好転を反映し、泉南一帯の織賃は急速に上昇していたという。だが、それでも1疋は2反にあたるので、なお織賃の水準は1反につき1銭7厘から1銭8厘程度で推移していたことになる。従って、明治10年代後半には、織賃は1反あたり1銭5厘程度に低下した後、その水準で数年間低迷していたと考えられる。そこで、織賃が1反につき1銭5厘で推移しており、若い女性1人が年間に344反の綿布を生産したとすれば、それによって彼女とその父兄は5円16銭の収入を手にしたことになる。

また綿布生産に従事していた世帯は、綿糸の使用量を減らすことで不正に収入を得ることもできた。明治10年代前半の事例にならえば、女性1人が年間に344反の綿布を生産した場合、綿糸の使用量を減らし、その綿糸を使って12.32反の綿布を織り上げることが可能であった。明治17年の大阪市場を例にとれば、泉州産の綿布は1反につき22銭6厘程度で取引されていたから¹²⁹、前述したように過大な推計となるきらいはあるが、さしあたり、この価格で綿布を在郷の仲買に売却できたとすれば、各世帯は、12.32反に22銭6厘を乗じて年間に2円78銭4厘程度の収入を手にしえたことになる。

以上から、明治10年代後半には、若い女性1人が綿布生産に従事した場合、織賃による収入と綿糸の使用量を減らすことで手にした収入を合せて、彼女とその父兄は、年間に7円94銭4厘の収入を得ていたことになる。

(3) 綿糸生産

次に若い女性たちが綿糸生産に従事した場合を検討しよう。ここでも、明治10年代前半の事例にならって、「棉買い」の下で原棉の賃加工に携わっていた世帯に即して検討しよう。

手掛かりとして、まず1戸あたりの原棉の加工量に注目しよう。最初に、泉南における原綿の生産量に関して、明治10年代後半には16、17年の値が判明しており¹³⁰、両年の年間生産量は平均して33万5,931斤であった。明治10年代前半には、泉南では年間に約52万斤の原棉が生産されていたから、10年代前半から後半かけて、原棉の生産量は相当に減少したことになる。もっとも、手紡糸の原料となる繰綿の移出入をみると、明治10年代後半には、泉南から繰綿が移出された記録はないが、泉南への繰綿の移入量は、15年には4万4,891斤であったのに対し、原棉の生産量の減少を埋め合わせるように、16、17年には平均して11万2,589斤にまで急増している¹³¹。繰綿を製造する過程では、原棉の全重量の約36.6%が繰綿に加工されたにすぎないから、移入された11万2,589斤の繰綿は30万7,620斤分の原棉に相当した。他方、綿糸生産の従事戸数の増減はよく分からないので、明治10年代前半の事例にならって、全戸数の60.6%が綿糸生産に携わっていたとすれば、明治17年における泉南の全戸数は2万2,285戸であったから¹³²、この頃には、1万3,505戸程度が綿糸を生産していたことになる。そこで、明治10年代後半には、33万5,931斤と30万7,620斤を合せて

64万3,551斤の原棉を1万3,505戸の世帯が綿糸に加工していたとすれば、泉南では、1戸あたり平均して年間に7,624匁の原棉を処理していたと推計される。明治10年代前半の同様の値は7,782匁であったから、10年代前半から後半にかけて、1戸あたりの平均的な原棉加工量はほとんど変わらなかったわけである。この点からすれば、働き手1人あたりの年間の原棉加工量、引いては綿糸生産にかかわる作業量もまた変化しなかった可能性が高い。明治10年代前半には、女性1人が1日に2.5工の作業を年間に延べ132日間従事したと想定したから、1人あたりの年間の作業量は計330工にのぼっていた。そこで、明治10年代後半においても、女性1人が年間に330工の作業をこなしていたとしよう。ただし、10年代後半において、女性1人が年間に344反の綿布を生産したとすれば、1日に2反の綿布を織り上げた場合、彼女は1年のうち延べ172日間綿布を生産していたことになるので、残りの193日間は綿糸生産に従事することができた。明治10年代前半には、彼女が綿糸を生産できたのは年間に132日程度であったから、10年代前半から後半にかけて、年間の作業量は変わらなかったとしても、年間の従事日数はかなり増加したわけである。そこで、明治10年代後半には、1日の作業量を減らすなどの調整をしながら、女性1人が1年のうち延べ193日間に計330工の作業をこなしていたと考えよう。

続いて加工賃はどうであろうか。明治10年代後半の加工賃の水準はよく分からないが、この時期、綿布生産の織賃が著しく低下したことからすれば、綿糸生産の加工賃もまた同様に低落したと考えるのが妥当であろう。そこで、明治15年から17年にかけて、1反あたりの織賃が4銭5厘から1銭5厘へと66.7%下落したことをふまえて、綿糸生産の加工賃もまた同じ比率で低落したとすれば、15年には「一工」の作業量に対して1銭7厘5毛が支払われていたから、17年頃には、「一工」につき加工賃は5厘8毛程度で推移していたことになる。もっとも、実際には、「一工」の加工賃は5厘8毛をさらに下回っていた可能性が高い。明治10年代後半には、原棉の生産量が減少し、代って繰綿の移入量が激増していた以上、「棉買い」の下で綿糸を生産していた世帯にとって、「棉買い」から原棉の代りに繰綿を配給されることも少なくなかったと考えられるからである。このように、繰綿が配給された場合、綿糸生産に従事する世帯は、原棉が配給された場合と比べて、原棉から繰綿を製造する必要がないため、それだけ加工賃は引き下げられたとみてよい。しかし、その詳細はよく分からないので、過大な推計となるきらいはあるが、さしあたり、すべて原棉が配給されたとみなし、「一工」につき5厘8毛の加工賃が支払われたと考えよう。そして、綿打賃もまた不明であるが、年間の原棉加工量は変わらなかったから、明治10年代後半においても、その値は10年代前半のそれと同じ8銭3厘であったとしよう。

以上から、若い女性1人が年間に330工の作業をこなし、加工賃が「一工」につき5厘8毛であり、綿打賃の支出が8銭3厘であったとすれば、彼女とその父兄は、綿糸生産によって年間に1円83銭1厘の収入を手にしたことになる。

(4) 就業行動と収入との関係

明治10年代後半には、若い女性1人が下女奉公に出れば、彼女とその父兄は年間に15円76銭8厘程度の収入を稼ぐことができたのに対し、彼女が綿布や綿糸の生産に従事した場合、収入の総額は綿布生産と綿糸生産による収入を合せても年間に9円77銭5厘程度にとどまっていた。しかも、後者の9円77銭5厘のうち、綿糸の使用量を減らすことで得られた2円78銭4厘と、綿糸生産によって得られた1円83銭1厘は、いずれも過大であると考えられるので、現実には、綿布や綿糸の生産によって得られた収入は9円77銭5厘を下回っていたであろう。この点からすれば、下女奉公による収入は、綿布や綿糸の生産による収入を大幅に上回っていたことになる。従って、こうした状況の下では、生家の父兄は、奉公先さえみつければ、若い女性たちを家事使用人として働かせようとし、彼女たちもまた、いったん奉公に出れば勝手に退勤するような行動を差し控えたであろう。実際、この点を裏付けるように、明治10年代後半には、廣海家では、家事使用人の入替りが減少するとともに、その在勤期間は長期化していたことが知られている。

c-4 就業行動の特徴

以上から、明治10年代前半から後半にかけて、景気動向が一変した結果、綿糸や綿布の生産によって得られる収入に変化が生じたことが、若い女性たちの就業行動を左右し、それが家事使用人の雇用動向に影響を及ぼしていたことが分かるだろう。しかし、この点に注目するだけでは、彼女たちの就業行動を説明するうえで、依然として解明できない問題が残されている。

(1) 稼得活動に対する制約要因

先の図3-1が示すように、家事使用人の在勤状況の特徴として、明治10年代前半には、雇入れからまもないうちに退勤する働き手が跡を絶たず、在勤期間は総じて短期化していたのに対し、10年代後半には、そうした短期の在勤者が減少することで、逆に在勤期間は長期化していたことが知られている。だが、家事使用人には下女と乳母という異なったタイプの働き手が存在し、両者の間には、仕事の違いのみならず、給金の違いに象徴されるように、雇用条件においても相当な格差が存在していたことを忘れてはならない。そこで、家事使用人を下女と乳母とに分けて、廣海家の事例に即して、明治11年から15年までを前半、16年から20年までを後半とし、それぞれについて、在勤者の総数と在勤期間の平均を求めれば、その結果は以下ようになる。

まず乳母については、明治10年代前半から後半にかけて、在勤者は7名から2名へと激減したのに対し、在勤期間の平均は19.95ヶ月から52.98ヶ月へと著しく長期化している。従って、乳母の場合、上述した在勤状況の特徴、すなわち10年代前半には、働き手の入れ替わりが激しく、在勤期間が短期化していたのに対し、後半には、働き手の入れ替わりが減少し、在勤期間が長期化するという点がはっきりと現れていることが分かるだろう。一方、下女の場合はどうであろうか。たしかに、下女についても、明治10年代前半から後半

にかけて、在勤者は10名から9名へと減少し、在勤期間の平均は12.46ヶ月から13.53ヶ月へと長期化している。だが、ここで問題となるのは、その変化の度合である。なぜなら、在勤者の人数はわずかに1名減少したにすぎず、在勤期間の平均は1.07ヶ月長期化したにとどまっているからである。この点からすれば、下女の場合、明治10年代前半はもちろん、10年代後半においても、雇入れから間もないうちに退勤する働き手が跡を絶たないという状況には変わりがなかったといつてよい。

では、下女の場合、こうした在勤状況がみられたのはなぜだろうか。この点について、まず雇主側の要因に注目しよう。明治10年代後半に至ると、若い女性とその父兄は、彼女が下女奉公に出た方が綿糸や綿布を生産するよりも、はるかに多くの収入を得られるようになった。その結果、下女奉公を希望する女性たちが増加し、家事使用人の雇主にとって、10年代前半と違って、下女の雇入れがきわめて容易となったため、雇主は、気に入らない働き手については短期間のうちに解雇し、代りの働き手を雇入れることが可能となったのではないかと考えられる。こうした状況の下で、廣海家が次々と働き手を替えていたとすれば、そうした同家の行動が下女の入れ替わりの激しさに反映されたとしてもおかしくはない。もっとも、これについては、給金の水準が問題となろう。明治10年代後半に至ると、廣海家は、下女の給金を引き下げたことが知られている。その際、下女の雇入れがきわめて容易であったとすれば、同家は、それに乗じて下女の給金を大幅に引き下げたはずである。しかし、現実には、たとえば明治14年から17年にかけて、下女の給金は33.3%引き下げられたものの、この間に物価水準もまた22.7%下落しているから、下女の給金の低下率は実質的に13.7%程度の小幅なものにとどまっていた。この点からすれば、明治10年代後半には、同家にとって、下女の雇入れは必ずしも困難ではなかったとしても、働き手を次々と替えることができるほど、人手の確保は容易ではなかったと考えられる。

この点からすれば、雇主側ではなく、むしろ働き手側の動向に注目する必要がある。これについては、働き手である女性たちのライフサイクルを検討せねばならない。なぜなら、彼女たちにとって、多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であったが、実際には、その人生のなかで、もっぱら稼得活動に専念できたのは限られた期間にすぎなかったからである。はじめに、学校教育とのかかわりに注目しよう¹³³。明治期に至ると、富裕な階層に限らず、貧しい階層を含めて、あらゆる世帯を対象として、男女の別を問わず、6歳以上に達した児童を持つ父兄は、一定年限の初等教育を受けさせるため、その児童を小学校などに通わせる義務を負うことになった。とはいえ、当時の初等教育は基本的に有償とされていたので、父兄は、経済的な事情などから、児童に初等教育を受けさせる時期を遅らせたり、就学猶予として児童に初等教育を受けさせなかったりすることも認められていた。そのため、明治19年を例にとれば¹³⁴、泉南では、初等教育を受ける義務を負った女子のうち、実際に初等教育を受けていたか、もしくはそれをすでに修了した者の比率は41.6%にすぎなかったから、逆に初等教育を受けていなかった者が過半を占めていたことになる。しかし、41.6%という水準は決して低いものではなかったから、貧しい世帯のなかには、経済的に

無理をしても、女性たちを小学校などに通わせていた世帯が存在した可能性があるろう。この場合、初等教育を受けている期間、女性たちは通学の必要から稼得活動に専念できなかったことはいうまでもない¹³⁵。では、その際、彼女たちは稼得活動に従事しうる期間をどの程度制約されたのだろうか。女子の場合、初等教育の修了を待たずに退校するケースも珍しくなかったが、ここでは、女性たちが所定の修業年限を終えた場合を考えよう。まず明治10年代には、制度の改変によって、初等教育の修業年限はめまぐるしく変化したが、児童は6歳から14歳にまでの間に一定期間の初等教育を受ける義務を負ったという点は変わりがなかった。ただし、当時の児童は、14歳まで通学する必要があったわけではなく、明治13、14年頃を例にとれば、修業年限の最低期間は3年とされていたから、6歳に達した時点から通学し、3年間で修業年限を終えれば、9歳頃には初等教育を終了できたことになる。従って、実際には、通学の開始時期が数年遅れたり、修業年限が数年延びたりしたとしても、当時の女性たちは、多くの場合、14歳に達する以前に初等教育を終え、以後、生家で家事を担う必要がなければ、もっぱら稼得活動に専念できたと考えられる。

だが、女性たちはいつまでも稼得活動に専念できたわけではない。彼女たちは、未婚を貫くのであればともかく、いずれ結婚したならば、それを契機に稼得活動に専念する生活に終止符を打ち、他家に嫁ぎ、以後、主婦として家事の合間を縫って稼得活動に携わるような生活を送ったと考えられるからである。この点からすれば、当時の女性たちが何歳頃に結婚したのが問題となろう。その際、初婚年齢が重要であることはいうまでもない。まず地域レベルの詳細は不明であるが、大阪府全体で見れば、統計数値の初出となる明治16年には、再婚者の比率が高い中高年層を除き、29歳以下で結婚した女性を対象とした場合、このうち18歳以上の者の占める比率は85.5%にも達していた¹³⁶。もちろん、明治16年は不況の最中にあつたので、経済的な困窮から、女性たちは結婚を遅らせた可能性もあるが、景気が回復した明治21年には、同様の値は78.4%であったから¹³⁷、明治10年代後半の不況によって、女性たちの初婚年齢がとくに晩婚化したとはいえない。従って、明治10年代には、通常、女性たちは18歳以上に達してから結婚したと考えられる。以上をふまえると、当時の女性たちは、14歳でようやく初等教育を終え、18歳に達してすぐに結婚したとしても、最低でも15歳から17歳まで3年間は稼得活動に専念できたことになる。

もちろん、この他にも若い女性たちの稼得活動を制約する問題が存在していた。まず明治10年代には、泉南の女性たちにとって、綿糸や綿布の生産に従事することは当り前のこととされていたであろう。従って、未婚の女性たちは、やがて結婚して子供をもうけたならば、自分の娘に対して、綿糸を紡ぎ出したり、綿布を織り上げたりすることを手ほどきする必要があった。そのため、彼女たちは、結婚するまでに綿糸や綿布を一人前に生産できるようにすることを求められていたに違いない¹³⁸。こうした状況の下では、明治10年代後半のように、若い女性たちは、下女奉公に出た方が綿糸や綿布を生産した場合よりも多くの収入を得られたとしても、下女奉公に出るよりも、むしろ綿糸や綿布の生産に習熟することを優先し、父兄もまた、そうした彼女たちの考えに同調していた可能性があるろう。

そのため、彼女たちは、下女奉公に出たとしても、何年間も奉公を続けた場合、綿糸生産や綿布生産の技術を習得できなくなることをおそれ、雇入れからまもないうちに奉公を切り上げて退勤したのではないかという疑問が湧く。

しかし、女性たちが綿糸や綿布の生産に習熟するまでに、驚くほど長い年月が必要であったわけではない。最初に、綿糸生産の事例を検討しよう。まず原棉から綿糸を加工する過程のうち、最も注意深い作業を要したのは、ジンキから綿糸を紡ぎ出す工程であった。現在、綿糸生産を行っている専門家によれば¹³⁹、この綿糸を紡ぎ出す作業に習熟するためには、かなりの年月が必要であるという。なぜなら、糸の太さが細くなるほど作業が困難となるため、働き手は、逆に作業の容易な太糸を紡ぎ出すことから練習を開始し、次第に糸の太さを細くしながら作業に習熟しなければならないからである。明治10年代頃の泉南では、11番手程度の太さの綿糸が生産されていたが、先の専門家は、これと同じ太さの綿糸を安定して紡ぎ出せるようになるまでに、習いはじめから約6年を要したという。しかし、この専門家は、50代半ばの年齢に達してから綿糸生産をはじめ、しばしば先達に教えを乞うていたが、通常は独りで作業に携わらねばならず、他に主婦としての勤めを果すため、毎日、綿糸を紡ぎ出していたが、朝方の2時間ほどそれに従事していたにすぎない。これに対して、明治10年代には、泉南の女性たちには、母親など、綿糸生産に習熟した女性が身近に存在していた以上、幼少の頃から、そうした女性に就いて手ほどきを受けることが可能であり、日中は小学校などに通っていたとしても、家庭に戻れば毎日2時間以上綿糸生産に従事することはできたであろう。この点からすれば、彼女たちが11番手程度の綿糸を紡ぎ出せるようになるのに、そもそも6年もの年月を要したとは考え難いし、その程度の期間を必要としたとしても、彼女たちは、物心のつく頃から訓練をはじめれば、年齢的に10代前半に達するまでには、綿糸生産の作業を一通りこなせるようになっていたと考えるのが妥当であろう。

この点は、綿布生産の場合にも当てはまる。実際、明治34年の事例となるが、前述した泉北の小作農のケースによれば、以下の事実が判明する¹⁴⁰。この世帯は、問屋制家内工業の下で織元から配給された綿糸を手機を用いて綿布に織り上げる作業に携わっており、ここでは、14歳の長女が「専ら木綿織をなし」ていたという。この世帯には、他に女性の働き手として世帯主の妻と母とが存在していたが、彼女たちは農事や家事の合間に綿布を生産していたにすぎないから、主に綿布生産を担っていたのは長女であった。この長女の存在が物語るように、泉南の女性たちは、幼い頃より母親などから手ほどきを受け、10代前半の年齢に達するまでには、一人前に綿布を生産できるようになっていたと考えられる¹⁴¹。

以上のように、泉南の女性たちは、10代前半の年齢に達した時点で、すでに綿糸生産や綿布生産の技術を身に付けていた以上、遅くとも14歳で初等教育を終了し、18歳ですぐに結婚したとしても、この間の少なくとも3年間は、もっぱら稼得活動に専念できたから、他家に家事奉公に出るのか、生家で綿糸や綿布を生産するのか、いずれを選択することも可能であった。もちろん、現実には、当時の女性たちは、小学校に通学しなかったり、た

とえ通学したにせよ、14歳以前に初等教育を終えたり、あるいは18歳以降に結婚したりする場合もあったから、3年とは最短の年限にすぎず、多くの場合、彼女たちが稼得活動に専念しうる期間は3年を上回っていたに違いない。実際、この点は、明治10年代後半における廣海家の乳母の在勤状況から裏付けられる。先の図3-1によれば、この時期、同家には17番の「この」と21番の「ノブ」の2名の乳母が在勤しており、その在勤期間はそれぞれ50ヶ月、55.96ヶ月であったから、年数に換算すると、およそ4年2ヶ月、4年8ヶ月にも及んでいた。彼女たちの退勤理由が結婚によるものかどうかは定かではないが、いずれにせよ、当時の女性たちのライフサイクルと4年以上の在勤期間を考慮すれば、「この」と「ノブ」は、稼得活動に専念しうる期間の大半を廣海家での乳母奉公に費やした可能性が高い。

(2) 就業行動の特徴

だが、ここで注目すべきは、乳母ではなく、むしろ下女の在勤状況である。まず乳母と下女との間には、年齢、出身階層など、働き手の属性に違いはなかったから、下女奉公に出た女性たちのなかにも、上述した「この」と「ノブ」のように、4年以上稼得活動に専念しうる者が少なくなかったであろう。しかし、明治10年代には、廣海家の事例によれば、図3-1が示すように、4年以上在勤した下女は一人として存在しなかった。もちろん、明治10年代前半には、若い女性とその父兄にとって、彼女が下女奉公を続けることは綿糸や綿布の生産に携わる場合と比べて、収入を稼ぐうえで必ずしも有利な選択ではなかったから、生家に戻って綿糸や綿布を生産するため、雇入れから短期間のうちに退勤する下女が相次いだ結果、長期の在勤者が存在しなかった可能性がある。だが、これについては、逆に明治10年代後半の状況が問題となる。この時期、下女奉公による収入は綿糸や綿布の生産による収入を大幅に上回っていたから、下女はいずれも長期間奉公を続けたとしてもおかしくはないが、現実には、そのように長期間在勤した下女はまったく存在しなかったからである。しかも、明治10年代後半には、彼女たちの生家は深刻な不況によって経済的に困窮していたことを忘れてはならない。従って、父兄は、彼女たちが稼得活動に専念しうる年齢に達したならば、あらゆるつてを頼りに奉公先をみつけ、すぐに彼女たちを下女奉公に出そうとしたはずである。にもかかわらず、図3-1によれば、不況の最中にあった明治16年から19年前半までの期間に限っても、廣海家には19番の「むめ」、20番の「ひさ」、22番の「まさ」、23番の「とみ」の4名の下女が雇入れられているが、このうち、2年以上在勤した者は皆無であり、23番の「とみ」が1年以上在勤したことを除けば、残る3名はいずれも雇入れから1年も経たないうちに退勤している。もちろん、このなかには、生家で家事をこなしていた母が身ごもったり、同様に家事を担っていた姉が他家に嫁いだりしたため、奉公を途中で切り上げて生家に戻り、家事を手伝うことを余儀なくされた者が含まれていた可能性がある。しかし、生家の事情はさまざまであったはずであるから、そのように全員が奉公を切り上げたとは考え難い。この点からすれば、生家の事情を理由として、下女のなかに長期の在勤者が一人として存在しなかった事実を説明することは不可能であろう。

以上をふまえると、若い女性たちは、得られる収入が同じであったとすれば、下女奉公を続けるよりも、むしろ綿糸や綿布を生産することを希望する傾向があったと考えられる。これについては、逆に彼女たちが綿糸や綿布を生産するよりも下女して働くことを望んでいたか、もしくは彼女たちには就業先の選択に関して希望はなかったケースを想定してみればよい。その場合、明治10年代前半には、下女奉公による収入は綿糸や綿布の生産による収入を下回っていたが、働き手が下女として働くことを望んでいたとすれば、たとえ収入を稼ぐうえで不利であったとしても、下女奉公を長期間続ける者が少なくなかった可能性がある。また明治10年代後半には、下女奉公による収入は綿糸や綿布の生産による収入を大幅に上回っていた以上、働き手が下女奉公を続けることを望んでいたか、もしくは下女奉公を忌避しなかったとすれば、下女の多くは長期間奉公を続けることを選択したはずである。だが、現実には、明治10年代前半後半を通して、家事使用人のなかには、雇入れから短期間のうちに退勤する者が跡を絶たなかった。この点からすれば、むしろ以下のように考えるのが妥当であろう。すなわち、雇入れの局面に限れば、収入を稼ぐことに加え、行儀見習のためなど、下女奉公に出た理由はさまざまであったにせよ、若い女性たちは、いったん下女奉公に出ると、そのまま奉公を続けるよりも、生家に戻って綿糸や綿布を生産することを希望したため、結局、雇入れからまもないうちに退勤したわけである。

この点は、乳母奉公にも当てはまる。これについて、まず明治10年代前半の状況に注目しよう。この時期、下女の事例にならえば、廣海家では、明治14年頃には乳母には年給14円が支給されていたから、彼女とその父兄は、彼女が乳母奉公に出た場合、年間に26円95銭9厘程度の収入を手にしたと推計される。一方、彼女が生家で綿布や綿糸を生産した場合、それによって得られる年収は33円76銭2厘程度にのぼっていた。ただし、後者の33円76銭2厘は過大な推計であることが判明しているので、乳母奉公による収入は、綿糸や綿布の生産による収入と同程度の水準にまで達していた可能性が高い。従って、若い女性とその父兄は、彼女が乳母奉公に出たとしても、収入の減少などの損失を蒙ることはなかった。こうした状況の下では、若い女性たちが綿糸や綿布を生産するよりも乳母として働くことを望んでいたか、あるいは就業先の選択に関して選り好みをしなかったとすれば、よほどの事情がない限り、乳母たちは結婚などのために稼得活動に専念できなくなるまで奉公を続けたはずであるから、明治10年代前半においても、乳母のなかには、10年代後半と同様に、4年以上奉公を続けた者が多数存在したとしてもおかしくはない。しかし、現実には、明治10年代前半には、そのように長期間在勤した乳母は一人として存在しなかったし、18番の「ひさ」のように、なかには雇入れから1年も経たないうちに退勤する乳母さえ見受けられる。この点からすれば、若い女性たちが乳母奉公を長期間続けようとしなかったのは、下女奉公の場合と同様に、彼女たちが乳母として働くよりも、むしろ生家に戻って綿糸や綿布を生産することを望んでいたためであったと考えられる。

もっとも、明治10年代前半と後半とで、乳母の在勤状況は対照的な違いを示していた。明治10年代後半に在勤した2名の乳母は、世話をしていた子どもが成長したため、最終的

に下女に雇い替えされているが、ともに4年以上奉公を続けたのに対し、明治10年代前半に在勤した乳母のなかには、そのように長期間奉公を続けた者は存在しなかったからである。また明治10年代後半の状況に注目すると、この時期、下女はいずれも雇入れからまもなくうちに退勤しているから、これと比べても、同時期の乳母が長期間在勤したのはなぜかが問題となろう。これについては、乳母の給金が下女のそれを大幅に上回っていたことに注目する必要がある。実際、明治17、18年頃、廣海家の場合、下女には年給6円が支給されていたのに対し、乳母の給金は明治10年代前半と同様に年給14円のまま据え置かれていた。そのため、明治10年代後半には、下女奉公による収入は綿糸や綿布の生産による収入を上回っていたが、乳母奉公による収入は、さらに下女奉公による収入をも凌駕していたことになる。もっとも、若い女性たちにとって、下女奉公を続けることも、乳母奉公を続けることも決して本意ではなかったが、他方で、多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であったに違いない。従って、家事使用人の雇主は、下女や乳母が退勤するのを引き止めるためには、それだけ高い水準の給金を支給する必要がある。その際、雇主が給金を引き上げるほど、働き手の退勤を抑制する効果は高まったであろう。この点からすれば、廣海家は、年給6円を約束するだけでは、下女の退勤を抑止できなかったのに対し、乳母には年給6円を大幅に上回る年給14円を支給していたからこそ、乳母の退勤を食い止めることができたと考えられる。

以上から、若い女性たちは、下女にせよ乳母にせよ、ともかく家事使用人として働くよりも、生家で綿糸や綿布を生産することを望んでいたことが分かるだろう。とはいえ、生家において彼女たちの置かれた立場を考慮すれば、彼女たちは、父兄の意向を無視して自らの一存で就業先を選択することはできなかったであろう。この点からすれば、彼女たちの就業行動と生家の父兄とのかかわりが問題となる。まず父兄が彼女たちに家事奉公を続けさせることを希望していなかったとすれば、そもそも彼女たちを奉公に出そうとはしなかったはずである。だが、現実には、家事奉公に出された女性たちが多数存在していた以上、若い女性たちが家事奉公を続けようとしなかったのは、父兄の意向にもとづくというよりは、むしろ働き手本人が家事奉公を望んでいなかったためであると考えられる。もっとも、父兄は、そうした彼女たちの心情を理解していなかったわけではあるまい。これについては、明治10年代後半のように、家事奉公による収入が綿糸や綿布の生産による収入を大幅に上回っていたという条件の下で、家事奉公に出ている女性たちが自らの一存で奉公を切り上げて退勤したケースを想定してみればよい。この場合、それによって多くの収入を得る機会を逃したことになる以上、父兄が彼女たちの行動に少しも同情を寄せなかったとすれば、彼女たちは生家に戻ることすら許されず、他に行場を失ったはずである。こうした状況の下では、彼女たちは否応なく家事奉公を続けざるをえなかったであろう。だが、明治10年代後半においても、下女の動向に示されるように、雇入れからまもなくうちに退勤する家事使用人は跡を絶たなかった。この点からすれば、父兄は、若い女性たちの働きによって多くの収入を稼ぐことに強い関心を抱いていたが、他方で、家事奉公を望ま

ない彼女たちの心情にも一定の理解を示していたからこそ、彼女たちが家事奉公を途中で切り上げて退勤した場合、それによって収入の減少という痛手を蒙ったとしても、彼女たちの行動を黙認し、彼女たちを生家に受け入れたものと思われる。

3-3 明治20年代における就業行動

明治20年代に対象を移して、引続き若い女性たちの就業行動を分析しよう。

a 明治20年代中頃までの状況

明治19年後半以降、全国的な景気動向は好転し、泉南でも、織賃などが上昇するという動きがみられたから、景気は確実に回復していた。だが、それによって若い女性たちの生家は経済的な困窮から脱したとしても、その暮し向きは決して楽にはならなかった。

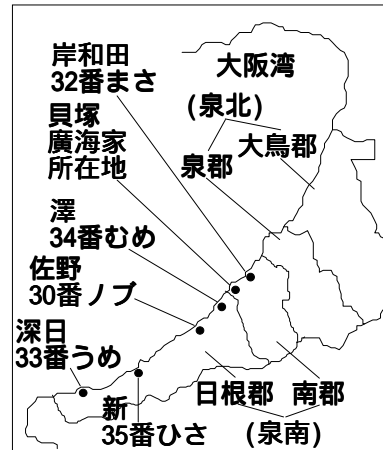
彼女たちの生家のなかには、先の塚元家のような近隣の富農から小作地などを借り入れて生計を立てていた世帯が少なくなかった。そこで、塚元家の事例に注目すると、たとえば明治24年には¹⁴²、同家は、配下に計60名の小作農を抱えていたが、ここから詳細が不明な8名を除いた52名を対象とすれば、この年、不作に見舞われたわけではないのに¹⁴³、同家に対して小作米を完納できなかった者は半数の26名にまで達していた。その結果、この26名は、小作米の不足分を塚元家に対する債務として負ったことはいうまでもない。このように、明治20年代に至って景気が回復しても、若い女性たちの生家のなかには、明治10年代と同様に、近隣の富農に対して負債を抱え、その返済に追われていた世帯が少なくなかったから、彼女たちは、生家の家計を支えるとともに、自らの小遣や結婚資金を稼ぐため、引続き稼得活動に従事する必要に迫られていた。

ところで、泉南では、明治20年代末に至ると、紡績工場など、繊維産業を中心とした工場制機械工業が勃興し、数多くの女性たちを雇用しはじめたが、それ以前の20年代中頃までを対象とすれば、若い女性たちの就業先には、あまり変化がみられなかった。すなわち、彼女たちは、明治10年代と同様に、稼得活動に従事するにあたって、他家に家事奉公に出るのか、生家で綿糸や綿布を生産するのか、いずれかを選択する必要に迫られていた。その際、父兄は、生家の家計収支を好転させるため、彼女たちの働きによって多くの収入を稼ぐことを望んでいたし、彼女たちにとっても、自らの取り分を増やすため、多くの収入を得ることは重要な関心事であったに違いない。そこで以下では、まず明治20年代初頭から中頃までを対象として、明治10年代の事例にならって、若い女性たちの就業行動を左右した要因として、さしあたり、収入面での変化に注目し、働き手である女性が家事奉公に出るのか、生家で綿糸や綿布を生産するのか、それぞれの場合について、彼女とその父兄がどの程度の収入を手にしたのかを明らかにしよう。

(1) 家事使用人

最初に、家事使用人について検討しよう。図3-7は、詳細が判明する明治24年を例にとって、廣海家に在勤した家事使用人の出身地を示したものである。これによれば、明治20年代に至っても、同家の働き手の募集域は引続き泉南一帯にとどまっていた。

図3-7 明治24年の在勤者の出身地



- 注：1)働き手に付した番号は、
図3-8のそれと同じ。
2)貝塚、岸和田は町名、佐野
は村名、それ以外の地名は大
字の名称である。
3) 明治29年に南郡と日根郡、
大鳥郡と泉郡はそれぞれ合併
して泉南郡、泉北郡となる。

では、泉南の女性たちが廣海家などの富裕な世帯の下に家事奉公に出たならば、彼女とその父兄は、それによってどの程度の収入を稼ぐことができたのだろうか。まず下女の年給について、廣海家の事例によれば、明治17年に雇入れられた22番の「まさ」は年給6円を約束されていたが、20年に雇用された26番の「むめ」は年給7円を支給され¹⁴⁴、23年に雇入れられた「むめ」を例にとれば¹⁴⁵、その年給は8円にまで上昇している。一方、乳母の給金は年給14円のまま据え置かれていたが、乳母は特別な存在であったから、これを別とすれば、明治20年代に至ると、家事使用人の給金は次第に引き上げられていたといっていよい。また各種給付については、以下の事実が知られている。廣海家では、明治20年には、家事使用人には正月と盆に10銭ずつ年間に計20銭の祝儀が与えられていた。また明治22年には、蕪入に際して、家事使用人には15銭の心付が支給されたことが判明している。家事使用人には、そもそも稀にしか蕪入の機会が与えられなかったから、ここでは年間に1度だけ蕪入が許されたでしょう。そこで、20銭の祝儀と15銭の心付を合せば、家事使用人には各種給付として年間に35銭が支給されていたことになる。そして、明治23年頃の状況を念頭に、下女の場合を例にとって、働き手には年給8円が約束されていたとすれば、給金と各種給付の合計は8円35銭にのぼっていた。

他方、口減らしによる収入はどの程度のものであったのだろうか。これについて、明治10年代の事例にならって、明治34年における泉北の小作農のケースに即して考えよう。そ

れによれば、明治34年には、若い女性 1 人あたりの生活費は年間に21円80銭と推測される。ただし、明治23年から34年にかけて、物価水準は1.41倍、1 人あたりの消費支出は実質で1.38倍の伸びを示している¹⁴⁶。従って、これらの値によって補正すると、明治23年頃には、若い女性 1 人を家事奉公に出せば、生家の父兄は、生活費の負担を年間に11円17銭 9 厘程度減少させることができ、その分を口減らしの収入として手にしえた。

以上から、明治20年代初頭から中頃にかけて、若い女性 1 人が下女奉公に出たとすれば、彼女とその父兄は、給金、各種給付、生活費の減少分を合せて、年間に19円52銭 9 厘程度の収入を得たことになる。

(2) 綿布生産

では、若い女性が家事奉公に出る代りに綿布や綿糸を生産した場合はどうであろうか。まず綿布生産に関して、明治20年代には、泉南では、生産形態の変化として、問屋制家内工業の下で綿布生産が営まれる形態が一般化した結果、工場制手工業の形態は若干残存したものの、綿布を自家生産する世帯は次第に姿を消していたという¹⁴⁷。そこで以下では、明治10年代の事例にならって、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯の動向に注目しよう。そうした世帯には、綿布生産量に応じて織賃が支払われていたから、1 戸あたりの綿布生産量と織賃の水準とが分かれば、両者を掛け合わせることで、そうした世帯が綿布生産によってどの程度の収入を得ていたのかが明らかとなる。

最初に、織賃の動向を検討しよう。明治10年代後半には、泉南では、深刻な不況のため、織賃の水準は低迷していたものの、明治19年後半に至ると、景気動向の好転を受けて、その水準は次第に上昇していた。従って、明治20年代には、織賃の水準は明治10年代後半のそれを間違いなく上回っていたであろう。とはいえ、その水準がどの程度で推移していたのかは定かではないので、手掛かりとして明治30年代初頭の状況に注目すると、泉南では、織賃は1 反あたり 3 銭前後で推移していた¹⁴⁸。そこで、明治20年代にも、これと同水準の織賃が支払われていたと考えよう。

続いて綿布生産量はどうか。まず明治10年代末から20年代にかけて、泉南では、織機の改良によって、綿布生産の労働生産性は著しく上昇した。同じ手機とはいえ、それまで使用されていた「下機」では、女性 1 人が 1 日に最大で 2 反の綿布しか織り上げられなかったのに対し、明治10年代末から20年代に広く使用されるようになった「チョンコ機」では、織り手 1 人あたりの 1 日の生産量は 4 反程度にまで増大したという¹⁴⁹。従って、女性 1 人が毎日 4 反の綿布を織り上げていたならば、それだけで生家は年間に1,460反もの綿布を生産できたことになる。だが、この点をめぐっては、1 戸あたりの綿布生産量の動向が問題となろう。もっとも、明治20年代初頭から中頃までの動向はよく分からないので、時期的に近接した明治27年の状況を例にとれば¹⁵⁰、泉南では、3,919 戸が綿布生産に従事し、209万600反の綿布が生産されていたから、1 戸につき平均的な綿布生産量は533反にすぎなかった¹⁵¹。このように、533反という値は1,460反の半分にも満たないから、この時期、女

性たちが年中綿布生産に従事していたような世帯はほとんど存在しなかったであろう。

では、若い女性たちはどの程度の量の綿布を生産していたのだろうか。まず明治20年代初頭から中頃にかけて、下女奉公による収入は年間に19円52銭9厘程度にのぼっていたが、女性1人が綿布生産に従事するだけで、これと同程度の収入を稼ぐためには、織賃が1反につき3銭であった場合、彼女は年間に651反の綿布を織り上げればよかったことになる。ところで、泉南では、明治18年下半期の半年間には、1戸あたりの平均的な綿布生産量は112.1反、これを2倍にして年間の生産量とすれば224.2反であったのに対し、明治27年には、同様の値は年間に533反であったから、この間の明治20年代初頭から中頃にかけて、1戸あたりの綿布生産量は間違いなく増加していた。また651反は533反に近接した水準に位置しているから、明治20年代に至ると、女性1人が年間に651反程度の綿布を生産していた世帯が数多く存在したとしてもおかしくはない。従って、ここでは、女性1人が年間に651反の綿布を生産することで、彼女とその父兄は、彼女を下女奉公に出した場合と同程度の収入を手にしていただと想定しよう。

他にも、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた場合、各世帯は、問屋である織元から綿糸を配給されていたが、それを綿布に織り上げるにあたって、綿糸の使用量を減らし、その分の綿糸を着服することができた。その際、女性1人が年間に651反の綿布を生産し、明治10年代と同じ手口が踏襲された場合、それによって390.6総程度の綿糸が着服されたことになる。もっとも、明治20年代には、綿布を自家生産する形態が姿を消したため、各世帯は、着服した綿糸を使って綿布を織り上げ、それを自家生産の綿布として仲買などに売却することは不可能となった。だが、それに代って、各世帯は、着服した綿糸を盗品業者などに売り払うことができたという¹⁵²。その綿糸の価格について、明治27年を例にとれば¹⁵³、泉北の堺では、泉州で使用されていた太糸の綿糸は、1総あたり1銭3厘3毛程度で取引されていた。ただし、これは正規の取引価格であるのに対し、着服された綿糸の売買をめぐっては、盗品業者は取引が不正であることを盾に綿糸を買い叩いた可能性がある以上、綿糸の価格は正規の相場を下回っていたに違いない。この点を考慮すると、過大な推計となるきらいはあるが、さしあたり、1総につき1銭3厘3毛で390.6総の綿糸を売却できたとすれば、織り手とその父兄は、綿糸を着服することで年間に5円19銭5厘の収入を得たことになる。

(3) 綿糸生産

女性1人が年間に651反の綿布を織り上げていたとすれば、1日の生産量が4反であった場合、彼女は年間に延べ163日しか綿布生産に従事していなかったことになるから、残りの期間をどのようにすごしていたのが問題となろう。これについて、明治20年代に至っても、泉南の各世帯では、手作業によって綿糸が生産されていたことに注目する必要がある。

まず表3-2は、泉南における原棉の生産量の推移をまとめたものである。これによれば、明治16、17年頃には、その値は年間に平均して33.6万斤程度であったが、20年には、景気

の回復にともなって生産量は著しく増大し、105.8万斤もの原棉が生産されている。しかし、その後、原棉生産量は、23、24年には67.0、36.2万斤へと急減し、25、26、27年には28.1、27.2、21.7万斤というように、低落の一途をたどっている。ところで、明治20年代には、綿糸の原料となる繰綿が泉南に移入された記録も、泉南から繰綿が移出された記録もないから、この時期、泉南で収穫された原棉はすべて地元で綿糸生産のために使用されたとみてよい。また泉南に紡績工場が設立されたのは、明治20年代末のことであったから、それ以前の明治20年代初頭から中頃にかけて、この地域では、綿糸生産は各世帯において手作業によって行われていたことになる。従って、上述した原棉生産量の推移は、泉南の各世帯で生産されていた綿糸の生産量の推移を反映していると考えてよい。

表3-2 泉南における原棉生産量
単位：万斤

16年	36.6	23年	67.0
17年	30.6	24年	36.2
18年	n.a.	25年	28.1
19年	241.1*	26年	27.2
20年	105.8	27年	21.7
21年	65.9	28年	n.a.
22年	n.a.	29年	6.9

注：*は、前後の値と比べて、あまりに過大であるから、統計上の誤記である可能性が高い。
出所：各年度『大阪府統計書』。

一方、明治23年には、泉南では、女性8,811名、男性500名の計9,311名が綿糸生産に携わっていたことが判明しており¹⁵⁴、同年には、泉南の全戸数は2万1,483戸であったから¹⁵⁵、1戸につき1名が綿糸を生産していたとすれば、全体の43.3%の世帯が綿糸生産に従事していたことになる。もちろん、実際には、1世帯に数名が綿糸生産に携わっていたケースも存在したから、43.3%という比率は間違いなく過大であろう。それでも、幕末の宇多大津村では、同様の値は60.6%にも達していたから、これと比べて、明治20年代には、綿糸生産の従事戸数は減少していたことになる。だが、従事戸数の推移とは裏腹に、明治20年代初頭に限れば、表3-2から窺えるように、一時的にせよ、綿糸生産量が増大した結果、1戸あたりの綿糸生産量は相当な伸びを示している。すなわち、その指標として、1戸あたりの平均的な原棉加工量に注目すると、その値は、明治10年代前半と後半には、年間に7,782、7,624匁であったのに対し、明治23年には、泉南では約67万斤の原棉が生産されており、1戸につき1名が綿糸を生産していたとすれば、綿糸生産の従事戸数は9,311戸と推計されるから、1戸あたりの原棉加工量は1万1,513匁にまで増大したことになる。ところで、手の空いた女性が年間に延べ163日綿布を生産したならば、残りの202日間は綿糸生産に従事することが可能であった。そこで、明治10年代前半の事例にならって、女性1人が1日に2.5工の作業量をこなしたとすれば、「一工」につき「原棉三十五匁」を処理し、綿糸生産に202日間従事した場合、1万7,675匁の原棉を綿糸に加工できたことになる。もっとも、2.5工は1日の作業量として過大であったから、実際の原棉加工量は、1万7,675匁を下回ってい

たはずであるから、むしろ1万1,513匁に近接した値を示していたと考えられる。この点からすれば、明治20年代中頃以降はともかく、明治20年代初頭に限れば、泉南には、家庭内の女性たちが年間に延べ202日程度綿糸生産に従事し、1万7,675匁程度原棉を綿糸に加工していたような世帯は少なくなかったであろう。

では、綿糸生産による収入はどの程度のものであったのだろうか。まず明治10年代の事例にならって、「棉買い」の下で原棉の賃加工を行っていた世帯を対象とすれば、原棉加工量と加工賃の水準とが分かれば、両者を掛け合わせることで、そうした世帯が綿糸生産によって手にした収入を求めることができる。このうち、原棉加工量の動向は上述したので、ここでは加工賃の水準が問題となろう。そこで手掛かりとして、泉南における綿糸生産量の推移をみると、その値は、明治10年代後半から20年代初頭にかけて一時増大したものの、それ以降減少の一途をたどっていた。この点からすれば、加工賃もまた、こうして綿糸生産量が減少してゆく状況の下では、下落こそすれ、逆に上昇したとは考え難い。もっとも、加工賃の水準について、詳細は定かではないので、ここでは、明治10年代前半の事例にならって、加工賃は「一工」につき1銭7厘5毛程度で推移していたとしよう。この場合、女性1人が1日に2.5工の作業量をこなし、年間に延べ202日綿糸生産に従事したならば、それによって彼女とその父兄は8円83銭8厘を得たことになる。ただし、明治20年代において、綿糸生産が衰退するなかで、加工賃がふたたび明治10年代前半の水準にまで上昇したとは考え難いし、2.5工は1日の作業量として過大であったし、たとえ小額であったにせよ、各世帯は綿打賃を支払う必要があった。この点からすれば、実際には、綿糸生産による収入は8円83銭8厘をかなり下回っていたと考えられる。

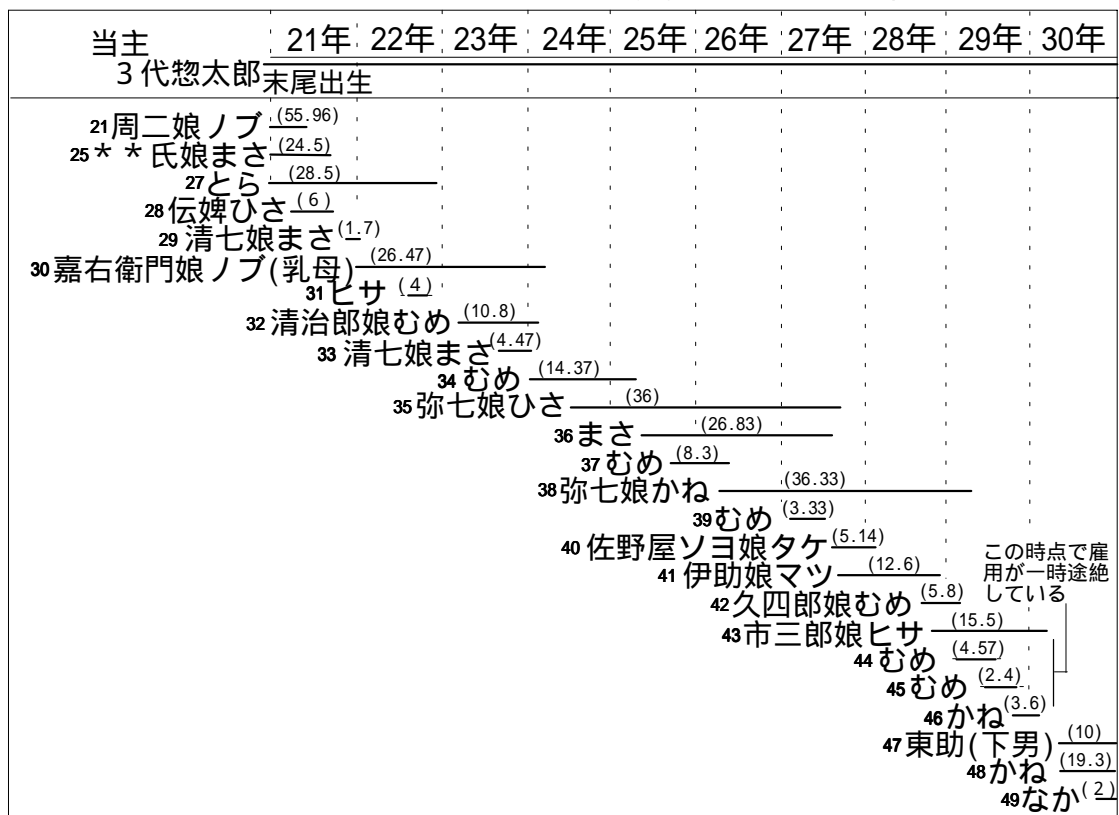
(4)女性たちの就業行動

明治20年代初頭から中頃にかけて、若い女性とその父兄は、彼女が家事奉公に出る代りに生家にとどまって綿布生産に従事したならば、下女奉公に出た場合と同程度の収入を稼ぐことが可能であり、また着服した綿糸を売却したり、綿糸を生産したりすることで、さらに多くの収入を手にしえた。実際、下女奉公による収入が年間に19円52銭9厘程度であったのに対し、綿布生産、綿糸の着服、綿糸生産による収入はそれぞれ年間に19円53銭、5円19銭5厘、8円83銭8厘と推計されるから、その合計は33円56銭3厘に達していた。ただし、先の想定では、彼女たちは年中綿布や綿糸の生産に携わっていたとしたが、実際には、正月や盆などにはある程度の休みをとったはずであるから、上記の綿布や綿糸の生産による収入の推計値は、こうした休日分だけ過大であろう。この他にも、綿糸の着服による収入については、綿糸の売却価格を高めに設定したこと、綿糸生産による収入については、加工賃の水準を高めに想定したこと、1日の作業量を多めに見積もったこと、綿打賃を控除する必要があることなど、多くの推計上の問題が存在していた。この点からすれば、先の綿糸の着服と綿糸生産による収入の推計値は相当に過大である可能性が高い。以上をふまえると、綿布や綿糸を生産することで得られる収入は下女奉公による収入を上回

っていたとしても、両者の差は必ずしも大きなものではなかったと考えられる。

では、この点は、若い女性たちの就業行動にどのような影響を与えたのだろうか。まず先の図3-1にならって、明治20年代を対象として、廣海家の家事使用人の在勤状況をまとめた図3-8を検討しよう。それによれば、家事使用人の雇用記録には、誰々の娘とあるように、親の名前が記された事例が少なくなかった。このことは、この時期に至っても、家事使用人の多くは未婚の若い女性たちであり、そうした女性たちは生家のなかでは父兄の監督下に置かれていたことを意味している。さて、在勤状況についていえば、図3-8のうち、明治21年から27年までの期間を例にとり、この間に在勤した21番の「ノブ」から41番の「マツ」までを対象とすれば、以下の事実が判明する。廣海家では、明治21年に「末尾」が生まれたのを最後に、以後、子供の出生がなかったため、乳母として働いていた30番の「ノブ」を別とすれば、この間の在勤者はすべて下女で占められていた。それはともかく、明治21年中頃に21番の「ノブ」が4年8ヶ月にも及ぶ在勤期間を終えて退勤すると、その後、35番の「ひさ」と38番の「かね」が36ヶ月、36.33ヶ月、年数にして3年、3年4ヶ月在勤したことを除けば、下女奉公を3年以上続けた者は皆無であり、29番の「まさ」のように、なかには在勤期間が半年にも満たない者も少なくなかった。この点からすれば、明治20年代初頭から中頃に至っても、下女の在勤状況の特徴として、雇入れからまもないうちに退勤する働き手が跡を絶たず、働き手の入れ替わりが激しいという点は変わらなかったといえる。

図3-8 明治20年代における家事使用人の在勤状況



注：1)表示方法は、図3-1と同じである。

2)明治23年に限って、記録が欠損しているが、前後の記録から判明する事実によって、在勤状況を復元した。

出所：各年度「萬覺帳」。

その要因として、まず雇主側の動向に注目すると、廣海家が働き手の態度などに不満を抱き、働き手を解雇しては、次々に人手を補充していたとすれば、下女の多くが雇入れから短期間のうちに退勤したとしてもおかしくはない。もっとも、それには、同家にとって働き手の雇入れがきわめて容易であるという条件が必要であった。しかし、明治20年代初頭から中頃にかけて、廣海家の下女の給金は次第に引き上げられていた以上、同家にとって人手の確保は決して容易なことではなかったであろう。実際、図3-8から窺えるように、たとえば明治24年初頭には、廣海家では、30番の「ノブ」、32番の「まさ」、33番の「むめ」が相次いで退勤した結果、在勤者は34番の「むめ」一人となっている。これについては、雇主側が在勤者の数を減らしたのではないかという疑問が湧くが、その後、同家は、まもなく35番の「ひさ」を雇用し、在勤者を2名に増やしているから、一時的にせよ、在勤者が1名となったのは、雇主側が働き手の数を減員したためではなく、なかなか人手を補充できなかったためであった。従って、廣海家にとって、働き手を解雇し、次々に人手を雇入れることは不可能であったと考えられる。

そこで以下では、雇主側ではなく、働き手側の動向に注目しよう。もっとも、これについては、いくつかの事態が想定される。まず彼女たちは、稼得活動に従事するにあたって、他家に家事奉公に出るのか、生家で綿糸や綿布を生産するのか、いずれかを選択する必要に迫られていた。このうち、家事奉公の動向に目を向けると、下女が多くの給金を求めて奉公先を移動していたとすれば、下女の在勤状況として、働き手の入れ替わりが激しかったとしてもおかしくはない。だが、この点をめぐっては、以下の点が問題となろう。まず明治20年代末の事例となるが、明治30年初頭まで廣海家に在勤した43番の下女「ヒサ」を例にとれば、その退勤時の記録には「年給十円」と記されていたのに対し¹⁵⁶、同時期の事例として、先の岸和田の高井家は、「明治廿九年九月十五日」に泉南郡山直下村の「トメ」を「下婢」として「六ヶ月間」雇入れるに際して「五円」の支給を約束している¹⁵⁷。この「トメ」の給金を年給に換算した値は10円となるから、高井家と廣海家の下女には同水準の給金が支給されていた。以上から、この時期に至っても、泉南では、廣海家に限らず、他の富裕な世帯もまた、引続き同じ泉南一帯から家事使用人を雇入れ、その給金には一定の相場が形成されていたことが窺えよう。従って、詳細の不明な乳母奉公の事例はともかく、下女についていえば、下女の給金には奉公先によってあまり違いはなかったことになるから、下女たちが多くの給金を求めて奉公先を頻繁に移動していたとは考え難い。この点からすれば、若い女性たちの就業行動を左右し、下女の在勤状況に影響を与えていたのは、同じ家事奉公の動向ではなく、むしろ綿糸や綿布の生産動向であったことになる。

では、下女の在勤状況と綿糸や綿布の生産動向との間には、どのような関係が存在していたのだろうか。手掛かりとして、まず若い女性たちのライフサイクルを検討しよう。最初に、初等教育に関して、明治19年に初等教育の年限が4年と定められたことを除けば、

明治20年代に至っても、明治10年代と同様に、児童は6歳から14歳までの間に一定年限の初等教育を受ける義務を負っていた。もっとも、明治19年以降、4年の尋常小学校の課程を終えた後、初等教育の延長として、希望者はさらに高等小学校で最大4年の教育を受けられるような制度が整えられ、その後、高等小学校に進級する児童も増加したことが知られている。この点を念頭に、明治20年から27年にかけての変化を例にとれば¹⁵⁸、泉南では、初等教育を受ける義務を負った女子のうち、初等教育を受けていたか、もしくはそれを終えた者の比率は30.5%から42.3%に上昇し、高等小学校に在籍する女子の数もまた35名から96名へと増大している。だが、42.3%という値から窺えるように、女子の場合、明治27年に至っても、なお多くの児童が初等教育を受けていなかったし、同年には¹⁵⁹、尋常小学校に通学する女子は2,794名であったから、これと比べれば、高等小学校にまで進学する者は少数にすぎなかった。従って、明治20年代初頭から中頃にかけて、泉南の女性たちは、たとえ初等教育を受けたとしても、多くの場合、高等小学校に進むことなく尋常小学校に通うにとどまり、遅くとも14歳までには初等教育を終えたとみてよい。

また泉南では、明治20年代中頃以降、手作業による綿糸生産は廃れたものの、依然として各世帯では手機による綿布生産がさかんに行われていたから、この地域の女性たちは、明治20年代に至っても、綿糸生産はともかく、結婚前に綿布生産の技術だけは身に付けておく必要があった。しかし、彼女たちは、たとえ初等教育を受けていたとしても、毎日、学校から戻れば母親などから手ほどきを受けることができたから、10代前半の年齢に達するまでには、一人前に綿布を生産しうるようになっていたであろう。この点からすれば、泉南の女性たちは、年齢的に10代前半に達するまでに、初等教育を終えるとともに機織の技術をも習得し、家庭内で家事を担う必要がなければ、その後は稼得活動に専念できるようになったと考えてよい。

他方、初婚年齢に関して、明治27年を例にとれば、大阪府全体を対象とした値となるが、29歳以下で結婚した女性全体のうち、18歳以上の占める比率は91.8%にまで達していたから¹⁶⁰、泉南でも、明治20年代初頭から中頃にかけて、ほとんどの女性たちは18歳以上に達してから結婚したと推測される。以上から、泉南の女性たちは、ようやく14歳で初等教育を終えるとともに機織の技術を習得し、その後、18歳ですぐに他家に嫁いだとしても、この間、最低でも3年は生家のために稼得活動に専念することができた。もちろん、女子の場合、そもそも初等教育を受けなかった者も少なくなく、また尋常小学校に通学したとしても、通常は14歳以前に初等教育を終えたと考えられ、さらに18歳以降に結婚するケースもあったから、多くの場合、若い女性たちが稼得活動に専念しうる期間は3年以上に達していたと考えてよい。この点からすれば、彼女たちのライフサイクルは、明治20年代に至ってもあまり変わらなかったことになるから、家事使用人のなかには、廣海家に在勤した17番の「この」や21番の「ノブ」のように、依然として4年以上奉公を続けられる者が少なかつたであろう。だが、実際には、廣海家の事例によれば、明治20年代初頭から中頃にかけて、家事使用人の在勤期間は、最長でも3年程度にとどまり、むしろ一般には3年に

も満たなかったことが知られている。

もっとも、家事使用人のなかには、生家で家事を担っていた母や姉が死亡したり、母が身重となったり、姉が他家に嫁いだりしたため、奉公を切り上げて生家に戻り、家事を手伝うことを余儀なくされた者が存在した可能性がある。従って、明治10年代には、先の「この」や「ノブ」のように、4年以上奉公を続けられる女性の存在は珍しくなかったとしても、明治20年代に至って、死亡率、出生率、婚姻率のうち、いずれかが著しく上昇したならば、生家の事情から家事を手伝う必要に迫られるケースが激増した結果、そもそも4年以上稼得活動に専念しうる女性たちが姿を消したのではないかという疑問が湧く。そこで以下では、記録の判明する明治15年以降、明治30年までを対象として、毎年の死亡率、出生率、婚姻率を示す指標として、泉南における現住人口1,000人あたりの死亡数、出生数、結婚件数の値をまとめた表3-3に注目しよう。もっとも、これらの値については、年によって変動が激しいため、5年もしくは6年ごとに求めた平均値に注目しながら時系列的な変化を検討しよう。それによれば、明治10年代から20年代にかけて、死亡率は横這いで推移していたのに対し、出生率に関しては、10年代後半の値を1とすれば、20年代前半と後半の値は1.23、1.28に、婚姻率についても、10年代後半の値を1とした場合、20年代前半と後半の値は1.19、1.36となるから、出生率と婚姻率はいずれも増加傾向にあった。いうまでもなく、出生率と婚姻率が増加したならば、それによって生家の事情から退勤する家事使用人の数もまた増大したであろう。従って、出生率と婚姻率の増加に反比例して、4年以上奉公を続けられる女性の数が減少したと仮定すれば、そうした女性の数は、明治10年代後半の値を100とした場合、明治20年代後半には、上記の1.28と1.36を乗ずると1.74分の1になるから、57.4へとほぼ半減していたことになる。しかし、明治前半の人口統計のうち、出生数については、明治21年頃までは記載漏れが多いことが判明しており¹⁶¹、表3-5は、そうした統計に依拠したものであるから、同表の明治21年以前の出生率は実際の値を下回っていた可能性が高い。そのため、表3-3に即して求めた明治10年代から20年代に至る出生率の伸びはそもそも過大であろう。実際、この点を補正した推計によれば¹⁶²、たとえば明治18年から28年にかけて、全国的な動向となるが、出生率は1.05倍しか上昇しなかったという。そこで、出生率の伸びに関して、先の1.28の代りに1.05という値にもとづけば、明治20年代後半に至っても、先の4年以上奉公を続けられる女性の数を示す指標は、以前よりも低下したものの、57.4を上回る70.0という水準にまで達していたことになるから、そうした女性たちは依然として少なくなかったと考えられる。この点からすれば、家事使用人の在勤期間が軒並み3年にも満たなかった要因を、長期間稼得活動に専念しうる女性たちが姿を消したという点に求めることはできない。

表3-3 明治10年代から20年代の泉南における
出生率、死亡率、婚姻率の推移

単位：‰

	出生率		死亡率		婚姻率
15年	24.09		17.56		6.03
16年	29.88		16.65		7.27
17年	27.73	6ヶ年平均 27.39	20.42	6ヶ年平均 23.49	4.31
18年	24.5		28.52		n.a.
19年	26.89		37.08		4.97
20年	31.22		20.71		8.13
21年	35.55		21.56		7.09
22年	36.48	5ヶ年平均 33.88	22.59	5ヶ年平均 23.83	8.25
23年	32.47		23.87		6.69
24年	29.28		24.16		7.05
25年	35.64		26.95		7.47
26年	32.2		30.34		7.28
27年	33.62	5ヶ年平均 35.09	20.25	5ヶ年平均 23.76	7.37
28年	35.88		22.5		6.91
29年	35.99		22.81		13.48
30年	37.76		22.92		6.76

注：1) 出生率、死亡率、婚姻率は、現住人口1,000人あたりの出生数、死亡数、結婚件数。
2) 明治28年以前については、南郡と日根郡の値の合計、明治29年以降については、泉南郡の値を示した。

出所：各年度『大阪府統計書』。

以上をふまえると、若い女性たちの就業行動には、明治20年代初頭から中頃に至っても、明治10年代と同じ特徴が備わっていたと考えねばならない。すなわち、家事使用人のうち、事例の乏しい乳母は別として、下女についていえば、彼女たちは下女奉公を続けるよりも生家で綿糸や綿布を生産することを望んでいた。これについては、逆の事態を検討してみればよい。まず彼女たちが綿糸や綿布を生産するよりも下女として働くことを希望していたとすれば、下女奉公による収入が綿糸や綿布の生産による収入を多少下回っていたとしても、4年以上奉公を続けるような下女が存在したはずである。ただし、これとは別に、彼女たちが就業先の選択に関して選り好みをしなかったというケースも想定される。この場合、若い女性たちは下女奉公を望んでいたわけではなく、しかも下女奉公による収入は綿糸や綿布の生産による収入を下回っていたから、下女の多くは雇入れから間もないうちに退勤した可能性がある。しかし、下女奉公による収入と綿糸や綿布の生産による収入の格差は著しいものではなかったし、若い女性たちは下女奉公を忌避していたわけではないから、たとえ少数であったにせよ、下女のなかには、奉公を4年以上続けるような者が存在したとしてもおかしくはない。しかし、現実には、廣海家の事例によれば、そのように長期間奉公を続ける者は一人として存在しなかった。この点からすれば、次のように考えるのが妥当であろう。すなわち、彼女たちは下女奉公を忌避し、むしろ綿糸や綿布を生産することを望んでいたからこそ、下女のなかには、長期間奉公を続けられたのに、奉公を続けようとせず、雇入れから短期間のうちに退勤する者が跡を絶たなかったわけである。

b 明治20年代末の状況

その後、明治20年代末に至って工場制機械工業が勃興すると、若い女性たちの就業行動はどのように変化したのだろうか。

b-1 工場制機械工業の出現

手掛かりとして、まず図3-8によって廣海家の家事使用人の在勤状況を検討しよう。最初に、明治28年初頭の状況に注目すれば、40番の「タケ」が退勤することで、同家の在勤者は3名から2名に減少し、以後、しばらく2名の働き手が在勤する状態が続いている。これについては、同家が働き手の数を減らしたためではないかという疑問が湧くが、同年後半には、42番の「むめ」が雇用され、在勤者の数は2名から3名に増員されているから、在勤者が2名の体制が続いたのは、廣海家がなかなか人手を補充できなかったためであると考えられる。その後、42番の「むめ」から46番の「かね」まで、同家に雇用された5名の下女を対象とすれば、その在勤期間は最長でも43番の「ヒサ」の1年3ヶ月半程度にとどまっており、他の4名の下女は、いずれも半年以上在勤した形跡がないから、雇入れからまもないうちに退勤したとみてよい。さらに明治30年初頭に至って43番の「ヒサ」が退勤すると、廣海家では、一時的にせよ、在勤者が一人も存在しないような状況が発生している。これについても、その後、まもなく47番の「東助」が雇入れられているから、こうして家事使用人の雇用が一時途絶したのは、同家が働き手の雇用を差し控えたためではなく、むしろ人手を補充しようとしても、それができなかったためであると考えてよい。以上のように、すでに明治20年代初頭から中頃にかけて、廣海家にとって、働き手を雇入れることは決して容易なことではなかったが、明治20年代末に至ると、人手の確保はますます困難なものとなり、たとえ働き手を雇用できたとしても、働き手に長期の在勤を促すことは不可能な状況が生まれていた。

(1) 岸和田紡績の出現

では、明治20年代末に至って、家事使用人の在勤状況に上述した変化がみられたのはなぜだろうか。はじめに、工場制機械工業の発展とのかかわりに注目しよう。すでに明治20年代初頭から中頃にかけて、泉南でも、工場制機械工業が勃興しはじめていたが、この時期に登場した工場制機械工業は、そもそも女性労働力をあまり必要とするものではなかった。実際、明治20年代7月に岸和田に設立された第一煉瓦石製造会社を例にとって職工数の男女比をみると、明治27年の値となるが¹⁶³、男性は160名であったのに対し、女性は25名にとどまっていた。だが、明治27年1月に岸和田紡績が操業を開始すると¹⁶⁴、そうした状況は大きく変化することになった。岸和田紡績は、その名のとおり、泉南の岸和田に位置しており、その明治20年代末の動向は、操業から間もない明治30年10月に行われた調査から明らかとなる¹⁶⁵。それによれば、調査時点において、同紡績では男性507名、女性1,198名が働いていた。この点から窺えるように、岸和田紡績は、先の第一煉瓦石製造会社と比

べてはるかに多くの働き手を擁していたばかりでなく、男性よりも、むしろ女性の働き手を大量に雇用していた。また年齢構成に関して、岸和田紡績の女工全体のうち、15歳以上30歳未満の年代の比率は67.3%に達していたから、女工の多くは若い女性たちによって占められていた。このように、岸和田紡績は、泉南において、工場制機械工業の形態をとって、女性労働力、なかでも若い女性たちを大量に雇用しはじめた最初の存在であったわけである。

そして、上記の調査によれば、岸和田紡績の女工の総数は1,198名にのぼっていたが、このうち寄宿女工は75名にすぎなかったから、逆にいえば、同紡績では、主に近隣に居住する若い女性たちが通勤の形態で働いていたことになる。また岸和田紡績は24時間操業を行っていたため、同紡績の女工たちは昼夜二交代制の下で1日に11時間の労働に服しており、それに加えて1時間の休憩が与えられていた。従って、同紡績の女工たちは、いったん工場に出勤すると、最低でも半日は工場内に拘束されていたわけである。さらに個々の紡績工場の事例は定かではないが、紡績女工には一般に1年間に「三十日多キ八四十五日」の休日を与えられていたから、逆算すれば、年間の労働日数は320から335日程度に達していた。つまり、岸和田紡績の女工の多くは、通勤の形態で働いていたが、1年のうち多くの時間を工場での作業に費やしていたことになるから、女手の不足した世帯の場合、家庭内の女性たちが紡績工場に送り出されたとすれば、彼女たちは工場での作業に時間をとられ、生家で家事を担うことができず、それによって日常生活に支障が生ずるおそれがあった。従って、女手の不足した世帯は、家庭内の女性たちを紡績工場で働かせることを差し控えたであろう。この点からすれば、岸和田紡績で働いていたのは、逆に女手の余った世帯から送り出された女性たちであったと考えてよい。そして、彼女たちの出身階層についてみれば、同紡績に限らず、紡績業全体に共通する特徴として、紡績工場には、いずれも「社会ノ下層ニ在リテ生活ノ度非常ニ低」い世帯の女性たちが雇用されていたという。

以上から、岸和田紡績の女工たちは、泉南に居住する貧しい世帯のうち、女手の余った世帯から送り出された若い女性たちであったという点で、廣海家の家事使用人のそれと同じ特徴を備えていたことが分かるだろう。つまり、泉南の若い女性たちは、家事奉公に出る代りに岸和田紡績で働くこともできた。この点からすれば、岸和田紡績の出現が家事使用人の雇用動向に何らかの影響を及ぼしたのではないかという疑問が湧く。そこで以下では、彼女たちとその父兄にとって、多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であったことをふまえて、彼女たちの就業行動を左右した要因として、さしあたり、収入面での変化に注目し、若い女性が家事奉公に出るか、岸和田紡績に通勤するか、それぞれの場合について、彼女とその父兄がどの程度の収入を手にしたのかを検討しよう。

(2)家事使用人

最初に、廣海家の事例に即して、家事奉公のうち、一般的なケースである下女奉公を例にとって、若い女性たちが下女として働きに出た場合を考えよう。まず同家の下女の給金

は、明治23年頃には年給8円であったが、その後、徐々に引き上げられ、前述した43番の「ヒサ」の事例から窺えるように、明治30年頃には年給10円という水準にまで達していた。一方、各種給付をめぐっては、明治20年代末に至っても、廣海家では、蕪入の心付が25銭に引き上げられたことを除けば¹⁶⁶、支払額や支払回数はほとんど変化しなかったから、家事使用人には、1年のうち正月と盆に10銭ずつ計20銭が与えられ¹⁶⁷、蕪入を年間に1度許された際、25銭の心付が支給されたと想定しよう。また口減らしとして、若い女性1人を家事奉公に出すことで、生家は、生活費の負担をどの程度減少させることができたのだろうか。これについては、明治10年代の事例と同様に、明治34年における泉北の小作農のケースに即して考えよう。それによれば、若い女性1人あたりの生活費は年間に21円80銭程度に達していたが、明治30年から34年にかけて、物価水準は1.12倍、1人あたりの消費支出は実質で1.04倍の伸びを示しているから、これらの変化を考慮すれば、明治30年頃には、女性1人あたりの生活費は年間に18円71銭6厘程度と推計される。以上から、若い女性1人が下女奉公に出たならば、彼女とその父兄は、給金、各種給付、生活費の減少分を合せて、年間に29円16銭6厘の収入を手にしたことになる。

(3) 岸和田紡績

他方、若い女性たちが岸和田紡績に通勤した場合はどうであろうか。これについては、まず紡績工場における賃金形態を説明しておく必要がある。最初に、紡績工場では、一般に出来高給と日給の2つの賃金形態が併用されていた。すなわち、各生産工程のうち、仕事量の多寡が出来高に反映される工程については、出来高に応じて支払額が決定される出来高給の形態が、逆にそのように仕事量を把握することが困難な工程については、あらかじめ1日あたりの支払額が定められた日給の形態が採用されていた。もっとも、出来高給か日給かを問わず、在勤期間が長期化するほど、紡績女工の賃金は上昇する傾向があったことを指摘しておこう。なぜなら、出来高給の場合、女工がある工程に配属され、経験を積んで仕事に馴れることで、1日あたりの出来高が増大したならば、それは賃金の増加につながったし、日給の場合でも、女工が仕事に習熟することを見越して、定期的に日給を引き上げる制度が設けられ、また習熟のペースが著しい者については、「抜擢」として日給を適宜引き上げる処置がとられていたからである。

ところで、先の明治30年の調査によれば、各紡績会社に関して判明するのは、調査時点において、何年在勤した者が何名存在したかという在勤期間の分布と、日給か出来高給かを問わず、各女工に支払われた賃金額に注目し、1日あたり何銭の賃金を得ていた者が何名存在したかをまとめた賃金水準の分布でしかない。だが、在勤期間が長期化するほど、紡績女工の賃金は上昇したという点を考慮すれば、こうした在勤期間と賃金水準の分布によって、岸和田紡績の女工の賃金がどのように引き上げられていたかを解明することが可能となる。まず在勤期間の分布に関して、岸和田紡績では、女工全体のうち、在勤期間が1年を超える女工の総数は829名であった。一方、賃金水準の分布をめぐって、岸和田紡績

の場合、出来高給と日給の場合を合せて、1日あたり13銭以上の賃金を支払われていた女工の総数は866名にのぼっていた。そもそも在勤期間が長期化するにつれ、紡績女工の賃金は上昇するものであり、また829名と866名という値が近接していることを考慮すると、岸和田紡績では、女工の1日あたりの賃金は、雇入れから1年後の時点で少なくとも13銭以上にまで達していたことになる。同様に、岸和田紡績では、1日あたり16銭以上の賃金を支払われていた女工の総数は610名であったのに対し、在勤期間が2年を超える女工の数は546名に達していた。この両者の人数が近接していることをふまえれば、雇入れから2年後の時点には、女工の1日あたりの賃金は、最低でも16銭以上にまで引き上げられていたことになる。

また先の調査によれば、個々の紡績会社の事例は定かではないが、紡績女工の昇給過程は一般に次のようなものであったという。まず雇入れに際して、紡績女工には、幼年工を除けば、「八九銭位」の日給が与えられ、日給の場合を例にとれば、その後、定期的な昇給の回数は、抜擢を別として、「通例半年二両三回」とあるように、年間に6回にも及んだという。ただし、「増給ノ度数ハ高給者ヨリハ薄給者ニ多キガ如シ」と指摘されているから、ある程度の水準にまで賃金が引き上げられた後は、昇給の回数も減少したらしい。この点をふまえて、上述した在勤期間と賃金水準との関係を考慮すれば、岸和田紡績の女工の昇給過程について、以下のモデルを想定することができる。まず日給者を対象とし、さらに抜擢が行われないケースを前提として、紡績女工は、日給8銭で雇入れられ、その後、2ヶ月を経るごとに1銭の昇給を受けたとしよう。これによれば、彼女は、雇入れから1年後の時点で日給14銭を支給されたことになる。続いて2年目の在勤期間に至ると、昇給の回数は減少し、4ヶ月ごとに1銭ずつ日給が引き上げられたとしよう。この場合、彼女には、雇入れから2年後の時点で日給17銭が約束されたことになる。他方、在勤期間をめぐって、先の調査によれば、岸和田紡績で働いていた1,198名の女工のうち、在勤期間が3年を上回る者は158名にすぎなかった。ところで、この調査は明治30年10月になされたのに対し、岸和田紡績の操業開始は明治27年1月のことであったから、操業開始から調査時点までには3年10ヶ月しか経過しておらず、調査の3年前の27年10月には¹⁶⁸、岸和田紡績では565名の女工が働いていた。従って、同紡績の女工たちが軒並み3年以上在勤していたとすれば、明治27年10月の時点で働いていた女工の多くが3年後の時点でも引き続き在勤していたとしてもおかしくはない。この場合、調査時点で在勤期間が3年を上回る女工の数は565名に近い水準に達していたはずであろう。しかし、実際には、その値は565名を大幅に下回る158名でしかなかったから、同紡績の女工の多くは、雇入れから3年も経たないうちに退勤したことになる。もっとも、先の調査によれば、岸和田紡績では、在勤期間が3年以内の女工1,040名のうち、在勤期間が1年を超える者は半分以上の64.5%の671名に達していたから、女工の在勤期間の平均は、3年に満たなかったとしても、少なくとも1年を上回っていたに違いない。従って、ここでは同紡績の女工は2年程度在勤したと考えよう。また先の調査によれば、各紡績会社の事例は不明であるが、紡績女工は一般に年間に320日か

ら335日程度働いていたというから、ここでは、1年間の労働日数を330日とみなし、雇入れから1年目については昇給時点から昇給時点までの各2ヶ月間の労働日数は延べ55日、2年目については各4ヶ月ごとの労働日数は延べ110日であったとしよう。以上から、日給の水準と労働日数とを乗ずれば、岸和田紡績の女工が年間に手にした賃金の総額を求めることができる。先の調査によれば、賃金以外にさまざまな給付を支給する紡績会社も存在していたが、こうした各種給付をめぐって、岸和田紡績の詳細は定かではないので、さしあたり、賃金だけに注目すれば、岸和田紡績の女工の年収は、1年目には34円65銭、2年目には49円50銭、平均すれば42円7銭5厘と推計される。通勤女工の場合、働き手は弁当などを持参すれば、工場の食堂で食事をする必要はなく、食費を徴収されることもなかったから、支払われた賃金をすべて生家に持ち帰ることができた。そして、岸和田紡績の女工たちは、生家においては父兄の監督下に置かれていたから、彼女たちが稼いだ賃金は全額が働き手本人の収入とされたわけではなく、その多くは生家の家計収入に組み入れられ、残りが彼女たちの取り分とされたと考えられる。

(4) 就業先の選択

若い女性1人が下女奉公に出たならば、彼女とその父兄は年間に29円16銭6厘の収入を得たのに対し、彼女が岸和田紡績に通勤した場合、彼女とその父兄が手にしうる年収は、雇入れから1年目には、34円65銭にとどまっていたが、2年目には、49円50銭にまで増大した。従って、若い女性とその父兄にとって、より多くの収入を稼ぐためには、彼女が下女奉公に出るよりも、岸和田紡績で働いた方がはるかに有利であったことは間違いない。

もっとも、当時の社会には、風紀の乱れなどの理由から、紡績女工を蔑視する風潮が存在した¹⁶⁹。従って、たとえ高収入が約束されたとしても、よほど経済的に困窮していない限り、多くの世帯は家庭内の女性たちを紡績工場に送り出すことを差し控えたため、紡績工場で働いていたのは極貧層の世帯の女性たちに限られ、それ以外の階層の女性たちにとっては、就業先を選択する際、家事奉公は選択肢の一つとして考慮されたとしても、紡績工場で働くことはまったく眼中になかったのではないかという疑問が湧く。しかし、当時の調査によれば¹⁷⁰、さまざまな問題を引き起こしていたのは、親許から工場に通っていた通勤女工ではなく、むしろ親許から離れて父兄の監督を受けなくなった寄宿女工であったという。従って、紡績女工に対する悪評は、主に寄宿女工に向けられたものであり、当時の岸和田紡績の女工をはじめ、通勤女工に対する風当たりはそれほど強いものではなかったと考えられる。この点からすれば、極貧層に限らず、それ以外の階層の世帯のなかにも、高収入に惹かれ、家庭内の女性たちを家事奉公に出す代りに岸和田紡績で働かせることを選択した世帯が少なくなかった可能性があるだろう。実際、この点を裏付けるように、岸和田に隣接した北掃守村では、「明治廿五年岸和田紡績株式会社大正元年同春木分工場及和泉紡績株式会社ノ設立ト共二中農以下ノ婦女子殆ンド職工トシテ右工場ニ通勤」するような光景がみられたという¹⁷¹。これは後の大正4年に当時の状況を回顧したものであり、事態を

若干誇張したきらいはあるが、いずれにせよ、この事例からは近隣の多くの世帯が岸和田紡績に家庭内の女性たちを通わせていたことが窺えよう。

b-2 綿織物業の隆盛と労働力の流出

岸和田紡績の女工は主に通勤の形態で働いていたが、泉州では、明治30年には、この地域を海岸沿いに南北に結ぶ鉄道が開通したから¹⁷²、働き手は、岸和田から離れた地域に居住していたとしても、鉄道さえ利用できれば、岸和田紡績に通勤することが可能であった。しかし、たとえば旧日根郡の尾崎から岸和田まで鉄道を利用した場合、明治30年代初頭には、片道の運賃は14銭であったから¹⁷³、年間の労働日数が330日であった場合、女工1人が同区間を通勤するためには、1年間に92円40銭もの運賃が必要であった。雇入れから1年目の紡績女工の年収が34円65銭であったことを考慮すれば、運賃が年収を上回っていた以上、実際には、こうして鉄道で通勤するような女工は存在しなかったであろう。この点からすれば、岸和田紡績の女工は徒歩で通勤していたことになるから、同紡績の働き手の募集域は自ずから岸和田周辺の地域に限られていた。ところで、明治29年には、南郡と日根郡とが合併して泉南郡が構成されるが、前年の28年には、岸和田紡績の女工たちが岸和田周辺に居住していたことを念頭に、泉南地方のうち、岸和田の所在した南郡のみを対象として、15歳以上30歳未満の女性の総数を求めると、その値は6,787名と推計される¹⁷⁴。明治30年の調査によれば、岸和田紡績に在籍した同年代の女工の数は806名であったから、6,787名と比べれば、同紡績では、南郡の若年女性全体の実に11.9%もの人々が働いていたことになる。従って、南郡一帯では、岸和田紡績の操業開始後、多くの女性たちが家事奉公に出る代りに同紡績に通勤するようになったとすれば、廣海家をはじめ、家事使用人の雇主にとって、この地域から人手を雇入れることはきわめて困難となった可能性がある。

しかし、廣海家の場合、その働き手の募集域は、南郡に限らず、日根郡をも含めて泉南一帯にまで及んでいた。また泉南には、当時、岸和田紡績以外に大量の女性労働力を使用していた工場は存在しなかったから¹⁷⁵、同家は、南郡から人手を雇用できなくなったとしても、日根郡一帯から働き手を雇入れることで、家事使用人の雇用を続けることができたはずである。にもかかわらず、家事使用人の雇用が一時途絶したことから窺えるように、現実には、廣海家は深刻な人手不足に見舞われていた。

(1) 綿布生産の動向

では、なぜ廣海家は働き手の確保に苦慮していたのだろうか。これについては、明治20年代末に至っても、泉南では、手作業による綿糸生産は衰退したものの、引続き問屋制家内工業の形態をとって綿布生産がさかんに行われていたことに注目する必要がある。まず明治27年から31年までの期間を対象として、泉南における綿布生産量と綿布生産の従事戸数の推移をまとめた表3-4を検討しよう。それによれば、明治27年から31年にかけて、その理由は定かではないが、従事戸数は3,919戸から3,491戸へと若干減少している。だが、そ

れでも31年を例にとれば、3,491戸は泉南の全戸数の18.8%に相当し¹⁷⁶、これは約5軒に1軒が綿布を生産していたことを意味しているから、依然として綿布生産に従事していた世帯は少なくなかった。他方、明治27年から31年にかけて、綿布生産量は209万反から555万反へと急増した結果、1戸あたりの平均的な年間の綿布生産量は533.5反から1,589.2反へと2.98倍もの伸びを示している。

表3-4 明治27年から31年までの泉南における綿布生産の動向

単位：戸、人、万反、反、反

	(A) 従事戸数	(B) 従事者数	(C) 綿布生産量	(C/A) 1戸あたりの生産量	(C/B) 1人あたりの生産量
27年	3,919	6,234 女 5,717 男 517	209	533.5	365.7
28年	3,656	6,812 女 6,511 男 301	277	758.5	425.9
29年	3,331	6,113 女 5,991 男 122	307	921.9	512.6
30年	3,738	6,993 女 6,841 男 152	344	920.0	502.7
31年	3,491	7,914 女 7,700 男 214	555	1,589.2	720.5

注：1)明治28年以前については、南郡と日根郡の値の合計を、明治29年以降については、泉南郡の値を示す。

2)綿布生産量については、明治30年までは生木綿の値を、明治31年は白木綿の値を示す。

3)Cは綿布生産量の万反未満を四捨五入した値であるのに対し、C/A、C/Bはともに四捨五入する以前の生産量を従事戸数、従事者数で除した値であるため、表中のA、B、CによってC/A、C/Bを求めても、その値は表に示した値と一致しない場合がある。

出所：各年度『大阪府統計書』。

こうした状況の下で、若い女性が綿布生産に従事した場合、彼女とその父兄はどの程度の収入を得たのだろうか。問屋制家内工業の下では、1戸あたりの綿布生産量と織賃の水準とが分かれば、それらを掛け合わせることで、綿布生産によって各世帯が手にした収入を求めることができる。最初に、1戸あたりの綿布生産量について検討しよう。泉南では、明治20年代末に至っても引続き手織機が使用されていたが、織機の改良によって、綿布生産の労働生産性には次のような変化がみられた。旧来の「下機」を使用した場合、織り手1人が1日に2反の綿布しか織り上げられなかったが、続いて登場した「チョンコ機」の場合、1日の生産量は4反にまで倍増した。もっとも、「チョンコ機」には、構造上、綿布の巻き取りに難があり、綿布にかかる力が安定しないため、綿布の品質が低下するという欠陥があった。そのため、明治20年代末から30年代初頭にかけて、巻き取りの機能に改良を加えた「太鼓機」が発明され、「チョンコ機」に代って広く普及するようになった。しかし、「太鼓機」では、綿布の品質の向上と引き換えに、労働生産性が犠牲にされた結果、織り手1人が1日に生産できる綿布は3反にまで減少したという。そこで、家庭内で女性1人が1日に3反の綿布を毎日生産したとすれば、1戸あたりの綿布生産量は3反に365日をかけて年間1,095反にのぼっていたことになる。この点を念頭に表3-4に戻れば、泉南における1戸

あたりの平均的な綿布生産量は、すでに明治29、30年には1,095反に近接した921.3、920.3反という水準に、明治31年には1,095反をはるかに上回る1,589.8反という水準にまで達しているから、この時期、問屋制家内工業の下で女性1人が毎日3反の綿布を生産していた世帯は少なくなかったであろう¹⁷⁷。この点は表3-4の1人あたりの綿布生産量の推移からも裏付けられる。まず表3-4によれば、明治27年から31年にかけて、従事者数は、29年に一時減少したものの、6,234名から7,914名へと増大し、その多くは女性で占められていたから、各世帯では、綿布需要の急増にともなって、それまで綿布を生産していなかった女性たちまでもが綿布生産に動員されていたことになる。もっとも、この間、1人あたりの綿布生産量は365.7反から720.5反へとほぼ倍増していることから窺えるように、綿布生産量の伸びは従事者数のそれを上回っていたから、こうして生産量が急増した背景には、従事者数の増加のみならず、以前から綿布を生産していた女性たちもまた従来以上に綿布生産に励むようになったという事情が隠されていた。いうまでもなく、このことは、それまで綿布や綿糸を生産していた女性たちが、綿糸生産から手を引き、代りに年中綿布を生産するようになったことを示唆している。

一方、織賃の水準については、廣海家と同じ貝塚に居住し、問屋制家内工業の下で織元の業務を営んでいた帯谷家のケースを検討しよう。同家の事例からは、明治20年代末の状況を窺う手掛かりとして、時期的に近接した明治30年代初頭の織賃の水準が判明する。それによれば、織賃は、綿布の市況に左右されて上下していたが、明治31年10月から32年10月までの期間を例にとって、毎月の平均的な水準を求めると、1反あたりの織賃の最低値は32年6月の2銭5厘8毛、最高値は32年10月の3銭5厘であった¹⁷⁸。そこで、まず1反につき最低値の2銭5厘8毛の織賃しか支払われなかった場合を想定しよう。こうした条件の下では、女性1人が毎日3反の綿布を織り上げ、年間に1,095反の綿布を生産したならば、それによって得られる収入は28円25銭1厘にのぼっていた。その際、以前と同じ手口で綿糸の使用量を減らしていたとすれば、各世帯は、1,095反の綿布を生産することで657総分の綿糸を着服していたことになる。明治32年の大阪市場を例にとれば、泉州で使用されていた太糸の綿糸は1総あたり1銭3厘3毛で取引されていたから¹⁷⁹、この価格で657総の綿糸を売却できたとすれば、それによって各世帯は年間に8円73銭8厘の収入を手にしえた。以上から、女性1人が年中綿布生産に従事した場合、彼女とその生家は、28円25銭1厘と8円73銭8厘を合せて年間に36円98銭9厘の収入を得たことになる。もっとも、上記の想定では、織り手が毎日綿布生産に従事したことを前提としたが、実際には、正月や盆などにはある程度の休みをとったはずであるから、28円25銭1厘という値はそうした休日分だけ過大であろう。また1総あたり1銭3厘3毛という値は正規の相場を示したものであるが、着服した綿糸の売却価格はこの値を下回っていたと考えられるから、8円73銭8厘という値もまた過大であるとみてよい。この点からすれば、先の36円98銭9厘もまた過大となるものの、それでも綿布生産による収入がこの程度の水準にまで達していたことの意味は重要である。なぜなら、この時期、女性1人が下女奉公に出た場合、彼女とそ

の父兄の手にした収入は年間に29円16銭6厘程度にとどまっていたから、これと比べると、たとえ織賃が最低の水準にあったとしても、女性1人が年中綿布生産に従事したならば、彼女とその父兄は、彼女が下女奉公に出た場合と同程度もしくはそれを若干上回る程度の収入を得られたことになるからである。もちろん、年間を通してみれば、1反あたりの織賃は3銭5厘にまで上昇した時期もあったから、織賃の平均的な水準は先の2銭5厘8毛を上回っていたであろう。そこで、織賃が1反につき3銭であったとすれば、同様に推計すると、綿布生産による収入は年間に41円58銭8厘程度にまで達していたことになる。従って、若い女性とその父兄にとって、多くの収入を稼ぐためには、彼女が下女として働くよりも綿布を生産した方が有利であった。この点からすれば、明治20年代末に至って、廣海家が家事使用人の雇入れに苦慮していたことも肯げよう。若い女性とその父兄にとって多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であったし、この頃、綿布生産による収入は下女奉公による収入を上回っていた以上、泉南一帯では、若い女性たちが下女奉公に出る代りに生家で綿布生産に従事しようとした結果、廣海家は、たとえ日根郡などから働き手を雇入れようとしても、なかなか人手を確保できなかったと考えられる。

(2) 労働力の流出

さらに廣海家が深刻な人手不足に見舞われた背景には、泉南から他所へと女性労働力が流出するような事態が発生していたことを指摘しておかななくてはならない。これについては、とくに紡績業の動向に注目する必要がある。まず明治20年代以降、全国各地では紡績工場が続々と操業を開始し、働き手として若い女性たちを大量に雇用しはじめた。けれども、紡績工場のなかには、岸和田紡績と違って、近隣に居住する女性たちを雇入れるだけでは、労働力需要を充たすことのできない工場が数多く存在し、そうした紡績工場は、寄宿女工として働かせるため、遠隔地から若い女性たちを大量に募集していた。実際、先の明治30年の調査によれば、大阪府一帯を対象として、女工の遠隔地募集を行っていた紡績会社が4社存在していたから、これらの会社は、泉南地方にまで募集の手を広げていた可能性が高い。その際、紡績会社は、遠隔地募集の対象地域に居住して地域の事情に通じた者を「紹介人」の地位に就け、女工の募集にあたらせるのが一般的であったというから、泉南の各村落でも、そうした「紹介人」が働き手の雇入れに奔走していたと思われる。

こうした状況の下で、若い女性が紡績会社の遠隔地募集に応じた場合、彼女とその父兄は、それによってどの程度の収入を得たのだろうか。これについて、上記の大阪府一帯から女工を募集していた4社のうち、野田紡績のケースを例にとって検討しよう。まず明治30年の調査によって、先の岸和田紡績の事例にならって、女工の在勤期間と賃金の分布を対照すると、野田紡績の場合、在勤期間が1年を超える女工の総数は263名、1日あたり26銭以上の賃金を得ていた女工の総数は298名であった。そもそも在勤期間が長期化するほど、紡績女工の賃金は上昇するものであり、この両者の値が比較的近似していることを考慮すれば、野田紡績の女工は、雇入れから1年後の時点で、最低でも1日あたり26銭の賃金を

得ていたと推測される。ただし、2年目以降については、上記の方法では十分な分析結果が得られないので、とりあえず、ここでは雇入れから1年目の事例に限って検討しよう。そこで、まず日給者を対象として、「抜擢」も行われない事例を前提とし、女工には雇入れに際して日給8銭が支給され、2ヶ月ごとに3銭ずつ昇給がなされたと想定しよう。それによれば、雇入れから1年後の時点で、女工の日給は26銭にまで上昇したことになる。また年間の労働日数が330日であり、昇給時点から昇給時点までの各2ヶ月間の労働日数が55日であったとしよう。この場合、野田紡績の女工の年収は51円15銭に達していたことになる。だが、明治30年の調査によれば、各社の事例は定かではないが、寄宿女工からは一般に「一日六銭」の食費が徴収されていたというから、6銭に365を乗ずると、1年分の食費として21円90銭という値が求められる。これを51円15銭から差し引けば、野田紡績の寄宿女工の年収は、実質的に29円25銭にとどまっていた。もっとも、これ以外に、女性1人を寄宿女工として送り出せば、家事奉公の場合と同様に、生家の父兄は、彼女の生活費分だけ家計支出を軽減させることができた。明治30年頃には、若い女性1人あたりの生活費は年間に18円71銭6厘と推計されるから、父兄は、寄宿女工として女性1人を紡績工場に送り出せば、この程度の金額を口減らしの収入として手にしえた。他にも紡績女工には各種給付が支給された可能性もあるが、その詳細はよく分からないので、さしあたり、賃金と口減らしの収入に注目すると、女性1人が紡績工場の寄宿女工として働いた場合、彼女とその父兄は、29円25銭と18円71銭6厘を合せて年間に47円96銭6厘の収入を得たことになる。もちろん、これは雇入れから1年目の事例を対象としたものであり、2年目以降、紡績女工の賃金はさらに上昇したことを考慮すれば、在勤期間が長期化した場合、寄宿女工とその父兄の手にした年収は47円96銭6厘を上回っていたに違いない。

この点からすれば、若い女性たち、引いてはその父兄にとって、多くの収入を稼ぐためには、紡績会社の遠隔地募集に応ずることが最も有利であったことになる。なぜなら、女性1人が岸和田紡績に通勤した場合、それによって得られる年収は、雇入れから2年目には49円50銭にまで達したものの、1年目には34円65銭、平均すれば42円7銭5厘程度でしかなかったし、彼女が生家で毎日3反の綿布を生産し、1反あたりの織賃が3銭であった場合、さらに綿糸を着服しても、それによる年収は41円58銭8厘程度にとどまっていたし、彼女が下女奉公に出た場合、それによって得られる収入は年間に29円16銭6厘程度にすぎなかったからである。従って、泉南でも、いくつかの紡績会社が女工の遠隔地募集の手を広げていたという状況の下では、高収入に引かれ、家庭内の女性たちを紡績工場の寄宿女工として送り出そうとした世帯が現れたとしてもおかしくはない。

では、その結果、泉南から女性労働力がどの程度流出したのだろうか。手掛かりとして、明治20年代を対象として、泉南における出寄留人口の推移をまとめた表3-5に注目しよう。当時の法規によれば¹⁸⁰、出寄留とは、人々が本籍地から籍を移すことなく他所に3ヶ月以上転出した状態にあることを指し、こうした人々はその旨を転出先の役所に届け出ることが義務づけられていた。この点から窺えるように、出寄留者は必ずしも若い女性であった

とは限らないが、実際には、女性の出寄留者の多くは、紡績工場の寄宿女工など、親許を離れて遠隔地で働いていた未婚の女性たちで占められていたという¹⁸¹。従って、出寄留人口の推移は、こうした若い女性たちの流出状況を知るうえで重要な手掛かりとなる。もっとも、出寄留人口は、毎年の流出者数を直接反映したものではない。表3-5(A)は、泉南一帯を対象として、毎年12月31日時点における女性の出寄留人口の値、すなわち年末の時点で本籍を移すことなく他所に転出した状態にあった女性何名が存在したかを示したものであるが、この値は表3-6(A)のような手続きによって求められたものであった。ここから判明するように、表3-5(A)に示した年末の出寄留人口の値は、前年末の出寄留人口に、その年に新たに出寄留の状態となった者の数を加え、逆にその年に出寄留の状態が解消された者の数を差し引くことで算出されたものであった。このうち、毎年の流出者数を反映した指標としては、その年に新たに出寄留となった者の数が重要であるが、資料的制約から、この値だけを出寄留人口の推移から求めることはできない。

表3-5 明治20年代における女性の寄留人口の推移 単位：人

	(A) 年末の出寄留人口	(B) 出寄留人口の前年比	(C) 年末の入寄留人口	(D) 入寄留人口の前年比
21年	1,560	75	962	327
22年	1,604	44	742	-220
23年	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
24年	2,280	n.a.	876	n.a.
25年	2,333	53	931	55
26年	1,824	-509	1,009	78
27年	1,966	142	1,027	18
28年	2,245	279	1,153	126
29年	2,029	-216	1,051	-102
30年	2,303	274	1,143	92

注：1)ここで対象としたのは、すべて女性の人数である。

2)28年までは南郡と日根郡の値の合計を、29年以降は泉南郡の値を指す。

3)(A)について、資料から判明するのは、年末の「本籍人口」と「本籍現住人口」ではないので、「本籍人口」から「本籍現住人口」を差し引くことで出寄留人口を求めた。

4)(C)について、資料では、大阪府内の「他都市区ヨリ入寄留」となった者と「他府県ヨリ入寄留」となった者の人数が区別されているが、ここでは両者の合計を泉南への入寄留者として一括して扱った。

出所：各年度『大阪府統計書』。

表3-6 寄留人口の算出方法

(A)出寄留人口

表3-5(A)の値

= 年末時点の出寄留人口

= 前年末の出寄留人口

+ その年に新たに出寄留の状態になった者 - その年に出寄留の状態が解消された者

表3-5(B)の値

= 年末時点の出寄留人口 - 前年末の出寄留人口

= その年に新たに出寄留の状態になった者 - その年に出寄留の状態が解消された者

その年に出寄留の状態が解消された者

= 他所から帰還した者 + 他所に転出したまま、転籍または死亡によって本籍を抹消された

(B)入寄留人口

表3-5(C)の値

= 年末時点の入寄留人口

= 前年末の入寄留人口

+ その年に新たに入寄留の状態になった者 - その年に入寄留の状態が解消された者

表3-5(D)の値

= 年末時点の入寄留人口 - 前年末の入寄留人口

= その年に新たに入寄留の状態になった者 - その年に入寄留の状態が解消された者

その年に入寄留の状態が解消された者

= 他所へ帰還した者 + 泉南に本籍を移した者 + 死亡した者

そこで以下では、流出者数の推移を窺う手掛かりとして、年末の出寄留人口の前年比の増減を示した表3-5(B)に注目しよう。それによれば、出寄留人口は、明治25年までは増加傾向にあったものの、その伸びは年間に100名にも満たなかったのに対し、26年に一時急減すると、その後、29年は別として、27、28、30年には年間に100名、さらには200名を上回るペースで増大している。従って、明治20年代末に至ると、泉南からの女性労働力の流出は量的に拡大していた。ただし、表3-5(B)の値は、それがプラスであったとしても、現実の流出者数を示したものではなく、それよりも過小となる傾向があった。なぜなら、毎年、新たに出寄留の状態になった者の数をその年の流出者数とみなすとしても、そうした新規の出寄留者の数から、出寄留の状態が解消された者の数を差し引いたものが表3-5(B)の値に他ならないからである¹⁸²。だが、問題はそれにとどまらない。表3-5の対象から外れるが、たとえば明治31年には、表3-5(B)に該当する値として、年末の出寄留人口は前年よりも1,194名増加している。従って、現実の流出者数に対して表3-5(B)が過小であったとすれば、明治31年には、1,194名を超える女性たちが泉南から他所へ流出したことになる。ところで、この年、泉南郡における15歳以上30歳未満の女性の総数は1万5,754名と推計されるから¹⁸³、これと比べて1,194名はその7.6%に相当したことになる。7.6%という比率は必ずしも大きなものではないが、それでも、これほどの女性労働力が1年間に一挙に流出したならば、働き手として若い女性たちを必要とする分野では、深刻な人手不足に見舞われたとしてもおかしくはない。しかし、綿布生産の動向をみると、表3-4によれば、明治30年から31年にかけて、女性の従事者数は増加したばかりか、綿布生産量もまた急増しているから、この時期、女性労働力の流出によって綿布生産に支障が生じていたとは考え難い。この点

からすれば、1,194名を超える女性たちが本当に流出したのかという疑問が湧く。実際、これについては、出寄留の手続きに注目する必要がある。まず寄留の届出は転出地でなされ、それが転出地の役所から本籍地の役所へと通知されることで、本籍地における出寄留人口の加除がなされていた。従って、女性たちが転出した後、その届出が提出され、それが本籍地における出寄留人口の増減に反映されるまでには、時期的なずれが存在したであろう。また役所間の通知が寄留事務として確定されたのは明治29年のことであり、それ以前には通知漏れも少なくなかったというから、以後、通知漏れが減少するにつれ、それが出寄留人口の増減に影響を与えたことは間違いない。従って、明治31年に寄留人口が激増した要因としては、前年までに他所へ転出していたのに、その届出が遅れていた者がこの年に申請を済ませるケースが多数にのぼったか、あるいは前年までに届出をしたのに、通知の遅延や遺漏のため、未登録であった者がこの年にまとめて出寄留者として記録された可能性があるだろう。つまり、表3-5(B)の値は、現実の流出者数に対して、過小となる傾向がある反面、ときに過大な値を示す場合もあったわけである。そこで、こうした変動を除くため、明治27年から30年までを対象として、表3-4(B)の平均を求めればその値は120.0名となる。表3-5(B)の値は、新規の出寄留者の数から出寄留の状態が解消された者の数を差し引いたものであるから、その平均値が120.0名であったということは、転籍や死亡の事例を別とすれば、毎年、泉南から流出した女性の数が泉南に帰還した女性の数を120名近く上回っていたことを意味している。

また出寄留人口とは逆のケースとして、入寄留人口も存在していた。すなわち、他所に本籍を有する女性が籍を移すことなく泉南に転入し、3ヶ月以上居住した場合、彼女は泉南郡内の入寄留人口として扱われ、同郡内の役所にその旨を届け出る義務を負った。こうした入寄留人口は出寄留人口と基本的に同じ手続きによって求められたから、出寄留人口の事例にならって、泉南における年末の女性の入寄留人口とその前年比の増減を示したものが表3-5(C)(D)に、それらを求める手続きを説明したものが表3-6(B)となる。以上から窺えるように、入寄留人口の推移は、出寄留人口とは逆に、他所から泉南への労働力の流入状況を解明する手掛かりとなる。しかし、明治27年から30年にかけて、入寄留人口の増減を示した表3-5(D)の平均を求めると、その値は33.5名にしかならないのに対し、出寄留人口の場合、同様の値は33.5名を大幅に上回る120名程度に達していたから、泉南では、女性労働力の流入自体は存在したものの、それは量的に限られており、むしろ実態としては、女性労働力の流出が流入を超過していたことになる。

もっとも、明治30年を例にとれば、泉南郡全体で15歳以上30歳未満の女性の総数は1万4,395名と推計されるから¹⁸⁴、これと比べて120名はその0.8%に相当したにすぎない。しかし、明治20年代末の泉南では、毎年の流出者数はわずかであったとしても、女性労働力の流出超過が続いていたから、流出したまま帰還しない女性の累計は、労働人口全体のなかである程度の比率を占めるようになったと考えられる。このことは、量的にみれば決定的ではなかったにせよ、若い女性たちの労働市場の動向にも多少なりとも影響をもたらした

であろう。とくに家事使用人の労働市場との関連に注目すれば、紡績工場の寄宿女工として働くことによる収入は、下女奉公による収入をはるかに上回っていた以上、高収入に引かれ、下女奉公の誘いを断ってまでも紡績会社の遠隔地募集に応ずることを選択した女性たちが存在したとしてもおかしくはない。従って、廣海家が家事使用人の雇入れに苦慮していた要因は、主に岸和田紡績の出現や綿布生産の急増という事態に求められるとしても、それ以外に、女工の遠隔地募集などによって、泉南から女性労働力が流出していたこともまた、同家がなかなか人手を確保できなかったことの一因となったと考えてよい。

b-3 就業行動の特徴

明治20年代末には、工業化の進展によって、泉南の若い女性たちの就業先は一段と増加し、彼女たちは、家庭内で家事を担う必要がなければ、生家で綿布生産に従事したり、他家に家事奉公に出たりすることに加え、遠隔地の紡績工場で寄宿女工として働くことも、岸和田周辺に居住していた場合、さらに岸和田紡績に通勤することもできるようになった。

こうした状況の下で、若い女性たちはどのように就業先を選択したのだろうか。最初に、彼女たちが家事使用人として働くことを望んでいなかったことは明らかであろう。これについては、逆のケースを検討してみればよい。まず若い女性とその父兄にとって、多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であった。そこで、収入の違いに注目すると、家事奉公のうち、乳母奉公を別とすれば、下女奉公による収入は、綿布生産に従事したり、紡績工場で働いたりすることで得られる収入を下回っていた。だが、それでも彼女たちが家事使用人として働くことを望んでいたとすれば、たとえ収入を稼ぐうえで不利であったとしても、下女奉公に出るような女性たちが少なくなかった可能性があるだろう。こうした状況の下では、家事使用人の雇主が人手の確保に苦慮することもなかったはずである。しかし、現実には、廣海家が深刻な人手不足に直面していたことから窺えるように、家事使用人の雇主はなかなか働き手を雇入れることができなかった。この点からすれば、家事奉公に出ることを希望していた女性たちはほとんど存在しなかったと考えてよい。

しかし、家事奉公を除いても、たとえば岸和田周辺の女性たちには、稼得活動に従事するにあたって、生家で綿布生産に従事するか、遠隔地の紡績工場で働くか、岸和田紡績に通勤するかという3つの就業先が用意されていたから、このうち、彼女たちはいずれを選択したのかという点が依然として問題となろう。まず収入に注目すれば、若い女性が紡績会社の遠隔地募集に応じた場合、彼女とその父兄は、最も多くの収入を手にしえた。だが、裏を返せば、このことは、若い女性たちが紡績工場の寄宿女工として働くことを忌避していた証に他ならない。これについては、反対に彼女たちが寄宿女工として働くことを希望していたか、もしくはそれを忌避しなかったケースを想定してみればよい。この場合、高収入に引かれ、多く女性たちが紡績会社の遠隔地募集に応じた結果、泉南から大量の女性労働力が流出した可能性があるだろう。しかし、実際には、流出した女性の数は少数にとどまっていた以上、若い女性たちはもともと遠隔地の紡績工場で働くことを忌避していたと考

えられる。逆にいえば、だからこそ、高収入を約束しなければ、紡績会社は遠隔地募集によって女工を雇入れることができなかつたし、たとえ多くの収入を得られたとしても、彼女たちは紡績会社の遠隔地募集に応ずることを躊躇したため、泉南から多くの女性たちが流出するような事態は発生しなかつたわけである。

続いて岸和田紡績で働くことについてはどうであろうか。はじめに、紡績会社の遠隔地募集に応じた女性は少数であったから、これを別とすれば、若い女性とその父兄は、彼女が岸和田紡績に通うことができたならば、下女奉公に出たり、生家で綿布生産に従事したりした場合よりもはるかに多くの収入を手にしえた。そのため、岸和田紡績が操業を開始すると、岸和田周辺に居住する多くの女性たちが同紡績に通勤するような事態が発生した。だが、これについては、以下の点が問題となろう。若い女性とその父兄にとって、彼女が岸和田紡績で働くことは、そもそも収入を稼ぐうえで有利な選択であったし、しかも在勤期間が長期化するほど、紡績女工の賃金は上昇したから、彼女がいったん同紡績で働きはじめたならば、長期にわたって在勤すればするほど、それだけ多くの収入を得られたことになる。にもかかわらず、実際には、岸和田紡績の女工の在勤期間は一般に3年にも満たない有様であった。

では、なぜ彼女たちは長期間在勤しようとしなかつたのだろうか。はじめに、在勤期間が長期化するほど、紡績女工の賃金は上昇したが、紡績工場の経営者からすれば、このことは、女工全体のうち長期の在勤者の割合が上昇するほど、それだけ労賃の支出が増大したことを意味していた。この点からすれば、岸和田紡績の経営者は、労賃を抑えるため、在勤期間が一定年数を越えた女工たちを次々に解雇した結果、同紡績には長期の在勤者が少数しか残っていなかつたのではないかという疑問が湧く。もちろん、岸和田紡績の経営者にとって、こうして女工を解雇すれば、逆に人手を補充する必要があつたから、上述した行動をとるためには、働き手を容易に雇入れられるような条件が整っていなくてはならなかつた。だが、これについては、賃金水準の動向が問題となろう。まず先の調査がなされた明治30年10月には¹⁸⁵、岸和田紡績の女工1人あたりに支払われた1日の賃金の平均を求めると、その値は13銭5厘であつたのに対し、1年前の29年10月には、同様の値は11銭5厘であつたから、この間、女工の賃金は1.17倍上昇している。同時期には、物価水準もまた上昇しているが、その伸びは1.12倍であつたから、紡績女工の賃金の上昇率は物価水準のそれを若干上回っていた。ところで、岸和田紡績の経営者は、そもそも人手を容易に確保できたとすれば、労賃を抑えるため、女工の賃金を切り下げたはずである。しかし、実際には、逆に女工の賃金は引き上げられていた以上、同紡績の経営者にとって、働き手を雇入れることは決して容易なことではなかつたであろう。従って、同紡績の経営者が女工たちを次々に解雇していたとは考え難い。

この点からすれば、むしろ注目すべきは、同紡績の経営者ではなく、女工たちの動向であつたことになる。そこで、彼女たちの就業行動を左右した要因として、ライフサイクルとのかかわりを検討しよう。岸和田紡績では、生家で家事を担う必要のない女性たちが働

いており、以前には、そうした女性たちは、初等教育を終えて結婚するまで、少なくとも3年以上は生家のために稼得活動に専念できた。しかし、明治20年代末に至って、彼女たちのライフサイクルが変化し、稼得活動に従事する期間が短縮され、長くても3年程度にとどまったとすれば、岸和田紡績でも、雇入れから3年も経たないうちに退勤する女工が続出した可能性があるだろう。しかし、実際には、若い女性たちのライフサイクルは以前とあまり変わらなかったことが知られている。まず初等教育に関して、引続き児童は6歳から14歳までの間に4年の初等教育を受ける義務を課せられていたが、泉南では、こうした年齢層の女子のうち、初等教育を受けていたか、もしくはそれを修了した者の比率は、明治27年から30年にかけて42.3%から45.0%に上昇したものの¹⁸⁶、その値は依然として過半を下回っていた。この間、高等小学校に在籍した女子もまた96名から203名へと増加したが、明治30年には、尋常小学校には2,917名の女子が在籍していたから¹⁸⁷、これと比べれば、なお高等小学校にまで進学する女子の数は限られていた。他方、泉南では、明治20年代末には、手作業による綿糸生産は行われなくなったが、引続き各世帯では手機による綿布生産が営まれていたから、若い女性たちは、結婚に先立って機織の技術を習得しておく必要があった。しかし、彼女たちは、日々、母親などから機織を習うことができたから、10代前半の年齢に達するまでには、綿布生産の技術を一通り身に付けていたであろう。また初婚年齢をめぐって、たとえば明治30年には、大阪府一帯の値として、29歳以下で結婚した女性全体のうち、18歳以上の比率は92.3%にまで達していたから¹⁸⁸、泉南でも、女性たちは18歳以降に結婚するのが一般的であったとみてよい。つまり、泉南の女性たちは、遅くとも14歳で初等教育を終えるとともに機織の技術を身に付け、しかも18歳ですぐに他家に嫁入したとしても、この間、3年は生家のために稼得活動に専念することが可能であった。実際には、14歳以前に初等教育を終えたり、18歳以降に結婚したりする場合もあったから、彼女たちが稼得活動に専念する期間は一般に3年以上に達していたに違いない。もちろん、稼得活動に専念していた女性たちのなかには、生家の事情によって、急遽、稼得活動を控えてまで家事を手伝う必要に迫られた者も存在したはずである。実際、そうしたケースの発生率を増加させる要因として、泉南では、明治10年代から20年代にかけて、出生率と婚姻率が上昇したことが知られている。しかし、前述したように、その上昇率は著しいものではなかったから、明治20年代末に至って、3年以上稼得活動に専念する女性たちが一斉に姿を消したとは考え難い。従って、岸和田紡績の女工のなかにも、3年以上稼得活動に従事できた者が少なくなかったであろう。この点からすれば、同紡績の女工の在勤期間が軒並み3年を下回っていた要因を、彼女たちのライフサイクルの変化に求めることはできない。

もっとも、明治20年代後半に至ると、紡績工場の集中した大阪府一帯を中心に、紡績会社同士がいわば女工争奪戦を繰り広げていたことが知られている。すなわち、各紡績会社は、高い賃金を提示して同業の他社から女工を引き抜き、紡績女工のなかにも、それに乗じていくつかの紡績会社を渡り歩いて高収入を得る者が存在していた。従って、岸和田紡

績の女工たちが雇入れから短期間のうちに退勤したのは、他の紡績会社に転職していたためではないかという疑問が湧く。しかし、女工争奪戦の一例として、明治29年に鐘紡が新たに兵庫工場を稼働させる際、大阪府一帯の他の紡績会社の女工を引き抜くことで、操業に必要な約3,000名の女工の半数近くを調達したところ、こうした鐘紡の行動は、女工を引き抜かれた他社の猛反発を招いたばかりか、政財界をも巻き込んだ大騒動を引き起こしたという¹⁸⁹。この事件から窺えるように、すべての紡績会社が上記の鐘紡と同様の行動をとったならば、それは収拾のつかない事態に発展するおそれがあった。そのため、各紡績会社は、一時的に不足した労働力を補うため、他社の女工を引き抜くことはあったとしても、他社から女工を争奪することを、労働力を調達する主要な手段と位置づけることはなかったであろう。従って、岸和田紡績の女工のなかにも、他の紡績会社に引き抜かれた者が存在したにせよ、そうした女工の数は限られていた。この点からすれば、他の紡績工場に転職したことを理由として、岸和田紡績の女工たちが雇入れから短期間のうちに退勤した事実を説明することは不可能であろう。

以上のように、上述した説明がいずれも十分な説得力を持たないことをふまえると、若い女性たちは、遠隔地の紡績工場で働くことのみならず、岸和田紡績に通勤することをも忌避していたと考えるのが妥当である。これについては、逆に彼女たちが同紡績に通勤することを希望していたか、もしくはそれを忌避していなかった場合を検討してみればよい。こうした状況の下では、多くの収入を稼ぐため、稼得活動に専念しうる期間の大半を岸和田紡績で働くことに費やす女性たちが跡を絶たなかったと想定されるから、同紡績の女工の在勤期間は軒並み3年を上回るような状況がみられたはずである。しかし、現実には、同紡績の女工のうち、3年以上在勤した者は少数にすぎず、残る大半の者は雇入れから3年も経たないうちに退勤したことが知られている。この点からすれば、若い女性たちはもともと岸和田紡績で働くことを忌避していたからこそ、高水準の賃金を提示しなければ、同紡績は女工を募集できなかつたし、たとえ高収入を約束されたとしても、女工たちは同紡績に長期間に在勤しようとはしなかつたと考えられる。

もちろん、岸和田紡績には、近隣の多くの女性たちが通勤していたのに対し、紡績会社の遠隔地募集に応ずる女性は少数にとどまっていたから、若い女性たちは、遠隔地の紡績工場よりも、むしろ岸和田紡績で働くことを望んでいた可能性があるだろう。だが、こうした程度の差はあったにせよ、彼女たちにとって、遠隔地の紡績工場か岸和田紡績かを問わず、紡績工場で働くことが忌避すべき対象であった点には変わりがない。もっとも、紡績工場以外に、彼女たちには、他家に家事奉公に出るか、生家で綿布を生産するかという2つの選択肢が残されていたが、彼女たちは、家事使用人として働くことを望んでいたわけではなく、しかも収入を稼ぐうえで不利であったことも手伝って、家事奉公に出ようとしなかつた。従って、彼女たちは、稼得活動に従事するにあたって、結局、生家で綿布生産に従事することを望んでいたことになるだろう。この点からすれば、明治20年代末の状況として、以下のように考えるのが妥当である。すなわち、若い女性たちは、そもそも家

事奉公に出ようとしなかったし、紡績会社の遠隔地募集に応ずることも滅多になく、岸和田周辺に居住していた場合、高収入に引かれ、岸和田紡績で働くことがあったとしても、同紡績を短期間で退勤したから、それ以外の期間については、もっぱら生家で綿布生産に携わっていた。もちろん、生家のなかで彼女たちの置かれた立場を考慮すれば、父兄もまた、そうした彼女たちの行動を容認していたと考えられる。実際、当時の泉南では、若い女性たちが綿布生産に励んだことを裏付けるように、先の表3-4をみると、1人あたりの綿布生産量は著しく増大している。

3-4 明治30年代における就業行動

明治20年代末に至ると、泉南の女性たちは、従来のように、他家に家事奉公に出たり、生家で綿布生産に従事したりすることに加え、岸和田紡績や遠隔地の紡績工場で働くこともできるようになった。こうした状況は、その後、明治30年代に至っても変わらなかったことが知られている。この点をふまえて、以下では、明治30年代を対象として、引続き若い女性たちの就業行動を分析しよう。

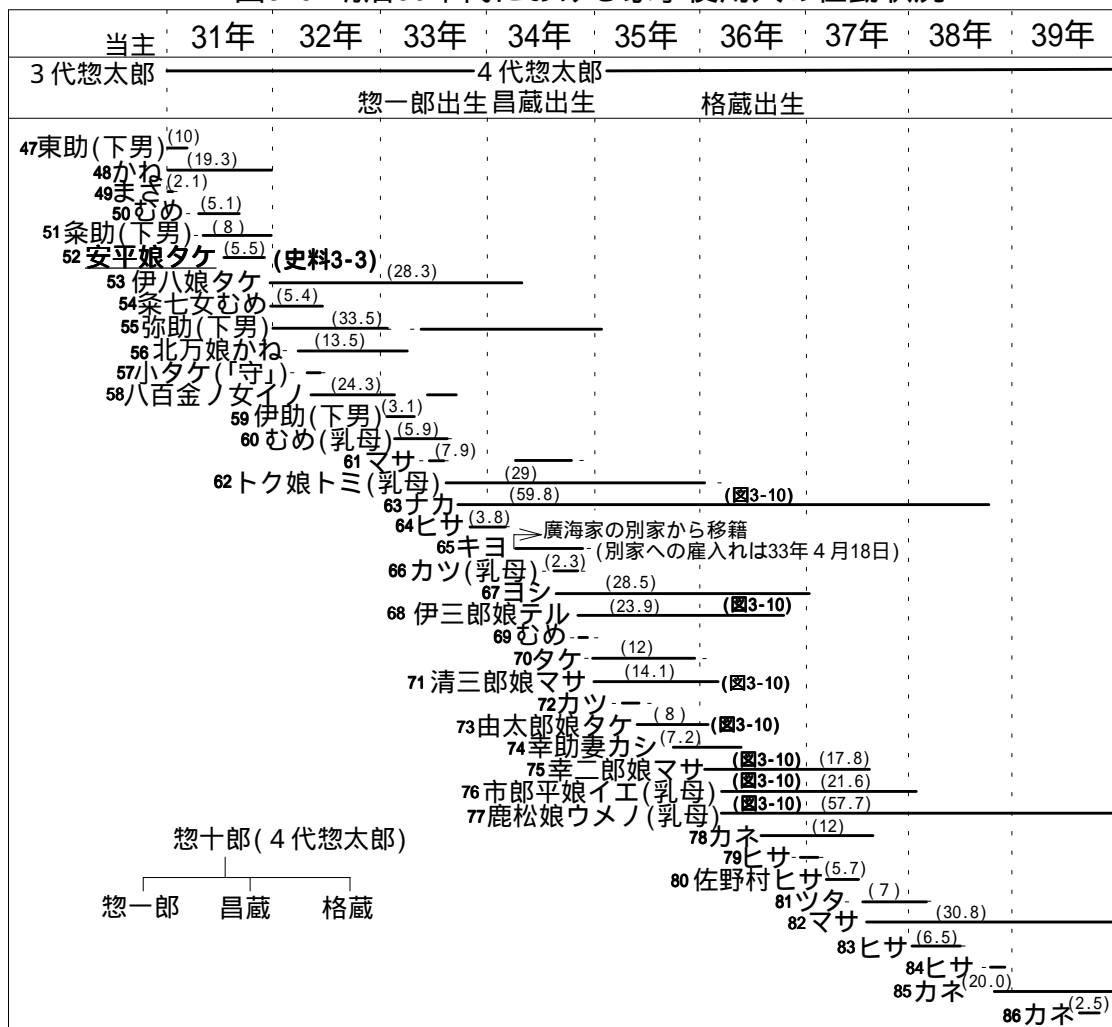
a 家事使用人の在勤状況

手掛かりとして、まず廣海家の事例に即して家事使用人の雇用動向を検討しよう。同家は、明治30年初頭に家事使用人の雇用が一時途絶する事態に見舞われたが、先の図3-8をみると、その直後に人手を補充するにあたって、47番の「東助」を雇入れている。以前から、同家の家事使用人のほとんどは女性で占められていたが、先の図3-1によれば、同家には、すでに明治10年代に「飯焚」として1番の「治郎吉」が在勤していたから、「東助」のような男性が雇用されるケースははじめてのことではなかった。しかし、明治19年に「治郎吉」が退勤すると、その後、男性が雇われることはなかったから、明治30年に家事使用人の雇用が途絶した直後に、「東助」が雇入れられたことはきわめて異例な事態であったといつてよい。その背景として、当時、紡績業や綿織物業の分野で女性の働きが必要とされていたことをふまえると、廣海家にとって、女性よりも男性を雇用する方が容易であったという事情が存在していたのであろう。しかし、同じ家事使用人とはいえ、性別によって給金の水準には相当な格差が存在し、同時期の下女の年給は10円であったのに対し、「東助」にはそれを大幅に上回る年給35円が約束されていたから¹⁹⁰、同家は、こうして男性の働き手を雇入れることで多額の出費を強いられることになった。

このように、廣海家は、家事使用人の雇用の途絶という事態に直面すると、以後、経費の増大を厭わず、ともかく人手の確保を優先するようになった。実際、明治31年から39年までを対象として、廣海家の家事使用人の在勤状況をまとめた図3-9によれば、明治30年に家事使用人の雇用が途絶した後、同家の在勤者の数は従来よりも格段に増加している。以前には、同家では、退勤者が生ずると、その跡を埋めるように人手が補充され、つねに3

名程度の働き手が在勤するような体制がとられていたが、図3-9をみると、たとえば明治32年初頭には、すでに3名が働いており、退勤者が発生したわけでもないのに、さらに3名が雇入れられ、計6名もの働き手が在勤するような状況が出現している。その後、図3-9によれば、廣海家は、引続き6名程度の働き手を常時在勤させておくという方針をとっていたことが分かるだろう。もっとも、これについては、明治30年代初頭から中頃にかけて、同家では、子供の出生が相次いでいたから、そのため、以前よりも多くの人手が必要されたのではないかという疑問が湧く。しかし、先の図3-1から判明するように、明治10年代にも、同家では、子供の出生が続いていたのに、この時期には、つねに3名程度の働き手が雇用されていたにすぎない。従って、同家が在勤者を増やしたのは、子供の出生のためではなく、むしろ退勤者が続出した際、ふたたび雇用の途絶という事態に見舞われることがないように、あらかじめ多くの人手を確保しておくためであったと考えられる。

図3-9 明治30年代における家事使用人の在勤状況



注1) : 表示方法は図3-1と同じ。

2) 57番の「小タケ」に関して、その雇用記録には「守」とあるが、これは彼女が子守として雇用されたことを示すと思われる。ただし、廣海家では、明治21年の末尾の誕生後、明治33年に惣一郎が生まれるまで、子供の出生はなかったから、この間の32年に雇入れられた「小タケ」が誰を「守」したのかなど、「小タケ」

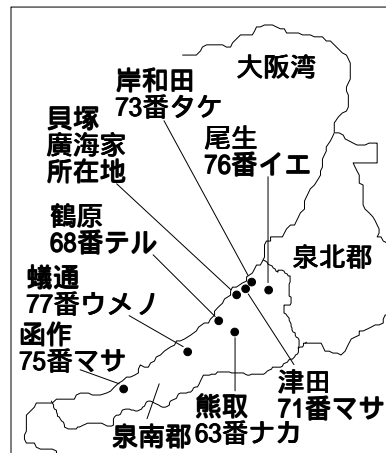
をめぐっては不明な点が少なくない。だが、いずれにせよ、「小タケ」以外に、同家の働き手のなかで「守」との肩書を持つ者は確認されないから、彼女はそもそも例外的な存在であったとみてよい。

3)57、69、72、79、84番の在勤期間の表示が省略されているのは、それぞれの雇用記録からは、働き手が在勤した事実は確認されるものの、その期間を特定できないためである。

出所：各年度「萬覺帳」。

だが、ここで問題となるのは、廣海家は、男性の雇用を再開したとはいえ、主に女性を雇入れるという従来の方針を崩したわけではないという点である。実際、図3-9で扱った期間を対象とすれば、この間、同家に雇用された家事使用人の総数は39名に達していたが、このうち男性は4名にすぎなかった。しかも図3-9から窺えるように、家事使用人の雇用記録には、しばしば誰々の「娘」と記されていたから、この時期に至っても、廣海家は未婚の若い女性たちを家事使用人として雇入れており、そうした女性たちは生家のなかでは父兄の監督下に置かれていたと思われる。また図3-10は、明治36年を例にとって、詳細が判明する者に限られるが、廣海家の家事使用人の出身地を示したものである。これによれば、依然として同家は泉南一帯から働き手を募集していたことが窺えよう。しかし、この地域では、明治30年代に至っても、紡績業や綿織物業の分野では、多くの女性たちが働き手として必要とされていたから、廣海家に限らず、家事使用人の雇主にとって、彼女たちを雇入れることは決して容易ではなかったはずである。

図3-10 明治36年の在勤者の出身地



- 注：1)働き手に付した番号は、図3-9のそれと同じ。
2)出身地が判明しない者については対象から除外した。
3)貝塚、岸和田は町名、熊取は村名、それ以外の地名は大字もしくは小字の名称である。

b 収入の比較

にもかかわらず、なぜ廣海家は以前にも増して多くの女性たちを雇入れることができたのだろうか。これについて、まず同家のとった対応に注目しよう。最初に、明治30年代以降、同家の家事使用人の雇用記録は著しく簡素化したことが知られている。史料3-3は、明

治31年における52番の「下女タケ」の雇用記録である。これはやや極端なケースであるが、ここでは、本人と親の名前と給金の支払記録を除き、それ以外の記載は一切省略されている。この事例から窺えるように、明治30年代に至って、働き手が増員されるようになると、廣海家は細かに雇用記録を書き留める手間を省くようになった。そのため、当時の同家の対応は必ずしも明らかではないが、手掛かりとして、明治35年中頃に廣海家に雇用され、翌36年初頭に退勤した73番の「下女タケ」の事例に注目すると、その36年の雇用記録には¹⁹¹、「一ヶ年十八円」との記載がなされていた。一方、明治30年頃には、同家の下女の年給は10円であったから、これと比べれば、明治30年から36年にかけて、下女の給金は1.8倍も上昇したことが判明する。この間、物価水準は1.23倍上昇したにすぎないから、同家は、それをはるかに上回るペースで下女の給金を引き上げていたことになる。もっとも、実際には、給金が一気に1.8倍も上昇したとは考え難いから、廣海家は、給金の引き上げを繰り返していたものと思われる。実は、こうした行動は廣海家に限られていたわけではない。先の岸和田の高井家を例にとれば、同家は、明治29年に下女を雇入れるにあたって、半年間の給金として5円を支給しているから、これは年給に換算して10円に相当した。その後、高井家は、「明治三十五年一月廿六日」に「トメ」を「下女」として雇入れた際、「壹ヶ年ノ給額」として「拾五円」を約束しているから¹⁹²、明治29年から35年にかけて、同家の下女の年給は10円から15円に引き上げられたことになる。このように、明治35、36年頃には、廣海家の下女の年給は18円、高井家のそれは15円であったから、同じ下女とはいえ、その給金には若干の差が存在したものの、いずれにせよ、泉南では、家事使用人の雇主たちは下女の給金を揃って引き上げていたことが分かるだろう。

史料3-3

十 円	一 三 円	十 二 月 四 日	一 七 月 六 日	外 二 円 渡	* * 安 平 下 女 タ ケ
	相 渡		相 渡		

出所：「明治三十年 萬覺帳」(L153)。

これに対して、若い女性たちはどのように対応したのだろうか。最初に、彼女たちの生家の置かれていた状況を検討しよう。先の塚元家のケースを例にとれば、たとえば明治34年には¹⁹³、同家は配下に総勢30名の小作農を抱えており、ここから詳細が不明な4名を除いた26名を対象とすれば、このうち7名が同家に対して小作米を完納することができなかった。同じ塚元家の事例として、先の明治24年には、同様に小作米を滞納した者は全体の半数にも達していたのに対し、明治34年の7名は全体の26.9%を占めるにすぎないから、明治20年代から30年代にかけて、配下の小作農のなかで、小作米の納入不足などによって、同家に対して債務を負った世帯の比率は次第に減少していた可能性があるだろう。だが、それでも26.9%という値は決して低いものではないし、明治34年の稲の作柄は例年以上に良好

であったから¹⁹⁴、逆に作柄が平年並みもしくは不作であった年には、小作米を完納できない者が増加することで、配下の小作農のうち、同家に対して負債を抱えた者の比率は26.9%を上回っていたはずである。この点からすれば、明治30年代に至っても、若い女性たちの生家のなかには、塚元家のような近隣の富農などに対して債務を負い、その返済に追われていた世帯は少なくなかったであろう。ところで、先の下女の事例から窺えるように、若い女性たちは、生家の父兄の監督下に置かれていたような存在であったから、彼女たちの稼いだ収入については、その一部が働き手本人の取り分とされたとしても、残りは生家の家計収入に組み入れられたと考えられる。以上をふまえると、父兄は、近隣の富農などに対する債務を返済するため、彼女たちの働きによって多くの収入を手に入れることを期待していたはずであり、また彼女たちにとっても、結婚資金や小遣に充てる目的から、自らの取り分を増やすためにも、多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であったに違いない。この点からすれば、廣海家をはじめ、家事使用人の雇主たちが下女の給金を大幅に引き上げ、働き手に高収入を約束し、それによって人手を確保しようとしたことも肯げよう。けれども、泉南の女性たちは、下女奉公に出ること以外に、生家で綿布生産に従事したり、紡績工場で働いたりすることもできたから、綿布生産による収入や紡績工場で働くことで得られる収入もまた増大していたとすれば、家事使用人の雇主は、下女の給金を引き上げたとしても、思い通りに働き手を雇用できなかったとしてもおかしくはない。そこで以下では、働き手である女性たちの就業行動を左右した要因として、この時期、若い女性が家事奉公に出るのか、生家で綿布生産に従事するのか、紡績工場で働くのか、それぞれの場合について、彼女とその父兄がどの程度の収入を得られたのかを明らかにしよう。

(1)家事使用人

まず家事使用人のうち、下女のケースを例にとって、明治35年前後の状況を念頭に検討しよう。最初に、給金をめぐって、廣海家の事例によれば、明治36年には、同家の下女には年給18円が約束されていた。この他に、各種給付について、同家の場合¹⁹⁵、明治35年には、家事使用人1人につき心付として正月と盆それぞれに50銭が、また同年2月28日には、「下女タケ」に「藪入心附 外二口」として「壹円」が支給されたことが知られている。このうち、後者に関して、この年、それ以外に藪入の記録は認められず、この「タケ」についても、彼女は1年近く在勤したものの、彼女が藪入したのはこの1回に限られていたから、家事使用人は滅多に藪入を許されなかったとみてよい。また「藪入心附」の金額をめぐって、上記の記録には「外二口」とあるから、何らかの名目で心付が増額された可能性もあるが、さしあたり、ここでは、藪入に際して下女には1円の心付が与えられたと考えよう。一方、これとは別に、家庭内の女性を家事奉公に出せば、生家の父兄は、彼女の生活費を負担することを免れ、その分を口減らしの利益として手にしえた。これについて、前述した泉北の小作農の事例によれば、明治34年には、若い女性1人あたりの生活費は年間に21円80銭程度と推計される。明治34年から35年にかけて、物価水準はほとんど変動せず、1年のうち

に消費水準が激変したとは考え難いので、上記の34年の値をそのまま使用することにし、ここでは、口減らしの利益は女性1人につき年間に21円80銭程度であったとしよう。以上から、若い女性1人が下女奉公に出たならば、彼女とその父兄は、給金、各種給付、生活費負担の減少分を合せて年間に41円80銭程度の収入を得たことになる。

(2) 岸和田紡績

一方、若い女性たちが紡績工場で働いた場合はどうであろうか。最初に、岸和田周辺に居住していた女性たちが岸和田紡績に通勤したケースを考えよう。まず賃金に関して、引続き紡績女工には一般に日給もしくは出来高給が支給されていたから¹⁹⁶、その賃金形態は以前と同じであったとみてよい。もっとも、各紡績会社の事例として、岸和田紡績の動向に関して判明するのは、同紡績の女工1人につき支払われた1日の賃金の平均ではないが、手掛かりとしてその推移に注目すると、明治30年10月から35年10月にかけて、その値は1.48倍上昇している¹⁹⁷。先の家事奉公の場合、この間、廣海家は下女の給金を1.8倍引き上げていたから、岸和田紡績の賃金の伸びは下女の給金のそれを下回っていた。けれども、同紡績の女工の賃金が一律に1.48倍引き上げられたとすれば、紡績女工の昇給形態や労働日数は以前とあまり変わらなかったから¹⁹⁸、先の明治30年の事例にならって推計すると、女性1人が同紡績に通勤した場合、明治35年頃には、彼女とその父兄の手にした年収は、雇入れから1年目には51円28銭2厘、2年目には73円26銭、平均して年間に62円27銭1厘程度に達していたことになる。他にも、紡績女工には各種給付が与えられた場合もあったから¹⁹⁹、上記の値は実際の年収としては若干過少となるきらいがあるが、下女奉公の事例と比べれば、この時期、給金が大幅に引き上げられたとはいえ、下女奉公による収入は年間に41円80銭程度にすぎなかったから、若い女性とその父兄にとって、収入を稼ぐためには、彼女が下女として働くよりも岸和田紡績に通勤した方が依然として有利であった。

(3) 紡績会社の遠隔地募集

明治30年代に至っても、各紡績会社は遠隔地から多くの女工を募集していたから、泉南でも、そうした募集活動が引続き行われていたとみてよい。従って、当時の泉南には、岸和田紡績以外に紡績会社は存在しなかったが²⁰⁰、この地域の女性たちは、他社の遠隔地募集に応募すれば、岸和田紡績以外の遠隔地の紡績工場で寄宿女工として働くこともできた。では、そうした寄宿女工の収入はどの程度にのぼっていたのだろうか。

この点をめぐって、先に野田紡績を例にとって明治30年頃の状況を検討したが、その後、明治31年4月に野田紡績は同じ大阪市に所在する平野紡績によって買収された²⁰¹。もっとも、平野紡績は、野田紡績の方針を受け継ぎ、引続き大阪府一帯から女工を募集していたから²⁰²、泉南にまでそうした募集の手を広げていた可能性があるだろう。そこで、野田紡績と平野紡績に関して、先の岸和田紡績の事例にならって、女工1人あたりの平均的な1日の賃金を比較すると、明治30年10月における野田紡績の値は13.8銭²⁰³、明治35年10月におけ

る平野紡績の値は18.75銭であったから²⁰⁴、明治30年から35年にかけて、女工の賃金は1.36倍上昇したことになる。しかし、この間、廣海家の下女の給金は1.8倍も上昇したから、野田紡績と平野紡績の賃金の伸びは下女の給金のそれを下回っていた。それはともかく、明治30年頃には、寄宿女工として女性1人が野田紡績で働いた場合、雇入れから1年目には、彼女に支払われた賃金の総額は年間に51円15銭程度であったから、女工の賃金が一律に1.36倍引き上げられたならば、明治35年頃には、平野紡績の寄宿女工1人が雇入れから1年目に手にした賃金は、総額69円56銭4厘に達していたことになる。ただし、平野紡績の事例は定かではないが、明治30年代中頃には、各紡績会社は、寄宿女工から1日につき1人あたり7銭程度の食費を徴収していたので²⁰⁵、7銭に365を乗じて年間の食費を求めるとその値は25円55銭となる。これを69円56銭4厘から差し引けば、寄宿女工の手許には年間に44円1銭4厘が残されたことになる。また口減らしとして、家庭内の女性を寄宿女工として送り出せば、父兄は、彼女の生活費分だけ生家の家計支出を軽減させることができた。当時、若い女性1人あたりの生活費は年間に21円80銭と推計されるから、口減らしの利益もまたこの程度の金額に達していたであろう。以上から、女性1人が遠隔地の紡績工場で働いた場合、彼女とその父兄は、食費を除いた賃金の残高と生活費負担の減少額とを合わせて66円81銭4厘の年収を得たことになる。もちろん、これは雇入れから1年目の事例を対象とした値であり、在勤期間が長期化するほど、紡績女工の賃金は上昇したから、雇入れから2年目の年収は66円81銭4厘を上回っていたであろう。また紡績女工には賃金以外にも各種給付が支給される場合もあったから、そうした給付を含めれば、寄宿女工とその父兄の手にした年収はさらに増大したはずである。この点からすれば、給金が引き上げられたとはいえ、下女奉公による収入は年間に41円80銭程度にすぎなかったから、若い女性とその父兄にとって、以前と同様に、彼女が下女奉公に出るよりも遠隔地の紡績工場で働いた方がはるかに多くの収入を得ることができた。

(4) 綿布生産

また泉南では、主に問屋制家内工業の形態をとって引続き綿布生産が行われていた。そこで、先の表3-4の後を受け、明治32年から39年までを対象として、泉南郡における綿布生産の動向をまとめた表3-7によって、この時期の状況を一瞥しておこう。まず従事戸数の総計は、先の明治31年には3,491戸であったのに対し、表3-5によれば、32年から35年にかけての動向は不明であるが、36年には4,636戸、37年は別として、38、39年には5,026、5,034戸にまで達していたから、明治30年代を通して従事戸数は次第に増加していたと考えられる。一方、綿布生産量もまた、明治32年には554万反であったのに対し、33、34年には若干減少したものの、39年には769万反にまで達しているから、全体としてみれば増加傾向にあったとみてよい。もっとも、従事者数は、たとえば明治32年から36年にかけて8,407名から14,982名へと急増し、その伸びは生産量のそれを上回っていたから、この間、1人あたりの綿布生産量は659.0反から411.1反へと低下している。このことは、従事者の大半が女性

であったことをふまえると、家事の合間を縫って綿布を生産していた女性の数が増加していたことを意味している。なぜなら、そうした女性は片手間にしか綿布生産に従事できないため、その1人あたりの年間の生産量は、年間を通して綿布生産に専念していた女性のそれを下回っていたと考えられるからである。従って、1人あたりの綿布生産量が減少したのは、従事者全体のなかで、家事の合間にしか綿布を生産できない女性の比率が増大したためであったと推測される。だが、ここで重要なのは、むしろ1戸あたりの平均的な綿布生産量の推移である。まず泉南では、当時、引続き「太鼓機」が使用され、織り手1人が1日に最大で3反の綿布を生産できたから、各世帯で女性1人が毎日綿布生産に専念したならば、それだけで1戸あたりの綿布生産量は年間に1,095反に達していたことになる。この点を念頭に、表3-7をみると、1戸あたりの平均的な綿布生産量は、明治31年には1,589.2反であったのに対し、36、38、39年には1,328.7、1,505.9、1,527.6反であったから²⁰⁶、この間には若干減少しているが、それでも36、38、39年の値はいずれも1,095反をはるかに上回っていた。この点からすれば、この時期、家事の合間に綿布を生産していた女性が増加したとはいえ、他方で、年間を通して綿布生産に専念していた女性も依然として少なくなかったと考えられる。

表3-7 明治32年から39年にかけての泉南における綿布生産の動向

単位：戸、人、万反、反、反

	(A) 従事戸数	(B) 従事者数	(C) 綿布生産量	(C/A) 1戸あたりの生産量	(C/B) 1人あたりの生産量
32年	n.a.	8,407 女 8,200 男 207	554	n.a.	659.0
33年	n.a.	10,647 女 10,539 男 108	480	n.a.	451.3
34年	n.a.	10,830 女 10,679 男 151	495	n.a.	456.9
35年	n.a.	12,190 女 12,052 男 138	581	n.a.	476.4
36年	4,636 「独立営業」104 「賃織営業」4,532	14,982 「機織職工」女 12,655 男 30 「補助職工」女 2,159 男 138	616	1,328.7	411.1
37年	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
38年	5,026 「工場」21 「家内工業」3 「織元」150 「賃織業」4,852	12,637 「工場」女 381 男 5 「家内工業」女 9 男 0 「織元」女 522 男 9 「賃織業」女 11,711 男 0	757	1,505.9	598.9
39年	5,034 「工場」21 「家内工業」3 「織元」152 「賃織業」4,858	13,147 「工場」女 790 男 30 「家内工業」女 10 男 0 「織元」女 527 男 10 「賃織業」女 11,780 男 0	769	1,527.6	584.9

注：1)対象は泉南郡の値である。

2)従事戸数と従事者数の内訳に関して、資料中に分類がなされている場合には、その内容を示した。

3)綿布生産量は白木綿の値を示す。

4)C/AとC/Bを求める際の綿布生産量の扱いは表3-4と同じ。

出所：各年度『大阪府統計書』。

では、若い女性が家事奉公に出る代りに生家で綿布生産に専念したならば、それによつてどの程度の収入が得られたのだろうか。まず問屋制家内工業の下で女性が綿布を生産した場合、彼女の織り上げた綿布の量と織賃の水準とが分かれば、それらを掛け合わせることで、綿布生産による収入を求めることができる。このうち、1戸あたりの生産量については、女性1人が毎日3反の綿布を織り上げ、年間に1,095反の綿布を生産したとしよう。次に織賃の水準に関して、先の帯谷家の事例によれば²⁰⁷、明治35年については史料的制約から10月から12月までの推移しか判明しないが、その前後の動向として、明治34年については1月から8月までの、明治36年については年間の動向が明らかとなる。そこで、明治34年から36年までの史料の残された延べ23ヶ月を対象として、毎月の織賃の平均的な水準を求めると、その値が1反あたり1銭台にとどまっていた月は皆無であったのに対し、2

銭5厘以上にまで達した月は半数以上の延べ18ヶ月、3銭以上にまで上昇した月は延べ7ヶ月にのぼっていた。従って、この時期を通してみれば、平均的な織賃の水準は、1反につき2銭5厘を上回り、おそらく3銭近くにまで達していたであろう。そこで、織賃が1反あたり3銭という条件の下で、女性1人が年間に1,095反の綿布を生産したとすれば、彼女とその父兄は、それによって32円85銭の収入を得たことになる。

この他にも、引続き織り手が綿糸の使用量を減らしていたとすれば、1,095反の綿布を織り上げるにあたって、657総分の綿糸を着服していたことになる。明治35年の大阪市を例にとれば²⁰⁸、泉州で使用されていた太糸は1総につき1銭5厘1毛で取引されていたから、この価格で657総の綿糸を売却できたとすれば、それによって得られた収入は9円92銭1厘にのぼっていた。以上から、女性1人が綿布生産に専念したならば、彼女とその父兄は、上記の32円85銭と9円92銭1厘とを合せて年間に42円77銭1厘程度の収入を手にしたことになる。もっとも、先に織り手は毎日綿布を生産したと想定したが、実際には、正月や盆などには、織り手は仕事の手を休めたと考えられるから、織賃による収入である32円85銭という値は、こうした休日分だけ過大であろう。また先の1銭5厘1毛という綿糸の価格は正規の相場を示したものであるが、着服された綿糸の売り値は、そうした正規の価格を下回っていた可能性が高い。従って、綿糸の着服代である9円92銭1厘もまた過大である。以上から、現実には、綿布生産による収入は42円77銭1厘をかなり下回っていたことは間違いない。これに対して、当時、女性1人が下女奉公に出たならば、彼女とその父兄の手にした収入は年間に41円80銭程度にまで達していたから、下女奉公による収入は、むしろ綿布生産による収入を若干上回っていたと考えられる。

C 就業行動の特徴

明治20年代末には、若い女性とその父兄にとって、収入を稼ぐうえで、彼女が下女奉公に出ることはきわめて不利な選択であったが、明治30年代に至って、下女の給金が大幅に引き上げられると、下女として働くことは、綿布生産に従事した場合と比べれば、逆に有利な選択となっていた。だが、その一方で、下女奉公による収入は、岸和田紡績に通うにせよ、遠隔地募集に応ずるにせよ、彼女が紡績工場働いた場合に得られる収入を依然として下回っていた。

では、こうした条件の下で、若い女性たちはどのような就業行動をとったのだろうか。これについて、まず岸和田紡績を取り巻く状況に注目しよう。最初に、同紡績は、明治30年には75名の寄宿女工を擁していたにすぎないが、その後、明治39年には、男工50名と女工200名を収容するために寄宿舎を増設したことが知られている²⁰⁹。また同紡績の女工の総数は、先の明治30年10月の調査時点では1,198名を数え、一時、明治36年10月には1,610名にまで増加したものの²¹⁰、明治39年10月には1,196名にまで減少している²¹¹。つまり、明治30年代には、岸和田紡績は、寄宿女工を増員する一方で、女工の総数をあまり増加させなかったわけである。その結果、同紡績では、女工全体に占める寄宿女工の比率が増すこと

で、逆に通勤女工の数は以前よりも減少していたことになる。実は、このことは、若い女性たちが岸和田紡績で働くことを依然として忌避していた証に他ならない。これについては、逆に彼女たちが同紡績で働くことを望んでいたか、もしくは就業先の選択に関して選り好みをせず、同紡績で働くことに抵抗を示さなかったケースを想定してみればよい。この場合、彼女たちにとって、同紡績で働くことは収入を稼ぐうえで有利であったから、岸和田周辺に居住する女性たちが同紡績に職を求めて殺到したとしてもおかしくはない。こうした状況の下では、岸和田紡績は、女工の総数を著しく増員したわけではないから、以前と同様に、近隣の女性たちを雇入れることで操業を続けることが可能であり、しかも地元から労働力を調達することは容易であったはずであるから、賃金を引き上げてまで人手を確保する必要はなかったことになろう。しかし、現実には、同紡績は女工の賃金を次第に引き上げていた。この点からすれば、次のように考えるのが妥当であろう。すなわち、若い女性たちは岸和田紡績で働くことを忌避していたからこそ、同紡績は、賃金を引き上げて人手の確保に努めねばならず、それでも地元から労働力を調達し続けることは容易ではなかったため、遂に女工の遠隔地募集に本格的に乗り出したというわけである。

一方、若い女性たちは女工の遠隔地募集にどのような反応を示したのだろうか。まず明治30年代に至って、遠隔地の紡績工場で働くため、泉南から他所に転出する女性が増大したならば、それは泉南における出寄留人口の増加に反映されたはずである。そこで、先の表3-5を引き継ぎ、明治31年から39年までを対象として、泉南郡における女性の寄留人口の動向をまとめた表3-8に注目しよう。このうち、労働力の流出を示す指標としては、毎年出寄留人口の増減を示した表3-8(B)の動向が問題となる。ただし、この値は年によって現実の変化以上に変動するきらいがあったから、そうした誤差を除くため、明治31年から39年までの表3-8(B)の平均を求めると、180.1名のプラスという結果が得られる²¹²。逆に泉南への労働力の流入を窺う手掛かりとして、毎年入寄留人口の増減を示した表3-8(D)について、資料的制約から明治33年から39年までに限られるが²¹³、この間の平均を求めると、その結果は132.1名のマイナスとなる²¹⁴。つまり、出寄留人口は増加していたのに対し、反対に入寄留人口は減少していたから、当時の泉南では、先の明治20年代末と同様に、引続き女性労働力の流出が流入を超過していた。しかも明治20年代末には、出寄留人口のは増加していたものの、毎年の伸びは平均して120名程度にとどまっていたことを考慮すると、明治30年代には、その値は180.1名にまで増大したわけだから、泉南から流出する女性労働力は以前よりも増加していたことになる。だが、それでも明治36年を例にとれば²¹⁵、泉南郡における15歳以上30歳未満の女性の総数は1万6,061名と推計され、180.1名はその1.1%に相当したにすぎないから、若年女性全体に占める流出者の比率は決して大きなものではなかった。この点からすれば、泉南の女性たちは、引続き遠隔地の紡績工場で働くことを希望していなかったばかりか、それを忌避する傾向があったと考えられる。これについては、逆に彼女たちがそれを望んでいたか、もしくは抵抗を示さなかったケースを想定してみればよい。この場合、若い女性とその父兄にとって、収入を稼ぐうえで、彼女が遠隔地

の紡績工場で働くことはきわめて有利であったから、紡績会社の遠隔地募集に応ずる女性が続出し、泉南から大量の女性労働力が流出した可能性がある。しかし、実際には、泉南から流出した女性の数は限られていた以上、むしろ若い女性たちは遠隔地の紡績工場で働くことを忌避していたからこそ、たとえ高収入が約束されたとしても、彼女たちは紡績会社の遠隔地募集に応ずることを躊躇したと考えられる。

表3-8 明治30年代の泉南における女性の寄留人口の推移 単位：人

	(A) 年末の出寄留人口	(B) 出寄留人口の前年比	(C) 年末の入寄留人口	(D) 入寄留人口の前年比
31年	3,497	1,194	n. a.	n. a.
32年	2,942	-555	1,627	n. a.
33年	2,404	-538	1,765	138
34年	4,359	1,955	944	-821
35年	4,961	602	1,016	72
36年	5,241	280	1,184	168
37年	4,129	-1,112	1,194	10
38年	2,960	-1,169	701	-493
39年	3,928	968	702	1

注：1)ここでは、泉南郡における女性の寄留人口を対象とした。

2)(A)を求める手続きは、表3-5と同じである。

3)(C)の値を求める手続きは次のとおりである。まず31年の値が不明であるのは、統計上の不備による。次に32、33年の値に関しては、表3-4と同じ手続きによって算出した。また34年以降の値については、注213で指摘したように、「管外ヨリ入寄留者」の数のみを示した。

出所：各年度『大阪府統計書』。

だが、紡績工場で働くこと以外にも、若い女性たちには、稼得活動に従事するにあたって、他家に家事奉公に出ることも、生家で綿布生産に従事することもできたから、このうち、彼女たちはいずれを選択したのかが問題となろう。そこで以下では、手掛かりとして家事使用人の雇用動向に注目しよう。まず下女のケースを例にとれば、明治20年代末には、彼女たちは下女として働くことを望んでおらず、しかも下女奉公による収入は綿布生産による収入を下回っていたから、下女奉公に出るような女性の数は限られていた。しかし、明治30年代初頭から中頃にかけて、下女の給金が大幅に引き上げられた結果、むしろ下女奉公による収入は綿布生産による収入を上回るような状況が生まれていたから、下女奉公に出る女性の数は以前よりも増加していたに違いない。この時期、廣海家が多くの働き手を雇入れることができた背景には、こうした事情が存在していた。

もっとも、これについては、家事使用人の在勤期間が問題となる。まず廣海家の家事使用人の在勤状況をまとめた図3-9に注目すると、明治31年から39年にかけて同家に在勤した下女のうち、雇入れの経緯が特別な65番の「キヨ」を除き、さらに63番の「ナカ」が59.8ヶ月、年数にして5年近く働いていたことを別とすれば、次に長期間在勤したのは82番の「マサ」であったが、その期間は30.8ヶ月、すなわち2年7ヶ月程度にすぎなかったから、下女の在勤期間は一般に3年にも満たなかったことになる。しかも64番の「ヒサ」のように、なかには雇入れから半年も経たないうちに退勤した下女も少なくなかった。また明治30年代に至ると、廣海家では、子供の出生にともなって、乳母が雇入れられるようになった。そこで、乳母に注目すると、明治10年代から20年代初頭にかけて、同家の乳母の年給は14円で

あったが、明治36年に雇用された76番の「イエ」には年給30円が支給されていたから、この間、同家は下女に限らず乳母の給金をも大幅に引き上げていたことになる。しかも30円という値は下女の年給18円を大幅に上回っていたから、若い女性とその父兄にとって、奉公先さえみつければ、彼女が乳母として働くことは綿布生産に従事した場合よりも収入を稼ぐうえではるかに有利であった。従って、乳母はいずれも長期間奉公を続けようとした可能性がある。たしかに、図3-9によって、明治31年から38年にかけて廣海家に在勤した乳母の動向をみると、77番の「ウメノ」の在勤期間は57.7ヶ月、すなわち約4年10ヶ月にも及んでいた。しかし、これを除けば、次に長期間働いていたのは62番の「トミ」であったが、彼女は29ヶ月、年数にして約2年5ヶ月在勤したにすぎないし、60番の「むめ」や66番の「カツ」のように、なかには在勤期間が半年にも満たない乳母さえ存在していた。以上をふまえると、下女と乳母の違いを問わず、家事使用人の在勤状況の特徴として、雇入れから間もないうちに退勤する者が跡を絶たず、働き手の入れ替わりが激しいという点は以前と変わらなかったことになろう。

では、なぜ家事使用人は長期間奉公を続けようとしなかったのだろうか。もちろん、これについては、いくつかの要因が考えられる。まず雇主側の動向に注目すると、当時、廣海家は多くの在勤者を擁していたから、そのうち数名を解雇しても、日常生活に支障をきたすことはなかった。従って、家事使用人の入れ替わりが激しかったのは、同家が、少しでも働き手に落ち度があった場合、その働き手をすぐに解雇していたためではないかという疑問が湧く。もっとも、廣海家にとって、働き手を解雇すれば、新たに人手を補充する必要があったから、人手の確保が容易でなければ、そうした行動をとれなかったことはいうまでもない。しかし、この時期、同家は、家事使用人の給金を大幅に引き上げてまで、人手の確保に奔走していたから、同家にとって、働き手を雇入れることは決して容易なことではなかったであろう。従って、廣海家が次々に働き手を解雇していたとは考え難い。

この点からすれば、家事使用人の在勤状況を左右していたのは、雇主側ではなく、むしろ働き手側の動向であったことになろう。そこで以下では、まず働き手である女性たちのライフサイクルと就業行動とのかかわりを検討しよう。最初に、初等教育についていえば、明治30年代に至っても、引続き児童は6歳から14歳までの間に4年の教育を受ける義務を課せられており、泉南では、明治35年を例にとれば²¹⁶、そうした義務を負った女子のうち、すでに初等教育を終えたか、もしくはそれを受けていた者の比率は79.9%にまで達していた。ただし、その内訳をみると、同年には²¹⁷、尋常小学校に通っていた女子は全体で4,762名であったのに対し、高等小学校には総勢326名の女子が在籍したにすぎない。従って、この頃に至ると、多くの女性が初等教育を受けるようになったものの、そのうち、高等小学校にまで進学する者は相変わらず少数にとどまっていた。また泉南の各世帯では、引続き手機による綿布生産が行われていたから、この地域の女性たちは、結婚前に綿布生産の技術を習得しておく必要に迫られていたであろう。しかし、彼女たちは、幼い頃から母親などに就いて訓練を積む機会に恵まれていたから、10台前半の年齢に達するまでには一通り

綿布を生産できるようになっていたと考えられる。さらに初婚年齢をめぐって、明治35年には²¹⁸、大阪府全体を対象とした値となるが、29歳以下で結婚した女性のうち、18歳以上の者は92.0%にも達していたから、泉南でも、ほとんどの女性は18歳以降に結婚したと思われる。以上から、泉南の女性たちは、14歳でようやく初等教育を終えるとともに綿布生産の技術を身に付け、その後、18歳ですぐに結婚したとしても、この間、生家で家事を担う必要がなければ、3年間は稼得活動に専念できたことになる。もちろん、現実には、14歳以前に初等教育を終えたり、18歳以降に結婚したりする場合もあったから、以前と同様に、彼女たちが稼得活動に専念しうる期間は一般に3年以上に達していたに違いない。

ただし、明治30年代に至って、出生率、死亡率、婚姻率のいずれかが著しく上昇したならば、生家の事情から稼得活動に専念できない女性が急増していた可能性がある。そのため、3年以上奉公を続けられる女性の数が激減していたとすれば、家事使用人の在勤期間は軒並み3年に満たなかったとしてもおかしくはない。そこで以下では、先の表3-3にならって、明治31年から39年までを対象として、泉南における出生率、死亡率、婚姻率の動向をまとめた表3-9を検討しよう。それによれば、死亡率は引続き横這いで推移していたから、これを別としても、出生率と婚姻率はいずれも以前よりも上昇している。実際、出生率について、明治10年代後半の値は統計上問題があるので、それに代えて明治20年代前半の平均を1とすれば、明治32年から39年までの7ヶ年の平均は1.07となる。また婚姻率に関して、明治10年代後半の平均を1とした場合、明治32年から39年までの7ヶ年の平均は1.71、明治34年以降、毎年、婚姻率が10%を上回っていることを念頭に、対象を明治34年から39年までに限れば、この間の平均は1.86にまで達していた。以上から、出生率と婚姻率の上昇に反比例して、3年以上稼得活動に専念できる女性が減少したとすれば、明治10年代において、そうした女性の数を100とした場合、明治30年代には、上記の1.07と1.86という伸び率を例にとって、両者を乗じた値は1.99、さらに100を1.99で除した値は50.2となるから、明治10年代から30年代にかけて、そのように長期間在勤しうる女性の数は半減したことになる。だが、この点をめぐっては、以下の問題が浮び上る。まず表3-9の婚姻率は、役所に届出のなされた結婚件数にもとづき算出されたものであったが、現実には、そうした届出を提出しなくても、男女が同棲さえすれば、事実上、夫婦生活をはじめられたことはいうまでもない。実は、明治10、20年代には、届出を怠った夫婦についても、婚姻関係の成立を認め、届出がなされた場合と同様の法的な保護が与えられていたのに対し、明治31年に民法が施行されると、以後、婚姻関係の認定は届出の有無にもとづき、届出のない夫婦には婚姻関係を認めず、法的な保護も行わないという方針がとられるようになった²¹⁹。従って、以前には、役所への結婚の届出を怠る者も少なくなかったが、明治31年以降、法的に不都合を蒙ることをおそれ、届出を行わない者の数が減少し、それが婚姻率の上昇に反映された可能性が高い。実際、このことは以下の点からも裏付けられよう。まず夫婦1組あたりの子供の数が著しく変動しない限り、結婚件数が増加したならば、それに応じて出生数もまた増大したはずであるから、出生率は婚姻率の伸びにほぼ比例して上昇

したことになる。しかし、現実には、上記の場合、出生率と婚姻率の伸びはそれぞれ1.07と1.86であったから、両者の間には相当な格差が存在した。このうち、婚姻の届出をめぐる事情をふまえれば、そもそも婚姻率が過大であり、むしろ出生率の伸びが現実の変化を反映していると考えるのが妥当であろう。そこで、出生率が婚姻率の伸びに比例して上昇したとみなし、実際の婚姻率の伸びは出生率のそれと同じ1.07にとどまっていたとすれば、3年以上稼得活動に専念しうる女性の数は、明治10年代の値を100とした場合、明治30年代に至っても87.7という高水準を維持していたことになる。従って、明治30年代においても、長期にわたって家事奉公を続けられる女性の存在は珍しくなかったであろう。この点からすれば、そうした女性の数が激減したことを理由として、家事使用人の在勤期間が3年に満たなかった事実を説明することはできない。

表3-9 明治30年代の泉南における出生率、死亡率、婚姻率の推移

単位：%

	出生率	死亡率	婚姻率	
15年から20年までの平均	27.39	23.49	6.14	
21年から25年までの平均	33.88	23.83	7.31	
26年から30年までの平均	35.09	23.76	8.36	
31年	n.a.	n.a.	n.a.	
32年	36.13	23.32	7.3	8ヶ年平均 10.50
33年	34.6	22.54	8.32	
34年	39.59	24.7	10.72	8ヶ年平均 23.75
35年	38.2	25.42	12.17	
36年	35.79	23.45	10.77	6ヶ年平均 11.39
37年	34.79	24.8	11.48	
38年	34.82	24.82	11.19	
39年	36.7	20.95	12.02	

注：1)出生率、死亡率、婚姻率を求める手続きは表3-3と同じ。

2)対象は、すべて泉南郡の値である。

3)15年から20年まで、21年から25年まで、26年から30年までの各平均については、表3-3を参照。

4)31年の値が不明であるのは、統計の不備による。

出所：各年度『大阪府統計書』。

続いてライフサイクル以外の要因はどうであろうか。まず若い女性たちは、紡績工場で働くことを別とすれば、家事奉公に出ること以外に、生家で綿布を生産することもできたから、こうした綿布生産の動向が家事使用人の在勤状況を左右していた可能性がある。つまり、家事使用人の多くが雇入れからまもないうちに退勤したのは、働き手である女性たちが奉公を続けるよりも、むしろ退勤して生家で綿布生産に従事することを選択したからではないかというわけである。もっとも、この時期、下女や乳母の給金が大幅に引き上げられた結果、家事奉公による収入は綿布生産による収入を上回っていたから、若い女性たちが家事使用人として働くことを望んでいたか、もしくはそれを忌避していなかったとすれば、家事使用人のなかには、多くの収入を稼ぐため、たとえば3年以上奉公を続けるような者が少なくなかったはずである。しかし、現実には、廣海家の事例によれば、そうした長期の在勤者はほとんど存在しなかった。従って、綿布生産の動向が家事使用人の在勤状況を左右していたとすれば、家事使用人のなかには、収入を稼ぐうえで不利であった

のに、奉公を続けるよりも、生家に戻って綿布を生産することを選択した者が跡を絶たなかったことになる。こうした想定の下では、若い女性たちは家事奉公を忌避し、むしろ綿布生産に従事することを望んでいたと考えねばならない。

だが、これについては、もう一つの解釈が可能である。まず泉南では、家事使用人の給金には、もともと一定の相場が形成されており、乳母と下女の違いは別として、同じ下女奉公の場合を例にとれば、いずれの奉公先でも働き手にはほぼ同水準の給金が支給されていた。しかし、明治30年代に至ると、同じ下女とはいえ、その給金には奉公先によって無視しえない格差が発生していた。実際、明治15年を例にとれば、廣海家の下女の年給は10円、永橋家のそれは10円50銭であったから、この差の50銭は廣海家の年給10円に対して5%に相当したにすぎないのに、明治35、36年頃には、廣海家の下女の年給は18円、高井家のそれは15円であったから、高井家の年給15円と比較すると、両者の差の3円はその20%にまで達していた。その理由として、明治30年代に至ると、家事使用人の雇主は次々に給金を引き上げていたが、雇主によって引き上げの時期や金額が違っていたため、奉公先によって給金にある程度の格差が発生したのであろう。この点からすれば、家事使用人の入れ替わりが激しかったのは、働き手が奉公を続けるよりも生家に戻って綿布生産に従事することを選択したためではなく、むしろ高い給金を求めて奉公先を頻りに移動していたためではないかという疑問が湧く。こうした想定の下では、奉公先を転々としていたにせよ、働き手は、生家に戻って綿布を生産するのではなく、あくまで家事奉公を続けることを選択したことになるから、こうした女性の存在が珍しくなかったとすれば、若い女性たちはそもそも家事使用人として働くことを忌避していなかったと考えねばならない。

以上のように、明治30年代の動向に注目するだけでは、若い女性たちが家事奉公を続けたのか、それとも生家で綿布生産に従事したのか、いずれを選択したのかが判然としない。そこで以下では、この点を解明するためにも、明治40年代に対象を移して、引続き彼女たちの就業行動を検討しよう。

3-5 明治40年代における就業行動

では、明治40年代には、若い女性たちはどのような就業行動をとっていたのだろうか。

a 就業先の変化

最初に、明治40年代に至ると、泉南では、問屋制家内工業から工場制機械工業へと、綿織物業の生産形態が転換したことを指摘しておかねばならない。すなわち、この地域では、それまで織元の下で各世帯が綿布生産に従事する形態が一般的であったが、これに代って、力織機を備えた織物工場が数多く設立され、次第に生産を拡大しはじめた。その結果、大正12年の事例となるが²²⁰、泉南郡の各地には、綿織物を生産する工場が314も点在するという状況が出現することになった。先の岸和田紡績の場合、同紡績は岸和田の工場だけで

1,000名以上の女工を擁していたのに対し、上記の314の織物工場のうち、働き手の数が50名未満であった工場の比率は実に76.1%に達していたから、こうした織物工場の生産規模は紡績工場と比べてはるかに小さなものであった。そして、こうした織物工場は、主に労働力の給源を近隣に居住する女性たちに求め、彼女たちを通勤女工として雇入れていたから、泉南では、綿織物業の生産形態が転換するにつれ、「従来家庭ニテ製織ニ従事セシ婦女子八、転ジテ織布工場ノ工女トナ」るような状況がみられたという²²¹。実際、この点は、泉南郡を対象として、明治40年から45年にかけて、綿織物業に従事していた女性の数をまとめた表3-10から裏付けられよう²²²。それによれば、この時期に至っても、泉南では、引続き工場制手工業の形態をとって綿布を生産していた世帯が存在し、そこで働く女性の数は、一時増加した時期もあったものの、全体としてみれば次第に減少していた。だが、それ以上に著しい変化を示しているのは、力織機を備えた織物工場の女工と問屋制家内工業の下で生家で綿布を生産していた女性の人数の推移である。まず力織機を備えた工場の存在がはじめて統計上に現れたのは明治40年のことであったが、この年、そうした工場で働く女工は372名にすぎなかったのに対し、問屋制家内工業の下で綿布生産に従事していた女性の数は1万1,030名にも達していた。けれども、明治45年に至ると、両者の関係は逆転し、前者は4,246名にまで増大したのに対し、後者は819名にまで激減している。

表3-10 明治40年代の泉南における
綿織物業の従事者数の推移 単位：人

	力織機を備えた 織物工場の女工	問屋制家内工業の 下で生家で綿布を 生産していた女性	工場制手工業の 下で働いていた 女性
40年	372	11,030	1,282
41年	195	9,406	1,101
42年	1,224	6,362	3,044
43年	2,211	4,007	1,191
44年	3,238	1,410	819
45年	4,246	819	826

注：1)対象は、泉南郡における毎年の年末の従事者数。
2)これらの値を求める手続きについては、本文中の注222を参照。

出所：各年度『大阪府統計書』。

もっとも、この間の明治43年を例にとれば、力織機を備えた織物工場の女工の数は40年の372名の約6倍にあたる2,211名に達していたが、他方、それを大幅に上回る4,007名もの女性たちが生家で綿布を生産していたから、問屋制家内工業の下で綿布生産に従事していた女性の数は依然として少なくなかった。従って、この時期、泉南の女性たちは、同じ綿織物業に携わるにせよ、近隣の織物工場で働くことも、生家で綿布生産に従事することもできたと考えてよい。もちろん、その他にも、彼女たちは、他家に家事奉公に出ることもできたし、岸和田周辺に居住していた場合には、岸和田紡績に通うことも、女工の遠隔地募集に必ずば、寄宿女工として遠隔地の紡績工場で働くことも可能であった。

では、こうした状況の下で、若い女性たちは、どのように就業先を選択したのだろうか。

手掛かりとして、彼女たちの生家の置かれた状況に注目すると、たとえば明治45年には、泉南郡では、なお全戸数のうち過半を超える56.4%の世帯が農業に従事しており、このうち76.1%もの世帯が小作地を借り入れていたから²²³、彼女たちの生家のなかには、そうした小作農の世帯が数多く存在していたはずである。こうした小作農をめぐる、明治34年の事例となるが、先の塚元家のケースによれば、この年、稲の作柄は例年になく良好であったのに、配下の小作農のうち26.9%の世帯が同家に小作米を完納できなかったことが知られている。史料的制約から、その後の推移は定かではないが、明治34年から40年代にかけて、時期的に大した隔たりがない以上、この間に小作農を取り巻く状況が一変したとは考え難い。従って、明治40年代においても、若い女性たちの生家のなかには、小作米を完納できず、塚元家などの地主に債務を負い、その返済に追われていた世帯が少なくなかったであろう²²⁴。このように、彼女たちの生家は経済的に恵まれた状況にはなかったから、彼女たちやその父兄にとって、多くの収入を得ることは引続き重要な関心事であったに違いない。若い女性たちが父兄の監督下にあったとすれば、生家の父兄は、彼女たちの稼いだ収入によって、富農などに対する負債を返済できたし、彼女たちもまた、自分の収入の一部しか手許に残せなかったとしても、多くの収入を稼げば、自らの結婚資金や小遣を増やすことが可能となったからである。そこで以下では、彼女たちの就業行動を左右した要因として、収入の多寡に注目し、若い女性が織物工場で働くのか、生家で綿布生産に従事するのか、家事奉公に出るのか、紡績工場で働くのか、それぞれの場合について、彼女とその父兄がどの程度の収入を手にしたのかを検討しよう。

a-1 織物工場

最初に、若い女性たちが近隣の織物工場で働いた場合を考えよう。

(1) 工場内の作業内容

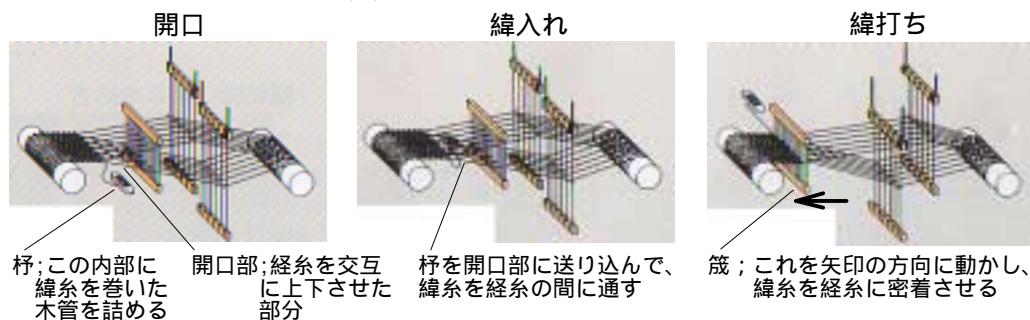
まず織物女工たちがどのような作業に従事していたのだろうか。これについては、泉州木綿株式会社の記録から²²⁵、その詳細を窺うことができる(以下、泉州木綿と略記)。泉州木綿は、岸和田の北隣の北掃守村の資産家たちによって、明治30年に綿布の生産と販売を目的に設立された会社であり²²⁶、当初、問屋制家内工業の下での織元と同じように、近隣の世帯に綿布の生産を委託し、仕上がった綿布を引き取って販売する業務を営んでいた²²⁷。しかし、その後、明治40年頃に至って²²⁸、同社は、北掃守村春木に織物工場を設立し、自ら綿布の生産に乗り出した。その工場の記録のなかには、明治42、43年を中心として、「工場反入明細綴」と題する一連の史料が残されている。これは、同工場で働く女工たちの日々の出来高などを書き留めたものであり、当時の工場内の作業状況を知るうえで重要な手掛かりとなる。それによれば、同工場では、作業行程の分化に対応して、働き手の配属先として「総繰」、「日給者」、「織機」という3部門が設けられていた。この点を念頭に、「工場反入明細綴」に即して、これらの部門で働き手がどのような作業に従事していたのかを説明し

よう。

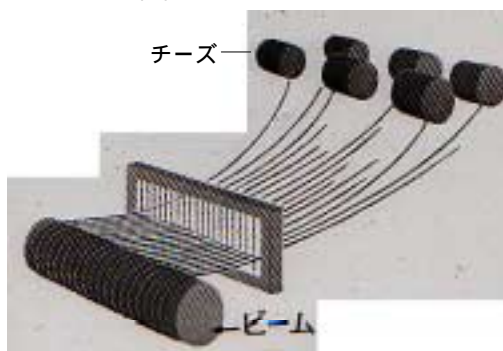
最初に、手織にせよ力織機にせよ、綿布が生産される仕組みには変わりがなく、そもそも綿布とは経糸と緯糸とが交差したものであるから、図3-11(A)のように、綿布を織り上げるためには、経糸を交互に上下させることで開かれた部分に、緯糸を収めた杼を送り込んで緯糸を通し、箴で緯糸を経糸に密着させるという作業を反復する必要がある、手織と力織機の違いは、その作業を人力によって行うのか、人力以外の動力源の働きによって行うのかという差にすぎなかった。もっとも、力織機の場合、綿布を織り上げるに先立って、以下の準備作業が必要であった。まず経糸については、図3-11(B)のように、一定数の綿糸を平行に並べてビームという大型の筒に巻き取り、それを織機に装着することで、経糸を織機に備え付けていた。もっとも、泉州木綿の工場では、綿糸は総糸の形で購入されていたから、総糸をいったんチーズという小型の筒に巻き取り、そのチーズを一定数集めて、そこから綿糸をビームに巻き返す作業が行われていた。一方、緯糸については、図3-11(C)のように、中空の木管に綿糸を巻き取り、それを杼に収める作業が必要であった。そのため、泉州木綿の工場では、緯糸に使用するため、それに先立って総糸を木管に巻き取る作業が行われていた。

図3-11 綿布生産の仕組み

(A)綿布を織り上げる工程



(B)経糸の巻き取り



(C)緯糸の補充



出所; (A) 『産業技術記念館 総合案内』、18頁。

(B)、(C) 『木綿』、37、41頁。

以上を念頭に、まず「総繰」部門に注目すると、そこでは、部門名から窺えるように、働き手は購入した総糸をチーズや木管に巻き取る仕事に従事していたと考えられる。ただし、

実際には、そうした巻き取りを行うための繰返機や管巻機などの機械が存在し、力織機と同様に、人力以外の動力源によって稼動していたから、この部門では、そうした機械に総糸、チーズ、木管などを着脱することが働き手の仕事とされていた。このように、同部門の仕事は単純なものであったから、ここでは、出来高給の形態がとられており、働き手には、各自処理した総糸の数に応じて賃金が支払われていた。実際、この点は、明治42年12月16日における「工場反入明細綴」の記録を示した史料3-4から裏付けられよう。このうち、右側が「総繰」部門の記録であり、そこには、「欠」とされた者を含めて総勢28名の働き手の「氏名」が書き込まれ²²⁹、「てい」などの名前から判明するように、その全員が女性で占められていた。そして、「氏名」の上には、一人一人について、出来高を記録するため、「総数」として女工がその日に巻き取った総糸の数が記入されている。

史料3-4

十二月十六日	合計	者給日				合計一四三〇総金	繰 総							
		自井	自井	自井	自井		70	80	90	70	欠	100	欠	総数
	根来いと	田中ふさ	赤井すえ	小野原こと	氏名	原うめ	武田しよ	尾崎きく	根来こん	谷口いと	田中こと	岡田てい	氏名	
	自井	自井	自井	自井	金	70	70	欠	120	80	70	欠	総数	
	根来小菊	青木芳三	寺嶋喜代松	根来幸太郎	氏名	白井きぬ	田中あい	片山すえ	根来とめ	根来しな	池宮とみ	根来きよ	氏名	
	中略													
	自井	自井	自井	自井	自井	40	40	40	50	70	30	60	総数	
	白井すえ	武田つぎ	大阪や	赤井とみ	赤井ふで	氏名	根来ウメ	小野原ヨネ	棕橋キヨノ	白井コマ	白井きよ	赤井きぬ	小の原やす江	氏名

もちろん、準備作業は、総糸の処理に限られていたわけではない。これについて、史料3-4の左側に記された「日給者」部門の記録に注目しよう。ここには、17名の「氏名」が記されており、名前から判別すると、性別不詳の1名を除いた16名中、男性は3名しか存在しなかったから、この部門でも働き手の中心は女性であった。そして、この記録には、出勤の確認のためであろうか、詳細は不明であるが、監督者の捺印がなされており、さらに働き手の作業内容までもが書き込まれている。もっとも、こうして作業内容が記されたケース

は滅多になく、史料3-4でも、大半の者については、作業内容の記入が省略されているが、ともあれ、史料3-4の書き込みによれば、「日給者」部門の働き手は、「整経機」、「経継」、「クダ挿」などの作業に従事していたことが分かるだろう。このうち、「整経機」は、専用の機械を使ってチーズから経糸をビームに巻き取る作業を、「経継」は、そのビームを織機に装着する作業を意味している。また力織機の運転に際して、杼に収納された緯糸は短時間のうちに消費されたから、緯糸の補充のため、各織機の脇には箱が設置され、そこには緯糸を巻いた木管が何本も用意されていた。「クダ挿」とは、工場内を巡回し、その箱に緯糸を巻いた木管を配給する仕事を指す。以上のように、「日給者」部門の働き手は、さまざまな準備工程に携わっていたから、そこでは、経営者は「総繰」部門のように出来高給の形態をとることができなかった。そのため、「日給者」部門では、その名のとおりに、働き手には日給が支給されていたと考えられる。

そして、準備工程を経た後、綿布が織り上げられるわけであるが、この工程に従事していたのが「織機」部門の働き手であった。史料3-5は、史料3-4と同じ明治42年12月16日における「織機」部門の記録を示したものである。それによれば、冒頭に「敷島」、「春日」、「日進」、「連手」とあるのは、生産された綿布の品名をあらわしており、働き手の「姓名」の上には、それぞれの品名の綿布について、この日、働き手が各自生産した綿布の量が記されている。もっとも、「織機」部門では、力織機が使用されており、それらは人力以外の動力によって稼動されていたから、杼に緯糸を巻いた木管を詰めたり、切れた糸をつないだりすることなど、力織機の動作を補助することが働き手の仕事とされていた²³⁰。それはともかく、史料3-5の末尾には、この日の総生産量として「356」本の綿布は「七百十二反」に相当するとされているから、泉州木綿の工場では、2反の綿布を1本とし、その本数によって綿布の生産量が把握されていたことが分かるだろう。従って、働き手が各自生産した綿布の量もまた、こうした本数によってあらわされていたと考えてよい。以上のように、「織機」部門では、何種類かの綿布が生産されていたが、経営者にとって、働き手一人一人がどの種類の綿布を何本生産したかを把握することは容易であったから、働き手には、ある品名の綿布を1本生産すればいくらというように、出来高給による賃金の支払がなされていた。

た可能性があるが、いずれにせよ、そこでは1日のうち早朝から夕刻まで半日もしくはそれ以上操業が続けられていたことは間違いない。

この点を念頭に、まず「織機」部門の就業形態を説明しよう。はじめに、史料3-5に戻ると、末尾の「原とよ」の項には、半分に仕切られた欄の左側に「代」と記され、その下には綿布の生産量が書き込まれている。同じ史料3-5には、「代理」と書き込まれた記録もあるから、「代」とは、代理の略であり、他の働き手が「とよ」に代って作業に従事したことを指すと考えられる。ところで、泉州木綿の場合、明治42年の事例に限られるが、工場の経費をまとめた記録が残されており²³³、そこには寄宿舎に関連した支出は計上されていないので、働き手はすべて通勤の形態をとっていたと思われる。従って、上記の「とよ」の場合、始業時刻に遅刻したのか終業時刻以前に早退したのか定かではないが、ともあれ、「とよ」が工場に居合わせない間、他の働き手が「とよ」に代って作業にあたっていたのであろう。実は、こうして代理が立てられた背景には、以下の事情が隠されていた。まず泉州木綿の工場には、力織機、繰返機、管巻機など、多数の機械が備え付けられていたが、それらはすべて1台の蒸気機関の動力によって稼動していた²³⁴。このような特徴は、泉州木綿に限らず、当時の織物工場では決して珍しくなかったことが知られている。それはともかく、こうした工場では、動力源が限られていた以上、「織機」部門を例にとれば、図3-12(A)のように、天井に数本の伝達軸を渡し、そこに織機からベルトをかけ、蒸気機関によって伝達軸を回転させれば、その動力がベルトを通して各織機に伝わる仕組みがとられていたから、そうした伝達軸に沿って織機が配列されていた。また力織機の場合、働き手は、織機を動かす必要がなく、その動作を補助する作業に専念できたので、1人の働き手が同時に4台程度の織機を受け持つことが可能であった。そのため、力織機を備えた織物工場では、図3-12(B)のように、働き手もまた伝達軸に沿って配置され、周囲の織機を各自の受け持ちとしてあてがわれ²³⁵、それらの動作を補助する作業にあたっていた。こうした配置の関係上、泉州木綿では、監督者は、工場内を巡回する際、図3-12(B)の矢印のように、伝達軸と平行に一定の順路で移動していたと考えられる。そして、こうした条件の下で、監督者は、出来高給を支給したり、生産状況を把握したりするため、毎日、働き手一人一人の生産量を記録する必要があったが、図3-12(B)に示したとおり、Aは の織機を、Bは の織機を担当するというように、あらかじめ働き手に受け持ちの織機を定めておけば、工場内を一定の順路で巡回し、各自の出来高を書き込んでゆくだけで日々の記録を作成することができる。実際、この点は以下の事実から裏付けられよう。まず史料3-5をみると、冒頭には「片山うめ」の記録が書き込まれている。実は、同部門で彼女が働きはじめたのは明治42年9月6日のことであったが、この時点から史料3-5が作成された同年12月16日まで、「うめ」の記録の位置は変わらなかった。おそらく、「うめ」の持ち場は工場内の末端に位置しており、監督者は、そこから巡回するのを常としていたため、「うめ」の記録を冒頭に置き、真先に彼女の出来高を書き込んだのであろう。ともあれ、こうして「織機」部門の働き手には各自受け持ちの織機が定められ、しかも織機の数に限られていた以上、そこで働ける人数にも限り

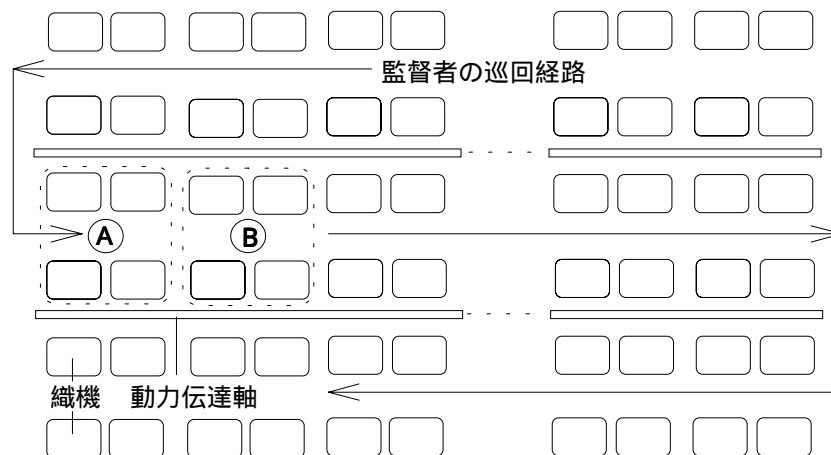
があったから、同部門には定員が設けられ、史料3-5が作成された明治42年末頃には、総勢36名が作業にあたる体制がとられていた。ちなみに、「うめ」などの名前から判明するように、その36名はすべて女性で占められていた。また就業形態の特徴として、そうした「織機」部門の女工たちは各自の持ち場で始業から終業まで作業にあたる義務を課せられていたと考えられる。この点は、代理が立てられていた事実から裏付けられよう。なぜなら、そうした義務が存在しなかったとすれば、監督者は、わざわざ代理を立てる必要もなかったからである。逆にいえば、泉州木綿の経営者は、そうした義務を働き手に課し、織機を一日中稼働させることを狙っていたが、万一、働き手が義務に反して持ち場を離れたならば、その受け持ちの織機がいわば遊んだ状態となるおそれがあったため、こうした場合には、他の働き手を代理として作業にあたらせることを監督者に指示したのであろう。

図3-12 織物工場内の概観

(A)「織機」部門の概観



(B)織機と働き手の位置関係



注：(A)は、展示用に昭和初期の織物工場内の様子を再現したものであるが、明治期においても同様の状況がみられたと考えられる。

出所：(A)産業技術記念館 POST CARD「G型自動織機の集団運転 昭和初期」。

続いて「日給者」部門の就業形態はどうであろうか。手掛かりとして、まず明治42年12月

2日の同部門の記録に注目すると、「宇治川フサノ」の項には、「草引 七分」との書き込みがなされていた。「草引」とは、字体が類似していることから、「早引」の誤りであろう。つまり、この日、「フサノ」は、工場の終業を待たずに早退したわけである。こうした場合、出来高給の形態の下では、監督者は、その日の出来高に見合った賃金を支給すればよいが、「日給者」部門では、出来高のような基準が存在しないため、その日の作業量を見積もったうえで、それに見合う賃金を支給する必要に迫られたと考えられる。そのため、監督者は、作業時間の長短か仕事量の多寡か、どのような基準にもとづいたのかは定かではないが、いずれにせよ、早退した日の作業量は終日作業した場合のその7割にあると判断して「七分」と記したのである。さらに注目すべきは、「織機」部門と違って、早退した「フサノ」には代理が立てられなかったという点である。おそらく、「日給者」部門の働き手は、さまざまな仕事に従事しており、特定の持ち場を定められていたわけではないから、同部門では、そもそも代理を立てるような制度が存在しなかったのであろう。だが、他方で、「日給者」部門の就業形態は、「織機」部門のそれと共通した特徴を備えていた。なぜなら、「日給者」部門の働き手もまた一日中作業に従事する義務を課せられていたからである。この点は、上記の「フサノ」の事例から裏付けられよう。すなわち、そうした義務が存在しなかったとすれば、早退という問題自体が発生しなかったはずであるが、実際には、監督者は、「日給者」部門の働き手に終日作業にあたることを求めていたからこそ、それに反して「フサノ」が早退したことを問題視し、その事実を記録にとどめたと考えられる。ともあれ、以上から、「織機」部門に限らず、「日給者」部門の女工たちもまた普段は終日作業にあたっていたことが窺えよう。そして、この点は、これらの部門の女工たちの置かれていた立場を窺う手掛かりとなる。たとえば、すでに結婚した女性たちにとっては、主婦として家事を担う必要から、一日中工場で働くことは困難であったはずである。この点からすれば、「織機」部門や「日給者」部門で働いていたのは、未婚の若い女性たちのなかでも、女手の余った世帯から送り出され、生家で家事を担う必要のない者であった可能性が高い。

それはともかく、最後に「総繰」部門の就業形態を説明しよう。はじめに、明治43年1月9日の記録に注目しよう²³⁶。それによれば、この日、「総繰」部門では、8名の女工たちによって計600総が処理されているが、「総繰八総不足のため本日後午休務す」として、昼頃には操業が打ち切られている。普段どおり操業した前日の8日には、23名の女工たちが計1,430総を処理しているから、これと比べると、翌9日の従事者数と出来高は、操業の打ち切りを反映し、いずれも低い水準にとどまっていた。とはいえ、女工一人一人の出来高に注目すると、次のような問題が浮び上る。たとえば「岡田てい」の場合、彼女は通常どおりの操業がなされた8日には「60」総を処理したのに対し、操業を打ち切った9日の出来高は「90」総にも達していた。しかし、操業が打ち切られたのに、なぜ9日の出来高は8日のそれを上回っていたのだろうか。まず「織機」部門や「日給者」部門と同じように、「総繰」部門でも、通常、働き手が終日作業にあたっていたとすれば、9日には、昼頃に操業が打ち切られたから、「てい」の労働時間は普段の半分程度にとどまっていたことになる。この点

からすれば、彼女は、一日中作業に従事した場合には、9日の出来高である「90」総の2倍の180総を処理できたはずである。しかし、8日には、操業が打ち切られたわけではないのに、この日の出来高は180総の3分の1の「60」総にすぎなかった。従って、この日、「てい」は、一日中仕事をしていたとすれば、作業ペースを普段の3分の1にまで落として働いていたことになるが、こうして作業ペースに著しい違いがあったというのは、あまりに不自然な想定であろう。それよりも、むしろ「てい」は一日中働いていたわけではなく、何らかの理由で1日のうち限られた時間しか就業できなかったため、出来高が少なかったと考えるのが妥当である。実際、この点は以下の事実からも裏付けられよう。「総繰」部門の仕事は、総糸、チーズ、木管を専用機に着脱するという簡単なものであり、熟練を要する作業ではなかったから、女工によって作業スピードに著しい違いが存在したとは考え難い。従って、女工1人が終日作業に従事したならば、「てい」の事例から窺えるように、誰でも1日に180総程度を処理できたはずである。にもかかわらず、通常の操業がなされた8日には、最も出来高の多かった「田中こと」でさえ「100」総を処理したにすぎないから、「田中こと」に限らず、「総繰」部門の女工たちは、いずれも一日中働いていたわけではなく、1日のうち限られた時間しか就業していなかった可能性が高い。また8日には23名が働いていたのに、9日には8名しか作業に従事しなかったというように、従事者数に著しい違いが存在したことも問題となろう。なぜなら、「総繰」部門の女工にも工場の始業に合わせて出勤する義務が課せられていたとすれば、9日の早朝には、8日と同じ23名の女工が出勤し、各々がわずかな総糸を処理し、その日の仕事を終えたとしてもおかしくはないからである。しかし、現実には、そうした事態はみられなかったから、むしろ出勤時刻は人によって異なっていたと考えられる。すなわち、この頃、「総繰」部門では、午前中に出勤するのは8名に限られ、それ以外の者は午後に出勤するのが慣例であったため、昼頃に操業を打ち切った9日には、午前中に働いた8名の記録しか書き込まれなかったというわけである。もちろん、こうして出勤時刻がさまざまであったとすれば、退勤時刻もまた働き手によってまちまちであったはずである。以上をふまえると、「総繰」部門の女工たちは、「織機」部門や「日給者」部門と違って、都合のよい時刻に出勤し、都合のよい時間帯だけ働き、都合のよい時刻に退勤することを認められていたことになる。こうした就業形態をふまえると、「総繰」部門では、「織機」部門や「日給者」部門と違って、未婚の女性たちのみならず、既婚の女性たちもまた家事の合間を縫って同部門で働いていた可能性がある。

(3)各部門の操業形態

続いて各部門ではどのように操業が行われていたかを明らかにしよう。手掛かりとして、改めて明治43年1月9日の状況に注目すると、この日、「総繰」部門では、「総糸不足」のため、昼頃に操業が打ち切られた結果、部門全体の出来高は激減し、通常どおり操業した前日の8日には計1,430総の総糸が処理されたのに対し、9日に処理された総糸は計600総にとどまっていた。では、この点は工場全体の操業にどのような影響を与えたのだろうか。

これについて、「織機」部門の動向に目を移すと、当時、「敷島」、「春日」、「連手」の3種類の綿布が生産されており、8日の生産量は順に53、194、121本の計368本であったのに対し、9日には、それぞれ58、187、121本の計366本が生産されていた。従って、9日には、「総繰」部門では操業が打ち切られたのに、「織機」部門では普段どおり操業が続けられ、前日とほぼ同量の綿布が生産されていたわけである。いうまでもなく、こうして「織機」部門の操業が滞りなく行われたのは、チーズや木管など、「総繰」部門から供給される仕掛品の在庫が十分に用意されていたためであったと考えられる。この点を念頭に、この1月9日前後を対象として、「総繰」部門全体の出来高と従事者数、さらに「織機」部門全体の出来高をまとめた表3-11によって、両部門の生産動向を検討しよう。それによれば、「織機」部門では、この時期、代理が立てられることもあったが、定員36名が終日作業に従事する体制が敷かれており、この点を反映して、毎日の生産量はあまり変動しなかったことが分かるだろう。一方、「総繰」部門では、表3-11によれば、操業が打ち切られた9日の翌日には1,950総が処理されている。普段どおり操業した8日の出来高は1,430総にとどまっていたから、10日には、在庫を取り崩した分を補填するため、大幅な増産が行われたことになる。とはいえ、表3-11から窺えるように、9、10日を除けば、「総繰」部門全体の出来高は、日によって著しく上下していたわけではなく、7、8、11日を例にとれば、1,300から1,500総程度の水準で推移していた。だが、この点をめぐっては、従事者数の推移が問題となろう。まず表3-11によれば、7、8、11日には、日によって若干違いはあったにせよ、毎日、計20名前後の人々が働いていた。従って、「総繰」部門では、働き手によって就業時間はまちまちであったものの、全体としてみれば、計20名ほどの女工が作業にあたり、計1,300から1,500総程度の出来高をあげるのが、この頃の通常の操業形態であった。この点からすれば、10日には、大幅な増産が行われたにもかかわらず、計22名が働いていたにすぎないから、この日に限って働き手が増員されることはなかったわけである。だが、こうして人手を増やすことなく1,950総を処理する能力が「総繰」部門に備わっていたとすれば、通常、それよりも少ない1,300から1,500総程度の出来高をあげるためには、経営者は、同部門に20名近くの人員を配置しておく必要はなかったことになろう。

表3-11 「総繰」部門と「織機」部門の生産動向

単位：総、人、本

	「総繰」部門		「織機」部門	
	出来高	従事者数	出来高	(敷島, 春日, 連手, 三笠)
7日	1,540	23	356	(52, 192, 111)
8日	1,430	23	368	(53, 194, 121)
9日	600	8	366	(58, 187, 121)
10日	1,950	22	363	(58, 198, 107)
11日	1,330	19	358	(64, 187, 92, 15)

注：1) 「総繰」部門の従事者数については、欠勤した者を除き、当日、出勤した者のみを対象とした。

2) 「織機」部門の出来高のカッコ内の値は、「敷島」、「春日」、「連手」、「三笠」の順で、それぞれの生産量の内訳を示している。なお「三笠」の生産は、11日以外は行われなかった。

出所：「明治四十三年一月 工場反入明細綴」。

もちろん、20名前後で1,950総を処理するためには、作業ペースを引き上げたり、作業時間を延長したりするなど、女工たちに無理を強いる必要があったならば、逆にそうした無理をしない場合、この程度の人数では最大でも1,500総を処理するのが限界であった可能性もあろう。だが、それでも以下の点が引続き問題となる。まず「織機」部門では、毎日、ほぼ同量の綿布が生産されていたから、1日の綿糸の消費量がX総であったとすれば、9日には(X - 600)総の在庫が取り崩され、逆に10日には(1,950 - X)総の在庫が補充されたことになる。この在庫の取り崩しと補充とが同量であったならば、Xは1,275となるので、「総繰」部門では、毎日、この程度の量の総糸が処理されたならば、「織機」部門も滞りなく操業できたことになる。しかし、表3-11によれば、11日はともかく、7、8日には、いずれも「総繰」部門の出来高は1,275総を凌駕していた。つまり、「総繰」部門では、操業の打ち切りなどで在庫が取り崩されると、それを急遽補填する行動がとられていたが、他方で、普段から「織機」部門で必要な量を上回る総糸を処理することで、仕掛品の在庫が積み立てられていたわけである。従って、泉州木綿の工場では、「総繰」部門の人員とそこで処理される総糸の量が多少減少したとしても、それが工場全体の操業にただちに支障をきたすことはなかったことになる。逆にいえば、このことは、「総繰」部門には、普段から余剰人員が配置されていたことを意味している。もちろん、泉州木綿の経営者にとって、毎日、「織機」部門に必要な量だけ仕掛品を供給しうるように、「総繰」部門の生産工程を管理すれば、同部門に余剰人員を配置する必要はなかったことになる。だが、もう一つの方法として、経営者は、仕掛品の在庫さえ積み立てておけば、不測の事態によって仕掛品の供給が止まったとしても、「織機」部門の操業を続けることができた。しかも、この場合、経営者は、「総繰」部門の生産工程を管理する手間を省くことが可能であった。以上をふまえると、泉州木綿では、後者の方法がとられたと考えられる。その結果、「総繰」部門では、働き手一人一人の出勤時刻、退勤時刻、就業時間がどうであれ、全体として在庫を積み立てられるだけの生産能力が備わっていればよかったから、経営者は、同部門に余剰人員を配置し、女工たちには各自都合のよい時間帯だけ就業することを認めたのであろう。

また余剰人員をめぐっては以下の事実が知られている。まず明治43年1月8日に戻れば、この日、「総繰」部門では通常どおりの操業が行われていたが、同部門の記録の末尾には、「布織者」として「白井キヨ」、「池宮トミ」、「原キク」の3名の名前が書き込まれていた。だが、このうち、詳細の不明な「キク」を除けば、「キヨ」と「トミ」は、この日の「総繰」部門の記録にも名を連ねており、それによれば、いずれも「八十」総ずつを処理したことが判明する。つまり、「キヨ」と「トミ」は、「総繰」部門で働いていたことに加え、「織機」部門でも「布織者」として綿布を織り上げていたことになる。実は、この点をめぐっては、「織機」部門における代理の存在に注目する必要がある。事実、この1月8日には、「織機」部門では7名の代理が働いており、その内訳として、正規の女工が欠勤したため、代理として終日中綿布を生産していた者が5名、正規の女工が早退もしくは遅刻したため、その女工が持ち場を離れていた間、代理として綿布生産に携わっていた者が2名存在していた。上記の「キヨ」と「トミ」は、この日、ともに「布織者」として一日中働いていたわけではなく、「総繰」部門でも仕事をしてきたから、早退もしくは遅刻による2名の欠員を埋めるため、代理として綿布生産に従事したのであろう。以上をふまえると、泉州木綿の経営者が「総繰」部門に余剰人員を配置したのは、仕掛品の在庫を積み立てるためだけでなく、「総繰」部門から「織機」部門に代理を派遣するためでもあったと考えられる。

だが、明治43年1月8日についていえば、「総繰」部門から「織機」部門に「キヨ」と「トミ」が派遣されたとしても、「織機」部門では、この他に代理が立てられたケースが5件も発生していた。従って、先の詳細の不明な「原キク」が代理に充てられたとしても、残る4件については、その代理がどのように調達されたかが問題となろう。そこで以下では、手掛かりとして明治43年2月17日の動向を対象を移して検討しよう。この日、「織機」部門では、欠勤によって3名の代理が立てられているが、このうち、2名については、同部門の記録には、「棕橋キヨノ」と「雪本キヨ」として代理の名前が書き込まれている。実は、この両名は、ともに「日給者」部門にも名を連ねていたから、もともと「日給者」部門で働いていた。従って、「総繰」部門に限らず、「日給者」部門からも「織機」部門に代理が送り込まれていたわけである。さらに、同じ2月17日の「日給者」部門の記録をみると、そこに登場した計16名のうち、「小野原こと」と「池内せい」の項には、それぞれ「60」、「40」として処理した総糸の数が記入されているから、この2名は、「日給者」部門に限らず、「総繰」部門でも作業にあたっていたらしい。つまり、「日給者」部門からは、「総繰」部門で人手が不足した場合にも、応援の人手が派遣されていたわけである。この点からすれば、「総繰」部門のみならず、「日給者」部門にも余剰人員が配置されていたことは疑いない。

以上から、泉州木綿の経営者は、「織機」部門では、一定数の女工たちが綿布生産にあたるような体制をとる一方で、「総繰」部門と「日給者」部門には、余剰人員を配置し、仕掛品の在庫を積み立てたり、人手が不足した部門に応援を派遣できるような体制を整え、それによって工場全体の操業が滞りなく行われるように配慮していたと考えられる。

(4) 織物女工の収入

当時の泉南では、泉州木綿と同じ就業形態や操業形態をとった織物工場の存在が珍しくなかったとすれば、生家の事情などから、1日のうち限られた時間しか働けない女性たちにとって、織物工場に雇入れられた場合、就業しうる場は「総繰」部門しか残されていなかった。従って、そうした女性たちは間違いなく「総繰」部門に配属されたであろう。だが、これとは別に、一日中働けるような女性たちをめぐっては、次のように配属先が決定されたことが知られている。まず手掛かりとして、昭和戦前期の事例となるが、尋常小学校を卒業してまもなく織物工場で働きはじめた泉南の女性のケースに注目すると、彼女は、「最初に管巻、かせ繰り、それからせいけい機を習いました。それから初めて機織りを教えてもらいました。」と当時の状況を語っているから²³⁷、「総繰」、「日給者」、「織機」という順に各部門を配置替えされたことになる。実際、泉州木綿の工場でも同様のケースが認められる。たとえば、「池宮やす」は、明治42年11月16日に泉州木綿に雇入れられると、はじめに「総繰」部門で2日間働いた後、同年11月18日には「日給者」部門に配置替えされ、そこで半月程度働いた後、同年12月3日には、最終的に「織機」部門に配属されている。実は、その背景には、以下のような事情が存在していた。まず「織機」部門では、定員が設けられ、一定数の固定されたメンバーが各自の持ち場で作業にあっていたから、退勤などで「織機」部門に欠員が生じない限り、織物工場の経営者は、一日中働けるような女性を雇入れたとしても、すぐに彼女を「織機」部門に配属することはできなかった。もっとも、「日給者」部門には、「織機」部門と違って定員が設けられていたわけではなく、もともと余剰人員を受け入れる余地が残されていたし、「日給者」部門の働き手は終日作業にあたる義務を課せられていたから、経営者は、一日中働けるような女性を雇入れた場合、彼女を「日給者」部門に配属しようとしたと考えられる。だが、その際、「総繰」部門で人手が不足した場合、「日給者」部門から「総繰」部門に応援が送り出されていたことが問題となろう。過去に織物工場で働いたことがあればともかく、そうした経験のない女性を雇入れた場合、経営者は、彼女を「日給者」部門に配属するとしても、「総繰」部門に応援として派遣する場合に備え、あらかじめ彼女に「総繰」部門の仕事を習得させておく必要があったからである。とはいえ、「総繰」部門の仕事は、専用機に総糸、チーズ、木管を着脱するという簡単なものであったから、先の「池宮やす」のように、その作業に数日携われれば、働き手は仕事の内容を把握できたと思われる。ともあれ、織物工場の経営者は、こうして「総繰」部門の仕事を体験させた後、雇入れた女性たちを「日給者」部門に配置し、代理として「織機」部門に派遣することで力織機の操作などを習得させ、欠員が生ずるのを待って、最終的に彼女を「織機」部門に配属したと考えられる²³⁸。

この点を念頭に、織物女工たちがどの程度の収入を手にしたのかを明らかにしよう。もっとも、泉州木綿の場合、出来高給が与えられた部門もあれば、日給が支給された部門もあったというように、部門によって賃金形態はまちまちであったから、女工たちがどの部門で働いていたかによって、彼女たちが得ていた収入もまた異なっていた。そこで以下では、さしあたり、一日中作業に従事することができ、しかも織物工場で働いた経験のない

女性が泉州木綿の工場に雇入れられた場合を例にとって検討しよう。前述したように、そうした女性は「総繰」、「日給者」、「織機」という順に各部門を配置替えされたと考えられる。その際、彼女は、先の「池宮やす」の事例から窺えるように、最初の配属先である「総繰」部門では数日しか働かなかったとしても、次に配属された「日給者」部門には、それよりも長く在勤していたはずである。なぜなら、彼女は、「織機」部門で欠員が生じなければ、「日給者」部門から「織機」部門に移動できない以上、「日給者」部門で働きながら、「織機」部門への配置替えを待つ必要があったからである。従って、彼女が手にした収入は、「総繰」部門は別として、続いて配属された「日給者」部門と「織機」部門とで、彼女がどの程度の賃金を支給され、どの程度の期間在勤したかによって左右されたことになる。

以上をふまえて、まず「日給者」部門の動向に注目しよう。はじめに、働き手は、「織機」部門で欠員が生ずるのを待って、「日給者」部門から「織機」部門へと配置替えされたから、そのタイミングは人によってまちまちであった。従って、女工が「日給者」部門に在勤した期間もまた長短さまざまであったはずであるが、とりあえず、彼女が「日給者」部門に1ヶ月在勤した後、「織機」部門に配属されたとしよう。この場合、「日給者」部門では、日給が支給されていたから、1ヶ月間に同部門の女工の手にした収入は、この間、彼女が延べ何日間作業にあたり、どの程度の日給を与えられたかに左右されたことになる。このうち、労働日数に注目すると、まず織物工場が1ヶ月間に何日間操業していたのかが問題となる。そこで、先の「池宮やす」の場合、彼女が泉州木綿の工場に雇入れられたのは明治42年11月16日のことであったから、同年11月のケースを例にとれば、この1ヶ月間には3、15、30日に関して操業の記録が残されていない。その理由として、操業が休止された日については、操業の記録自体が存在しないことはいうまでもないが、これとは別に、操業が行われ、その記録も作成されたのに、後日、それが失われたため、記録が残されていないという可能性もあろう。そこで、翌43年11月の事例と対照すると、43年11月には3、15、26、30日の記録が残されていないから、このうち、3、15、30日については、42年11月と43年11月の双方に日付が共通していることが判明する。もちろん、誰かが意図的に記録を消去したのではない限り、たまたま記録の失われた日付が一致する確率はきわめて低いはずであるから、逆にいえば、11月3、15、30日については、例年、操業が休止されていたからこそ、こうして日付が一致したと考えるのが妥当であろう。そして、日付の一致しない事例として、43年11月26日の記録が存在しないのは、後に記録が失われたためであった可能性が高い。ただし、泉州木綿では、毎月、3、15、30日が休みとされていたわけではない。これについて、明治42年10月の事例に注目すると、この10月には、15日に限って記録が存在しないが、これを除けば、すべての日付の記録が残されているから、15日を除けば、毎日、操業が行われていた。そして、15日の記録がないという点は11月にも該当するから、泉州木綿では、毎月、操業が必ず休止されたのは15日に限られていた。これ以外の休みに関して、11月の事例に戻れば、11月30日についてはよく分からないが、11月3日は、当時、天長節として公的な祝祭日とされていたから、これに合せて操業が休止されたのであろう。

つまり、泉州木綿では、毎月、15日が休みとされ、他にも数日の休みが加えられる場合もあったが、いずれにせよ、操業が休止される日数はそれほど多くはなかった。また労働日数を左右するもう一つの要因として、工場が操業していたとしても、働き手が欠勤するケースもあったことを指摘しておこう。実際、先の「池宮やす」の場合、彼女が「日給者」部門に在籍した明治42年11月18日から同年12月2日にかけて、休みとされた11月30日を除き、工場の操業日数は計13日間にのぼっていたが、彼女は11月26日に欠勤したため、彼女が「日給者」部門で働いた日数は計12日間にとどまっていた。従って、引続き「やす」が同部門に在勤し、同様のペースで欠勤したならば、1ヶ月間の欠勤日数は2日程度に達していたはずである。以上から、女工が「日給者」部門に配属され、そこで1ヶ月間在勤した場合、この間、明治42年11月の事例に即して、操業が休止された日が3日存在し、さらに働き手が2日欠勤したとすれば、彼女の1ヶ月間の労働日数は計25日間にのぼっていたことになる。

一方、賃金水準についてはどうであろうか。先の「池宮やす」の日給は定かではないが、彼女が同部門に在勤した明治42年11月頃の状況として、以下の事実が知られている。まず「日給者」部門の記録には、稀にさまざまな書き込みがなされており、明治42年11月13日の記録には、同部門の在勤者全員について、各自の日給が記されている。それによれば、この頃、同部門では計14名が在勤していたが、最高は36銭、最低は18銭7厘というように、働き手によって日給には相当な格差が存在していた。史料的制約から、こうした違いが生じた要因はよく分からないが、ともあれ、日給の最低額が18銭7厘であったことをふまえて、「日給者」部門に配属された女工がこの程度の日給を与えられ、月に計25日間働いたとすれば、彼女が1ヶ月間に得た収入は、日給と労働日数を乗じて4円67銭5厘にのぼっていたことになる。

では、織物女工は、「日給者」部門から「織機」部門に配置替えされた後、「織機」部門でどの程度の収入を手にしたのだろうか。引続き「池宮やす」の事例に注目すると、彼女は明治42年12月3日に「日給者」部門から「織機」部門に移動したが、その後の1ヶ月間を対象とすれば、その働きぶりは以下のようなものであった。まず明治43年1月1、2日は、正月休みとして操業が休止されたので、明治42年12月3日から31日までを対象すれば、この間、彼女は「敷島」、「春日」、「日進」、「連手」の4種類の綿布を生産しており、彼女が生産した綿布の総量は順に14、58、96、276反にのぼっていた。「織機」部門の女工には、綿布の生産量に応じて出来高給が支払われていたから、「やす」の手にした収入を求めるためには、綿布1反につきどの程度の賃金が支給されていたかが問題となる。この点を解く手掛かりとして、明治42年11月13日の記録には、「織機」部門全体の出来高を記した部分に、その出来高に応じた賃金の総額が書き込まれている。それによれば、この日、同部門では、「敷島」、「春日」、「日進」、「連手」の4種類の綿布が「51」、「7」、「197」、「150」本ずつ生産され、その織賃の総額は「1683」、「210」、「4925」、「3750」であった。これは厘を単位とした表示であるから、各種綿布に関して、1反あたりの賃金水準を求めると、その値は順に1銭6厘5毛、1銭5厘、1銭2厘5毛、1銭2厘5毛であった。そこで、上記の出来高とそれぞれ

の賃金水準を掛け合わせれば、「やす」が1ヶ月間に手にした収入は5円75銭1厘にのぼっていたことになる。

ただし、この推計については以下の点が問題となる。まず「織機」部門の女工の仕事は、力織機の動作を補助することであり、熟練を要する作業ではなかったが、それでも同部門の女工たちは、経験を積んで仕事に習熟するほど、より多くの綿布を生産できるようになったであろう。この点を念頭に、「池宮やす」の事例に戻れば、「総繰」、「日給者」、「織機」という順に各部門を配置替えされた事実から窺えるように、彼女は、泉州木綿の工場に雇入れられるまで織物工場で働いた経験がなく、「織機」部門の作業に習熟していなかったから、それだけ彼女の綿布生産量は他の女工たちよりも少なかったと推測される。また泉州木綿の工場では、明治42年12月3日から31日までの間、15日に限って操業が休止されたので、この期間の操業日数は計28日に達していた。そのうち、「やす」の欠勤した日数は3日、遅刻もしくは早退した日数は2日にのぼっていたから、彼女の勤務状況は決して良好なものではなかった。つまり、「やす」は、欠勤、遅刻、早退をしなかったとすれば、さらに多くの綿布を生産できたわけである。以上をふまえると、「やす」の綿布生産量は、仕事に慣れた女工や勤務状況の良好な女工のそれを下回っていたことになる。実際、この点は以下の事実から裏付けられる。「織機」部門では、働き手によって生産する綿布の種類は異なっていたから、出来高の多寡を一概に比較できないが、同部門では、出来高給が支給されていた以上、綿布生産量の多寡は収入の多寡に反映される傾向があった。この点をふまえて、明治42年12月3日から31日にかけて、この間、途中から配属された者、途中で退勤した者、記録に不備のある者を除き、「織機」部門に在勤した31名について、各自の収入を比べると、最高は8円74銭4厘、最低は5円62銭9厘であったから、先の「やす」の手にした5円75銭1厘という値は、このうち最低額に近い水準に位置していた。

以上のように、先の4円67銭5厘は日給の最低額を、5円75銭1厘もまた「織機」部門の賃金の最低水準に近い値を示したものであるが、さしあたり、これらの値にもとづけば、女性1人が織物工場に雇用され、「日給者」部門で1ヶ月間働いた後、「織機」部門に配属された場合、彼女が1年間に手にした収入は、日給の1ヶ月分4円67銭5厘と11ヶ月分の賃金として5円75銭1厘に11を乗じた値を合わせて67円93銭6厘に達していた。この他にも付加給付や現物給付の存在が問題となるが、泉州木綿の場合、明治42年に限られるが、経費の詳細が判明している²³⁹。それによれば、各部門で支払われた賃金が「職工賃金」として計上されたことを除けば、それ以外に賞与や賄費などが支出された記録は認められないから、女工たちに付加給付として賞与が与えられたり、現物給付として食事が提供されたりするようなことはなかったとみてよい。また賃金の受け渡しに関して、泉州木綿の事例は定かではないが、泉南の他の織物工場では²⁴⁰、毎月、25日の時点で、働き手一人一人について、前月26日からの1ヶ月間の賃金の総額を書き込んだ記録が作成されていたから、織物工場の女工たちには、毎月、月末などに1ヶ月分の賃金がまとめて支払われていたであろう。そして、彼女たちは通勤の形態で働いていたから、その賃金をすべて生家に持ち

帰ったものと思われる。その際、「日給者」部門や「織機」部門の女工に注目すると、これらの部門では未婚の若い女性たちが働いていたから、生家のなかで彼女たちが父兄の監督下に置かれていたとすれば、彼女たちに支払われた賃金は、すべて働き手本人の取り分とされたわけではなく、その多くは父兄によって生家の家計に組み入れられた可能性が高い。

a-2 問屋制家内工業の下での綿布生産

同じ綿織物業に従事するとしても、若い女性たちが織物工場に通うのではなく、生家で綿布を生産した場合はどうであろうか。当時の泉南では、引続き問屋制家内工業の形態をとって綿布が生産されていたから、織り手1人あたりの綿布生産量と織賃の水準とが分かれば、織り手である女性とその父兄が綿布生産によってどの程度の収入を手にしたのかが判明する。まず綿布生産量に関して、泉南では、明治40年代に至っても、なお「太鼓機」が使用されており、「太鼓機」を用いた場合、女性1人が1日に最大で3反の綿布を織り上げることができたから、各世帯で女性1人が毎日綿布を生産したならば、それだけで1戸あたりの年間の綿布生産量は3反に365を乗じて1,095反に達していたことになる。もっとも、明治40年代には、力織機を備えた織物工場が数多く設立されたため、統計上、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯のみを対象として、その生産動向を明らかにすることはできないが、それ以前の状況として、先の表3-7によれば、明治39年には、1戸あたりの平均的な年間の綿布生産量は1,527.6反にまで達していた。その後、明治40年代に至っても、明治39年から時期的に大した隔たりもない以上、引続き1戸あたりの生産量は1,095反を上回っていた可能性が高い。従って、明治40年代においても、泉南では、一年中綿布生産に従事していた女性の存在は珍しくなかったであろう。そこで以下では、女性1人が生家で綿布生産に専念した場合、その年間の生産量は1,095反に達していたと考えよう。一方、織賃について、先の帯谷家の事例に注目すると、明治42年を例にとれば²⁴¹、史料的制約から1月から8月までの推移しか判明しないが、毎月の1反あたりの平均的な織賃の水準を求めると、最高値は7月の3銭3厘9毛、最低値は5月の2銭7厘4毛であった。従って、このうち最高値の3銭3厘9毛が支給され、女性1人が年間に1,095反の綿布を生産したならば、それによって彼女とその父兄は37円12銭1厘の収入を手にしえた。この他にも、各世帯は、綿布を生産するにあたって、綿糸の使用量を減らし、不正に着服した綿糸を売却して収入を稼いでいた可能性があるだろう。その際、以前と同じ手口が踏襲され、1,095反の綿布が生産された場合、657疋が着服されていたことになる。また明治42年の大阪市を例にとれば²⁴²、泉州で使用されていた太糸の綿糸は1疋につき1銭9厘1毛で取引されていたから、この価格で綿糸を売却できたならば、各世帯は12円54銭8厘の収入を手にしえた。以上から、女性1人が生家で綿布生産に専念した場合、彼女とその父兄の得た収入は、37円12銭1厘と12円54銭8厘を合せて年間に49円66銭9厘程度に達していたことになる。

もっとも、上記の推計をめぐっては以下の問題が浮び上る。まず織賃による収入に関して、先の37円12銭1厘は、織賃の最高額が支給された場合を前提として推計した値である

が、年間を通してみれば、むしろ最高額を下回る織賃が支払われるのが一般的であったから、現実には、織賃による収入は37円12銭1厘を下回っていたことになる。また綿糸の着服による収入について、1総あたり1銭9厘1毛という値は正規の相場を示したものであるが、不正に着服された綿糸の価格は正規のそれを下回っていた可能性が高いから、実際には、綿糸の売却代は先の12円54銭8厘よりも少なかったとみてよい。以上から、これらを合せた49円66銭9厘という値は間違いなく過大であろう。にもかかわらず、先の織物工場の事例と比べると、女性1人が織物工場で働いた場合、たとえ最低の賃金しか支払われなかったとしても、それによって得られる年収は49円66銭9厘を大幅に上回る67円93銭6厘にまで達していたから、若い女性たちにとって、多くの収入を稼ぐためには、生家で綿布生産に従事するよりも、近隣の織物工場で働いた方がはるかに有利であった。

a-3 家事奉公

続いて若い女性たちが家事奉公に出た場合はどうであろうか。これについて、引続き廣海家のケースに注目しよう。図3-13は、明治40年から大正3年までを対象として、同家における家事使用人の在勤状況をまとめたものである。それによれば、103番の「糸吉」を別とすれば、名前から判明するように、同家の家事使用人はすべて女性で占められており、また同家では、明治36年の格蔵の誕生を最後に子供の出生はなかったので、乳母として働いていた77番の「ウメノ」を除けば、他の女性の働き手は下女として雇用されたとみてよい。もっとも、引続き同家の雇用記録は簡素化されたままであったから、こうした女性たちの動向をめぐっては不明な点が少なくない。しかし、明治42年に雇入れられた98番の「マサ」をはじめ、後の大正期にまで対象を広げれば、107番の「カネ」や114番の「梅」など、いくつか親の名前が書き込まれた記録が確認されるから、明治40年代に至っても、廣海家は、引続き未婚の若い女性たちを家事使用人として雇入れており、生家のなかでは、そうした女性たちは依然として父兄の監督下に置かれていたことが分かるだろう。また図3-14は、図3-13に登場する家事使用人のうち、詳細の判明する者を対象として、その出身地をまとめたものである。それによれば、働き手のなかには、93番の「ヒサ」や114番の「梅」など、泉南以外の地域から雇入れられた者も存在したものの、その出身地はいずれも泉南郡に隣接していたし、泉南出身者も相変わらず少なくなかったから、廣海家の家事使用人の募集地域は、以前よりも若干広がったとはいえ、引続き泉南もしくはその周辺にとどまっていたと考えられる。

図3-13 明治40年代における家事使用人の在勤状況

	40年	41年	42年	43年	44年	45年	大正2年	3年
当主 4代惣太郎								
77 鹿松娘ウメノ(乳母)	(57.7)							
82 マサ	(30.8)							
85 久吉娘カネ	(20.0)							
86 ハル	(34.3)							
87 ヨネ	(16.0)							
88 マサ	(23.0)							
89 カネ	(6.6)							
90 小カネ	(8.4)							
91 カネ	(8.4)							
92 安枝ノ女ヒサ	(4.5)							
93 ヒサ	(8.0)							
94 お花	(13.8)							
95 マツ	(25.4)							
96 ウメ	(25.4)							
97 キミ	(10.0)							
98 秀吉娘マサ	(10.0)							
99 マサ	(19.9)							
100 カネ	(19.9)							
101 カネ	(17.9)							
102 ハル	(17.9)							
103 柔吉(下男)	(127.0)							
104 マサ	(9.4)							
105 スエ	(9.4)							
106 カネ	(42.4)							
107 豊吉ノ女カネ	(13.4)							
108 マサ	(13.4)							
109 ムメ	(5.3)							
110 ヒサ	(2.1)							
111 マサ	(2.1)							
112 ハル	(3.1)							
113 タケ	(35.2)							
114 嘉門之女梅	(2.7)							
115 トメ	(6.7)							
116 ハル	(6.7)							
117 マサ	(3.2)							

注：1) 表示方法は図3-1と同じ。

2) この時期、働き手によって給金には違いが存在したから、雇入れと退勤の日付が不明な場合、働き手が在勤したことが確実な期間を特定する際、給金の支給額から在勤期間を求めるのではなく、あくまで給金が支払われた日付などにもとづき推計を行った。なお、90、92、97、100、101、104、106、109、112番の在勤期間が表示されていないのは、いずれも働き手が短期間在勤した事実は確認されるものの、記載の不備などの史料的制約から、その在勤期間を推計することができないためである。

出所：各年度「萬覺帳」。

図3-14 明治40年代から大正初年
における在勤者の出身地



注：1) 働き手に付した番号は、
図3-13のそれと同じ。
2) 貝塚は町名、尾崎は村
名、それ以外の地名は大字
もしくは小字の名称である。

そこで以下では、泉南の若い女性たちが廣海家に下女として雇用されたケースを考えよう。まず給金に注目すると、同家では、それまで下女には一律に同水準の年給が約束されていたが、明治40年代に至ると、同じ下女のなかでも、働き手によって年給に違いがみられるようになった。史料的制約から、こうした変化が生じた理由は定かではないが、ともあれ、明治42年に同家に在勤した下女のうち、詳細が判明する者を対象とすれば、最高額として94番の「お花」の年給は45円とされていたが、最低額として同年初頭に退勤した91番の「カネ」には年給25円しか約束されていなかった。しかし、廣海家では、明治35年頃には、下女の年給は18円であったのに対し、明治42年頃には、下女の年給は最低でも25円にまで達していたから、これらを比較すれば、明治35年から42年にかけて、下女の給金は1.38倍引き上げられたことになる。この間、物価水準は1.16倍上昇したにすぎないから、下女の給金の伸びは物価水準のそれを上回っていた。

また廣海家では²⁴³、旧正月と旧盆に下女に祝儀を与えるのが恒例となっており²⁴⁴、明治42年には、年給の違いにかかわらず、下女には一律に50銭ずつ計1円が支給されていた。この他にも、同家では、下女には藪入に際して心付が手渡されていた。たとえば明治42年2月14日には、「下女二人藪入心付」として「六十銭」が支給されているから、この時期、藪入にあたって下女1人につき30銭の心付が与えられたことになる。以前には、同家の場合、藪入の記録は年間に1件しか認められないという有様であったが、明治42年には、上記の事例に加えて9月17日に「下女春」、9月30日に「下女キミ」が藪入した事実が確認されるから、藪入の件数は年間に3件にまで増加している。しかし、明治42年には、廣海家には、延べ9名もの下女が在勤していたから、一人一人についてみれば、彼女たちは1年のうち何度も藪入を許されるような状況にはなかった。従って、以前と同様に、下女は年間に1度だけ藪入の機会を与えられ、その際に30銭の心付を支給されたであろう。

さらに家事使用人は住込みで働いていたから、生家の父兄は、家庭内の女性を家事奉公に出した場合、彼女の生活費を負担することを免れ、その分を口減らしの利益として手にしえた。明治34年には、前述した泉北の小作農の事例によれば、若い女性1人あたりの生活費は年間に21円80銭程度にのぼっており、明治34年から42年にかけて、物価水準は1.21倍、1人あたりの消費支出は実質で1.15倍の伸びを示しているから、これらによって補正すれば、明治42年頃には、若い女性の生活費は1人あたり年間に30円33銭5厘と推計される。従って、父兄は、女性1人を家事奉公に出したならば、この程度の金額を口減らしの収入として確保できたことになる。

以上から、下女奉公による収入を推計しよう。まず旧正月と旧盆の祝儀の1円、蕪入の心付の30銭、口減らしの利益の30円33銭5厘を合わせると、31円63銭5厘という値が求められる。次に給金が問題となるが、女性1人が下女奉公に出たとすれば、彼女とその父兄の手にした年収は、最低額の年給25円が約束された場合には、上記の31円63銭5厘と合せて56円63銭5厘に、最高額の年給45円が支給された場合には、76円63銭5厘に達していた。たとえば、女性1人が織物工場で働いた場合、織物女工の年収は67円93銭6厘程度と推計されるから、これと比べると、最高額の給金が支給された場合、下女奉公による収入は織物女工のそれを上回っていたことになる。しかし、67円93銭6厘は、あくまで織物女工に最低の賃金しか支払われなかったケースを前提とした値であり、もともと過少であるから、実際には、織物女工の年収は、67円93銭6厘を上回り、さらに76円63銭5厘を凌駕していたとしてもおかしくはない。この点からすれば、若い女性とその父兄にとって、彼女が下女奉公に出るよりも、むしろ織物工場で働いた方が多くの収入を得られた可能性が高い。しかし、女性1人が生家で綿布生産に従事した場合と比べると、たとえ最高額の織賃が支給され、不正に着服した綿糸が高値で売却されたとしても、それによって得られる収入は49円66銭9厘程度にすぎなかったのに対し、彼女が下女奉公に出たならば、最低の給金しか与えられなかった場合でも、下女奉公による収入は年間に56円63銭5厘程度にまで達していた。従って、若い女性とその父兄にとって、多くの収入を稼ぐためには、彼女が生家で綿布を生産するよりも下女として働いた方が間違いなく有利であった。

a-4 紡績業

最後に、若い女性たちが紡績工場で働いた場合を検討しよう。はじめに、岸和田紡績の動向に注目すると、明治36年に同紡績は泉州紡績を買収し、岸和田紡績堺分工場に改組して操業を続けさせていたが、堺分工場は同じ泉州でも泉北に位置し、泉南には、他に紡績工場が新設されたわけではないから、明治40年代に至っても、泉南には、旧来から岸和田で操業を続けていた岸和田紡績の工場以外に紡績工場は存在しなかった。この岸和田の工場では、すでに明治30年代に寄宿女工が増員されていたが、それによって通勤女工の雇入れが中止された形跡は認められないから、明治40年代に至っても、引続き同工場は岸和田周辺に居住する女性たちを通勤女工として雇用していたとみてよい。

では、こうした通勤女工たちはどの程度の収入を稼いでいたのだろうか。もっとも、当時の岸和田紡績に関して判明するのは、同紡績の女工1人あたりに支払われた1日の賃金の平均でしかないが、さしあたり、それを手掛かりとすれば、明治30年から42年にかけて、その値は2.17倍上昇している²⁴⁵。先の明治30年の調査によれば、明治30年には、女性1人が岸和田紡績に通勤した場合、彼女に支払われた賃金の総額は、雇入れから1年目には34円65銭、2年目には49円50銭、平均して年間に42円7銭5厘にのぼっていた。紡績業全般の動向として、その後、紡績女工の賃金形態や労働日数などはあまり変化しなかったから²⁴⁶、上記の明治30年の事例を念頭に、明治30年から42年にかけて、岸和田紡績の女工の賃金が一律に2.17倍の伸びを示したとすれば、明治42年頃には、岸和田紡績の女工1人に支払われた賃金の総額は、1年目には75円19銭1厘、2年目には107円41銭5厘、平均して年間に91円30銭3厘に達していたことになる。いうまでもなく、通勤女工たちは、こうした賃金をすべて生家に持ち帰ることができた。そして、岸和田紡績の事例は定かではないが、当時、紡績女工の多くは未婚の若い女性で占められ、先の家事奉公の事例から窺えるように、そうした女性たちは父兄の監督下に置かれていたから、彼女たちの賃金のうち一部は働き手本人の取り分とされたにせよ、残りは父兄の手に渡され、生家の家計収入に組み入れられたとみてよい。

また各地の紡績会社は、引続き女工の遠隔地募集をさかんに行っていたから、泉南の女性たちは、そうした募集に応じさえすれば、地元を離れて遠隔地の紡績工場で働くことができた。実際、明治42年8月に岸和田紡績の堺分工場では、寄宿女工のうち「品行方正にして業務に勉励なる二十名」が表彰されており、そこには泉南郡出身者が1名含まれていた²⁴⁷。従って、泉北に位置した堺分工場は、隣接した泉南を対象として女工の遠隔地募集を行っていたことが判明する。この点を念頭に、泉南の女性たちが堺分工場で寄宿女工として働いたケースを例にとって、彼女たちがどの程度の収入を手にしえたのかを明らかにしよう。まず寄宿女工と通勤女工の間で労働条件が違っていただけではないから、寄宿女工に支払われた賃金の総額は、上述した通勤女工のそれと変わらなかったとみてよい。ただし、通勤女工と違って、寄宿女工は、食費などの名目で寄宿費の一部を会社に支払う必要があった。岸和田紡績の事例は定かではないが、この時期、紡績工場の寄宿女工は一般に1日あたり9銭の食費を賃金から控除されたというから²⁴⁸、これに365を乗ずると、会社に徴収された食費の総額は年間に32円85銭にのぼっていたことになる。だが、その一方で、家庭内の女性を寄宿女工として送り出せば、生家の父兄は、彼女の生活費を負担することを免れ、その分を口減らしの利益として手にしえた。先の家事奉公の事例によれば、当時、若い女性1人あたりの生活費は年間に30円33銭5厘程度と推計されるから、父兄は、女性1人を遠隔地の紡績工場で働かせることで、この程度の収入を手にしたと考えられる。以上から、賃金の総額から食費を差し引き、それに口減らしの利益を加えると、寄宿女工とその父兄の手にした収入は、彼女が紡績工場に雇入れられた1年目には72円67銭6厘、2年目には104円90銭、平均して年間に88円78銭8厘に達していたことになる。

ところで、女性1人が織物工場で働くことで得られる収入は、年間に67円93銭6厘程度にのぼっていたのに対し、岸和田紡績の通勤女工と寄宿女工の年収は、はやくも1年目の時点でそれぞれ75円19銭1厘、72円67銭6厘にも達し、しかも2年目の年収は1年目のそれを上回っていたばかりか、他にも紡績女工には各種給付が与えられることもあったから、これらの条件を比べると、岸和田紡績の通勤女工や寄宿女工の年収は織物女工のそれを上回っていたことになろう。しかし、織物女工の収入として、67円93銭6厘という値はもともと過小であり、実際には、「織機」部門を例にとれば、1ヶ月に8円74銭4厘の収入を得ていた織物女工も存在したから、それに12を乗じて年額に換算すると、その値は104円92銭8厘にも達していた。これは、岸和田紡績の通勤女工や寄宿女工の1年目の年収を大幅に上回っている。以上をふまえると、若い女性とその父兄にとって、彼女が紡績工場で働くのか織物工場で働くのか、いずれが収入を稼ぐうえで有利であったのかは一概に断定できないことになろう。もっとも、それ以外のケースについては、次のような事実が判明する。まず最高額の給金が支給された場合、下女奉公による収入は年間に76円63銭5厘程度にまで達していた。しかし、岸和田紡績の通勤女工と寄宿女工の年収は、1年目の時点で75円19銭1厘、72円67銭6厘にのぼっていたし、2年目に至ると、紡績女工の賃金はさらに引き上げられ、紡績女工には賃金以外に各種給付が支給された場合もあったから、実際には、岸和田紡績の通勤女工や寄宿女工の収入は、下女奉公による収入を上回っていたと考えられる。また女性1人が生家で綿布を生産した場合、それによって得られる収入は最大でも年間に49円66銭9厘程度にすぎなかったから、若い女性とその父兄にとって、多くの収入を稼ぐためには、彼女が生家で綿布を生産するよりも、通勤の形態にせよ寄宿の形態にせよ、ともかく紡績工場で働いた方が有利であったことは間違いない。

b 就業先の選択

では、こうした状況の下で、若い女性たちはどのような就業行動をとっていたのだろうか。

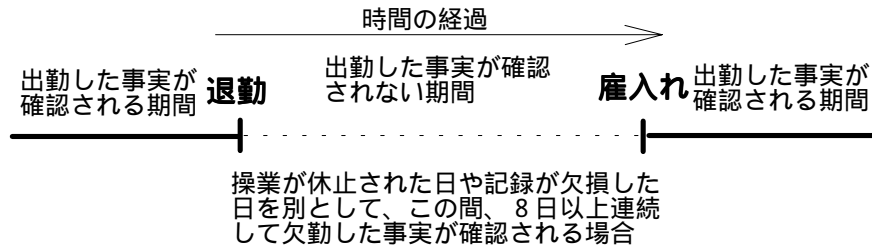
b-1 織物工場

最初に、織物女工の在勤状況を検討しよう。もっとも、同じ織物女工とはいえ、彼女たちの置かれた状況はさまざまであった。泉州木綿の事例を例にとれば、まず「総繰」部門の女工たちが同部門に配属されたのは、生家の事情などによって、1日のうち限られた時間しか就業できなかったためであった。従って、彼女たちにとって、織物工場以外に就業先を求めるとすれば、家事の合間を縫って生家で綿布を生産することはできたとしても、他に家事奉公に出たり、紡績工場で働いたりすることは不可能であった。これに対して、「日給者」部門や「織機」部門の女工たちは一日中作業に従事できたから、彼女たちは、織物工場働くこと以外に、生家で綿布を生産したり、家事奉公に出たり、紡績女工として働いたりすることも可能であった。いうまでもなく、ここでは、若い女性たちがどのように就業

先を選択したかが問題となるから、織物女工のなかでも、就業先が限られていた「総繰」部門の女工たちではなく、さまざまな就業先を選択できた「日給者」部門や「織機」部門の女工たちの動向を対象を絞って分析を進めてゆこう。

もっとも、「日給者」部門や「織機」部門の女工の在勤状況をめぐっては、次のような問題が浮び上る。これについて、「宇口きぬ」の事例に即して説明しよう²⁴⁹。最初に、「きぬ」は、明治42年12月25日に「織機」部門で終日作業に従事した後、翌26日には欠勤したため、この日、監督者は「きぬ」の代りに代理を立てて作業にあたらせた。その後、「きぬ」は欠勤を続けたため、27日にも代理が立てられたが、28日に至ると、監督者は、もはや代理を立てるのではなく、他の働き手に「きぬ」の持ち場を任せた結果、「宇口きぬ」の名前は記録から姿を消している。これ以降、翌43年7月25日に「日給者」部門の記録にふたたび「宇口きぬ」の名前が現れるまで、彼女が泉州木綿の工場で働いた形跡は認められない。他に雇用契約などに関する史料は残されていないので、「宇口きぬ」については、「きぬ」が明治42年12月25日に出勤したのを最後に、翌43年7月25日まで出勤しなかった事実しか判明しない。しかし、この間、彼女は約7ヶ月にわたって工場に出勤しなかったから、彼女はいったん泉州木綿の工場を退勤し、雇用関係が解消された後、改めて同工場に雇入れられたと考えるのが妥当であろう。しかし、以下のケースについてはどうであろうか。「宇口きぬ」は、明治43年8月26日以降は「織機」部門で働いていたが、同年10月11日から14日まで4日間連続して欠勤したため、この間、代理が作業にあっていた。その後、操業が休止された15日を経て、翌16日から、ふたたび「きぬ」は「織機」部門で働きはじめた。これについて、欠勤した日数は4日間にすぎず、まもなく彼女は職場に復帰したから、この間、彼女は退勤することなく「織機」部門に在勤していたと想定するのが妥当であろう。けれども、前者の事例にせよ後者の事例にせよ、「きぬ」は、いったん工場に出勤しなくなってから、一定期間を経た後、ふたたび工場に出勤するようになったという点に変わりはなく、唯一の違いがあったとすれば、それは、前者は約7ヶ月、後者は4日というように、出勤しなかった期間に格差が存在したという点にすぎない。実は、泉州木綿の工場では、「宇口きぬ」に限らず、こうして女工が一定期間出勤しなかったケースは珍しくなかったから、その際、出勤しなかった期間がどの程度に及んだ場合、女工と工場との雇用関係が解消されたとみなすのが問題となる。そこで以下では、さしあたり、操業が休止された日と記録が欠損した日を別として、代理が立てられたか否かを問わず、女工が出勤しなかった期間が1週間を超えた場合、すなわち8日以上連続して欠勤した事実が確認される場合、この間、彼女は工場を退勤し、雇用関係もまた解消されたとみなし、図3-15のように、出勤しなかった期間を挟んで、最後に出勤した日を退勤の時点、改めて出勤しはじめた日を雇入れの時点と考えよう。

図3-15 退勤と雇入れの時点の定義



ところで、泉州木綿の場合、史料的制約から明治42年2月26日から翌43年12月31日までに限られるものの、この期間を対象とすれば、女工の在勤状況が判明する。そこで、明治43年12月31日の時点で「織機」部門に在勤した女工36名を例にとって、上述した基準を適用すれば、明治42年2月26日から翌43年12月31日までのわずか1年10ヶ月程度の期間内だけでも、いったん泉州木綿の工場を退勤した後、改めて同工場に雇入れられたことが確認される者は、実に全体の72.2%を占める26名にも達していた。そして、ここで注目すべきは、こうして織物女工たちが短期間に退勤と雇入れを繰り返していたことから窺えるように、彼女たちのなかには、雇入れからまもないうちに退勤する者が跡を絶たなかったという点である。実際、この点は、上記の「織機」部門の女工36名を対象として、その在勤期間をまとめた表3-12から裏付けられよう。なお、この表では、いったん退勤した後、再度、雇用された者については、改めて雇入れられた時点から明治43年12月31日までの在勤期間のみを対象とし、それ以前の在勤期間については対象から除外したこと、また明治42年2月26日以前に雇用され、その後、引続き翌43年12月31日まで在勤した者については、在勤期間が「1年半以上」であった者の項に含めたことを指摘しておこう。それはともかく、表3-12によれば、在勤期間が「半年未満」であった者だけでも24名を数え、「半年以上1年未満」の5名を加えれば、実に全体の80.5%の29名については、在勤期間が1年にも満たなかった。もちろん、ここで対象としたのは、あくまで明治43年12月31日までの在勤期間であるから、その後、女工たちが退勤するまでの期間を含めて、雇入れから退勤までの在勤期間を対象とすれば、表3-12に示したよりも、織物女工の在勤期間は長期に及んでいたのではないかという疑問も湧く。しかし、織物女工たちのなかに長期の在勤者が少なくなかったとすれば、表3-12とはまったく違った状況が展開していたはずである。この場合、仮に女工たちが雇入れから退勤まで1年半以上在勤するのが一般的であったとしても、それぞれ雇入れの時点は異なっていたと考えられるから、雇入れから明治43年12月31日までの在勤期間は人によって長短さまざまであったことになるが、雇入れが一時期に集中しない限り、表3-12のように在勤期間が「半年未満」であった者が多数を占めることはなく、むしろ「半年未満」の者から「1年半以上」の者まで各項の人数が均等に分布するような状況がみられたであろう。だが、実際には、在勤期間が半年に満たなかった者が大多数にのぼり、逆に1年半以上在勤した者が少数にとどまっていたのは、そもそも雇入れから1年半も経たないうちに退勤する者が跡を絶たなかったためであると考えられる。

表3-12 織物女工の在勤期間の分布
単位：人

1年半以上	5
1年以上1年半未満	2
半年以上1年未満	5
半年未満	24

注：対象とされた女工と在勤期間については、本文中の説明を参照。

出所：「明治四十三年三月 工場反入明細簿」、「明治四十二年三月 日給者及総繰控」、「明治四十二年三月廿六 工場反入明細帳」、「明治四十二年六月十一日ヨリ八月十一日マデ 工場反入明細帳」、「明治四十二年六月十一日 工場反入明細綴」、「明治四十二年十一月一日 工場反入明細綴」、「明治四十三年一月 工場反入明細綴」、「明治四十三年三月二十五日 工場反入明細表綴」、「明治四十三年七月 工場反入明細表綴」、「明治四十三年九月二十六日 工場反入明細表綴」。

しかし、若い女性たち、引いてはその父兄にとって、彼女たちが織物工場で働くことは収入を稼ぐうえできわめて有利な選択であった。従って、彼女たちが織物工場に雇入れられたならば、そこで長期間在勤するほど、彼女たちとその父兄はより多くの収入を得られたことになるだろう。にもかかわらず、なぜ織物女工たちは、雇入れからまもないうちに退勤し、一定期間を経て、また同じ工場で働くという行動をとっていたのだろうか。

この点について、まず織物工場の経営者の動向に注目しよう。織物工場の経営者が女工たちの働きぶりに不満を抱き、次々に彼女たちを解雇し、他方で、たとえ解雇されたとしても彼女たちが高い賃金を求めて同じ織物工場に職を求めたとすれば、織物女工たちが雇入れからまもないうちに退勤し、また同じ工場に雇用されるという状況がみられたとしてもおかしくはないからである。実際、先の表3-10によれば、たとえば明治41年末から42年末にかけて、生家で綿布生産に従事していた女性の数は9,406名から6,362名へと3,044名減少したのに対し、織物女工の数は195名から1,224名へと1,029名増加したにすぎない。この間、工場制手工業の下で綿布を生産していた女性の数もまた1,101名から3,044名へと1,943名増加しているが、1,029名と1,943名を合せても、その値は2,972名にしかならず3,044名を下回っていた。従って、こうして多くの女性たちが生家で綿布を生産するのを止めるような状況の下で、彼女たちが織物工場に職を求めて殺到したならば、織物工場の経営者は、次々に女工を解雇したとしても、すぐに働き手を補充できたことになるだろう。もちろん、こうして容易に人手を確保できたとすれば、織物工場の経営者は、高い賃金を支払ってまで女工を雇入れる必要はなく、むしろ女工の賃金を据え置くか、もしくは引き下げようとしたはずである。しかし、現実には、織物女工の賃金は逆に引き上げられていた。明治42年の泉州木綿の工場を例にとれば²⁵⁰、「織機」部門では、「敷島」という綿布に関して、「四月六日」には、「百九十八反」分の賃金の総額は「弐円七十七錢弐リ」とされていたから、1反につ

き1銭4厘の賃金が支給されていたが、「五月七日」には、「貳百六拾反」分の賃金として総額「四円貳十九銭」が計上されていたので、この間、1反あたりの賃金は1.18倍引き上げられ、1銭6厘5毛にまで達していたことになる。当時、物価水準はほとんど変化しなかったから、この引き上げは物価の高騰に対処するためのものであったとは考え難い。この点からすれば、織物工場の経営者は、むしろ人手の確保に苦慮していたからこそ、賃金を引き上げる必要に迫られた可能性が高い。従って、こうした状況の下では、織物工場の経営者は、女工たちを次々に解雇することはできなかつたであろう。

以上をふまえると、織物工場の経営者ではなく、むしろ働き手である女性たちの動向が織物女工の在勤状況を左右していたことになる。もっとも、これには、引続き織物工場の経営者が働き手の雇入れに苦慮していたことが問題となる。当時の泉南では、若い女性たちにとって、生家で綿布を生産するよりも織物工場で働いた方が収入を稼ぐうえで圧倒的に有利であったし、しかも生家で綿布を生産するのを止める女性が多数にのぼっていたのに、なぜ彼女たちは織物工場に職を求めて殺到しなかつたのかという疑問が湧くからである。

もちろん、これについては、いくつかの要因が考えられる。まず生家で綿布を生産していた女性のなかには、一日中作業に従事していた者に加え、家事の合間を縫って働いていた者も存在した。この点を念頭に、泉州木綿の事例に戻って先の史料3-4と3-5をみると、「総繰」部門の記録には28名の名前が記されていたのに対し、「日給者」部門のそれには17名の名前が書き込まれ、「織機」部門の定員は36名とされていたから、「日給者」部門と「織機」部門の働き手の数を合せると、その値は「総繰」部門の働き手の数を大幅に上回っていた。つまり、織物工場の経営者は、1日のうち限られた時間しか就業できない女性たちを雇入れ、「総繰」部門で働かせていたが、それ以上に、終日作業に従事する女性たちを数多く雇用し、「日給者」部門や「織機」部門に配属する必要に迫られていたわけである。従って、織物工場の経営者は、家事の合間にしか働けない女性たちよりも、むしろ一日中働けるような女性たちを優先的に雇用していたと考えられる。この点をふまえると、当時の泉南では、生家で綿布を生産するのを止める女性が多数にのぼっていたが、このうち、もともと一日中稼得活動に専念する女性の数が限られていたとすれば、織物工場の経営者は、そうした女性たちをなかなか雇入れられなかつたため、人手の確保に苦慮していた可能性がある。だが、この点をめぐっては、その後の動向が問題となる。まず先の表3-10をみると、泉南では、織物女工の数は、明治40年には372名にすぎなかつたが、明治45年には4,246名にまで増加している。実は、その後も織物女工の数は増加の一途をたどっており、表3-10の対象から外れるが、大正6年を例にとれば²⁵¹、泉南では、実に8,884名もの女性たちが織物工場に働いていた。さらに注目すべきは、こうして増員された女工のなかには、遠隔地から募集された者も含まれていたが、むしろ多くは近隣に居住する通勤女工であったという点である²⁵²。従って、はやくも明治40年代の時点から、泉南では、一日中作業に従事する女性の数が限られていたとすれば、織物工場の経営者にとって、地元から労働力を調達し

て女工を増員するためには、代わりに家事の合間を縫って働いていた女性たちを雇入れるしかなかったことになる。その結果、片手間にしか働けない女性たちまでもが「織機」部門に配属されたとすれば、彼女たちは終日作業に従事できないため、織機の稼働率は著しく低下したはずである。従って、こうした条件の下では、織物工場の経営者は、女工の増員を差し控えるか、あるいは遠隔地から多くの女工を雇用しはじめたとしてもおかしくはない。しかし、現実には、織物工場の経営者は、あくまで地元の女性たちを雇入れることで女工を増員していた以上、明治40年代の泉南において、そもそも一日中作業に従事できるような女性の数が限られていたとは考え難い。

もっとも、女性たちのライフサイクルが変化し、たとえ終日作業に従事できたにせよ、彼女たちが稼得活動に専念しうる期間が以前よりも大幅に短縮していたとすれば、織物女工の労働力の需給状況に注目すると、供給が需要を下回っていたため、織物工場の経営者は人手の確保に苦慮していたのではないかという疑問が湧く。その場合、先にみたように、織物女工たちが雇入れから1年半も経たないうちに退勤したのは、彼女たちが稼得活動に従事しうる期間が1年半にも満たなかったためであったことになる。もちろん、この点をめぐっては、主婦として家事の合間に働いていた既婚の女性たちではなく、むしろ未婚の若い女性たちのなかでも、家事を担う必要もなく、一日中稼得活動に専念できた者の動向が問題となるから、そうした女性たちのライフサイクルを対象を絞って検討しよう。まず明治42年を例にとれば、泉南では²⁵³、初等教育を受ける義務を課せられた女子のうち、すでに初等教育を終えたか、もしくはそれを受けていた者の比率は94.0%にまで達していたから、この時期に至ると、ほとんどの女性たちが初等教育を受けるようになっていた。しかし、明治41年以降、初等教育の年限が4年から6年へと延長されたものの、引続き児童は6歳から14歳までの間に初等教育を修了しなければならなかった点に変わりはなく、尋常小学校を終えた後、さらに児童は高等小学校に通うこともできたが、明治42年には、泉南では、尋常小学校に在籍する女子の数は5,124名であったのに対し、高等小学校に通学していた女子は387名にすぎなかったから、女子の場合、高等小学校にまで進学する者は依然として少数にとどまっていた。従って、泉南の女性たちは遅くとも14歳までには初等教育を終え、生家で家事を担う必要がなければ、その後は稼得活動に専念できたとみてよい。また以前には、彼女たちは、結婚に先立って手機を用いて綿布を生産する技術を習得する必要に迫られていたが、この時期、手機による綿布生産自体が衰退していたから、そうした必要性は薄れつつあった。しかし、その必要があったとしても、以前と同様に、泉南の女性たちは10代前半の年齢に達するまでには一通り綿布を生産できるようになっていたはずである。一方、若い女性たちは、他家に嫁げば、主婦として家事を担う必要に迫られ、稼得活動に専念できなくなったと考えられる。そこで、彼女たちの結婚年齢に注目すると、大阪府全体の事例となるが、明治42年には²⁵⁴、29歳以下で結婚した女性のうち、18歳以上の者の占める比率は93.8%にも達していたから、泉南でも、女性たちは18歳以降に結婚するのが一般的であったとみてよい。以上から、泉南の女性たちは、14歳で初等教育を終え、

18歳で結婚したとしても3年間は稼得活動に専念できたことになるが、実際には、14歳以前に初等教育を終えたり、18歳以降に結婚したりする場合もあったから、3年とは最短の期間にすぎず、以前と同じように、彼女たちが稼得活動に従事する期間は一般に3年以上に達していたに違いない。

ただし、この時期、出生率、死亡率、婚姻率が以前と比べて著しく上昇したならば、生家の事情から稼得活動を差し控える女性の数が急増し、それによって3年以上稼得活動に専念する女性たちが姿を消していた可能性があるだろう。そこで、明治40年から45年までを対象として、泉南郡における出生率、死亡率、婚姻率の推移をまとめた表3-13に注目しよう。それによれば、以前よりも、死亡率は若干減少したものの、出生率と婚姻率はいずれも上昇している。従って、ここでは、出生率と婚姻率の変化を検討しよう。まず出生率に関して、明治15年から20年までの平均はそもそも過少であるから、これに代えて、明治21年から25年までの平均を1とすれば、明治40年から45年までの平均は1.13に相当したことになる。一方、婚姻率については、明治15年から20年までの平均は6.14%であったのに対し、明治40年から45年までの平均は13.39%であったから、両者を比較すれば、婚姻率は2.18倍上昇したことになるが、民法が施行された明治31年以前の婚姻率はもともと過少であったから、実際の婚姻率の伸びは2.18という水準を下回っていたはずである。従って、ここでは、前述したように、婚姻率と出生率とがほぼ比例して上昇していたとみなし、この間の婚姻率の伸びは、上記の出生率のそれと同じ1.13倍程度にとどまっていたとしよう。そして、3年以上稼得活動に専念する女性の数が出生率と婚姻率の上昇に反比例して減少したとすれば、明治10年代において、そうした女性の数を100とした場合、1.13を2乗した値は1.28となるから、100を1.28で除すと、明治40年代には、その値は78.1にまで減少したことになる。だが、それでも78.1という値は半数のラインを大幅に上回っているから、この時期に至っても、3年以上稼得活動に専念する女性の数は依然として少なくなかったであろう。以上をふまえると、織物工場の経営者が人手の確保に苦慮していたり、織物女工たちが雇入れから1年半も経たないうちに退勤したりした要因を、若い女性たちのライフサイクルの変化に求めることはできない。

表3-13 明治40年代の泉南における出生率、死亡率、婚姻率の推移

単位：‰

	出生率		死亡率		婚姻率
15年から20年までの平均	27.39		23.49		6.14
21年から25年までの平均	33.88		23.83		7.31
26年から30年までの平均	35.09		23.76		8.36
31年から39年までの平均	36.33		23.75		10.50
40年	40.99	6ヶ年平均 38.40	23.92	6ヶ年平均 22.81	15.04
41年	39.60		22.19		14.28
42年	36.64		25.26		12.62
43年	36.86		23.22		n.a.
44年	38.60		20.30		13.06
45年	37.68		21.94		11.94
					5ヶ年平均 13.39

注：1)出生率、死亡率、婚姻率を求める手続きは表3-3と同じ。

2)対象は、すべて泉南郡の値である。

3)15年から20年まで、21年から25年まで、26年から30年まで、31年から39年までの各平均については、表3-3、表3-9を参照。

出所：各年度『大阪府統計書』。

他方、以下の点についてはどうであろうか。この時期、織物女工の賃金は引き上げられていたから、他に賃金の高い工場があれば、そちらに移動したというように、女工たちがいくつかの織物工場を渡り歩いていたとすれば、織物女工たちのなかには、3年以上稼働活動に従事できたとしても、雇入れから1年半も経たないうちに退勤する者が跡を絶たなかった可能性がある。もっとも、泉州木綿の工場を例にとれば、そこでは、明治42年4月頃、女工の賃金が引き上げられたものの、その後、記録から判明する限り、少なくとも同年11月までの半年程度の期間については、賃金の引き上げがなされることはなかった。もちろん、織物女工たちが賃金の低い工場から高い工場へと頻りに移動していたとすれば、織物工場の経営者は、他の工場に働き手を奪われないように、絶えず賃金を引き上げて人手の確保に努める必要があったから、賃金を半年間据え置いたとすれば、この間、まったく女工を雇用できなかったとしてもおかしくはない。しかし、現実には、泉州木綿の工場では、女工の雇入れが続けられていた以上、織物女工たちが工場を転々としていたとは考え難い。

この点からすれば、泉南の女性たちは、織物工場で働くこと以外に、紡績工場で働いたり、家事奉公に出たり、生家で綿布を生産したりすることもできたから、織物女工たちが相次いで織物工場を退勤したのは、他の織物工場に移動するためではなく、他の職種に転職するためであったと考えるのが妥当であろう。そして、このことは、若い女性たちが織物工場で働くことを忌避していた証となる。なぜなら、彼女たちが逆に織物工場で働くことを望んでいたか、もしくはそれに抵抗を感じなかったとすれば、織物工場で働いた場合、多くの収入を得られた以上、そこで長期間在勤したはずであるのに、現実には、雇入れからまもないうちに退勤したからである。逆にいえば、若い女性たちは、そもそも織物女工として働くのを忌避していたこそ、織物工場に職を求めて殺到することもなかったし、たとえ高賃金に引かれて織物工場で働きはじめたとしても短期間のうちに退勤し、しばらく別の就業先で働いた後、ふたたび織物工場で働くという行動を繰り返していたものと思わ

れる。その結果、織物工場の経営者は、なかなか人手を確保できなかったため、高い賃金を支給し、さらに賃金を引き上げてまで女工を雇入れる必要に迫られたわけである。

b-2 紡績業

では、若い女性たちは、織物工場で働くことを忌避していたとすれば、それ以外にどのような職種に就業することを望んでいたのだろうか。この点について、まず紡績業とのかかわりに注目しよう。

最初に、若い女性たちが岸和田紡績に通勤したケースを検討しよう。先の明治30年10月の調査によると、当時、岸和田紡績は岸和田にしか工場を擁しておらず、この工場には総勢1,198名の女工が働いており、その多くは近隣に居住する通勤女工で占められていた。その後、同紡績は、明治36年に泉州紡績を買収し、堺分工場とすることで、これ以降、岸和田と堺に2つの工場を有するようになったが、ここで問題となるは、そのうち岸和田の工場の動向であることはいうまでもない。そこで、同工場の事例に注目すると、たとえば明治42年末には、通勤女工と寄宿女工の比率は定かではないが、いずれにせよ、岸和田の工場には計693名の女工が在勤していたから²⁵⁵、同工場の女工の数は以前よりも相当に減少していた。また明治40年代の泉南では、生家で綿布を生産するのを止める女性が多数にのぼっていたから、そうした女性たちが岸和田紡績に職を求めて殺到したならば、岸和田の工場では、女工の数は以前よりも減少していた以上、同工場は、明治30年頃と同様に、通勤女工として近隣に居住する女性たちを雇入れるだけで必要な労働力を賄うことができたはずである。こうした状況の下では、岸和田紡績は、岸和田の工場を操業するにあたって、地元から労働力を容易に調達できたことになるから、それに乘じて女工の賃金を引き下げたとしてもおかしくはない。しかし、現実には、若い女性たちが岸和田の工場で働けば、家事奉公に出たり、生家で働いたりした場合よりも多くの収入を得られたことから窺えるように、同工場の女工の賃金は引き下げられることなく、他の職種と比べて高い水準を維持していた。従って、彼女たちが岸和田の工場に職を求めて殺到したとは考え難い。この点からすれば、むしろ彼女たちは岸和田の工場で働くことを忌避していたと考えるのが妥当であろう。すなわち、たとえ岸和田周辺に居住し、岸和田の工場に通勤できたとしても、若い女性たちはなかなか同工場で働こうとしなかったため、岸和田紡績は人手の確保に苦慮し、高い賃金を支給してまで女工を雇入れる必要に迫られたというわけである。こうして彼女たちが同紡績で働くことを忌避していたことをふまえると、当時、他の紡績工場では、女工の在勤期間は軒並み3年にも満たない有様であったから²⁵⁶、岸和田の工場でも、同じように女工の多くは雇入れから数年以内に退勤したものと思われる。

他にも、泉南の女性たちは、寄宿女工として遠隔地の紡績工場でも働くこともできた。その場合、泉南には、岸和田に所在した岸和田紡績の工場以外に、紡績工場は存在しなかったから、こうして遠隔地の紡績工場でも働く女性たちが増加したならば、それによって泉南から他所へ流出する労働力が増大し、それは泉南における出寄留人口の増加に反映された

はずである。そこで以下では、明治40年から45年までを対象として、泉南郡における女性の寄留人口の推移をまとめた表3-14に注目しよう。まず毎年の出寄留人口の増減を示した同表(B)に関して、年による変動の誤差を除くため、この間の平均を求めると、その結果は120.7名のマイナスとなる。明治31年から39年にかけて、同様の値は180.1名のプラスであったから、明治40年代に至ると、泉南における女性の出寄留人口は増加から減少に転じたことになる。従って、この時期、泉南から他所へ流出する女性労働力は以前よりも減少していたことは間違いない。ちなみに、毎年の入寄留人口の増減を示した表3-14(D)について、明治40年から45年までの平均は156.4名のプラスであった。明治33年から39年にかけて、同様の値は132.1名のマイナスであったから、織物工場の増加によって他所から労働力が吸引されたためか、その要因は定かではないが、明治40年代に至ると、出寄留人口の推移とは裏腹に、泉南郡における女性の入寄留人口は減少から増加に転じたことになる。従って、当時の泉南では、女性労働力の流入が流出を超過していたとみてよい。ともあれ、以上から、泉南では、もともと遠隔地の紡績工場に働きに出る女性の数は限られていたが、明治40年代に至ると、その数は以前よりも減少していたことが分かるだろう。この点からすれば、泉南の女性たちは、依然として遠隔地の紡績工場で働くことを忌避していたと考えられる。逆にいえば、だからこそ、紡績会社は、女工の遠隔地募集を行うにあたって、高水準の賃金を約束してまで働き手を雇入れる必要に迫られたわけである。

表3-14 明治40年代の泉南における女性の寄留人口の推移 単位：人

	(A) 年末の出寄留人口	(B) 出寄留人口の前年比	(C) 年末の入寄留人口	(D) 入寄留人口の前年比
40年	4,018	90	749	47
41年	1,967	-2,051	1,688	939
42年	1,675	-292	1,719	31
43年	3,905	2,275	1,294	-425
44年	773	-3,132	1,174	-120
45年	3,159	2,386	1,797	623

注：1)ここでは、泉南郡における女性の寄留人口を対象とした。
 2)(A)を求める手続きは、表3-5と同じである。
 3)(C)については、「管外ヨリ入寄留者」の数のみを示した。

出所：各年度『大阪府統計書』。

b-3 家事奉公

では、家事奉公との関連はどうであろうか。若い女性たちは、織物工場や紡績工場で働くことを望んでおらず、生家で綿布を生産したとしても、大した収入を得られなかったから、代りに家事奉公に出たとしてもおかしくはない。

そこで以下では、廣海家の事例に即して家事使用人の雇用動向を検討しよう。同家の家事使用人の在勤状況をまとめた先の図3-13によれば、明治40年代には、同家では、77番の乳母「ウメノ」と103番の下男「桑吉」を除き、働き手はすべて下女として雇用されていたから、ここでは下女の動向に注目しよう。まず当時の下女の給金には働き手によって相当な格差が存在していたが、給金の多い者ほど長く在勤するというように、給金の多寡と在勤期間

の長短との間には相関関係がみられたわけではない。たとえば、明治40年3月4日に雇用された86番の「ハル」は、年給30円を支給され、その後、年給を引き上げられることなく、明治43年初頭まで約2年10ヶ月在勤したのに対し、同時期の明治42年初頭頃に雇入れられた94番の「お花」には年給45円が約束されていたが、彼女の在勤期間は8ヶ月程度にとどまっていた。従って、家事使用人の在勤状況の特徴として、働き手によって在勤期間が長短さまざまであったという点は以前と変わらなかったわけである。とはいえ、図3-13に登場する下女のうち、明治期に在勤した者を対象とすれば、最長の在勤期間は107番の「カネ」の約3年半、それに次ぐのは86番の「ハル」の約2年10ヶ月であったから、下女の在勤期間は人によってまちまちであったものの、総じて3年にも満たない有様であり、雇入れからまもないうちに退勤する者が依然として跡を絶たなかったことが分かるだろう。

もちろん、これについては、いくつかの要因が想定されよう。まず雇主側の行動に注目すると、廣海家が下女の態度に不満を抱き、次々に働き手を解雇していたとすれば、下女のなかには、長期の在勤者が存在しなかったとしてもおかしくはない。もっとも、同家に限らず、家事使用人の雇主にとって、働き手を解雇したならば、新たに人手を補充する必要があったから、そうした行動をとるためには、働き手を容易に雇入れられるような条件が整っていなくてはならなかった。だが、この点をめぐっては、下女の給金の推移が問題となる。これについて、廣海家の場合、下女の給金には働き手によって格差が存在したから、給金の最低水準がどのように変化したのかを検討しよう。まず明治42年を例にとれば、支給額が判明するケースのうち、最低の給金は同年初頭に退勤した91番の「カネ」の年給25円であった。翌43年には、支給額が窺える事例として、同年中頃に雇用された「マサ」と「カネ」にはそれぞれ年給36円、30円が約束されていたから、このうち「カネ」の年給30円が最低の支給額であったとすれば、明治42年から43年にかけて、給金の最低水準は25円から30円に引き上げられたことになる。その後の経緯は不明であるが、大正2年に至ると、この年、廣海家に在勤していた7名の下女のうち、支給額の判明しない2名を除けば、残る5名には全員に年給36円が支給されていた。従って、この頃には、下女の給金には働き手によって違いがみられることはなくなり、以前と同様に、下女にはすべて同水準の給金が約束されるようになったと考えられる。史料的制約から、こうした変化が生じた要因は定かではないが、ともあれ、以上から、廣海家では、明治43年以降も下女の給金は上昇していたことが分かるだろう。実際、明治42年の年給25円と大正2年の年給36円を比較すれば、下女の給金は1.44倍引き上げられたことになる。この間、物価水準は1.17倍しか上昇しなかったから、下女の給金の伸びは物価水準のそれを上回っていた。しかし、廣海家にとって、そもそも人手の確保が容易であったとすれば、こうして給金を引き上げてまで働き手を雇入れる必要はなかったであろう。逆にいえば、同家が給金を引き上げていたのは、同家をはじめ、家事使用人の雇主にとって、むしろ働き手を雇入れるのが困難であったためであると考えられる。この点からすれば、廣海家にとって、次々に働き手を解雇し、新たな人手を補充することは不可能であったといつてよい。

以上をふまえると、下女の在勤状況を左右していたのは、雇主側ではなく、むしろ働き手側の動向であったことになる。そこで以下では、まず働き手である女性たちのライフサイクルとのかかわりに注目しよう。なぜなら、若い女性たちのライフサイクルが変化し、彼女たちが稼得活動に専念しうる期間が以前よりも大幅に短縮していたとすれば、結婚の準備や生家の事情から、下女たちは雇入れからまもないうちに退勤を余儀なくされたとしてもおかしくはないからである。しかし、明治40年代に至っても、泉南では、3年以上稼得活動に従事しうる女性の数は依然として少なくなかったのに、下女の在勤期間は軒並み3年にも満たない有様であった。この点からすれば、下女たちが長期間奉公を続けようとしなかった要因を働き手のライフサイクルの変化に求めることはできない。

一方、以下の点はどうかであろうか。当時の廣海家では、下女の給金には働き手によって違いが存在したから、泉南一帯でも、以前と違って、下女の給金には奉公先によって相当な格差が発生していた可能性がある。従って、より給金の高い奉公先が見付かれれば、そちらに移動するというように、下女たちが奉公先を転々としていたとすれば、下女のなかには、雇入れから短期間のうちに退勤する者が跡を絶たなかった可能性がある。だが、これについては、次のような問題が浮び上る。まず下女たちにとって、それまで勤めていた奉公先を辞めた後、新たな奉公先に移って下女奉公を続けることだけが唯一の選択肢であったわけではなく、彼女たちは、他の職種に転職し、織物工場や紡績工場で働くことも、生家で綿布生産に従事することもできた。にもかかわらず、下女たちが奉公先を渡り歩いていたとすれば、働き手である女性たちは、他の職種に就業するよりも、あくまで下女奉公を続けることを希望していたことになる。このように、若い女性たちが下女として働くことを望んでいたとすれば、当時の泉南では、生家で綿布を生産する女性の数は減少の一途をたどっており、しかも若い女性たちはなかなか織物工場や紡績工場で働こうとしなかったから、多くの女性たちが生家で綿布生産に従事する代りに下女奉公に出ようとしたとしてもおかしくはない。こうした状況の下では、廣海家をはじめ、家事使用人の雇主にあって、人手の確保は容易であったはずであるから、下女の給金を引き上げてまで働き手を雇入れる必要はなかったことになる。しかし、現実には、同家は、人手の確保に苦慮し、下女の給金を引き上げていた以上、若い女性たちが下女として働くことを希望し、奉公先を渡り歩いてまで下女奉公を続けようとしていたとは考え難い。この点からすれば、下女たちが雇入れからまもないうちに退勤したのは、彼女たちが奉公先を転々としていたためではなく、むしろ下女奉公を続けることを嫌い、退勤して他の職種に転職しようとしたためであったと考えられる。

b-4 問屋制家内工業の下での綿布生産

以上から、若い女性たちは、織物工場や紡績工場で働くことも、下女奉公に出ることも忌避していたことが分かるだろう。とはいえ、彼女たちの生家は経済的に恵まれた状況にはなかったから、彼女たちは、無為に日々をすごすことは許されず、生家の家計を支える

ため、あるいは自らの結婚資金や小遣を稼ぐため、何らかの稼得活動に従事する必要に迫られていたはずである。その際、彼女たちには、織物工場や紡績工場で働いたり、下女奉公に出たりすること以外に、働き口が用意されていなかったわけではなく、残る選択肢として、彼女たちは生家で綿布生産に従事することもできたという点を忘れてはならない。しかし、若い女性たちにとって、生家で綿布を生産したとしても、それによって手にしえた収入は、織物工場や紡績工場で働いたり、下女奉公に出たりすることで得られた収入を大幅に下回っていた。にもかかわらず、当時の泉南では、生家で綿布を生産する女性の数は減少していたものの、先の表3-10から窺えるように、明治43年頃までは、問屋制家内工業の下で綿布生産に携わっていた女性の数は依然として少なくなかった。もちろん、若い女性たちが生家で綿布を生産することを希望していなかったとすれば、大した収入も得られなかったのに、問屋制家内工業の下で綿布生産を続けようとはしなかったであろう。逆にいえば、若い女性たちは、もともと生家で綿布を生産することを望んでいたからこそ、収入を稼ぐうえで不利であったとしても、あくまで生家にとどまって綿布生産に従事しようとしたと考えられる。その結果、彼女たちは、たとえ生家を離れて働きに出たとしても、すぐに生家に戻って働くことを希望したため、織物女工、紡績女工、下女のなかには、雇入れからまもないうちに退勤する者が跡を絶たなかったし、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた女性の数は一気に減少することなく、少なくとも明治43年頃までは相当な水準を維持していたわけである。また未解決の問題として、先の明治30年代において、家事使用人が奉公を続けようとしなかったのは、働き手が奉公先を渡り歩いていたためであったのか、それとも生家に戻って綿布生産に従事しようとしたためであったのか判然としない点を指摘したが、その後の若い女性たちの就業行動をふまえると、そのうち後者の説明が妥当であることはいうまでもない。

だが、こうした若い女性たちの行動は、彼女たちの父兄にとって決して望ましいものではなかった。彼女たちの生家のなかには、近隣の富農などに負債を抱えた世帯も少なくなかったし、彼女たちは父兄の監督下に置かれていたから、父兄は、彼女たちが稼いだ収入によって、そうした債務などを返済する必要に迫られていたと考えられる。この点からすれば、父兄は、彼女たちが生家で働いたとしても大した収入を得られない以上、多くの収入を稼ぐため、彼女たちに対して、織物工場や紡績工場に働きに出るにせよ、下女奉公に出るにせよ、ともかく生家を離れて稼得活動に従事することを期待していたはずである。従って、たとえ心理的に抵抗を感じていたにせよ、若い女性たちのなかに織物女工や紡績女工や下女として働いていた者が存在したのは、父兄が彼女たちに生家を離れて働きに出ることを要請し、彼女たちもまたそれを受け入れたためであった可能性が高い。この場合、彼女たちの置かれた立場を考慮すると、あくまで父兄が家計収入の増加をはかることを優先したならば、彼女たちは、いったん生家を離れて働きに出た場合、自らの一存で織物工場や紡績工場を退勤したり、下女奉公を切り上げたりすることは許されず、それぞれの就業先で長期にわたって働き続けることを余儀なくされたはずである。にもかかわらず、実

際には、織物女工にせよ、紡績女工にせよ、下女にせよ、そのように長期間在勤する者はほとんど存在しなかった。この点からすれば、父兄は、彼女たちの心情に一定の理解を示していたからこそ、たとえ収入の減少という事態に見舞われたとしても、彼女たちが雇入れからまもないうちに織物工場や紡績工場を退勤したり、下女奉公を切り上げたりして生家に戻ってくることを容認したと考えられる。

4章 就業行動を左右した要因

明治期を通して、泉南の若い女性たちの就業行動を概観すると、そこには一貫して以下の特徴が認められる。まず若い女性たちの生家は、そもそも経済的に恵まれた状況にはなかったから、彼女たちにとって、何らかの稼得活動に従事し、多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であったに違いない。実際、彼女たちは、さまざまな就業先で働くことが可能であり、産業化が開始される以前から、生家で綿糸や綿布を生産することに加え、他家に家事奉公に出ることもできたし、産業化が開始されると、さらに紡績工場や織物工場で働くこともできるようになった。こうした状況の下で、彼女たちは、生家で働くよりも、家事奉公に出るにせよ紡績工場や織物工場で働くにせよ、ともかく生家を離れて働いた方が多くの収入を手にしえた。にもかかわらず、実際には、彼女たちは、なかなか生家を離れようとせず、あくまで生家にとどまって稼得活動に従事することに固執し続けた。

では、なぜ彼女たちはこうした行動をとったのだろうか。もちろん、これについては、これまで収入の多寡に注目してきたことが問題となろう。なぜなら、収入に限らず、それ以外のさまざまな要因が彼女たちの就業行動に影響を与えていたとしてもおかしくはないからである。そこで以下では、若い女性たちの就業行動を左右していた可能性のある要因を網羅し、それらを順に検討してゆこう。

4-1 前借の有無

はじめに、収入に関して残された問題として以下の点を検討しよう。まず若い女性たちの生家のなかには、近隣の富農などに債務を負った世帯も少なくなかったから、そうした負債を返済するため、生家の父兄はしばしば多額の金銭を用立てる必要に迫られたに違いない。この点を念頭に、先の帯谷家の記録をみると、同家は、取引先の世帯に対し、通常、綿布を回収するのと引き換えに織賃を支払っていたが、他方で、綿布の集荷に先立って織賃を前払することも珍しくなかった²⁵⁷。これに対して、若い女性たちが織物工場で働いたケースに注目すると、たとえば泉州木綿の工場では、賃金が前払された記録は認められないから、生家の父兄は賃金を前借できなかつたとしてもおかしくはない。この点からすれば、彼女たちは、たとえ生家で働くよりも織物工場で働いた方が多くの収入を得られたとしても、むしろ織賃を前借できるという点を重視し、生家で綿布生産に従事することを希望したのではないかという疑問が湧く。

しかし、先の廣海家の事例から窺えるように、しばしば家事使用人には給金が前払されていたし、紡績女工にも賃金が前払されていたことが知られている²⁵⁸。しかも、若い女性たちやその父兄は、彼女たちが生家で綿布を生産した場合よりも、家事奉公に出たり、紡績工場で働いたりした方が多くの収入を手にしえた。従って、父兄は、前借によって多額の金銭を用立てることを最優先したならば、彼女たちを生家で綿布生産に従事させるより

も、家事使用人や紡績女工として働かせることを選択したはずであり、その場合、彼女たちもそうした父兄の意向に従わざるをえなかったであろう。けれども、現実には、若い女性たちは、あくまで生家で働くことに固執し、なかなか家事奉公に出たり、紡績工場で働いたりしようとしなかったから、前借の必要性から、こうした彼女たちの就業行動を説明することはできない。

4-2 就業の難易

では、収入以外の要因として、以下の点はどうであろうか。まず家事使用人の雇主は、先の廣海家の事例から窺えるように、縁故を通して働き手を雇入れていたから、若い女性たちは、家事奉公に出るためには、雇主側から奉公の誘いが持ち込まれることがない限り、さまざまな縁故をたどって奉公先をみつけないではならなかった。これに対して、たとえば問屋制家内工業の下で綿布を生産するためには、若い女性たちやその父兄は織元に綿糸や織機の貸与、綿布の引き取りなどを要請する必要があったが、もともと織元は村々の一軒一軒をめぐって綿糸を配給し、仕上がった綿布を回収するのを日課としていたから、織元が近所を訪れた際など、若い女性たちやその父兄が織元と接触する機会は豊富に存在していたであろう。しかも、帯谷家の記録からは、そうした要請がなされた場合、それに織元は速やかに対処していたことが判明する。まず同家は、多くの世帯に対して綿布生産を委託していたが、そのなかには、何らかの事情で同家との取引を打ち切る世帯も存在した。だが、他方で、新たに同家と取引を開始し、同家から織機や綿糸を借り入れ、綿布生産をはじめた世帯も存在したから、同家は、取引を打ち切った世帯から織機や綿糸を回収し、それらを新たに取引を開始した世帯に貸し与える必要があった。その場合、明治34年4月9日に「十八反」の綿布を回収したのを最後に「八坂村 六右與茂」と取引を打ち切った事例に注目すると、帯谷家は、「残り式反四月八日機付ニテ泉文前與左衛門行」とあるように²⁵⁹、「六右與茂」に貸与していた織機にはまだ2反分の綿糸が装着されていたのに、はやくも前日の8日には、その織機を分解し、残りの綿糸とともに、新たに取引をはじめた「泉文前」村の「與左衛門」の下に運び込み、そこで織機を組み立てて綿布生産を委託するというところを行っていた。この事例から窺えるように、若い女性たちの生家は、織元と連絡をとりさえすれば、すぐに織元から織機や綿糸を借り入れ、綿布生産を開始できたであろう。同様に、泉南では、明治20年代中頃まで問屋制家内工業の下で綿糸が生産されていたが、原綿を配給し、仕上がった綿糸を回収していた「棉買い」もまた村々の一軒一軒を訪ね歩いていた以上、若い女性たちやその父兄は、「棉買い」と容易に接触できたはずである。その際、「棉買い」から道具を借り入れる必要があったとしても、先の図3-6から窺えるように、綿糸生産に要した道具はいずれも小さなものであり、織機よりも運搬が簡単であり、そうした道具の貸借に手間がかかったとは考え難いから、若い女性たちとその父兄は、それらを借り入れてすぐに綿糸生産をはじめることができたであろう。以上をふまえると、若い女性た

ちが家事奉公に出るのを忌避し、逆に生家で働くことを望んだのは、労力や時間をかけて奉公先をさがすことを嫌い、たとえ収入は少なかったとしても、むしろ手軽に就業しうる仕事を希望し、生家で綿糸や綿布を生産することを選択したためではないかという疑問が湧く²⁶⁰。

もっとも、就業に要する手間の違いが若い女性たちの就業行動を左右していたとしても、幸い奉公先がみつきり、下女奉公に出た女性たちを例にとれば、もはや彼女たちは就業先を選択する必要がなかったから、そうした就業の手間の違いが彼女たちの行動に影響を与えることはなかったはずである。従って、いったん下女奉公に出た女性たちは、下女として働いた方が生家で働くよりも多くの収入を得られたとすれば、長期にわたって奉公を続けたとしてもおかしくはない。しかし、廣海家の事例から窺えるように、下女の多くは、たとえ収入を稼ぐうえで有利であったとしても、下女奉公を続けようとせず、雇入れからまもないうちに退勤したことが知られている。この点から窺えるように、就業に要する手間の違いに注目するだけでは、こうした下女の在勤状況を説明することはできない。また紡績工場のケースを例にとれば、以下の事実が判明する。まず泉南における女工の遠隔地募集の実態は定かではないが、これを別としても、岸和田周辺に居住する女性たちにとって、岸和田紡績に就業することはそれほど手間のかかることではなかった。実際、先の明治30年の調査によれば、紡績工場には就業を希望する女性やその父兄が来訪し、紡績工場側もそうした女性たちを雇入れていたというから²⁶¹、岸和田紡績でも同様の光景がみられたはずである。従って、若い女性たちは、岸和田紡績で働くためには同紡績を訪れるだけでよかった。同様に、明治40年代に至ると、泉南の各地には、多くの織物工場が設立されるようになったから、若い女性たちは、近隣の織物工場を訪ねさえすれば、そこで働くことができたであろう。従って、若い女性たちが手間をかけて就業先をさがすことを嫌っていたとしても、岸和田紡績や織物工場に就業することには大した手間が必要であったわけではなく、しかもそれらの工場で働けば多くの収入を得られたから、彼女たちのなかには、岸和田紡績や織物工場で働くことを希望する者が跡を絶たなかったとしてもおかしくはない。しかし、現実には、彼女たちは、なかなか岸和田紡績や織物工場で働こうとしなかったから、就業に要する手間の違いによって、彼女たちの就業行動を説明することは不可能であろう。

4-3 社会的評価

では、以下の点はどうであろうか。まず紡績女工を例にとれば、そのうち、通勤女工はともかく、寄宿女工は、生家を離れて父兄の監督を受けることがないため、放埒な生活を送る傾向があったことが知られている。そのため、紡績会社の寄宿女工は、「出稼女工ノ風紀正シカラサルコト八世間一般ノ認ムル所タリ」とあるように²⁶²、風紀の乱れなどを理由として社会的に蔑視されていた。従って、泉南の女性たちが紡績会社の女工の遠隔地募集に

応じようとしなかったのは、それに応募すれば、寄宿女工として働かねばならず、それによって人々に蔑視されることをおそれたためであった可能性がある。この点からすれば、こうした社会的評価の良し悪しが若い女性たちの就業行動に大きな影響を与えていたのではないかという疑問が湧く。

だが、泉南の女性たちにとって、「こっちの人はいっつも紡績に行かなかった」とあるように、紡績工場で働くことは自らの社会的評価を貶める行為とみなされていたのに対し、「わたしらの仕事は機織りなの」とあるように、織物工場で働くことは日常的な稼得活動の一つとして受け止められていた²⁶³。従って、この地域の女性たちは、織物工場で働いたとしても、紡績工場の場合と違って、社会的に蔑視されることはなかったし、しかも多くの収入を得られたから、織物工場に職を求めて殺到したとしてもおかしくはない。また明治期には、そもそも家事奉公を行儀見習とみなす風潮が存在したから、紡績女工として働いた場合とは裏腹に、若い女性たちが家事奉公に出たならば、行儀見習を済ませた者として、彼女たちに対する社会的評価は上昇し、縁談などをスムーズに進められるようになった可能性がある。そのため、若い女性たちが自らの社会的評価を引き上げることを重視し、父兄もまたそれに理解を示していたとすれば、彼女たちのなかは、家事奉公に出ることを希望する者が跡を絶たなかったはずである²⁶⁴。しかし、現実には、若い女性たちは、織物工場でも、家事奉公に出ることも忌避していた以上、社会的評価の良し悪しによって、彼女たちの就業行動を説明することはできない。

4-4 労働時間と労働日数

もちろん、彼女たちの関心は、社会的評価という抽象的な問題ではなく、むしろ具体的な問題として、どのような労働条件の下で働くのかという点に向けられていた可能性がある。とはいえ、労働条件の内訳はさまざまであったから、そのうち、まず労働時間と労働日数を例にとって検討しよう。

a 労働時間

最初に、労働時間に注目しよう。この点については、まず紡績業の特異性を指摘しておかねばならない。なぜなら、岸和田紡績を含めて当時の紡績工場は24時間操業を行っていた以上、若い女性たちは、通勤女工か寄宿女工かを問わず、紡績工場に就業したならば、昼夜二交代制の下で深夜業に就く必要があったのに対し、他の職種を選択したならば、生家で働くにせよ、家事奉公に出るにせよ、織物工場に通うにせよ、いずれも深夜業に就くことなく日常の生活時間帯に働くことができたからである。そして、昼業にせよ深夜業にせよ、紡績女工は一般に1日に12時間の労働に服していたが、昼業はともかく、深夜業については、当時から、女工たちに夜間に半日もの労働を課すことは彼女たちの身体に悪影響を及ぼすとの指摘がなされていた。従って、若い女性たちが紡績工場で働こうとしな

ったのは、健康を害することをおそれ、深夜業に就くことを忌避していたためであった可能性があろう。しかし、紡績業は別としても、他の就業先に関して、職種によって労働時間に著しい違いが存在したならば、若い女性たちは労働時間の長い職種に就業するのを嫌い、逆に労働時間の短い職種に就業するのを望んだというように、労働時間の長短が彼女たちの就業行動を左右していた可能性があろう。もっとも、織物工場の場合、泉州木綿の事例に即して説明したように、就業時間に定めのない「総繰」部門の女工を除き、「日給者」部門や「織機」部門の女工は1日のうち早朝から夕刻まで半日もしくはそれ以上働いていたことが判明している。従って、残るケースとして、以下では、若い女性たちが家事奉公に出た場合と生家で働いた場合について、1日の労働時間がどの程度に達していたのかを検討しよう。

(1) 家事奉公

はじめに、若い女性たちが家事奉公に出た場合を考えよう。先の廣海家の史料には、家事使用人の労働時間に関する記録は残されていないが、下女を例にとれば、炊事、洗濯、掃除など、その仕事は日常生活のあらゆる局面にかかわるものであったから、就寝の時間を除けば、下女は朝から晩まで仕事に事欠かない状況にあったと考えられる。実際、この点は、以下の記述から裏付けられよう。

下婢の待遇に就いて 石黒定美

・・彼等は朝は真先に起き出で、夜は又更深きに至らなければ寝に就くことが出来ぬといふ具合で、少くとも日に十五時間位づゝ嘗々として働かねばならぬのであります。 . . .²⁶⁵

これは明治34年の雑誌記事を示したものである。それによれば、当時の一般的な光景として、下女は一日中仕事に追われ、その1日の労働時間は優に半日を超えていたことが分かるだろう。この点は、乳母奉公についても同様であった。たとえば廣海家では、もっぱら子供の世話をすることが乳母の仕事とされていた以上、子供が就寝している時間を除けば、つねに乳母は子供の動静に気を配らねばならなかったからである。このように、家事使用人の労働時間が長時間に及んでいたという点は、上記の記事から窺えるように、当時の識者にとって憂慮すべき問題とされていたが、以下の大正2年の雑誌記事によれば、その後も事態はほとんど改善されなかったらしい。

女中部屋の設備 東京府立工芸学校教諭 深見久七

・・日本と西洋とは、女中の使ひ方が自ら違つて居ります。西洋では・・(女中たちは・・引用者)仕事をする時間と休息の時間とが画然きまつて居りますから、働く時間には下に居て大に働きますが、一順働きが終るともう次の働きまでは全く用事がないので、サツサと自分の部屋に帰つて休息するのであります。 . . .所が日本の家庭では左様いふ風に行かず、女中は何時も出動準備をしながら、武装したまゝで休息せねばなりません . . .²⁶⁶

これによれば、西洋では、家事使用人の労働時間と休息時間が明確に区分され、休息時間中、家事使用人は仕事をする必要がなかったのに対し、日本では、そうした区分が設けられていなかったため、家事使用人は「暇の出来次第に休息」せざるをえない有様であったという。従って、この時期に至っても、日本では、家事使用人は一日中働いていたとみてよい。以上をふまえると、明治期を通して、家事使用人の労働時間は一般に半日以上に達しており、こうした状況は泉南でも変わらなかったと考えられる。

(2)生家で働いた場合

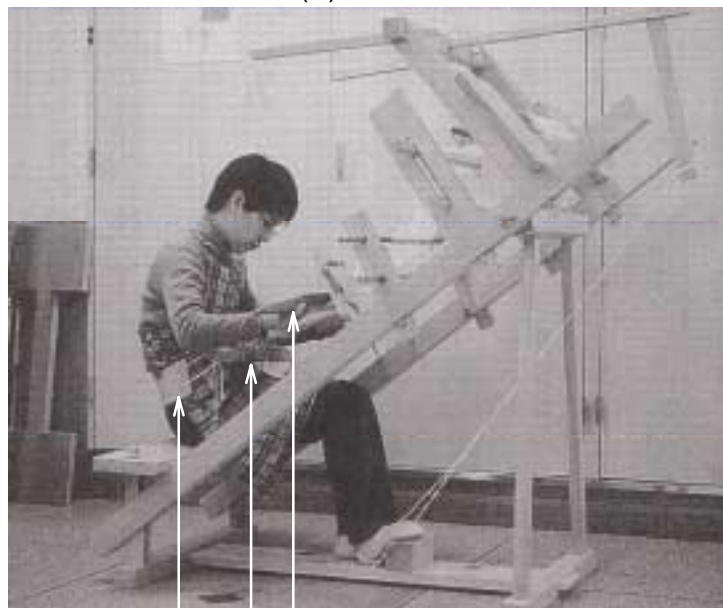
では、若い女性たちが生家で稼得活動に従事した場合はどうであろうか。たとえば、彼女たちにとって、生家で働いた場合、1日の労働時間が半日にも満たなかったとすれば、家事奉公に出たり、織物工場で働いたりするよりも、労働時間ははるかに短かったことになる。従って、こうした状況の下では、自由な時間を確保するため、彼女たちは、生家を離れて働くよりも、むしろ生家にとどまって綿布や綿糸を生産することを選択したとしてもおかしくはない。

この点を念頭に、まず綿布生産の事例に注目すると、下機では2反、チョンコ機では4反、太鼓機では3反というように、織機の種類によって違いはあるものの、織り手1人が1日に手機を用いて織り上げていた綿布の量が判明している。実は、この点は、1日の労働時間を推計するうえで重要な手掛かりとなる。はじめに、若い女性たちにとって、生家で綿布を生産する場合、その作業の中心は手機を用いて綿布を織り上げる仕事であったことはいうまでもない。その際、先の図3-11に示したように、織り手は、経糸を交互に上下させ、その間に緯糸を収めた杼を通して経糸と緯糸とを交差させ、箆で緯糸を経糸に密着させるという作業を反復することで綿布を織り上げていた。従って、織り手1人が同量の綿布を生産するとしても、綿布を織り上げるのに必要な時間は、そうした一連の作業をどの程度のペースで繰り返すのかによって左右されたことになる。そのペースを決定した要因として、技能の差など、織り手に起因する側面もさることながら、それ以上に、手機の構造の違いが作業スピードに大きな影響を与えていたことを指摘しておこう。

この点を念頭に、泉南で使用されていた手機の構造を示した図4-1に注目しよう。まず下機の場合、同図(A)のように、経糸は織機に装着されていたが、一方で、経糸の端は布巻棒に巻かれ、その布巻棒は織り手の腰にあてがった板に結び付けられていたから、織り手は、経糸を交互に上下させる際、身体を前後に動かして経糸の張力を調整する必要があったし、そこでは刀杼という大型の杼が使用されていたから、緯糸を経糸の間に通す際、いちいち刀杼を左右の手で受け渡していたことが知られている。これに対して、チョンコ機では、図4-1(B)のように、経糸の両端が織機に装着されたため、織り手は、経糸の張力を調整する煩わしさから解放され、さらに杼が小型化され、ボタンという装置が取り付けられた結果、片手で紐を引くだけで杼を左右に移動させることが可能となった。そのため、チョンコ機を使えば、織り手は下機を使用した場合よりも大幅に作業スピードを向上させるこ

とができた²⁶⁷。この点から窺えるように、下機では2反、チョンコ機では4反というように、織り手1人あたりの1日の綿布生産量に著しい開きがみられたのは、1日の労働時間は変わらなかったとしても、下機とチョンコ機との間には、織機の構造の違いから、そもそも作業スピードに大きな格差が存在していたためであった。またチョンコ機に続いて登場した太鼓機では、基本的な構造はチョンコ機のそれと同じであったが、経糸に一定の張力を与え、綿布の品質を向上させるため、図4-1(C)に示したとおり、織り上がった綿布を巻き取る布巻棒がまさに太鼓のような大型の筒状の形態に変更され、そのなかに砂を入れて重量を増し、綿布の巻き取りを安定して行えるような工夫がなされていた。だが、それによって巻き取りの際の抵抗が増し、巻き取りの速度が低下した結果²⁶⁸、太鼓機の場合、その作業スピードはチョンコ機よりも劣っていたことが知られている。実は、チョンコ機の1日の綿布生産量が4反であったのに対し、太鼓機のそれが3反にまで減少したのは、こうした事情によるものであった。

図4-1 泉南で使用されていた手機の構造
(A)下機



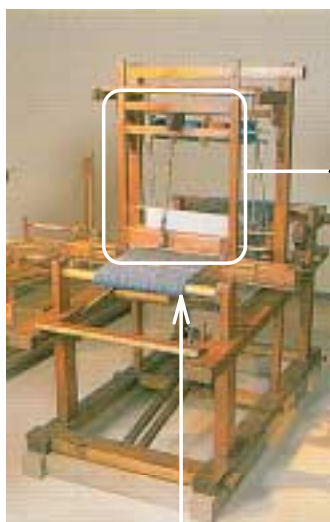
布巻棒

この腰当の板は布巻棒と
糸で結び付けられていた

織り手が右手で握っているのが刀杼であり、
それは以下のような形状をしていた。

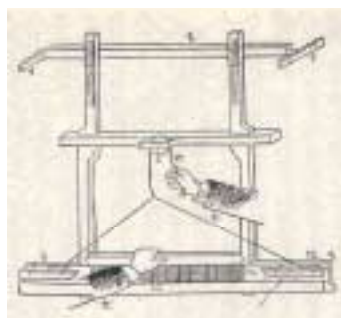


(B) チョンコ機



矢印の先が布巻棒である。これは織機に固定されている。

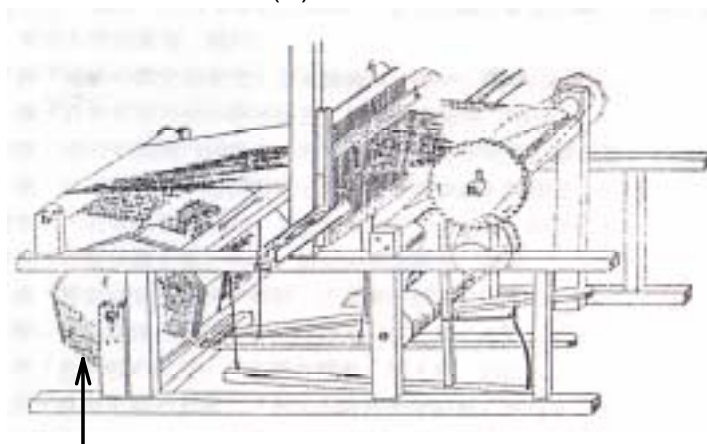
左図の白枠内がボタンであり、以下はその構造を示したものである。



以下はボタンで使用されていたのと同型の杵を示したものである。これは内部に緯糸を巻いた木管を収納できる構造となっている。



(C) 太鼓機



この太鼓のような大型の筒の部分に仕上がった綿布を巻き取るわけである。

注：1) (A)の下機と刀杵は、いずれも原型どおりに復元されたものである。その際、対象とされたのは大阪府北東部の旧河内国一帯で使用されていた織機であるが、泉南でも、これと同型の織機が用いられていたと考えてよい。

2) (B)の織機は、愛知県で使用されていたチョンコ機と同型のものである。

出所：(A)山田和夫[1998]、28、32頁。

(B)織機の全体図；『産業技術記念館 総合案内』、32頁、ボタンの構造；内田星美[1960]、152頁、杵；佐貫尹・佐貫美奈子[1997]、146頁。

(C)『忠岡町史』第1巻、537頁。

以上をふまえて、1日の労働時間を推計しよう。はじめに、上述した手機のうち、チョンコ機と同じ構造を備えた織機は、地方によって名称はさまざまであったが、泉南に限らず、全国で綿織物を生産するのに使用されていたから、各地には、これと同じタイプの織

機が保存され、技術の伝承のため、現在も使用されているケースが珍しくない。そのため、チョンコ機については、性能の詳細が判明している。そこで以下では、チョンコ機を例にとって検討しよう。まずチョンコ機を使用すると、織り手は、最も速く仕事を進めた場合、経糸を上下させてから緯糸を経糸に密着させるまでの一連の作業を1分間に80回程度繰り返すことができた²⁶⁹。ただし、作業スピードが同じであったとしても、織り上げる綿布の品質、とくに生地目の細かさが違えば、作業時間もまた異なっていたことを指摘しておかねばならない。まず綿布の規格は、時期や地域によって若干の違いはあったにせよ、あらかじめ定められており、先の図3-5に示したように、明治期の泉南では、たとえば幅34.1cm、長さ20.31mの綿糸が2反とされていた。しかし、同じ2反とはいえ、幅34.1cmのなかに何本の経糸を並べるのか、また長さ20.31mのなかに何本の緯糸を織り込むのかによって、生地目の細かさに違いが生じ、経糸や緯糸の本数が増えるほど、目の細かい綿布が仕上がったことはいうまでもない。その場合、経糸は織機に装着されるものであったから、経糸の本数が増すほど、それだけ経糸を織機に備え付ける準備作業に多くの時間が必要とされたものの、いったん経糸が織機に装着された後は、経糸の本数の違いによって、綿布を織り上げる時間に著しい格差が生ずることはなかったであろう。しかし、これとは違って、緯糸については、その本数が増すほど、織り手は、経糸の間に緯糸を織り込むという作業をそれだけ数多く繰り返す必要があった。従って、作業スピードが一定であったとすれば、同量の綿布を生産するとしても、経糸はともかく、緯糸の本数が多いほど、その分だけ綿布を織り上げるのに必要な時間もまた増大したと考えられる。

ところで、生地目の細かさをめぐっては、対象となる綿布の1寸(=3.79cm)四方に何本の経糸と緯糸とが織り込まれているかが評価の基準とされていた。明治期の泉南では、もっぱら裏地や手拭などに使用される目の粗い綿布が生産されていたが、そうした生地には1寸あたり44から64本程度の緯糸が織り込まれていたという。この点を念頭に、最も作業時間を要しないケースとして、チョンコ機を用いて先の一連の作業を1分間に80回という最速のペースで繰り返し、最も目の粗い1寸あたり44本の緯糸を織り込んだ綿布を生産した場合、織り手は1分間に6.89cmの長さの綿布を織り上げることが可能であった。もっとも、チョンコ機の場合、織り手1人が1日に4反の綿布を生産できたものの、4反の綿布は実に40.62mの長さに達していたから、これを織り上げるために必要な時間は約9時間50分にもものぼっていたことになる。もちろん、これは最短の作業時間を前提とした値であるから、現実には、織り手が作業スピードを落としたり、より目の細かな生地を生産したりした場合、さらに多くの時間が必要であった。実際、緯糸の本数が1寸あたり44本であったとしても、たとえば1分間の作業回数が80から70回へと減少したならば、4反の綿布を織り上げるために必要な時間は約11時間14分にまで増大したし、1分間の作業回数が80回であったとしても、一寸あたりの緯糸が44から54本へと増加したならば、同様の作業時間は約12時間3分にまで達していたことになる。また織り手は、際限なく作業を続けることはできなかったから、途中、何度か休憩を挟みながら働いていたはずである。そして、綿布

を織り上げる過程では、経糸のうち何本かが織機との摩擦で切れることも珍しくなかったというから²⁷⁰、その都度、織り手は作業を中断して経糸をつなぐ必要に迫られたであろう。しかも、経糸を織機に装着したり、仕上がった綿布を織機から外したりすることなど、織り手は、綿布を織り上げる以外にも、さまざまな準備作業に従事しなくてはならなかった。以上をふまえると、女性1人が1日に4反の綿布を生産した場合、休憩、中断、準備作業などに、どの程度の時間が費やされたかは定かではないが、綿布を織り上げるだけで最短でも9時間50分が必要であり、実際には、それ以上の時間がかかるケースも少なくなかったと考えられるから、休憩、中断、準備作業などの時間も含めれば、1日の労働時間は優に半日を超えていた可能性が高い。

続いて綿糸生産のケースが問題となるが、綿糸を生産するか綿布を生産するかによって、労働時間に著しい違いが存在したというのも不自然であるから、綿糸生産の場合でも、1日の労働時間は半日を超えていたと考えるのが妥当であろう。

以上をふまえると、若い女性たちは、稼得活動に従事するにあたって、生家を離れるにせよ、生家にとどまるにせよ、ともかく1日のうちに半日以上働いていたことには変わりがなかった。この点からすれば、労働時間の違いによって、彼女たちの就業行動を説明することは不可能であろう。

b 労働日数

もちろん、職種によって、1日の労働時間に違いはなかったとしても、たとえば年間の労働日数に著しい格差が存在したならば、それが若い女性たちの就業行動に影響を与えていた可能性があるろう。そこで以下では、労働日数と就業行動との関係を検討しよう。

(1) 家事奉公

最初に、家事使用人の労働日数を検討しよう。まず下女の動向に注目すると、炊事、洗濯、掃除など、その仕事は日常生活のさまざまな側面にかかわっていた。従って、正月や盆などには、洗濯や掃除を免除されたとしても、食事の支度だけは欠かせなかったから、下女は一年中何らかの仕事に従事する必要に迫られていたであろう。同様に、先の廣海家を例にとれば、乳母は子供の世話をしていたから、乳母もまた年中仕事に事欠かない状況にあったはずである。もっとも、家事使用人には、蕪入として生家に戻る機会が与えられていたから、このときばかりは、下女や乳母は仕事の手を休めることができた。しかし、廣海家の事例によれば、明治期を通して家事使用人には蕪入の機会が滅多に与えられず、そうした機会は年間に1度あるかどうかという有様であった。その際、働き手に長期の休暇が与えられたとすれば、日割計算によって給金から休暇期間に相当する金額が差し引かれたとしてもおかしくはないが、実際には、そうした控除がなされた形跡は認められないから、家事使用人は数日程度生家に戻ることを許されたにすぎないとみてよい。以上をふまえると、若い女性たちは、家事奉公に出たならば、蕪入の際に年間に数日程度休みを与

えられたことを除くと、年中仕事に従事しなくてはならなかったと考えられる。

(2) 生家で働いた場合

続いて若い女性たちが生家で働いた場合を考えよう。これについては、泉北郡の事例となるが、先の明治34年に泉北の小作農を対象として行われた調査が重要な手掛かりとなる²⁷¹。若い女性たちの生家のなかには、農業に従事していた世帯が少なくなく、しかも、そうした世帯は経済的に恵まれない状況に置かれていたが、この泉北の小作農の世帯もまた、農業を営んでいたし、上記の調査によると、その家計収支は赤字であったので、そもそも経済的に余裕のある状況にはなかったと考えられるからである。従って、泉南でも、働き手である女性の多くは、こうした小作農の世帯の下で暮らしていたとみてよい。

では、こうした小作農の世帯では、その世帯員の年間の労働日数はどの程度に達していたのだろうか。これについて、上記の調査によると、労働日数の代わりに休日数が判明し、それによれば、先の小作農の世帯では、1年間に計「二十七日」の休みが存在したという。ただし、泉州では、もっぱら農作業は男性の仕事とされ、この調査は「農家経済調査」として位置づけられていたから、ここでの休日とは、女性の世帯員が仕事の手を休めた日ではなく、むしろ男性の世帯員が農作業あるいはそれに代わる副業を休んだ日を指すものと思われる。しかし、若い女性たちは生家のなかで父兄の監督下に置かれていた以上、父兄が仕事を休んでいる傍らで、彼女たちが綿糸や綿布の生産に励むことはあったとしても、反対に、父兄が農作業などに精を出しているのを傍目に、彼女たちが仕事の手を休めることが許されたとは考え難い。従って、男性たちの休日数が年間に計「二十七日」であったとすれば、女性たちの年間の休日数は、多くてもそれと同程度にとどまっていたとみてよい。

(3) 織物工場と紡績工場

とはいえ、若い女性たちは、家事奉公に出た場合、年間に数日程度しか休みを与えられなかったから、これと比べると、生家で働いたとすれば、はるかに多くの休みを享受できた。従って、彼女たちは、生家で働くよりも家事奉公に出た方が多くの収入を得られたとしても、休日が少ないことを嫌って家事奉公に出ようとせず、むしろ休みの多い仕事を希望し、生家で稼得活動に従事しようとしたのではないかという疑問が湧く。だが、これについては、織物工場や紡績工場の動向が問題となる。

はじめに、若い女性たちが近隣の織物工場に通った場合を考えよう。まず泉州木綿のケースを例にとれば、明治42年2月26日から43年12月31日までに限れば、記録が欠損した日も若干存在するものの、日々の操業記録が残されている²⁷²。このうち2月26日から12月31日までの期間に関しては、すでに説明したように、42、43年の記録を対照することで、工場の操業が休止された日付を特定することができる。それによれば、この間、日付が一致するケースとして、操業が休止された日数は計14日にのぼっていた。また1月1日から2月25日までの期間については、43年の記録しか残されていないが、正月、旧正月、紀元節

にあたる1月1、2日と2月9、10、11、12、13日の延べ7日については、いずれも操業が休止された可能性が高い。以上を合すると、泉州木綿の工場では、操業が休止された日数は年間に計21日にのぼっていたと推計される。

この点からすれば、若い女性たちが生家で働いた場合、年間の休日数は計「二十七日」に達していた可能性もあるから、上記の21日という値は「二十七日」を下回っていたことになる。しかし、計21日とは、操業が休止された日数にすぎず、他にも、泉州木綿の事例によれば、たとえ工場が操業していたとしても、織物女工たちは、欠勤したり、遅刻もしくは早退したりする場合もあったから、操業が休止された日に加え、欠勤、遅刻、早退をした日にも仕事の手を休めることができた。では、彼女たちが欠勤したり、遅刻もしくは早退したりした回数ほどの程度にのぼっていたのだろうか。まず手掛かりとして、明治43年12月31日の時点で「織機」部門に在勤していた女工36名を対象として、その在勤期間を示した先の表3-12に注目すると、そこでは、在勤期間が1年半を超える者が5名存在していた。ところで、表3-12で対象とされたのは、明治42年2月26日から43年12月31日までの期間であるが、上記の5名のうち、4名は、すでに42年2月26日の時点で「織機」部門で働いており、その後、引続き43年12月31日まで在勤していた。織物女工のなかには、雇入れからまもないうちに退勤する者が跡を絶たなかったことをふまえると、この4名の在勤期間は例外的に長期に及んでいたことが分かるだろう。そして、ここでの退勤とは、織物女工が8日以上連続して欠勤したことを指すから、この4名は、逆にそのように欠勤を続けることがなかったという点で、女工のなかでも最も精勤していた者であったといってよい。しかし、その内訳をみると、以下の事実が明らかとなる。この4名のなかには、「武田いと」のように、たとえば明治43年には、1年間に欠勤した日数は3日にすぎず、遅刻もしくは早退した日数は皆無であるという者も存在したが、彼女を例外として、残る「武田きく」、「武田たつ」、「片山わさ」についてみれば、43年には、1年間に欠勤した日数はそれぞれ17、19、32日、遅刻もしくは早退した日数は3、9、2日にも達していたから、この3名は普段から欠勤、遅刻、早退を繰り返していたことが窺えよう。このうち、欠勤の回数の最も少ない「武田きく」の場合でさえ、その欠勤日数は年間に計17日にのぼっていたから、これを操業の休止された計21日と合わせると、遅刻や早退のケースを別としても、「きく」は年間に計38日間も仕事の手を休める機会を得たことになる。

もちろん、「織機」部門には、そもそも稼得活動に専念しうる女性たちが雇用されていた以上、生家で家事を担う必要から、同部門の女工たちが欠勤、遅刻、退勤を繰り返していたとは考え難い²⁷³。ただし、彼女たちの生家のなかには、農業に携わっていた世帯が少なくなかったから、主に農作業は男性の仕事とされていたものの、農繁期に限れば、人手が不足したため、織物女工たちは工場を休んでまで生家の農作業を手伝う必要に迫られたのではないかという疑問が湧く。その場合、彼女たちは、工場で働く代わりに農作業に従事していたことになるから、工場を欠勤したり、遅刻もしくは早退したりしたとしても、仕事の手を休められなかったことになる。だが、これについては、以下の点が問題となろう。

まず泉州木綿の工場のうち「織機」部門に関して、明治42年12月16日の記録を示した先の史料3-5を例にとれば、この頃、同部門には定員36名が配属されていたが、この日、そのうち2名が欠勤し、さらに2名が遅刻もしくは早退している。従って、定員36名に占める欠勤者の割合、遅刻もしくは早退した者の割合はいずれも5.6%にのぼっていた。これらの比率をそれぞれ欠勤率、遅刻早退率とした場合、織物女工が農作業を手伝う必要から欠勤、遅刻、早退を繰り返していたとすれば、欠勤率と遅刻早退率は、農作業に多くの人手を必要とする農繁期にはいずれも上昇し、逆に人手を要しない農閑期には低下するという傾向がみられたはずである。そこで、上記のように欠勤率と遅刻早退率を算出し、それをベースとして、詳細の判明する明治42年3月から43年12月までの各月について、1日あたりの欠勤率と遅刻早退率の平均を求めると、表4-1が得られる。このうち、欠勤率と遅刻早退率の合計に注目すると、その値は、明治42、43年のいずれも田植の季節にあたる農繁期の6月に年間の最高水準を示している。しかし、全体としてみれば、欠勤率と遅刻早退率の合計は農繁期に上昇し、農閑期に低下しているわけではない。まず明治42年には、欠勤率と遅刻早退率の合計が最も低かったのは9月であり、その値は5.5%にすぎなかった。実際、泉南では²⁷⁴、9月は、稲の成長が一段落する時期にあたり、農家にとって1年のうち「最も暇ある」月の一つとされていた。しかし、翌43年9月に目を移すと、同じ農閑期とはいえ、欠勤率と遅刻早退率の合計は前年の2倍以上の12.7%にまで上昇している。また42年には、9月に次いで欠勤率と遅刻早退率の合計が低かったのは8月であり、その値は7.2%にとどまっていたのに対し、翌43年1、2月には、同様の値はそれぞれ11.8、10.9%であったから、いずれも42年8月のそれを上回っていた。だが、このことは、8月が農閑期に、1、2月が農繁期にあたるということの意味しているわけではない。現実には、事態はまったく逆であった。農家にとって、稲の生育期の8月は、除草が欠かせないため、農繁期に該当したのに対し、厳寒期の1、2月は、作物の成長が止まるため、9月と並んで「最も暇ある月」として農閑期とされていたからである。以上をふまえると、織物女工たちが欠勤したり、遅刻もしくは早退したりした場合、そのなかには、農作業を手伝うために工場を休んだケースも若干存在したにせよ、ともあれ、こうして農作業との関連に注目するだけでは、彼女たちが欠勤、遅刻、早退を繰り返していた事実を説明することはできない。むしろ、農閑期にさえ欠勤率と遅刻早退率の合計は高い値を示していたこと、もともと若い女性たちは織物工場で働くのを忌避していたことをふまえると、織物女工たちは、父兄が農作業を休んだ日などに合わせて、しばしば仕事の手を休めるために工場を欠勤したり、遅刻もしくは早退したりしていたと考えるのが妥当であろう。

表4-1 明治42、43年における織物女工の欠勤率と遅刻早退率 単位：%

	(A) 欠勤率	(B) 遅刻早退率	(A)+(B) 合計		(A) 欠勤率	(B) 遅刻早退率	(A)+(B) 合計	
42年	3月	5.3	2.0	7.3	1月	10.1	1.7	11.8
	4月	8.7	1.1	9.8	2月	8.5	2.4	10.9
	5月	7.2	3.2	10.4	3月	4.6	1.6	6.2
	6月	9.3	5.7	15.0	4月	4.9	1.3	6.2
	7月	8.2	4.6	12.8	5月	11.3	3.3	14.6
	8月	4.6	2.6	7.2	6月	16.6	4.3	20.9
	9月	4.4	1.1	5.5	7月	8.9	1.4	10.3
	10月	8.3	2.5	10.8	8月	7.7	2.0	9.7
	11月	8.0	3.6	11.6	9月	11.1	1.6	12.7
	12月	7.9	2.3	10.2	10月	11.5	3.1	14.6
					11月	12.7	2.2	14.9
					12月	7.4	2.0	9.4

注：1)対象は「織機」部門の値である。

2)欠勤率と遅刻早退率を求める手続きについては、本文中の説明を参照。

出所：「明治四十三年三月 工場反入明細簿」、「明治四十二年三月廿六 工場反入明細帳」、「明治四十二年六月十一日ヨリ八月十一日マデ 工場反入明細帳」、「明治四十二年六月十一日 工場反入明細綴」、「明治四十二年十一月一日 工場反入明細綴」、「明治四十三年一月 工場反入明細綴」、「明治四十三年三月二十五日 工場反入明細表綴」、「明治四十三年七月 工場反入明細表綴」、「明治四十三年九月二十六日 工場反入明細表綴」。

もちろん、「織機」部門を例にとれば、同部門では出来高給が支給されていたから、女工たちが欠勤、遅刻、早退を繰り返したならば、それは出来高の減少につながり、それによって賃金もまた低下したであろう。けれども、彼女たちの生家は経済的に恵まれた状況にはなかったから、父兄は、彼女たちが稼いだ収入によって家計収入を増加させることを期待していたに違いない。そのため、織物女工たちが工場を休み、それによって彼女たちの収入が減少することは、父兄にとって決して望ましいことではなかった。従って、父兄は、働き手である女性たちを監督する立場にあったから、病気などの事情が存在しない限り、織物女工たちが工場を休まないように圧力をかけることもできたはずである。にもかかわらず、実際には、織物女工たちは欠勤、遅刻、早退を繰り返していた以上、父兄は、彼女たちが休養をとるために工場を休むことを黙認していたと考えられる。

実は、この点は、織物女工に限らず、紡績女工の場合にも当てはまる。まず明治30年頃の紡績工場では、「一ヶ年中少ナキモ三十日多キ八四十五日」程度は操業が休止されるのが一般的であり²⁷⁵、こうした状況は明治期を通してあまり変わらなかったことが知られている²⁷⁶。さらに紡績女工が仕事の手を休めることができたのは、こうして操業が休止された日に限られていたわけではない。これについて、多くの紡績工場では、通勤女工か寄宿女工かを問わず²⁷⁷、「不時ノ欠席者」が跡を絶たなかったため、「工業主八所要ノ職工数ニ対シ大抵一割乃至一割五分ノ予備員ヲ設ケサル」をえない有様であったことを指摘しておこう²⁷⁸。この点をめぐって、岸和田紡績の状況は定かではないが、同紡績だけが例外であったとは考え難いから、同紡績でも、こうした状況が常態化しており、先の織物工場と同様に、農閑期農繁期の違いにかかわらず、女工たちは欠勤を繰り返していた可能性が高い。この点からすれば、岸和田紡績の女工のうち、通勤女工は、生家から工場に通っていたとい

う点で織物女工と同じ立場にあったから、通勤女工が欠勤した場合、そのなかには、農作業を手伝うためではなく、むしろ休養をとるために工場を休んだケースが少なくなかったであろう。一方、寄宿女工に関して、泉南の女性たちが遠隔地の紡績工場で働いていたケースを例にとれば、彼女たちは、生家を離れて寄宿生活を送っていた以上、そもそも農作業を手伝う必要はなかったから、病気などの場合を除けば、仕事の手を休めるために工場を休んでいたとみてよい。

以上から、若い女性たちは、生家で働くとするれば、多くても年間に計「二十七日」程度しか休みを得られなかったのに対し、織物工場で働いた場合、先の「武田きく」のケースを例にとれば、少なくとも1年に計38日程度は仕事の手を休めることができたし、紡績工場で働いたとするれば、操業が休止された日だけで「一ヶ年中少ナキモ三十日」存在し、他にも何日か工場を休む機会があったはずであるから、最低でも年間に「三十日」以上の休みを手にしえた。従って、彼女たちは、生家で働くよりも、むしろ織物工場や紡績工場で働いた方が多くの休みを享受できたことになろう。この点からすれば、若い女性たちにとって、就業先を選択するにあたって、労働日数の多寡が重要な関心事であったとするれば、彼女たちのなかには、労働日数が少なく、休みの多い仕事を希望し、すすんで織物工場や紡績工場で働こうとする者が跡を絶たなかったとしてもおかしくはない。しかし、現実には、彼女たちは、なかなか織物工場や紡績工場で働こうとしなかった以上、労働日数の多寡が彼女たちの就業行動を左右していたとは考え難い。

4-5 働き手にかかる負担

労働時間や労働日数の違いが若い女性たちの就業行動を左右していたわけではないとしても、この点をめぐっては次のような問題が浮び上がる。彼女たちの就業先のうち、たとえば紡績工場や織物工場は営利の追求を目的に運営されていた以上、これらの工場の経営者が、生産量を増やすため、女工たちにあまりに多くの仕事量を課したり、不良品の発生を防ぐため、彼女たちに過剰なまでに注意深い作業を強いたりしていたとするれば、彼女たちにとって、工場での作業が肉体的にも精神的にも相当な負担となっていた可能性がある。この場合、紡績女工や織物女工は1日に半日もしくはそれ以上働いていたから、家事使用人のようにほとんど休みをとれなかったとするれば、女工たちは年間を通して満身に働き続けることができなかつたとしてもおかしくはない。そのため、紡績工場や織物工場の経営者は、工場の操業を休止することで、女工たちにある程度の休みを与えていたが、彼女たちにとって、それでも工場での作業が重荷であったとするれば、紡績女工や織物女工は、工場で酷使されることに耐えられず、少しでも休養をとるため、欠勤、遅刻、早退を繰り返していたのではないかという疑問が湧く。

もちろん、若い女性たちにかかる肉体的、精神的な負担は、彼女たちが各就業先でどの程度の仕事量を課され、どの程度注意深い作業を求められたかによって異なっていたはず

である。従って、職種によって働き手にかかる負担に著しい格差が存在したとすれば、彼女たちは負担の重い職種を嫌い、逆に負担の少ない職種に就くことを望んだというように、こうした負担の違いが彼女たちの就業行動を左右していた可能性がある。そこで以下では、若い女性たちが各就業先を選択した場合について、彼女たちがどの程度の負担を覚悟しなくてはならなかったのかを検討しよう。

a 仕事量

働き手にかかる負担を左右した要因として、まず若い女性たちが各就業先でどの程度の仕事量をこなしていたのかを明らかにしよう。もちろん、仕事量はそれ自体として計量できないので、何らかの指標を通して仕事量の多寡を計測しなくてはならない。そこで、綿布など、特定の商品が生産された場合を例にとれば、その生産量が指標となるから、働き手が一定時間内に生産した商品が多いほど、この間にこなした仕事量もまた多かつたことになる。もっとも、仕事量をさらに広義に捉えれば、生産量が同じであったとしても、たとえば不良品の発生を防ぐため、作業に集中するほど、働き手はそれだけ多くの仕事量をこなしたと解釈することもできる。しかし、そうした作業に対する集中度と働き手にかかる負担については別途後述するので、ここでは、仕事量をめぐっては、商品の生産量を通して計測される仕事量に対象を絞って検討しよう。ただし、その際、家事奉公については対象から除外せざるをえない。なぜなら、家事使用人は特定の商品を生産していたわけではないので、商品の生産量を通して家事使用人のこなした仕事量を計測できないからである。また紡績工場に関しても史料的制約から分析できないので、残る就業先として、若い女性たちが織物工場で働いた場合と生家で綿糸や綿布を生産した場合について検討しよう。

(1) 生家で働いた場合

最初に、若い女性たちが生家で綿糸や綿布を生産した場合はどうであろうか。もっとも、このうち、綿糸生産についてはよく分からないので、詳細の判明する綿布生産の事例に即して分析しよう。まず彼女たちが生家で綿布生産に従事したとすれば、その作業時間の大半は手機を用いて綿布を織り上げる作業に費やされていた。そこで、綿布を織り上げる作業に注目すると、もともと綿布生産は女性の仕事とされていたことから窺えるように、その作業自体は大して力を要する仕事ではなかったが、それでも若い女性たちはそれに従事した場合には精神的にも肉体的にも相当な負担を覚悟しなくてはならなかった。なぜなら、手機を使って綿布を織り上げるためには、織り手は経糸を上下させ、経糸の間に緯糸を収めた杼を通し、箆によって緯糸を経糸に密着させるという単調な作業をひたすら繰り返す必要があったため、それによって織り手の受けた精神的な疲労は重いものであったはずであるし、織り手はその作業を延々と続けていた以上、それによって織り手の受けた肉体的な疲労もまた無視しえないものであったと考えられるからである。

もっとも、若い女性たちの生家は、多くの場合、問屋制家内工業の形態をとって織元の下で綿布生産に従事していたが、そうした織元から支払われる織賃の水準はつねに上下していた。従って、織り手である女性たちは、織賃が高騰していた時期には、多くの収入を稼ぐため、一日中綿布生産に専念していたとしても、逆に織賃が低迷していた時期には、大した収入を得られない以上、綿布の生産量を減らしていた可能性がある。また問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯のなかには、農業を営んでいた世帯が少なくなかったと考えられるし、泉南では、農作業は男性の仕事とされていたが、農繁期に限れば、女性たちも農作業を手伝っていたから、織り手である女性たちは、農閑期には、朝から晩まで綿布を生産していたとしても、農繁期には、農作業に従事する必要から綿布生産を差し控えていたとしてもおかしくはない。このように、1年のうち、織賃の高下や農作業の繁閑によって、若い女性たちが1日に織り上げる綿布の量に著しい違いが存在したとすれば、年間を通して平準化すると、綿布生産によって彼女たちにかかる肉体的、精神的な負担はそれほど重いものではなかったのではないかという疑問が湧く。そこで以下では、こうした織賃の水準や農業の労働力需要とのかかわりについて検討しよう。

これについて、先の帯谷家の事例に即して分析しよう。同家は、織元として近隣の世帯に織機や綿糸を配給し、綿布生産を委託するとともに、織賃を支払って仕上がった綿布を回収していた。史料4-1は、そうした取引の一例として、明治33年から34年における帯谷家と「武平」を戸主とする世帯との取引記録を示したものである。いうまでもなく、同家の取引先は「武平」の世帯に限られていたわけではなく、他にも同家は多くの世帯に綿布生産を委託していた。そのため、同家は、各世帯との取引を記録する際、何冊かの帳簿を用意し、取引先の世帯の居住する地域によって、それらの帳簿を使い分けていた。たとえば史料4-1に登場する「尾生村」は、帯谷家の居住する貝塚から東に5kmほど離れた場所に位置しており、史料4-1を収めた帳簿には、「尾生村」に加えて、同村近辺のいくつかの村落に居住する世帯との取引記録が記載されている。また帯谷家はこうした帳簿を毎年のように更新していたことが知られている。実際、史料4-1には、明治33年8月から34年8月までの取引しか収録されていないから、史料4-1を収めた帳簿は1年程度しか使用されなかったことになる。

史料4-1

明治34年の記録				明治33年の記録									
				二伸一機									
		八月廿一日	八月廿一日	八月廿一日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	尾生村
		全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	武平殿
			写済	八月廿一日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿七日	
				入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	
				代八十錢	代九十錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	
				代五十錢	代九十五錢	代九十五錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	代八十五錢	

出所：「三拾三年八月起 方 機場帳」

以上のように、同家では、各世帯との取引記録は、地域別、年代別に複数の帳簿に記されていたが、実は、帳簿ごとに記録の精粗という点で相当な違いが存在し、なかでも史料4-1を収めた帳簿には、他の帳簿にはない記載が書き込まれていた。この点を念頭に、史料4-1の記録を検討しよう。まず冒頭の「八月十二日 錦廿反」とは、帯谷家の手代などが明治33年「八月十二日」に「武平」の許を訪れ、「錦」という品名の綿布を生産するために用意した「廿反」分の綿糸を配給したことを、その下の「八月廿七日 入式十反」とは、同家の手代などが「八月廿七日」に「武平」の世帯を再訪し、先の「八月十二日」に渡した綿糸によって織り上げられた「式十反」の綿布を回収したことを意味している。これに対して、下段には「八月十二日 代八十五錢」とあるから、すでに「八月十二日」の時点で織賃が前払いされていたことが判明する。こうした綿糸の配給、綿布の回収、織賃の支払は取引の中核をなしていたから、これらの記録はいずれの帳簿にも漏れなく記されていた。だが、史料4-1の記載はそれにとどまらず、さらに上部には「機一伸二」との書き込みがなされている。実は、これこそ、他の帳簿にはみられない記録であった。このうち、「機一」とは、字面のとおり、帯谷家が織機1台を「武平」の世帯に貸与したことを意味しており、明治33年という時期を考慮すると、その織機は太鼓機であった可能性が高い。続く「伸二」に関しては、以下の事実が判明している。まず泉南では、準備工程において、綿糸に糊付などの加工を施すことを「伸」と称したから²⁷⁹、この記載は、そうした加工を終えた綿糸を配給する行為にかかわるものであったとみてよい。そこで、史料4-1の綿糸の配給記録をみると、いずれも「全廿反渡」と記されているから、帯谷家は、「廿反」分の綿糸を1単位として各世帯に手渡していたことが分かるだろう。また史料4-1によれば、「八月十二日」は別として、続く「八月廿七日」、「九月七日」には、同家は、いずれも2単位ずつ綿糸を配給しているから、「伸二」とは、帯谷家と「武平」の世帯との間で、通常、2単位ずつ綿糸を配給する取り決めが交わされていたこ

とを指すものと思われる。実際、同じ帳簿に収録された他の世帯の記録には、「機二伸四」と記されたケースもみられるから²⁸⁰、同家は、貸与した織機の台数に応じて綿糸の配給量を増減させており、織機1台につき2単位の綿糸を配給することを目安としていたと考えられる。

このように、綿糸の配給量の目安は、織機の数に比例して定められていたから、配給量の記録はそれ自体として重要な意味を持たないが、逆に織機の台数に関する記録は、各世帯で綿布生産がどのように営まれていたかを知るうえで貴重な手掛かりとなる。まず史料4-1に戻れば、明治33年「八月十二日」に「廿反」分の綿糸が配給されたのを手始めに、明治34年「八月廿二日」に「弍十反」の綿布が回収され、その織賃「八十銭」が支払われたのを最後に、取引の記録が終了している。ただし、史料4-1の末尾には、綿糸の配給と織賃の支払に関する記載のみが書き込まれ、中段が空白とされた記録が存在しているが、そこには「写済」とあるから、帳簿の更新によって、この取引記録は別の帳簿に転記されたのであろう。それはともかく、史料4-1の取引に関して、「武平」の世帯では、まず33年「八月十二日」に綿糸が配給されると、その日のうちに、それを綿布に織り上げる作業が開始され、最終的に34年「八月廿二日」に綿布が回収されたのに先立って、前日の21日には、その綿布がすでに仕上げられていたとすれば、この世帯が綿布生産に従事できた期間は、33年8月12日から34年8月21日までの375日間にのぼっていた。この間、史料4-1によると、「武平」の世帯から合計1,240反の綿布が集荷されたから、これを375日で除すると、この世帯では、1日につき3.31反の綿布が生産されていたことになる。もちろん、「武平」の世帯には、「機一」として1台の太鼓機が貸与されていたにすぎないから、3.3反とは、太鼓機1台によって織り上げられた綿布の量をあらわしている。ところで、太鼓機を用いた場合、織り手1人が1日に3反の綿布を生産した場合でさえ、その作業時間は半日を超えていたし、そもそも綿布生産は女性の仕事とされていたから、女手の不足によって家庭内の女性たちが片手間にしか綿布を生産できない世帯では、何人もの女性たちがよほど巧みに連携して織機を動かし続けるようなことをしない限り、太鼓機1台を用いて1日に3.31反もの綿布を生産することは不可能であった。逆にいえば、「武平」の世帯では、もともと女手が余っており、稼得活動に専念しうる女性が存在し、彼女が年間を通して一日中綿布を生産していたからこそ、1日あたり3.31反もの綿布を織り上げることができたと考えられる。

以上を念頭に、史料4-1を収めた帳簿に登場する全世帯を対象として、同様に織機1台あたりの1日の綿布生産量を求め、その値にもとづき、そこで対象とされた世帯を整理したものが表4-2である。それによれば、織機の台数の記録を欠いた38世帯を別とすれば、残る65世帯のうち、織機1台あたりの1日の生産量が2.5反以上の世帯が全体の7.7%にあたる5軒存在し、このなかには「武平」の世帯も含まれていた。この5軒について、その内訳をみると、織機1台あたりの1日の生産量は最低でも2.85反、最高では実に3.64反にまで達していたから、これらの世帯には、「武平」の世帯と同様に、いずれも稼得活動に専念しうる女性たちが存在し、彼女たちが年間を通して一日中綿布を生産していたと考えられる。

もっとも、こうして綿布生産に専念していた女性を抱えていたのは、この5軒に限られていたわけではない。泉南では、問屋制家内工業の下で各世帯は複数の織元と取引するのが一般的であったというから²⁸¹、表4-2に登場した世帯の多くは、帯谷家に加えて他の織元とも取引を行っていたと思われる。従って、このなかには、たとえ綿布生産に専念していた女性を擁していたとしても、他の織元との取引を主、帯谷家との取引を従としていたため、帯谷家の織機1台あたりの綿布生産量が2.5反を下回っていた世帯も少なくなかった可能性がある。こうしたケースを含めると、先の65世帯のうち、綿布生産に専念していた女性を抱えた世帯の比率は7.7%を上回っていたに違いない。

表4-2 織機1台あたりの1日の綿布生産量と世帯数
単位:戸

織機1台あたりの1日の綿布生産量	世帯数
2.5反以上	5
2.0反以上2.5反未満	12
1.5反以上2.0反未満	19
1.0反以上1.5反未満	11
0.5反以上1.0反未満	17
0.5反未満	1
不明	38

出所:「三拾三年八月起 方 機場帳」。

それはともかく、さしあたり、上述した5軒に注目すると、このうち、明治34年2月15日以降、帯谷家との取引を解消した「庄五良」の世帯を除けば、残る4世帯は、史料4-1で対象とされた明治33年8月から34年8月まで、いずれも同家との取引を継続していたことが確認される。そこで、この4軒を対象として、33年8月から34年8月にかけて、帯谷家が各世帯から集荷した綿布の総量を月ごとに整理すると、その結果は表4-3のようになる²⁸²。それによれば、33年8月と34年8月の集荷量が少ないが、これは、両年とも8月に帳簿が更新されたため、ここで対象とされた帳簿には、33年8月初旬と34年8月末の取引が記録されていないからである。従って、33年8月と34年8月を除けば、月別の集荷量の最低は、33年10月の380反、最高は33年9月の800反であった。けれども、このうち、380反は別として、800反という値については、以下の点が問題となろう。まず問題の4軒には、帯谷家から計5台の織機が貸与されていたから、800反を5台で除すと、33年9月には、1台につき1ヶ月あたりの生産量は160反であった。また各世帯において、年間の休日数が「二十七日」であった場合、月に2日程度の休みが存在したことになるから、1ヶ月の作業日数が計28日であったとすれば、33年9月には、160反を28日で除して織機1台あたりの1日の生産量は実に5.7反にまで達していた。太鼓機の場合、織り手1人が1日に3反の綿布を織り上げるには、半日以上が必要であったから、女性1人が1日に5.7反もの綿布を生産するためには、彼女は不眠不休で働かねばならなかったことになるが、現実には、そのように毎日働き続けることはできなかつたであろう。

表4-3 織機 1 台あたりの 1 日の生産量が2.5反以上であった 4 世帯からの集荷量と織賃
単位:反、銭

集荷量 1 反あたりの織賃		
33年 8 月	208	4.52
9 月	800	4.9
10月	380	4.98
11月	480	5.16
12月	476	5.36
34年 1 月	466	5.05
2 月	570	3.35
3 月	530	2.48
4 月	570	2.68
5 月	468	2.71
6 月	420	2.56
7 月	448	3.16
8 月	340	3.95

注:集荷量を算出する際の日付については本文中の注を、1反あたりの織賃を求める手続きについては本文中の注を参照。

出所:「三拾三年八月起 方 機場帳」。

もっとも、泉南では、複数の織元と取引をしていた世帯が少なくなく、しかも各世帯は織元から常時監視されていたわけではないから、たとえば手の空いた娘が帯谷家の織機を使って綿布生産に専念する一方で、他の織元から貸与された織機に帯谷家から配給された綿糸を装着し、それを母親などが家事の合間を縫って織り上げていたとすれば、帯谷家の織機 1 台あたりの 1 日の生産量は 3 反を大幅に上回っていたとしてもおかしくはない。しかし、織元にとって、こうして自分の織機が無断で転用されることは看過しえない問題であった。もちろん、上記の場合、他の織元が帯谷家から織機の使用料を徴収できれば、問題は生じなかったことになるが、他の織元や帯谷家にとって、それには転用の事実を細かに把握する必要があったから、そうした使用料の収受はきわめて困難であった。そのため、織元は、織機の転用自体を防止しようとしたと考えられる。実際、織元は、常時とはゆかないまでも、各世帯を訪れた際、自分の貸与した織機の使用状況を監視できたから、織機の転用を根絶しえなかったにせよ、それを抑制することは可能であった。従って、織機の転用によって生産された綿布の量はわずかなものにすぎなかったであろう。

では、織機の転用がなかったとすれば、問題の 4 軒では、太鼓機 1 台につき 1 日に 5.7 反もの綿布が織り上げられていたことになるが、各世帯内では、どのように綿布生産が行われていたのだろうか。これについて、綿布生産の工程には、手機によって綿布を織り上げる以外に、さまざまな準備作業が必要であったことを忘れてはならない。具体的には、問屋制家内工業の下では、織元はあらかじめ糊付などの加工を施した綿糸を配給していたから、各世帯では、残る準備作業として、経糸を織機に装着したり、緯糸を木管に巻いたり、仕上がった綿布を織機から外して出荷できるように整えたりすることが行われていた。実は、手機を用いて綿布を織り上げる作業については、織機 1 台につき織り手 1 人しか作業できないが、準備作業については、織り手の代わりに他の働き手が緯糸を木管に

巻いたり、織り手が経糸を織機に装着するのを他の働き手が補助したりするというように、複数の働き手が互いに協力しながら作業を分担することが可能であった。さらに重要なのは、ここでは明治33年9月の状況が問題とされているという点である。なぜなら、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯のなかには、農業を営んでいた世帯が少なくなかったと考えられるが、泉南の農家にとって、9月は、1年のうち「最も暇ある」月とされていたからである²⁸³。従って、たとえば手の空いた娘が綿布生産に専念していた世帯では、農閑期である9月には、母や祖母など、家庭内の他の女性たちは、農作業に駆り出されることがなかったから、準備作業を手伝ったり、娘の休息中には代わり綿布を織り上げたりすることで、娘の仕事を手助けすることが可能であった。こうした状況の下では、娘は、自分一人ですべての作業をこなした場合よりも、はるかに多くの綿布を生産できたであろう。実は、織機1台あたりの1日の生産量が5.7反にまで達していた背景には、このような事情が隠されていた。

しかし、農繁期には、事情は一転したはずである。農繁期には、男性たちは農作業に精を出し、女性たちもまた農作業に駆り出されたから、たとえば手の空いた娘が綿布生産に専念していた世帯では、家族の助けを得られず、娘1人が準備工程を含めて綿布生産の全作業をこなす必要に迫られることになった。ところで、表4-3によれば、先の明治33年9月の事例とは対照的に、同年10月の集荷量は380反しかなかったが、泉州の農家にとって、10月は、「初旬には早稲収穫、下旬に至り中稲種の収穫に着手」する必要があったため、1年のうち「最も多忙」な月の一つとされていた²⁸⁴。従って、33年10月の380反とは、家族の助力を受けることなく、織り手の女性が綿布生産の全工程を担当することによって織り上げられたものであったとみてよい。だが、それでも1ヶ月の作業日数が計28日であったとすれば、表4-3の4軒には、計5台の織機が貸与されていたから、織機1台あたりの1日の綿布生産量は2.71反にまで達していた。そして、手機の場合、織機1台につき織り手1人しか作業に従事できなかったこと、また太鼓機を使用した場合、女性1人が3反の綿布を織り上げるためには、半日以上の間が必要であったことを考慮すると、織り手である女性たちは、毎日、朝から晩まで綿布生産に従事しなければ、1日に2.71反もの綿布を織り上げることはできなかったであろう。この点からすれば、綿布生産に専念していた女性たちは、農繁期においてさえ、農作業をほとんど手伝うことなく、一日中綿布生産に明け暮れていたと考えられる。

もっとも、織賃が低迷していた時期には、織り手である女性たちが綿布生産を差し控えるようなことはなかったのかという疑問が湧く。そこで、表4-3に戻って当時の織賃の動向を一瞥しておこう。表4-3に示した値は、ここで取り上げた4世帯と帯谷家とのすべての取引を対象として、毎月1反あたりの平均的な織賃の水準を求めたものである²⁸⁵。それによれば、明治33年8月から12月にかけて、1反あたりの織賃は4銭台から5銭台へと上昇の一途をたどっている。しかし、明治34年1月以降、その水準は下降し、同年2月には3銭台、3月には2銭台まで急落した後、6月まで2銭台で低迷していたが、7月以降、緩

やかに上昇し、3銭台にまで回復している。以上から、先に対象とした明治33年9、10月には、織賃は高騰していたことが分かるだろう。では、逆に織賃が低迷していた時期には、どのような状況がみられたのだろうか。手掛かりとして、ここでは明治34年6月の事例に注目しよう。まず泉南の農家にとって、6月は、裏作の麦を収穫し、さらに田植を行う必要があったから、10月と並んで「最も多忙なる」月の一つとされていた²⁸⁶。従って、6月には、織り手の女性たちは、先の明治33年10月と同様に、家族の助力を得られず、綿布生産の全工程をこなす必要に迫られた。だが、同じ農繁期とはいえ、織賃の水準には著しい格差が存在し、表4-3によれば、1反あたりの織賃は、33年10月には4銭9厘8毛であったのに対し、34年6月には半分近くの2銭5厘6毛にまで低落している。にもかかわらず、表4-3をみると、33年10月には、帯谷家は問題の4軒から計380反の綿布を集荷したのに対し、34年6月には、その集荷量は計420反にまで達していた。つまり、33年10月から34年6月にかけて、織賃は低落したのに、逆に集荷量は若干増加したことになる。この点からすれば、織り手の女性たちは、たとえ織賃が低迷していたとしても、一日中綿布生産に専念する姿勢を崩さなかったと考えねばならない。

だが、こうして織り手の女性たちがつねに綿布生産に励んでいたとすれば、帯谷家は、わずかな織賃を支払うだけで多量の綿布を集荷できたことになるだろう。この場合、同家をはじめ、織元は、わざわざ織賃を引き上げる必要はなかったから、織賃は低迷を続けていたはずである。しかし、現実には、表4-3から窺えるように、ときに織賃は高騰する場合もあった。この点からすれば、なぜ織賃は上下していたのかという疑問が湧く。これについては、織り手の女性たちが綿布生産に専念したとしても、彼女たちが生産できる綿布の量には限界があったことを指摘しておかねばならない。まず彼女たちが家族の助けを受けることなく全工程をこなしたとすれば、朝から晩まで働いたとしても、1人につき1日に3反程度の綿布しか織り上げられなかった。従って、彼女たちが1ヶ月に計28日綿布生産に従事したとしても、表4-3の4世帯を例にとれば、彼女たちだけでは、帯谷家から貸与された5台の織機によって、毎月、最大でも420反の綿布しか生産できなかったことになるだろう。しかし、表4-3によると、農繁期の33年10月と34年6月、記録の欠損した33年8月と34年8月を別とすれば、毎月の集荷量はいずれも420反を上回っていた。裏を返せば、このことは、帯谷家は、綿布生産に専念していた女性たちの働きに期待するだけでは、充分な量の綿布を集荷できなかったということを意味している。従って、同家は、綿布の増産をはかるためには、一日中稼得活動に従事しうる女性たちのみならず、家事の合間にしか働けない女性たちをも綿布生産に動員しなくてはならなかった。その結果、同家は、表4-3の4軒のように、綿布生産に専念していた女性を抱え、同家のために多量の綿布を生産していた世帯に限らず、他にも多くの世帯に綿布生産を委託する必要に迫られたと考えられる。この点を念頭に、先の表4-2に戻れば、表4-3の4世帯については、帯谷家が貸与した織機1台あたりの1日の綿布生産量はいずれも2.5反以上に達していたが、同家の下で綿布を生産していた世帯の大多数については、逆にその値が2.5反に満たなかった。もちろん、こうして織

機1台あたりの1日の綿布生産量が少なかった世帯のなかには、そもそも稼得活動に専念しうる女性が存在せず、家庭内の女性たちが家事の合間を縫って綿布を生産していた世帯が数多く含まれていたとしてもおかしくはない。

以上から、帯谷家にとって、綿布生産に専念していた女性たちに限らず、家事の合間に綿布を生産していた女性たちもまた、綿布生産の主要な担い手であったことが窺えよう。実は、同家が織賃を引き上げていたのは、そのうち、後者の女性たちを動員し、綿布を増産させるためであったと考えられる。実際、こうした織賃の引き上げによって、綿布の増産が可能となったことは以下の事実から裏付けられよう。表4-4は、表4-2に登場した計103軒と帯谷家とのすべての取引を対象として、毎月の集荷量の合計と毎月の1反あたりの織賃の平均とを示したものである。そして、表4-4の値にもとづき、毎月の集荷量をその月の生産量とみなし、そうした生産量を決定した要因として、前月の織賃がどの程度の水準に達していたか、また6、10月を農繁期とし、その月が農繁期に該当するかどうかという2点に注目すれば²⁸⁷、明治33年9月から34年8月までの12ヶ月を対象とした場合、表4-4の下記に示したように統計的に有意な関係が認められる。それによれば、まず農作業との関係について、X2の係数はマイナスの値を示しているから、各世帯は、農繁期には綿布生産を差し控えていたことになる。いうまでもなく、各世帯にとって、綿布を増産するためには、綿布生産に専念しうる女性を抱えていたとしても、家庭内の他の女性たちが彼女を手助けする必要があったから、逆にそうした助力が得られない農繁期には、綿布生産量が減少する事態は避けられなかったであろう。一方、織賃と生産量との関係はどうであろうか。この点に関して、ここでは集荷量と織賃を対数に変換しているが、これは、対数を用いた場合の特徴として、X1の係数が織賃に対する綿布生産量の弾力性、すなわち織賃の水準が変化することで綿布生産量がどの程度変化したかという度合をあらわしているためである。それによれば、その弾力性は0.436というようにプラスの値を示しているから、各世帯は、織賃が上昇すれば綿布を増産し、逆に織賃が低下すれば綿布を減産したことが窺えよう。もっとも、弾力性が0.436であったということは、織賃が1%上昇したとしても、綿布生産量は0.436%しか増加しなかったことを意味している。従って、織賃が上昇したならば、各世帯は綿布を増産したものの、増産の程度は緩やかなものにすぎなかった。従って、綿布の価格が高騰し、多量の綿布を出荷すれば、多くの利益を得られるような状況の下では、帯谷家をはじめ、織元は、各世帯に綿布を増産させる必要に迫られたが、織賃を少々引き上げただけでは、増産の効果を期待しえなかったため、織賃を大幅に引き上げなくてはならなかった。もちろん、逆に綿布の価格が下落し、多量の綿布を集荷する必要がなくなれば、織元は、織賃を引き下げたであろう。その結果、織賃は高騰したり低迷したりしていたと考えられる。

表4-4 全世帯からの集荷量と織賃
単位:反、銭

	集荷量	1反あたりの織賃
33年 8月	1,176	4.36
9月	5,290	4.5
10月	3,332	4.71
11月	3,064	5.06
12月	4,610	5.41
34年 1月	4,518	5.01
2月	4,620	3.35
3月	3,776	2.62
4月	4,305	2.7
5月	4,006	2.7
6月	1,888	2.62
7月	2,840	3.2
8月	3,090	3.92

注:集荷量を算出する際の日付、1反あたりの織賃を求める手続きは、表4-3と同じ。

出所:表4-3と同じ。

$$\ln Y = 7.70 + 0.436 \ln X_1 - 0.418 X_2$$

(2.02)* (-2.60)**

lnは自然対数

n=12

Y;当月集荷量 自由度修正済決定係数=0.477

X1;前月織賃

X2;農繁期ダミー(6、10月)

括弧内はt値

*は10%水準、**は5%水準で有意(両側検定)

以上のように、織賃が上下していたのは、織賃が引き上げられたとしても、各世帯がなかなか綿布を増産しなかったからであるが、その要因としては、次のような事情が考えられる。まず各世帯のなかで、家事の合間を縫って働いていた女性たちは、時間をやりくりすることで綿布を多少増産することはできたとしても、もともと1日のうち稼得活動に従事する時間は限られていたから、大幅な増産に応じることは不可能であった。そして、忘れてはならないのは、各世帯のなかで、綿布生産に専念していた女性たちの動向である。なぜなら、そうした女性たちは、織賃の高下とは無関係に、また農繁期農閑期の違いにもかかわりなく、年間を通して朝から晩まで綿布生産に従事していた以上、さらに綿布を増産することはできなかったと考えられるからである。

(2) 織物工場

若い女性たちは、生家で稼得活動に従事したとすれば、綿布生産の事例から窺えるように、肉体的、精神的に相当な負担を覚悟しなくてはならず、しかも彼女たちは一年中綿布生産に明け暮れていた以上、そうした負担が軽減される機会はほとんど存在しなかった。もっとも、織物工場と比べた場合、そこでは女工たちが酷使されており、彼女たちにかかる肉体的、精神的な負担があまりに重いものであったとすれば、むしろ生家で働いた方がそうした負担が少なかったため、若い女性たちは、生家で稼得活動に従事することを希望

し、織物工場で働くことを忌避したとしてもおかしくはない。そこで以下では、織物工場において、女工たちが酷使されていたかどうかを検討しよう。

まず泉州木綿の事例によれば、織物工場には、女工たちの配属先として、「総繰」、「日給者」、「織機」の3つの部門が存在していたが、ここで問題となるのは、「総繰」部門の女工のように、1日のうち限られた時間しか働けない女性たちではなく、「日給者」部門や「織機」部門の女工のように、一日中稼得活動に専念していた女性たちの動向であることはいうまでもない。ただし、「織機」部門では、女工たちには出来高に応じて賃金が支払われていたから、出来高の多寡を通して、彼女たちがどの程度の仕事をこなしていたのかが判明するのに対し、「日給者」部門では、女工たちには定額の日給が与えられていたため、出来高給の場合とは違って、彼女たちの仕事を推計することができない。従って、ここでは「織機」部門の女工を例にとって検討しよう。

まず「織機」部門では、働き手は1日のうち工場の始業から就業まで作業にあたることを求められていたから、そうした就業時間内に生産した綿布の量が多ければ多いほど、働き手は1日に多くの仕事をこなしたことになる、働き手にかかる肉体的、精神的な負担もまたそれだけ重いものとなったと考えられる。逆に綿布の生産量が少なければ、働き手は1日にわずかな仕事しかこなさなかったことになるから、働き手にかかる負担は減少したはずである。もっとも、実際には、働き手はさまざまな種類の綿布を生産していたことが問題となろう。なぜなら、働き手が1種類の綿布しか生産していなかったとすれば、その生産量の多寡が働き手の仕事の多寡に反映されるものの、何種類もの綿布が生産されていた場合、綿布の種類が違えば、それぞれ生産にかかる労力や時間も異なっていた可能性がある以上、仕事を計測するためには、各種綿布に関して、それぞれ生産に要する手間がどの程度のものであったかを比較しなくてはならないからである。しかし、史料制約から、そうした比較は困難であるから、ここでは、明治42年3月2日から同年3月31日までの期間を対象を絞って、泉州木綿の工場における「織機」部門の動向を分析しよう。実は、この期間に限れば、同部門では、「春日」と「敷島」という2種類の綿布しか生産されていなかったから、それぞれの生産量を対照することで、働き手のこなした仕事を推計することが可能となる。

表4-5は、この時期、「織機」部門に在籍した「原とよ」を例にとって、その日々の出来高を示したものである。それによれば、8日には、「とよ」は遅刻もしくは早退したため、彼女に代わって代理が作業にあたっているが、もともと「織機」部門の働き手は終日作業に従事することを義務づけられていたから、こうして代理が立てられた日を除けば、「とよ」は工場の始業から終業まで働いていたとみてよい。しかし、たとえ女工たちが終日作業に従事したとしても、女工一人一人の出来高は日によってまちまちであったことを指摘しておかねばならない。実際、表4-5に戻って9、10日のケースを例にとれば、両日も代理が立てられていないから、「とよ」は一日中作業にあたっていたが、彼女は9日には「春日」と「敷島」を6、3本ずつ生産したのに対し、10日の出来高はそれぞれ7、4本であったから、9日

と比べて10日には「春日」と「敷島」がともに1本ずつ増産されたことが分かるだろう。もちろん、これについては、いくつかの要因が考えられる。まず生産量の調整などの目的から、工場の操業時間が日によって変更されていたとすれば、女工たちが同じペースで働いていたとしても、操業時間の延長された日には、女工たちの出来高は増加し、逆に操業時間が短縮された日には、女工たちの出来高は減少した可能性があるだろう。この場合、「とよ」の事例に戻れば、10日の出来高が9日のそれを上回っていた以上、9日と比べて、10日には操業時間が延長されたことになるから、「とよ」に限らず、「織機」部門の女工全員の出来高は9日から10日にかけて増大したはずである。しかし、この時期、同部門に在籍した「奥田とめ」を例にとれば、彼女は9日には「春日」と「敷島」を6、4本ずつ生産したのに対し、10日にはそれらを5、3本ずつしか生産していないから、その出来高は9日から10日にかけてむしろ減少している。こうした事例は「とめ」以外にも何件か認められるから、そもそも操業時間が日によって変更されていたとは考え難い。従って、女工たちはあらかじめ定められた始業時刻から終業時刻まで日々作業に従事していたことになるだろう。ただし、彼女たちは、始業時刻を迎えて作業を開始したとしても、逆に終業時刻に合わせて一斉に作業を終了したわけではない。なぜなら、「織機」部門では、終業時刻が迫ると、監督者は、1日の出来高を記録するため、工場内を巡回する必要があるし、その際、きりのよいところで作業を終えるように、女工たちに指示を与えていたと考えられるからである。この点は、「春日」6本と「敷島」3本というように、1日の出来高にいずれも端数が生じていなかったことから裏付けられよう。そのため、女工たちが作業を終える時刻には、日によって、また人によって若干の違いが存在したはずである。だが、それでも工場の終業時刻はあらかじめ定められていた以上、日によって、また人によって1日の作業時間が著しく異なっていたわけではないから、女工たちは、遅刻や早退のケースを除けば、毎日、ほぼ同じ時間だけ作業に従事していたとみてよい。

表4-5 「原とよ」の出来高
単位:本

	春日	敷島
3月8日	(5	3)*
9日	6	3
10日	7	4
11日	7	3
12日	7	4
13日	7	3

注:1)対象は明治42年である。

2)*: 8日には、「とよ」は遅刻もしくは早退したため、代理が立てられている。なお、ここに示した値は、「とよ」が生産した綿布の本数である。

出所:「明治四十三年三月 工場反入明細簿」。

このように、1日の作業時間が同じであったとすれば、よほど織機の調子にばらつきが存在しない限り、日々の出来高が異なっていたのは、女工たちが仕事に励んだ日もあれば、

仕事を怠けた日もあったというように、女工一人一人の働きぶりが日によってまちまちであったためであると考えねばならない。もっとも、この点をめぐって、泉州木綿の工場では、力織機が使用され、それは蒸気機関の動力によって稼動していたから、女工たちは、織機の運転に合わせて働かねばならず、自らの意志で作業ペースを変えることはできなかったのではないかという疑問が湧く。そこで以下では、改めて「織機」部門の女工の作業内容に注目しよう。はじめに、当時の力織機は、天井に渡された動力の伝達軸とベルトによって結び付けられ、そのベルトを通して動力を得て稼動していたが、織機側には動力の伝達を操作するレバーが装着されており、働き手はそのレバーを用いて意のままに織機の運転を停止させたり再開させたりすることができた。もちろん、こうした仕組みが力織機に備え付けられていたのはなぜかが問題となるが、これは以下の2つの目的に対処するためであった。まず力織機で綿布を織り上げるためには、先の図3-11に示したように、緯糸を小型の木管に巻き、それを杼に収める必要があったが、その際、木管には少量の緯糸しか巻き取ることができなかったため、運転中、杼に収めた緯糸がなくなると、働き手は織機の運転を停止し、空になった杼を除いて新たに緯糸を収めた杼を織機に装着し、改めて運転を再開させねばならなかった²⁸⁸。また経糸に関して、手機に限らず、力織機の場合にも、経糸は織機との摩擦によってしばしば切断されたから、その際、働き手は織機の運転を止め、切れた経糸を結び、ふたたび運転を開始させる必要があった。つまり、力織機の場合、織機自体は蒸気機関の動力などによって稼動していたものの、働き手が織機の運転を止めて杼を取り替えたり経糸をつないだりしなければ、織機の運転がままならなかったため、力織機には、働き手が運転を停止させたり再開させたりすることができるような機能が備え付けられていたわけである。この点からすれば、日によって出来高が異なっていたことも肯けよう。なぜなら、日々の出来高は働き手の作業ペースによって左右され、1日の操業時間内に、働き手が杼を取り替えたり経糸をつないだりする作業を手早くすませれば、織機の運転が停止する時間は短縮されるため、綿布の生産量は増大したのに対し、働き手がそうした作業を緩慢に行ったらすれば、逆に織機の運転が停止する時間は長くなるため、綿布の生産量は減少したと考えられるからである²⁸⁹。つまり、出来高が多い日には、働き手は多くの仕事をこなしたことに、逆に出来高の少ない日には、働き手のこなした仕事量は少なかったことになるから、日々の出来高の多寡は、働き手が1日にこなした仕事量の多寡を反映しているといつてよい。

以上を念頭に、先の「原とよ」の事例に戻れば、明治42年3月2日から31日までの間、彼女が終日作業に従事した日数は計27日にのぼっていたが、これを出来高の多寡によって整理すると、その結果は表4-6のようになる。それによれば、「春日」と「敷島」を7、3本ずつ生産した日が最も多く、その値は全体の44.4%の計12日にまで達していた。そこで以下では、「とよ」にとって、1日の操業時間内に「春日」と「敷島」を7、3本ずつ生産するのが平均的な働き方であったとみなし、その際の仕事を1日あたりの平均的な仕事量と考えよう。そして、この事例にならえば、「織機」部門の女工全員に関して、各自の平均的な仕事量を

求めることができる。実は、この平均的な仕事量は、女工たちが酷使されていたかどうかを判断するうえで重要な手掛かりとなる。まず1日の仕事量が少なければ、働き手は、肉体的、精神的な疲労を持ち越すことなく、翌日にも前日と同じ仕事量をこなすことができたであろう。しかし、1日にあまりに多くの仕事量をこなした場合、翌日まで疲労が残り、働き手は、前日と同じ仕事量をこなすことができなくなっただけに違いない。この点からすれば、働き手にとって、それ以上多くの仕事量をこなしたならば、もはや翌日には前日と同じ仕事量をこなすことができなくなるという限界が存在したと考えられる。この点をふまえて、働き手が酷使されていたか否かの基準を1日の仕事量がこうした限界を超えていたかどうかという点に求めるとすれば、先の平均的な仕事量が限界となる仕事量を上回っていた場合、働き手は、しばしば限界を超える仕事量をこなしていたわけだから、日常的に酷使されていたことになるし、逆に平均的な仕事量が限界となる仕事量を下回っていた場合、通常、働き手は限界を下回る仕事量しかこなしていなかったわけだから、そもそも酷使されていたとはいえないことになる。つまり、女工一人一人について、平均的な仕事量が限界となる仕事量を上回っていたか、それとも下回っていたかが明らかとなれば、その女工が酷使されていたか否かが判明するわけである。

表4-6 「原とよ」の出来高と日数

出来高(本数)		日数
春日	敷島	
7	3	12
6	3	7
7	4	4
8	3	2
6	4	1
6	2	1

注:明治42年3月2日から31日までのうち、「とよ」が終日作業に従事した日のみを対象とした。

出所:「明治四十式年三月 工場反入明細簿」、「明治四拾二年三月廿六 工場反入明細帳」。

そこで手掛かりとして、平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致していた場合を想定しよう。これについては、働き手が平均を上回る仕事量、すなわち限界を超える仕事量をこなしたケースが問題となる。まず表4-7(A)のように、前日が休みであったり、前日の仕事量が平均を下回っていたりした場合、働き手は、それによって休養をとれたため、次の日には、その余勢を駆って平均を上回る仕事量をこなすことができたであろう。しかし、休養によって蓄えた体力や気力がいつまでも持続したとは考え難いので、そのように平均を上回る働きをした日の翌日に、ふたたび無理をして平均を上回る仕事量をこなしたとすれば、働き手は、その次の日には、疲労のために平均を下回る仕事量しかこなすことができなくなっただけであろう。では、前日に休養をとれなかった場合はどうであろうか。これについては、表4-7(B)のように、前日に平均的な仕事量をこなした場合、たとえ前々日が休みであったとしても、休養の効果は長続きしないので、次の日に働き手が平均を上回る仕

仕事をこなしたとすれば、無理がたたって、その翌日まで疲労が持ち越されたに違いない。従って、平均を上回る働きをした日の翌日には、働き手は、逆に平均を下回る仕事量しかこなすことができなくなったであろう。

表4-7 平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致している条件の下で、平均を上回る仕事量をこなしたケース

(A) 前日に休養をとった場合	(B) 前日に休養をとれなかった場合
前日の仕事量 < 平均的な仕事量	前日の仕事量 = 平均的な仕事量
対象となる日の仕事量 > 平均的な仕事量	対象となる日の仕事量 > 平均的な仕事量
翌日の仕事量 > 平均的な仕事量	翌日の仕事量 < 平均的な仕事量
翌々日の仕事量 < 平均的な仕事量	

以上をふまえて、女工たちの働きぶりを検討しよう。まず先の「原とよ」を例にとれば、彼女は、1日に「春日」と「敷島」を7、3本ずつ生産した場合、平均的な仕事量をこなしたことになる。この点を念頭に、先の表4-5に戻って3月9日から13日までの動向に注目すると、10、12日には、「とよ」は「春日」と「敷島」を7、4本ずつ生産しているから、この両日の仕事量は平均を上回っていた。このうち、10日の事例に注目すると、前日の9日には、「とよ」は、「春日」と「敷島」を6、3本ずつ生産したにすぎず、この日の仕事量は平均を下回っていたから、平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致していたとすれば、前日の9日に仕事量を抑えて体力や気力を蓄え、その余勢を駆って翌10日に限界を上回る仕事量をこなした可能性がある。では、12日についてはどうであろうか。まず前日の11日には、「とよ」は、「春日」と「敷島」を7、3本ずつ生産しているから、平均的な仕事量をこなしたことになり、翌12日の仕事量は平均を上回っていたから、平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致していたとすれば、表4-7(B)に示したように、次の13日には、前日の無理がたたって限界を下回る仕事量しかこなせなかったはずである。しかし、表4-5をみると、13日には、「とよ」は「春日」と「敷島」を7、3本ずつ生産しているから、この日の仕事量は限界を下回っていたわけではなく、限界となる水準にまで達していた。この点からすれば、そもそも平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致していたという想定自体が誤っていたことになり、現実には、「とよ」の場合、むしろ平均的な仕事量が限界となる仕事量を下回っていたからこそ、彼女は、12日に平均を上回る仕事量をこなしたとしても、次の日まで疲労が残らなかったため、翌13日に平均的な仕事量をこなすことができたと考えられる。

さらに「白井うめ」の事例についても検討しよう。「うめ」は、明治42年3月2日から31日までの期間、「原とよ」と同様に「織機」部門で働いていた。そして、この間、「うめ」が終日作業に従事した日数は計27日に達しており、これを出来高によって整理すると、最も多かったのは「春日」と「敷島」を3、7本ずつ生産したケースであった。ただし、その日数は全体の18.5%の計5日にとどまっていたが、さしあたり、「うめ」にとって、1日に「春日」と「敷島」を3、7本ずつ生産した場合の仕事量が平均的な仕事量であったと考えよう。この点を念頭に、明治42年3月9日から12日までの「うめ」の出来高を示した表4-8に注目すると、ま

ず10日には、彼女は「春日」と「敷島」を4、7本ずつ生産しているから、この日の仕事量は平均を上回っていたことになる。もっとも、前日の9日には、「うめ」は「春日」と「敷島」を2、7本ずつしか生産していないから、この日の仕事量は逆に平均的な仕事量を下回っていた。従って、平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致していたとすれば、10日に関して、この日、「うめ」が限界を上回る仕事量をこなすことができたのは、前日の9日の仕事量が少なく、そこで休養をとることができたためであった可能性がある。では、次の11、12日についてはどうであろうか。まず11日には、「うめ」は、「春日」と「敷島」を3、8本ずつ生産しているから、10日に続いて11日の仕事量もまた限界となる仕事量を上回っていた。もちろん、平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致していた場合、「うめ」は、すでに10日の時点で9日に蓄えた体力や気力を使い果たしたことになるから、表4-7(A)に示したように、翌12日には、前日の無理がたたって限界を下回る仕事量しかこなすことができなかつたはずである。にもかかわらず、12日には、彼女は「春日」と「敷島」を4、7本ずつ生産しているから、この日の出来高は限界を上回っていた。この点からすれば、「うめ」の場合も、そもそも平均的な仕事量と限界となる仕事量とが一致していたわけではなく、むしろ平均的な仕事量が限界となる仕事量を下回っていたからこそ、彼女は11、12日と続けて平均を上回る仕事量をこなすことができたと考えられる。

表4-8 「白井うめ」の出来高
単位:本

	春日	敷島
3月9日	2	7
10日	4	7
11日	3	8
12日	4	7

注:対象は明治42年である。

出所:「明治四十三年三月 工場反
入明細簿」。

以上から、「原とよ」にせよ「白井うめ」にせよ、平均的な仕事量が限界となる仕事量を下回っていた以上、彼女たちはいずれも酷使されていなかったことが分かるだろう。実は、この点は両名に限られたことではない。泉州木綿の工場では、明治42年3月2日から31日までの30日間のうち、「織機」部門に半分の15日間以上在勤していた女工は計34名存在していたが、この34名を対象とした場合、「原とよ」や「白井うめ」と同様に、平均的な仕事量が限界となる仕事量を下回っていたことが確認される者は、全体の76.5%にあたる26名にも達していた。この点からすれば、織物工場において、女工たちは日常的に酷使されていたとはいえないことになる。

もっとも、泉州木綿をはじめ、織物工場の経営者は、綿布の売れ行きが不調であれば、減産のため、女工たちに生産量を抑えるように指示を与えていた可能性がある。この場合、女工たちが酷使されていなかったのは、綿布生産が差し控えられていたためであり、逆にそのように生産量を抑制する必要がなくなれば、織物工場の経営者は、女工たちを酷

使するようになったのではないかという疑問が湧く。そこで手掛かりとして、明治42年12月初頭に対象を移して、同じ泉州木綿の「織機」部門の動向を検討しよう²⁹⁰。まず12月1日の記録を例にとれば、この頃、同部門の定員は36名とされていたが、このうち、「雪本キヨ」、「角ノウノ」、「桑ノスエ」の3名については、名前だけは書き込まれているのに、出来高が記入されておらず、また代理も立てられていなかった。その要因として、この日、たとえば織機が故障したならば、上記の3名は、工場に出勤したとしても綿布を生産できなかったとしてもおかしくはない。しかし、「織機」部門の女工たちは、1人につき4台程度の織機を受け持っていたから、それらがすべて故障したと考え難いし、そのうち1台でも使用できれば、それを使ってこの3名は少量でも綿布を生産できたであろう。また蒸気機関が故障したとすれば、構造上、工場全体の操業が休止されたはずであるが、この日、同部門では、上記の3名を除き、他の女工たちは通常どおり綿布を生産していたから、普段と変わらず操業が行われていたとみてよい。では、織機や蒸気機関が故障したわけではないとすれば、この日、上記の3名が工場に出勤したと考えると、監督者は、この3名に限って、彼女たちが作業に従事するのを差し止めたことになるが、こうした想定はあまりに不自然であるから、問題の3名はそもそも工場を欠勤した可能性が高い。この点からすれば、むしろ以下のように考えるのが妥当である。すなわち、上記の3名はいずれも担当の織機をあてがわれていたから、監督者は、彼女たちが出勤することを見越して、その名前を記録に書き込んだものの、結局、この3名は工場に姿を現さず、しかも彼女たちに代わって代理が立てられることもなかったため、この3名の欄には出来高が記入されなかったというわけである。もちろん、これについては、なぜ代理が立てられなかったのかが問題となるが、泉州木綿の経営者は、綿布を増産しなくてはならない状況の下では、欠勤者が生じた場合、代理を立てて作業にあたらせるように監督者に命じていたはずであるから、逆に代理が立てられなかったのは、在庫調整などの目的から、むしろ綿布を減産する必要に迫られていたためであったと考えられる。実際、代理を立てないという処置は、12月1日に続いて12月2、3、4日の計4日間継続されたことが確認されるし、このうち、12月1日を例にとれば、「織機」部門では、4種類の綿布が生産され、部門全体の総生産量は計180本であったのに対し、休みであった前日の11月30日は別として、前々日の11月29日には、同じ4種類の綿布が生産されていたが、12月1日とは違って、欠勤者などに代わって代理が作業に従事したことも手伝って、この日の総生産量は計418本にも達していた。こうして総生産量に著しい違いが存在した以上、泉州木綿の経営者は、11月までは綿布の増産に努めていたが、翌12月に至ると減産へと方針を転換したことは疑いない。その際、経営者は、女工たちに出来高を抑えるように指示を与えていた可能性もあるが、さらに代理を立てるのを差し控えることで生産量を抑制しようとしたのであろう。では、先の明治42年3月2日から31日までの期間についてはどうであろうか。実は、この間の「織機」部門の記録をみると、出来高が記入されず、代理も立てられないという事例はまったく存在しなかったから、泉州木綿の経営者は生産量を抑制する意図を持っていなかった。従って、この時期、女工

たちが酷使される危険性は十分に存在したといつてよい。にもかかわらず、現実には、先にみたように、彼女たちは酷使されているような状況にはなかったわけである。

その理由として、泉州木綿の経営者は、働き手の雇入れに苦慮していたから、人手を確保できなくなることをおそれ、女工たちを酷使するのを差し控えた可能性があるだろう。しかし、経営者は、女工たちを酷使しえなかったとしても、綿布を増産すれば割増の賃金を支払うというように、働き手の自発的な労働意欲を引き出すことができれば、彼女たちを限界まで働かせることは可能であったはずである。実際、これについて、以下の事実が知られている。泉州木綿の工場では、明治42年9月4日まで、「織機」部門の定員は34名とされていたが、同年9月5日以降、2名の増員がなされた結果、その定員は36名に変更されている。その要因として、女工1人が受け持つ織機の数が増えたならば、同部門全体の織機の数が変わらなかったとしても、定員を増やす必要があったことになるが、そのように労働生産性を低下させるような措置がとられたとは考え難いから、経営者が働き手を増員したのは、綿布を増産する目的から、新たに織機を増設したためであったと考えられる。もっとも、この頃、「織機」部門では、さまざまな種類の綿布が生産されており、異なった種類の綿布については一概に生産量の多寡を比較できないので、織機を増設によって同部門の生産能力がどの程度増大したかは定かではないが、いずれにせよ、この時点で増員されたのは2名にすぎないから、経営者は、大幅な増産を行うことを予定していたわけではなかった。しかし、こうして増産の程度が限られていた以上、経営者は、女工たちの労働意欲を高めることで綿布の増産が可能となれば、わざわざ織機を増設に踏み切る必要はなかったことになろう。

実際、泉州木綿の工場では、働き手の労働意欲を高めるような試みがなされていた²⁹¹。これについて、「織機」部門で働いていた「片山うめ」を例にとって、明治43年3月28、29日の動向を検討しよう。まず28日に関して、この日の彼女の記録には、「毅」という印が捺されていた。翌29日の彼女の記録には、そうした印は捺されていなかったから、この捺印の有無が何を意味していたのかが問題となろう。そこで手掛かりとして、出来高に注目すると、「うめ」は、両日とも終日作業に従事していたが、28日には、「春日」と「三笠」という種類の綿布をそれぞれ8、3本生産したのに対し、29日には、それらを6、3本ずつ生産したにすぎないから、28日の出来高が29日のそれを上回っていた。つまり、仕事量の多かった日の記録には、「毅」と捺印されたのに対し、仕事量の少なかった日の記録には、そうした印が捺されなかったわけである。また「織機」部門では、1日の生産量の多寡は、働き手が杼を取り替えたり、切れた糸をつないだりする作業をどれだけ手早くすませるかによって左右されたから、1日にどの程度の量の綿布が生産されるかは、女工たちが仕事に励もうという意志をどのくらい有していたかにかかっていた。そして、「毅」とは、もともと意志の強さを示す言葉であることを考慮すると、女工がすばやく作業を進めることで綿布の増産に努めた場合、監督者は、彼女の仕事に励もうという意志を評価し、その記録に「毅」と捺印したものと思われる。もっとも、史料的制約から、「毅」の評価を受けた働き手がど

のように処遇されたかは定かではないが、いずれにせよ、「毅」と捺印された場合とされなかった場合とが区別されていた以上、「毅」と評価されたケースについては、経営者は、働き手に何らかの報償を与えたと考えるのが妥当であろう。

以上をふまえると、泉州木綿の経営者は、織機を増設する代わりに、女工たちに報償などを支給することで、彼女たちの労働意欲を高め、それによって綿布を増産することを検討していた可能性がある。ただし、これについては、先に指摘したように、織機が増設された明治42年9月に先立って、明治42年4月頃に「織機」部門の女工の賃金が引き上げられたことが問題となる。なぜなら、それ以前の同年3月の状況を分析する限り、同部門の女工たちは酷使されていなかった以上、綿布を増産できたと考えられるものの、その後、賃金が引き上げられた結果、以前よりも仕事に励むようになったとすれば、女工たちは、たとえ労働意欲を高める処置がとられたとしても、もはや増産に応じられなくなっていたとしてもおかしくはないからである。そこで、賃金が引き上げられた後の状況として、短期間ではあるが、明治42年5月9日から27日までの期間を対象として、「織機」部門の女工たちの動向を検討しよう²⁹²。実際、この間、代理が立てられない事例は皆無であったから、経営者は生産量を抑制する意図を有していなかったし、同部門では、「春日」と「敷島」の2種類の綿布しか生産されていなかったから、出来高の多寡を通して、働き手がどの程度の仕事量をこなしたかを分析することができる。ともあれ、この場合、対象期間の半分以上在勤していた者は総勢34名存在し、このうち、平均的な仕事量が限界となる仕事量を下回っていたことが確認される者は、全体の61.8%にあたる21名に達していた。明治42年3月には同様の値は76.5%であったから、61.8%という値はそれを下回っているが、それでも過半を超えている以上、賃金が引き上げられた後も、女工たちは限界まで仕事に励むようになったわけではないと考えられる。また明治42年4月頃に賃金が引き上げられると、その後、少なくとも同年11月までは賃金の水準は変わらなかったことが確認されるから、いずれにせよ、織機が増設された同年9月の時点でみれば、女工たちには、綿布の増産に必ず余地は充分に残されていた。

にもかかわらず、なぜ泉州木綿の経営者は織機を増設する代わりに働き手の労働意欲を高める方策をとらなかったのだろうか。これについて、まず経営者は、織機の増設に踏み切るのか、女工たちの労働意欲を高めるのか、いずれの方法をとるにせよ、綿布を増産すれば、原料費の増大のみならず、他にも追加的な経費の支出を迫られたことを指摘しておこう。なぜなら、経営者は、織機を増設した場合、力織機の購入費などを負担する必要があったし、働き手の労働意欲を高める方策をとった場合、女工たちに何らかの報償を支給しなくてはならなかったからである。もちろん、経営者は、綿布を増産すれば、それだけ原料費がかさむことは避けられなかったが、織機を増設するのか、働き手の労働意欲を高めるのか、いずれを選択するかによって、原料費以外の経費の増加額に違いが存在したとすれば、営利の追及を目的に工場を運営していた以上、そのうち、できるだけ出費を抑制しうる方を選んだはずである。そこで以下では、織機が増設された場合、働き手の労働意

欲を向上させる方策がとられた場合、それぞれについて原料費を除いた経費はどの程度増加したのかを検討しよう。

最初に、織機が増設された場合を考えよう。まず泉州木綿の工場では、明治39年に工場の設立過程で「原田式織機」が「五拾臺」購入された際、経費として「貳仟五百円」が計上されているから²⁹³、明治42年9月にも同じ織機が増設されたとすれば、織機の価格は1台につき50円であったことになる。また「織機」部門では、女工は1人あたり4台程度の織機を受け持っていたから、1人につき担当の織機が4台であったとすれば、織機が増設にともなって定員が2名増加しているので、増設された織機の本数は計8台であったと推測される。従って、織機の価格と台数とを乗ずると、織機の購入費の総額は400円に達していた。ただし、毎年を経費としては、会計上、この購入費を何年で償却したのかが問題となる。これについて、明治期の状況は定かではないが、第2次大戦後の昭和20年代には、力織機の法定耐用年数は23年とされていたから²⁹⁴、この年数を経て会計上の償却が完了したとすると、毎年、400円の23分の1ずつが償却された場合、織機の購入費に関する1年分の経費は17円39銭1厘であったことになる。さらに「織機」部門の定員が2名増員されたことから窺えるように、織機を増設すれば、それによって賃金の支払額も増大したはずである。そこで、先の「池宮やす」の事例に注目すると、はじめて「やす」が「織機」部門に配属されたのは明治42年12月3日のことであったが、この12月には、彼女は約1ヶ月間で5円75銭1厘を手にしたことが知られている。先に指摘したように、この「やす」の収入は、同部門の女工全体のなかでは最低に近い水準に位置していたが、さしあたり、上記の5円75銭1厘に12を乗じて年額に換算し、それを2人分の値として2倍にすると、138円2銭4厘という値が求められる。つまり、経営者は、「織機」部門の定員を2名増やした場合、賃金の支払額が最低でも年間に138円2銭4厘増大することを覚悟しなくてはならなかったわけである。他にも、増設された織機を稼働させるためには、杼やベルトなどの付属品の購入が不可欠であったし²⁹⁵、織機の数が増えれば、それによって蒸気機関の燃料費などもかさんだであろう。しかし、これらの経費がどの程度増加したかは定かではないので、とりあえず、織機の償却費と「織機」部門の労賃の増加額を合わせて、泉州木綿の経営者は、織機を増設した場合、原料費以外の経費が年間に155円41銭5厘増大すると見込んでいたと考えよう。ただし、この値は、上述したさまざまな経費を含んでいない以上、現実には、かなり過小であることはいうまでもない。

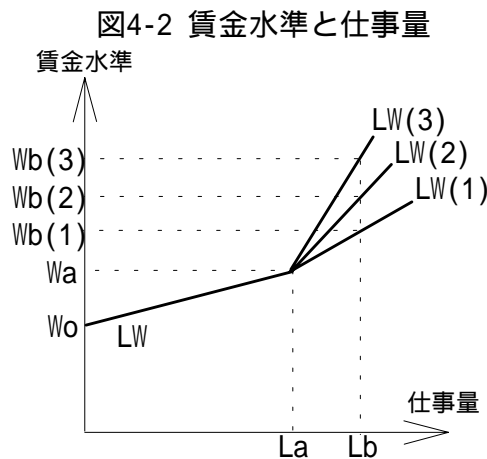
一方、働き手の労働意欲を高める方策がとられた場合はどうであろうか。まず若い女性たちは織物工場で働くことを忌避しており、経営者は、高水準の賃金を約束することで彼女たちを雇入っていたから、その労働意欲を高めるためには、さらに賃金を引き上げる必要があった。具体的には、「織機」部門では、出来高給の形態がとられていたから、綿布1本あたりの賃金を引き上げたり、先の「毅」の事例から窺えるように、働き手が綿布の増産に努めた場合、報償として追加的な給付を約束したりすることなど、さまざまな方法が存在したものの、いずれにせよ、そうした方策がとられたならば、労賃の支出額が増大した

ことはいうまでもない。従って、経営者は、織機を増設する代わりに、働き手の労働意欲を高めて綿布を増産するためには、それによって労賃がどの程度増大するかを予測しなければならなかった。その際、明治42年9月に織機が増設されるのに先立って、「織機」部門の賃金は、同年4月に引き上げられた後、少なくとも同年11月まで変わらなかったから、経営者は、賃金が引き上げられた後の同年5月以降の労賃を念頭に支出額を見積もっていた可能性が高い。そこで、明治42年5月から8月までの期間を対象とした場合、泉州木綿の工場では、労賃の総額は1ヶ月につき平均して580円3銭2厘に達していた²⁹⁶。また労賃以外の経費については、働き手の労働意欲を高めて綿布を増産した場合、織機を増設したケースと違って、経営者は何も購入する必要はなかったし、働き手が仕事に励めば織機の運転効率も上昇したから、蒸気機関の燃料費なども増加しなかったであろう。従って、原料費を除けば、もっぱら労賃の増大が経費の増加に反映されたとみてよい。そこで、経営者は、織機を増設する代わりに、女工の労働意欲を高める方策をとったならば、労賃をX%余計に支出する必要があると予測していたと考えよう。この場合、先の580円3銭2厘を12倍して年額を求めると、経営者は、原料費以外の経費は年間に6,960円38銭4厘のX%に相当する金額だけ増大すると見込んでいたことになる。

ところで、泉州木綿の経営者が織機を増設に踏み切ったのは、その方が女工の労働意欲を高めるよりも経費の増加を抑えられると判断したためであると考えられる。従って、上述した155円41銭5厘と6,960円38銭4厘のX%とを比べると、経営者は、前者が後者を下回るとの判断を下したわけだから、すなわち $155円41銭5厘 < 6,960円38銭4厘 \times (X/100)$ 、すなわち $X > 2.23\%$ と想定していたことになる。ただし、左辺の155円41銭5厘はもともと過小であるから、現実には、Xの値は2.23%を大幅に上回っていたに違いない。ところで、経営者が織機を増設したのは綿布を増産するためであったから、そもそも綿布をどの程度増産しようとしていたのかが問題となる。もっとも、泉州木綿の工場では、さまざまな種類の綿布が生産されていたから、各種類の綿布について生産量は判明するものの、そうした生産量からどの程度の増産が行われたかを推計することは難しい。しかし、織機が増設された代わりに、働き手の労働意欲を高める処置がとられることはなかったから、その労働生産性は以前と変わらなかった可能性が高い。そして、織機を増設にともなって、「織機」部門の定員は34から36名へと増員されているから、こうした定員の増加率は綿布生産量の増加率を反映しているとみなしても差し支えあるまい。この点からすれば、同部門では、5.88%程度の増産が予定されていたことになる。つまり、泉州木綿の経営者は、綿布を5.88%程度増産するにあたって、織機を増設する代わりに、働き手の労働意欲を高めるとすれば、労賃の支出額が従来よりも2.23%をはるかに上回るペースで増大すると予測したため、むしろ織機を増設した方が経費を抑えられると判断したのであろう。

実は、このことは、働き手が賃金の変化にどのように反応したかを知るうえで重要な手掛かりとなる。これについて、泉州木綿の「織機」部門を例にとって、図4-2に即して同部門の女工の仕事量と賃金水準との関係を説明しよう。まず図4-2の横軸は女工1人あたりの仕

事量を、縦軸は賃金水準を示している。ただし、実際には、女工の仕事量は人によって、また日によってまちまちであったから、図4-2の仕事量とは、特定の女工ではなく、平均的な女工のあり方を念頭に、1週間程度の期間を対象として、この間に女工1人がこなした仕事量を指すものとしよう。さらに図4-2の賃金水準とは、追加的な給付なども含めて、この間に女工1人に支払われた賃金の総額を示すと考えよう。そして、若い女性たちは、もともと織物工場で働くことを忌避していた以上、 W_0 以上の賃金が約束されなければ、織物工場で働こうとしなかったとしよう。従って、女工は、賃金が W_0 よりも引き下げられたとすれば、織物工場を退勤したはずであるから、織物工場の経営者は、女工に綿布を増産させるためには、逆に賃金を W_0 よりも引き上げる必要があった。そこで、こうした女工の行動を労働力の供給曲線としてあらわし、それをLWとすれば、LWは W_0 で縦軸と接し、右上がりの形状を示していたことになる。



最初に、織機が増設される以前、女工は L_a の仕事量をこなしており、泉州木綿の経営者は、織機を増設する代わりに、働き手の労働意欲を高めて綿布を増産するためには、女工1人あたりの仕事量を L_a から L_b まで増加させる必要があったとしよう。それには、泉州木綿の経営者は、追加的な給付を支給するなど、何らかの形で賃金を引き上げる必要に迫られたが、その際、女工が賃金の変化にどのような反応するかによって賃金を引き上げる程度も異なっていたはずである。これについて、まず女工が L_a の仕事量をこなした場合、その賃金水準が W_a であったとしよう。そして、女工の行動がLW(2)のように示されるとすれば、経営者は、女工1人あたりの仕事量を L_a から L_b まで増大させるためには、賃金を W_a から $W_b(2)$ まで引き上げる必要があった。その際、各女工に関して同様の引き上げがなされたとすれば、それによって労賃の総額は増大し、その増加額は、賃金を W_a に据え置いたまま代わりに織機を増設した場合に必要とされた原料費以外の経費の増加額と一致したとしよう。この場合、先の想定にもとづくと、 $155円41銭5厘 = 6,960円38銭4厘 \times (X/100)$ という関係が成り立っていたことになるから、織機を増設する代わりに、働き手の労働意欲を高める方策がとられたならば、 $X = 2.23$ 、すなわち労賃の総額は2.23%増大したと推計される。その背景には、各女工の賃金が W_a から $W_b(2)$ へと一律に引き上げられたという事情が存在し

たから、女工1人あたりの賃金の伸び率もまた2.23%にのぼっていたことになる。また先の想定では、泉州木綿の経営者は、「織機」部門全体で綿布生産量を5.88%程度増やすことを予定していたから、織機を増設しないとすれば、女工一人一人について同程度の増産を行わせる必要があったはずである。この点を念頭に、図4-2に戻れば、そうした増産がなされた場合、女工1人あたりの仕事量はLaからLbまで増大し、これを綿布生産量の変化に換算すると、その増加率は5.88%という値を示していたことになる。以上から、賃金に対する綿布生産量の弾力性、つまり賃金の変化率に対する綿布生産量の変化率の割合を求めると、労働力の供給曲線がLW(2)であった場合、賃金が2.23%引き上げられると、女工は綿布を5.88%増産したから、弾力性は $5.88/2.23=2.64$ という値を示していたわけである。

いうまでもなく、この弾力性は働き手が賃金の変化にどのように反応したかを示す指標に他ならない。すなわち、働き手は、賃金が同程度引き上げられたとしても、弾力性が高ければ、多量の綿布を増産したことになるし、弾力性が低ければ、少量の綿布しか増産しなかったことになる。従って、図4-2に戻ると、この弾力性が異なっていれば、労働力の供給曲線の形状にも違いがみられたはずである。まず弾力性が2.64を上回っていた場合、労働力の供給曲線はLW(2)ではなくLW(1)のような形状を示していたであろう。なぜなら、そのように弾力性が高い水準にあったとすれば、経営者は、賃金をWb(2)よりも低位にあるWb(1)にまで引き上げるだけで、女工1人あたりの仕事量をLaからLbまで増大させることができたと考えられるからである。こうした条件の下では、賃金がWb(2)まで引き上げられた場合と比べて、労賃の総額は大きく増大しなかったから、経営者は、織機を増設するよりも、むしろ賃金を引き上げて綿布を増産した方が経費の増加を抑制できたことになる。従って、女工がLW(1)のように行動したならば、織機を増設が見送られ、働き手の労働意欲を高める方策がとられたに違いない。

では、逆に弾力性が2.64を下回っていたとすればどうであろうか。この場合、図4-2によれば、労働力の供給曲線はLW(3)のような形状を示していたであろう。なぜなら、そのように弾力性が低い水準にあったとすれば、経営者は、働き手の仕事量をLaからLbまで増加させるためには、賃金をWb(2)よりも高い水準にあるWb(3)にまで引き上げる必要があったと考えられるからである。こうした状況の下では、経営者は、賃金をWb(2)まで引き上げた場合と比べて、より多くの労賃を支出しなくてはならないため、賃金を引き上げて働き手の労働意欲を高めるのではなく、むしろ織機を増設した方が経費の増大を抑制できたことになる。実は、こうした状態こそ、泉州木綿の工場でみられた事態に他ならない。実際、2.64という弾力性の値は、5.88%という綿布生産量の変化率を2.23%という賃金の変化率で除したものであるが、先に指摘したように、現実には、賃金の変化率は2.23%を大幅に上回っていたと考えられるから、逆に弾力性の値は2.64をはるかに下回っていたに違いない。

とはいえ、泉州木綿の工場では、女工の労働意欲を高める試みがなされなかったわけではなく、先の「穀」の事例から窺えるように、そうした試みが実行されたことが知られている。しかし、「織機」部門を例にとれば、「穀」の印が捺された記録がはじめて登場したのは、

明治43年3月26日のことであったが、それからまもない同年4月6日を最後に、「毅」と捺印された記録は姿を消している。これについて、当時、「織機」部門に在勤した「武田キヨ」の事例に注目すると、たとえば43年4月5、6日には、彼女は、いずれも終日作業に従事していたが、5日には「春日」と「生駒」という種類の綿布を8、5本ずつ生産したのに対し、6日にはそれらを6、2本ずつ生産したすぎないから、5日の出来高は6日のそれを上回っていた。従って、「毅」の印は仕事に励んだ者の記録に捺されたと考えられるから、「キヨ」に関して、「毅」という評価が下されるとすれば、それに該当するのは出来高の多かった5日の方であったことになろう。しかし、実際には、「キヨ」の場合、5日の記録には「毅」の印がなく、逆に仕事量の少なかった6日の記録に「毅」と捺印されていた。もちろん、監督者は、気まぐれで捺印したとは考え難いし、むしろ出来高が少ないことを咎めるためならば、「毅」ではなく別の印を捺したはずである。この点からすれば、「毅」の印が捺されたタイミングが問題となる。たとえば、終業時間の際に捺印がなされたとすれば、この時点では、女工たちの1日の出来高が判明している以上、監督者は、「キヨ」のように、前日より仕事量が少なかった者に「毅」の評価を与えたとは考え難い。従って、「毅」の印が捺されたのは、それ以前の女工たちが就業している最中のことであったとみてよい。すなわち、監督者は、工場内を適宜巡回しながら、熱心に働く女工が存在した場合、引続き仕事に励むように促すため、彼女に報償を与えることを約束し、その記録に「毅」と捺印したのであろう。だが、ここで注目すべきは、たとえ「毅」と評価されたとしても、働き手は必ずしもそれに応えて十分な働きをしたわけではないという点である。なぜなら、上記の「キヨ」のように、「毅」の評価を受けた女工のなかには、「毅」と捺印された後、監督者の期待を裏切って作業ペースを落とす者も存在し、そうした女工は1日を通してみれば大して綿布を生産できなかったと考えられるからである。この点は、女工たちの賃金に対する綿布生産量の弾力性が低い水準にあったことをふまえると、容易に納得できるだろう。つまり、経営者は、「毅」の評価を下した者に報償などを支給して働き手の労働意欲を高めようとしたものの、こうして追加的な給付を与えられたとしても女工たちはなかなか綿布を増産しなかったから、すぐに「毅」の捺印を中止せざるをえなかったわけである。

以上から、織物工場では、女工たちの仕事量を分析すると、彼女たちは酷使されていなかったばかりか、働き手に増産を促すような処置もとられていなかったから、女工たちは、怠けていたわけではないにせよ、ある程度の余裕を持って働いていたと考えてよい。これに対して、若い女性たちは、生家で働いた場合、綿布生産の事例から窺えるように、年間を通して一日中仕事に従事していただけでなく、仕事量についていえば、もはや綿布を増産しえない限界まで仕事に励んでいた以上、肉体的にも精神的にも相当な負担を覚悟しなくてはならなかった。ところで、家事使用人や紡績女工については、働き手の受ける負担がどの程度のものであったのかは定かではないが、いずれにせよ、その負担がきわめて重いものであったとすれば、若い女性たちは、家事奉公に出たり、紡績工場で働いたりすることを忌避したとしてもおかしくはない。この場合、明治40年代を例にとれば、なお若い

女性たちには、生家で働くか、織物工場で働くかという2つの選択肢が残されていたことになるが、仕事量を比較する限り、彼女たちにとって、生家で働いた方が織物工場で働くよりも仕事の負担が少なかったとは考え難い。むしろ、彼女たちにとって、そうした負担を少しでも免れるためには、生家で働くよりも織物工場に通った方が得策であった可能性があろう。こうした状況の下で、そうした負担の強弱が彼女たちの就業行動を左右していたとすれば、若い女性たちは、生家で働くのを忌避し、織物工場に職を求めて殺到したはずである。しかし、現実には、彼女たちは、織物工場で働くことを嫌い、生家で稼得活動に従事することを望んでいた以上、仕事量の違いによって、彼女たちの就業行動を説明することは不可能であろう。

b 作業に対する集中度

とはいえ、働き手にかかる負担の強弱は、仕事量に限らず、作業に対する集中度、すなわち働き手がどの程度注意深く仕事をしてきたかによっても左右されたであろう。そこで以下では、引続き若い女性たちが生家で働いた場合と織物工場で働いた場合を例にとり、それぞれのケースについて、彼女たちがどの程度作業に集中していたのかを検討しよう。

(1) 生家で働いた場合

最初に、若い女性たちが生家で稼得活動に従事した場合を考えよう。たとえば1日の綿糸や綿布の生産量は同じであったとしても、彼女たちが慎重に作業を進めていたとすれば、働き手の不注意によって不良品が生産される可能性は低かったと考えられるのに対し、逆に散漫に働いていたとすれば、そうした不良品の発生率は高い水準にあったはずである。これについて、綿糸生産の事例は定かではないが、綿布生産のケースを例にとれば、若い女性たちがどの程度不良品を生産していたかが判明する。そこで手掛かりとして、綿布生産の事例に即して不良品が生産されたケースを分析しよう。

まず先の帯谷家の事例に注目すると、同家は、綿布生産を委託していた各世帯との取引を何冊かの帳簿に記録していた。史料4-2は、先の史料4-1の収録された帳簿を例にとって、そこに登場する「別小村 勘七」の世帯との取引記録を示したものである。それによれば、ここでは明治33年8月から34年8月までの取引が対象とされているが、このうち34年1月18日の記録をみると、「入弐反キズ」との書き込みがなされている。実は、「キズ」とは、経糸が切れたり、杼に収めた緯糸がなくなったりしたのに気づかないまま、織り手が不注意に綿布を織り上げた場合、経糸が切れた部分や緯糸が織り込まれなかった部分が仕上がった綿布に傷のような痕跡として残されることを指す。こうした綿布は、見た目に難があるため、不良品として扱われていた。ところで、帯谷家は綿布を20反ごとにまとめて集荷していたが、泉南では、綿布の取り扱いの最小単位として、2反分の綿布が1本として取引されていた。従って、「入弐反キズ」とは、明治34年1月18日に同家が「勘七」の世帯から綿布を集荷した際、一部に「キズ」が存在することを発見したため、「キズ」のある部分を2反分

だけ不良品として選り分けたことを意味している。

史料4-2

明治34年の記録					明治33年の記録					
					六伸三機					
七月	一月	七月	一月	七月	七月	一月	七月	一月	七月	別小村
全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	全廿反渡	勘七殿
入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	入式十反	
代九十銭	代九十銭	代九十銭	代九十銭	代九十銭	代九十銭	代九十銭	代九十銭	代九十銭	代九十銭	

中略

出所:「三拾三年八月起 方 機場帳」

もちろん、「キズ」のある綿布の市場価格は低いものであったから、帯谷家をはじめ、織元は、そうした不良品を回収した場合、通常の織賃を支払ったとすれば、損失を蒙ることになるため、織賃を差し引くのが一般的であったと考えられる。しかし、史料4-2をみると、20反分の綿布を1単位とすれば、「キズ」のある「式反」と残りの「十八反」を合せて、1単位の綿布を回収するのと引き換えに「九十銭」の織賃が支給されているが、同じ1月18日には、他にも「キズ」のない綿布が5単位回収されており、それらの織賃は1単位につき同じ「九十銭」とされていた。従って、帯谷家は、「キズ」のある「式反」の綿布を集荷する際、織賃を控除する処置をとらなかったわけである。その要因として、織賃の水準に注目すると、明治34年1月18日の場合、20反の綿布と引き換えに「九十銭」の織賃が支払われたから、織賃は1反につき4銭5厘とされていた。この点を念頭に、先の表4-4によって、同時期の帯谷家の取引に関して、毎月の平均的な1反あたりの織賃の動向をみると、その値は、明治34年1月まで4、5銭台で推移していたが、同年2月以降、2、3銭台にまで低落しているから、4銭5厘という値は高い水準に位置していた。こうして織賃が高騰していた以上、34年1月18日頃には、帯谷家は、織賃を引き上げてまでも多量の綿布を集荷する必要に迫られていた。そして、その背景には、綿布の市場価格が高騰していたという事情が存在したと考えられるから、この時期には、帯谷家に限らず、他の織元もまた多くの綿布を集荷しようとしていたであろう。そのため、こうした状況の下では、わずかな「キズ」に関して、帯谷家が織賃を差し引いたとすれば、綿布を生産していた各世帯は、それを嫌って同家との取引を打ち切り、他の織元と新たに取引をはじめたとしてもおかしくはない。従って、

帯谷家は、とにかく多くの綿布を集荷するため、各世帯との取引を継続することを優先した結果、ささいな「キズ」については織賃を控除するのを差し控えた可能性がある。だが、それでも同家は、綿布を集荷した際、「キズ」の存在を見過ごしたわけではなく、史料4-2の事例から窺えるように、通常どおりの織賃を支払ったものの、他方で、わざわざ「キズ」のある不良品を選び分けたことを忘れてはならない。この点からすれば、帯谷家は、綿布を回収するにあたって、その仕上がりを検査し、「キズ」を発見したならば、たとえ織賃が高騰していたため、織賃を控除できなかったとしても、「キズ」の存在を漏れなく帳簿に記録したと考えられる。逆に織賃が低迷していたとすれば、同家は、品質を点検した際、「キズ」のある綿布については、その旨を記録して織賃を差し引いたに違いない。

では、その結果、「キズ」のある不良品はどの程度発見されたのだろうか。実は、史料4-2を収めた帳簿の記録を集計すると、帯谷家は103世帯から計4万6,515反の綿布を集荷しているが、その全記録を対象としても、「キズ」と記されたケースは、史料4-2の事例以外に、明治33年12月12日に「八坂村 柘造」から「四反」の不良品が回収されたケース、34年8月23日に「額原村 九郎右衛門」から「十六反」の不良品が回収されたケース、34年8月23日に「額原村 橋本米吉」から「十八反」の不良品が回収されたケースの4件しか認められず、すべてを合計しても「キズ」のある綿布は40反にすぎなかった。こうした特徴は、この帳簿に限られたものではない。たとえば明治40年代に対象を移せば、帯谷家には、明治42年4月から9月にかけて、72世帯から計4,832反の綿布を集荷した記録を収めた帳簿が残されているが²⁹⁷、その全記録を対象としても、「キズ」のある綿布が回収された事例はまったく存在しなかった。

史料4-2を収めた帳簿に戻れば、そこに登場する世帯については、帯谷家から貸与された織機1台あたりの1日の綿布生産量を求めることが可能であり、その値と「キズ」との関係に注目すると、さらに以下の事実が判明する。まず先の表4-2によれば、織機1台につき1日の綿布生産量が2.5反以上に達していた世帯は5軒存在したが、これらの世帯との取引を対象とした場合、「キズ」のある綿布が回収された記録は1件も確認されない。また史料4-2の「勘七」の世帯を例にとれば、その織機1台あたりの綿布生産量は2.35反であったから、織機1台あたりの綿布生産量が2反以上2.5反未満であった世帯を対象とした場合、表4-2によると、「勘七」の世帯を含めて、そうした世帯は12軒存在したが、これらの世帯との取引についても、「キズ」のある不良品が集荷されたケースは、史料4-2の事例を除けば皆無であった。逆にいえば、このことは、「キズ」のある綿布は稀にしか発見されなかったものの、発見されるとすれば、そうした不良品は織機1台あたりの綿布生産量が2反に満たない世帯から集荷された綿布に含まれていたということを意味している。実際、先の「勘七」の世帯を除き、不良品を生産した上記の3世帯について、織機1台あたりの綿布生産量を求めると、織機の台数の記録を欠いた「橋本米吉」の世帯を別として、「柘造」と「九郎右衛門」の世帯の値はそれぞれ0.61、1.59にすぎなかった。こうして織機1台あたりの綿布生産量が低い水準にあった世帯のなかには、稼得活動に専念しうる女性が存在せず、家庭内の女性

たちが家事の合間を縫って綿布を生産していた世帯が少なくなかったと考えられるから、こうした世帯で不良品が生産されたのは、織り手の女性たちが家事に追われて綿布生産に集中できなかったためであった可能性がある。これに対して、逆に織機1台あたりの綿布生産量が高い水準にあった世帯では、事情は異なっていた。これについて、先の織機1台あたりの綿布生産量が2.5反以上に達していた5軒を例にとれば、これらの世帯には、稼得活動に専念しうる女性たちが存在し、彼女たちが綿布生産の中心を担っていた。こうした女性たちは、家事に追われることもなかったから、綿布生産に集中できたはずである。この点からすれば、この5軒から「キズ」のある綿布が回収されなかったのは、これらの世帯では、綿布生産に専念していた女性たちが仕事に集中し、注意深く作業にあたっていたためであると考えられる。

だが、このことは、織り手の女性たちが高い品質の綿布を生産していたことを意味するものではない。問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯は、織元から常時監視されていたわけではないため、所定の値よりも綿糸の使用量を減らして綿布を織り上げることで、織元から配給された綿糸の一部を不正に着服していたことが知られている²⁹⁸。こうした行為がなされた場合、織元は、綿糸の着服による損失のみならず、綿糸の使用量が減らされた結果、仕上がった綿布の品質が低下するという被害を蒙ることになった。そのため、織元は、綿糸の使用量の少ない綿布の重量は軽くなるので、綿布を回収する際、その重さを計量して綿糸が着服されたかどうかを検査していた²⁹⁹。けれども、各世帯は、不正が発覚しないように、着服した綿糸の重量を全体の3%程度に抑えていたから、織元は、なかなか綿糸の着服を根絶できなかったという。それはともかく、こうして綿糸が着服されたならば、所定の量の綿糸が使用されたケースと比べて、綿布の見た目にも悪影響が及ぶ場合があったことを指摘しておこう。はじめに、織り手は、綿糸の一部を着服した場合、その分だけ綿布の長さや幅を詰めたならば、すぐに不正が発覚するため、綿布の規格を変えることなく、経糸や緯糸の糸と糸の間隔を微妙に広げることで綿糸の使用量を減らす必要があった。しかし、織り手にとって、それは決して容易な作業ではなかったであろう。なぜなら、織り手が糸と糸の間を広げる際、その間隔を均等に広げなければ、生地が目が不揃となり、仕上がった綿布には、糸同士の隙間が広がった部分が筋のような「キズ」として残されることになったからである³⁰⁰。従って、綿糸の使用量が減らされたとすれば、所定の量の綿糸が使用された場合よりも、「キズ」が発生する確率は間違いなく上昇したはずである。そして、泉南では、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯は、日常的に綿糸を着服していたというから、それによって「キズ」のある綿布が生産される可能性は十分に存在していたことになる。にもかかわらず、現実には、「キズ」のある綿布が集荷される確率はきわめて低い水準にとどまっていたし、織り手のなかでも、綿布生産に専念していた女性たちは「キズ」のある綿布をほとんど生産しなかった。もっとも、泉南では、しばしば綿糸の着服が問題とされていた以上、綿布生産に専念していた女性たちを含めて、織り手がまったく綿糸の着服に加担していなかったとは考え難い。逆にいえば、綿布生産に専

念していた女性たちは、細心の注意を払って糸同士の間隔を均等に広げながら綿布を織り上げていたからこそ、綿糸の使用量を減らしても「キズ」のある綿布を生産しなかったことになる。もちろん、こうして綿糸を着服するためには、彼女たちは、不正が発覚しないように、いっそう注意深く作業を進める必要があったから、それによって働き手にかかる肉体的、精神的な負担はそれだけ重いものとなったに違いない。

(2) 織物工場

続いて織物女工のケースを検討しよう。まず手掛かりとして、泉州木綿の工場を例にとって、明治43年3月28日の「織機」部門の動向に注目しよう。この3月28日の事例については、先に「穀」の捺印を説明する際に取り上げたものの、実は、この日の同部門の記録には、「穀」以外にも、次のような2種類の印が捺されたケースが認められる。

最初に、この日の「椋橋十」の記録を例にとれば、そこには、「傷壺」との印が捺されていた。ところで、泉州木綿の工場では、力織機が使用され、それは蒸気機関の動力によって稼動していたが、運転中、経糸の一部が切れたり、杼に収めた緯糸がなくなったりする事態が頻繁に発生したから、その都度、女工は織機の運転を止め、経糸をつないだり、緯糸を補充したりしたうえで運転を再開させる必要があった。しかし、経糸が切れたり、緯糸がなくなったりしたのに、それに女工が気づかないまま織機を稼動させると、先の手機による綿布生産の事例と同様に、仕上がった綿布には、経糸の切れた部分や緯糸が織り込まれなかった部分が傷のような痕跡として残されることになった³⁰¹。そうした傷のある綿布は、不良品の扱いを受け、その市場価格は著しく低いものであったから、泉州木綿に限らず、織物工場では、担当者が生産された綿布の品質を検査し、傷のある不良品を選別する作業にあたっていた。つまり、「椋橋十」の記録に「傷壺」とあるのは、彼女が不注意によって傷のある綿布を1本生産し、検査の結果、それが判明したということの意味している。そうした不良品が生産された場合、泉州木綿の経営者は、それによって損失を受けることになったから、傷のある綿布を生産した女工の記録に「傷壺」と捺印し、彼女に罰金を課すことで損失を償わせたものと思われる。その際、史料的制約から詳細は定かではないが、罰金として賃金の一部が差し引かれたと考えるのが妥当であろう³⁰²。

他方、たとえば同じ日の「田中末」の記録をみると、そこには、「一分引」という印が捺されていた。その意味は、「傷壺」と違って必ずしも明確ではないが、実は、「一分引」の捺印は以前から行われており、明治42年3月17日を例にとれば、この日の「織機」部門の記録には、「井上マサエ」の欄に限って「一分引」の印が捺され、これと対応して、記録の末尾には、「歩引一銭」との書き込みがなされていた。ところで、この日、「井上マサエ」は「春日」と「敷島」という綿布をともに2本ずつ生産し、当時の「春日」と「敷島」の織賃はそれぞれ1反につき1銭2厘5毛、1銭4厘であり、1本は2反にあたるから、この3月17日の彼女の賃金は10銭6厘に達していた。そして、10銭6厘の10%は1銭6毛となるが、ここから6毛を切り捨てた値は「歩引一銭」に等しいから、「井上マサエ」の記録に「一分引」とあるのは、こ

の日の彼女の賃金が10%、すなわち「一分」差し引かれたことを意味している。従って、問題の「田中末」の事例に戻れば、その記録には「一分引」との印が捺されていた以上、この日の彼女の賃金もまた同様に10%控除されたのであろう。その要因として、史料的制約から詳細はよく分からないが、いずれにせよ、賃金が差し引かれた以上、操業の妨げとなる行為や職場の秩序を乱す行為など、女工が経営者にとって不都合な行為を働いたことが問題とされたものと思われる。

もちろん、働き手が仕事に集中していたとすれば、傷のある綿布を生産することも、「一分引」のような処罰を受けることもなかったはずであるから、逆にいえば、「傷壱」や「一分引」の対象とされた者は仕事に集中していなかったことになる。では、そのように「傷壱」や「一分引」の印が捺された者はどの程度存在したのだろうか。まず「織機」部門については、史料の残存する明治42年2月26日から43年12月31日までの動向が判明しており、「一分引」の捺印は、その全期間を通して行われていたことが、「傷壱」の捺印は、明治43年3月16日から開始され、その後、同年12月まで継続されていたことが確認される。そこで、明治42年3月から翌43年12月にかけて、同部門において、毎月、「傷壱」と捺印された者、「一分引」と捺印された者がそれぞれ延べ何名存在したかを求めると、その結果は表4-9のようになる。それによれば、「一分引」や「傷壱」の対象者の数は月によってまちまちであった。実際、「一分引」の対象者が最多であったのは明治43年9月であり、その数は56名にのぼっていたが、同年11月には「一分引」と捺印された者は皆無であったし、「傷壱」についても、対象者が最も多かったのは明治43年6月であり、その値は41名に達していたが、同年5月には「傷壱」と捺印された者は一人として存在しなかった。その要因として、たとえば「傷壱」の対象者が田植の時期の43年6月に最も多かったことをふまえると、「一分引」や「傷壱」と捺印された者の数は農繁期に増加し、逆に農閑期に減少したのではないかという疑問が湧く。すなわち、織物女工たちは、農繁期には、工場での仕事の傍ら農作業などを手伝っていたため、工場での作業に集中できなかったのに対し、農閑期には、農作業を手助けする必要がなかったため、工場での作業に集中できたのではないかというわけである。しかし、表4-9によれば、43年10月は、収穫の時期にあたり、6月と並んで農繁期に該当したのに、この月の「傷壱」の対象者は7名にすぎなかったし、「一分引」の対象者が最も多かったのは43年9月のことであったが、9月は、泉南の農家にとって農閑期にあたり、1年のうち「最も暇ある」月とされていた³⁰³。この点からすれば、農繁期農閑期の違いが「一分引」や「傷壱」と捺印された者の数を左右していたとは考え難い。他方、別の要因として、女工たちが仕事に集中した月もあれば、集中しなかった月もあったというように、その勤務態度が目まぐるしく変化したとすれば、「一分引」や「傷壱」の対象者の数に月によって著しい違いが存在したとしてもおかしくはないが、こうした想定はあまりに不自然であろう。

表4-9 「織機」部門における「一分引」と「傷壺」の対象者
単位：人

一分引		傷壺		一分引		傷壺	
		43年 1月		25	-		
		2月		26	-		
42年 3月	41	-	3月	10	15		
4月	28	-	4月	4	7		
5月	31	-	5月	18	0		
6月	35	-	6月	14	41		
7月	43	-	7月	11	37		
8月	11	-	8月	5	7		
9月	1	-	9月	56	3		
10月	38	-	10月	17	7		
11月	12	-	11月	0	6		
12月	36	-	12月	3	13		

注：「織機」部門における毎月の「一分引」もしくは「傷壺」の印を捺された者の延べ人数を対象とした。

出所：「明治四十式年壺月 工場反入明細簿」、「明治四拾二年三月廿六 工場反入明細帳」、「明治四十二年六月十一日ヨリ八月十一日マデ 工場反入明細帳」、「明治四十二年六月十一日 工場反入明細綴」、「明治四十二年十一月一日 工場反入明細綴」、「明治四十三年一月 工場反入明細綴」、「明治四十三年三月二十五日 工場反入明細表綴」、「明治四十三年七月 工場反入明細表綴」、「明治四十三年九月二十六日 工場反入明細表綴」。

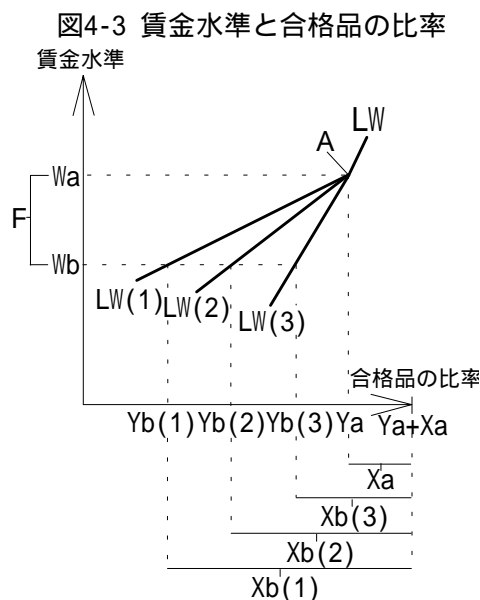
この点からすれば、「一分引」や「傷壺」と捺印された者の数が月によってまちまちであったのは、女工の働き方に違いがあったためではなく、むしろ経営者が捺印の基準自体を変えていたためであったと考えられる。すなわち、同じ傷とはいえ、その程度はさまざまであったはずであるし、「一分引」として操業の妨げとなる行為や職場の秩序を乱す行為が処罰の対象とされたとしても、そうした行為にもさまざまな程度が存在したと考えられるから、経営者がわずかな傷やささいな行為についても処罰の対象としたならば、「一分引」や「傷壺」の対象者は増加し、逆にそれらを見過ごしたならば、「一分引」や「傷壺」と捺印される者は減少したというわけである。こうした状況の下では、働き手は、たとえ仕事に集中していたとしても、処罰の基準が厳格であれば、「一分引」や「傷壺」の対象とされることを免れなかったであろう。しかし、反対に基準が緩和された場合、女工たちが集中して作業にあたっていたとすれば、「一分引」や「傷壺」と捺印される者はほとんど存在しなかったはずである。にもかかわらず、表4-9をみると、その対象期間中、処罰の基準が緩和された月も少なくなかったと考えられるのに、「一分引」もしくは「傷壺」の対象者が皆無であった月は、43年5、11月以外にまったく存在しなかった。従って、たとえ処罰の基準が緩められていたとしても、毎月、何名かが「一分引」や「傷壺」の対象とされていたことになる。この点からすれば、女工たちは、つねに仕事に集中していたわけではなく、現実には、しばしば集中力を欠いたまま作業にあたっていたからこそ、たとえ基準が厳格でなかったとしても、「一分引」や「傷壺」の処罰を受けたと考えられる。

以上から、若い女性たちが仕事に集中する度合は、生家で働く場合と織物工場働く場

合とでまったく違っていたことになる。なぜなら、「一分引」はともかく、「傷沓」の事例に注目すると、彼女たちは、生家で綿布生産に専念したならば、「キズ」のある不良品をほとんど生産しなかったのに、織物工場で働いた場合、傷のある綿布を生産することも珍しくなかったからである。もっとも、生家で綿布を生産する場合、織り手は、1人につき1台の手機を使って作業していたから、その織機にだけ気を配ればよかったし、自ら手機を動かしていた以上、織機を操ることも容易であった。これに対して、泉州木綿をはじめ、織物工場では、力織機が使用され、それは蒸気機関などの動力によって稼動していたから、女工にとって織機の操作自体が困難であったとしてもおかしくはないし、女工は1人につき4台程度の織機を受け持っていたから、それらの運転状況を細かに監視することはできなかった可能性がある。この点からすれば、織物工場で傷のある綿布が生産され、生家でそうした不良品が生産されなかったのは、こうした作業条件の違いが存在したためではないかという疑問が湧く。しかし、力織機を使用した場合でも、働き手は、傷が発生してから、時間が若干経過した後、それをようやく発見したとしても、織機の運転を止め、傷の部分まで織り込まれた緯糸をほどこき、それを修復したうえで運転を再開すれば、その傷を取り除くことができたという³⁰⁴。従って、織物工場でも、働き手が作業に集中していたとすれば、そもそも傷のある綿布を生産しなかったはずである。にもかかわらず、実際には、泉州木綿の工場では、そうした不良品が生産されていた以上、女工たちは、しばしば傷の存在に気づかないほど集中力を欠いたまま作業にあたっていたことになる。

とはいえ、泉州木綿の経営者にとって、女工たちの労働意欲を引き出すことができれば、彼女たちの集中力を向上させることも可能であったはずである。事実、先の「穀」の捺印は、働き手の労働意欲を高めるために開始されたと思われる。しかし、現実には、「穀」の捺印はすぐに取り止められることになった。この点は、「一分引」や「傷沓」の事例と対照的な違いを示している。表4-9から窺えるように、「一分引」や「傷沓」の捺印は、「穀」とは違って長期間継続されていたからである。実は、このことは、働き手の労働意欲のあり方と密接な関係を有していた。これについて、「織機」部門の女工が傷のある綿布を生産した場合を例にとって説明しよう。まず若い女性たちは、そもそも織物工場で働くことを忌避していたから、一定水準の賃金が支給されなければ、織物工場で働こうとしなかったはずであるし、その水準よりも賃金が引き下げられた場合には、織物工場を退勤したであろう。逆にいえば、経営者は、働き手の労働意欲を高めるためには、賃金を引き上げる必要があったわけである。従って、働き手は、綿布生産量が変わらなかった場合、賃金が上昇するにつれ、労働意欲の向上とともに仕事に集中したことになるから、それによって傷のある綿布が生産される確率は低下したであろう。こうして傷のある不良品の生産量が減少すれば、綿布の総生産量が一定であったという条件の下では、逆に品質検査に合格した綿布の量は増大したから、働き手の労働意欲の向上と比例して、綿布生産量全体に占める合格品の比率は上昇したわけである。つまり、こうした合格品の割合は女工の労働意欲のあり方を示す指標となる。この点を念頭に、賃金水準と合格品の比率との関係を図4-3によって説明し

よう。このうち、縦軸は賃金水準を、横軸は合格品の割合を示している。ただし、先の明治43年3月28日を例にとれば、当時、「織機」部門の定員は36名とされており、このうち5名が傷のある綿布を生産したのに対し、前日の27日には、そうした不良品を生産した者は皆無であったから、不良品の発生率は日によって、また人によってまちまちであったと考えられる³⁰⁵。そこで、図4-3では、特定の女工ではなく、平均的な女工のあり方を前提に、1週間程度の期間を対象として、この間に女工1人が一定量の綿布を生産していたという状況を想定したうえで、その女工が生産した綿布のうち、「傷」のある不良品を除き、残りの検査に合格した綿布の量を合格品の比率とみなすことにしよう。その際、簡略化のため、1種類の綿布しか生産されていなかったと考えよう。この場合、綿布の生産量は綿布の本数によってあらわされる。また図4-3の賃金水準とは、この間に女工1人に支払われた賃金の総額を指し、罰金として賃金が差し引かれた場合、それによって賃金水準は低下したとしよう。



注：合格品と不良品とを合わせた総生産量は一定であることを前提とする。この場合、総生産量は $Y_a + X_a$ となる。

はじめに、女工が Y_a 本の合格品に加えて X_a 本の不良品を生産し、さらに不良品に対して、経営者は罰金を徴収することなく、 W_a の賃金を支払っていたと想定しよう。この場合、図4-3によれば、彼女は点Aのような状況で働いていたことになる。こうした条件の下で、「傷壺」の捺印にみられたように、経営者が不良品の生産に対して罰金の徴収に踏み切ったとすれば、働き手はどのような行動をとったであろうか。まず賃金が上昇するほど、働き手は労働意欲を向上させ、それによって合格品の比率は増大したから、こうした働き手の行動を労働力の供給曲線としてあらわし、それをLWとすれば、図4-3では、LWは右上がりの形状を呈していたことになる。もっとも、その場合、罰金の徴収が開始され、働き手の手にする賃金が減少したならば、働き手の労働意欲もまた減退するため、不良品の発生率が増加し、逆に合格品の割合は減少したに違いない。この点を念頭に、働き手は合格品と不良品

を Y_a 、 X_a 本ずつ生産していたという状況の下で、罰金が課されると、合格品は Y_a から Y_b 本へと減少し、不良品は X_a から X_b 本へと増加したとしよう。その際、合格品と不良品を合わせた総生産量は一定であったことが前提となるから、 $Y_a + X_a = Y_b + X_b$ 、 $Y_a > Y_b$ 、 $X_a < X_b$ という関係が成り立っていた。ところで、合格品と不良品の市場価格の差が1本につき P であったとすれば、経営者は、不良品が1本生産されるごとに P だけ損失を受けたことになる。従って、罰金の徴収が開始され、女工1人の生産する不良品が X_a から X_b 本へと増加すると、不良品の生産によって経営者の受けた損失は女工1人につき $P(X_b - X_a)$ だけ増大したわけである。しかし、経営者は、女工から罰金を徴収することで、そうした損失を埋め合わせることができた。この点からすれば、経営者は、不良品の増大による損失の増加額と罰金の徴収額とを比較しながら、罰金を課すかどうかを判断したと考えるのが妥当である。従って、女工1人あたりの罰金の徴収額を F とすれば、 $P(X_b - X_a)$ と F との大小関係が問題となろう。もちろん、傷の程度によって、同じ不良品とはいえ、その市場価格には違いがあったり、罰金の徴収額が変更されたりした可能性もあるが、さしあたり、傷の程度には変わりがなかった場合を前提として、 P と F の値は一定であったとしよう。こうした条件の下では、 $P(X_b - X_a)$ と F の大小関係は X_a と X_b の値によって左右されたことになる。

この点を図4-3によって説明しよう。まず点Aの状態から、一定の罰金 F が徴収された結果、賃金水準が W_b まで低下したケースを想定しよう。この場合、 X_a の値は一定であったとしても、賃金の変化に対する働き手の反応に違いがあったとすれば、それによって X_b の値は異なっていたはずである。これについて、まず女工がLW(2)のように行動したケースを検討しよう。この場合、賃金が W_a から W_b へと低下したならば、合格品は Y_a から $Y_b(2)$ 本へと減少し、逆に不良品は X_a から $X_b(2)$ 本へと増加した。その際、 $X_b(2)$ に関して、 $P\{X_b(2) - X_a\}$ と F とが一致していたと考えよう。こうした条件の下では、経営者は、罰金を課すか否かを躊躇したに違いない。なぜなら、経営者にとって、罰金を徴収することで、不良品の増加による損失を補填できたとしても、そうした損失を上回る収入を得られなかった以上、罰金を課すにせよ課さないにせよ、いわば損得には変わりがなかったからである。

では、働き手がLW(1)のように行動したとすればどうであろうか。この場合、罰金の徴収がはじまり、合格品が Y_a から $Y_b(1)$ へと減少し、逆に不良品が X_a から $X_b(1)$ に増加したならば、合格品と不良品を合わせた総生産量は変わらなかったから、 $Y_a + X_a = Y_b(1) + X_b(1)$ 、すなわち $X_b(1) - X_a = Y_a - Y_b(1)$ という関係が成り立っていた。同様に、労働力の供給曲線がLW(2)であった場合にも、 $X_b(2) - X_a = Y_a - Y_b(2)$ という関係が成立していたことはいうまでもない。ただし、図4-3から判明するように、 $Y_a - Y_b(1) > Y_a - Y_b(2)$ という関係が存在した以上、 $X_b(1) - X_a = Y_a - Y_b(1) > Y_a - Y_b(2) = X_b(2) - X_a$ 、つまり $X_b(1) - X_a > X_b(2) - X_a$ という関係が成立していたことになる。ところで、このうち、右辺の $X_b(2) - X_a$ については、 $P\{X_b(2) - X_a\} = F$ という関係が存在したから、 $X_b(1) - X_a > X_b(2) - X_a$ という条件の下では、 $P\{X_b(1) - X_a\} > P\{X_b(2) - X_a\} = F$ という関係が成り立っていた。そこで、 $P\{X_b(1) - X_a\} > F$ という不等式に注目すると、このうち、左辺は、労働力の供給曲線がLW(1)であった場合、

罰金の徴収がはじまり、不良品が増大したことによって、経営者の受ける損失がどの程度増加したかを、右辺は、罰金の徴収額を示したものに他ならない。つまり、この不等式は、働き手がLW(1)のように行動したならば、罰金の徴収が開始された場合、不良品の増大による損失の増加額が罰金の徴収額を上回るようになったということの意味している。こうした条件の下では、経営者は、罰金を課した方が課さなかった場合よりも、むしろ多くの損失を蒙ることになったから、罰金の徴収を差し控えたに違いない。

では、働き手がLW(3)のように行動したとすればどうであろうか。この場合、罰金の徴収が開始され、合格品が Y_a から $Y_b(3)$ 本へと減少し、逆に不良品が X_a から $X_b(3)$ 本に増加したとすれば、総生産量は一定であったから、 $X_b(3) - X_a = Y_a - Y_b(3)$ となり、また図4-3から窺えるように、 $Y_a - Y_b(3) < Y_a - Y_b(2)$ という関係が存在したから、 $X_b(3) - X_a = Y_a - Y_b(3) < Y_a - Y_b(2) = X_b(2) - X_a$ 、すなわち $X_b(3) - X_a < X_b(2) - X_a$ という関係が成り立っていた。従って、 $P\{X_b(3) - X_a\} < P\{X_b(2) - X_a\} = F$ 、つまり $P\{X_b(3) - X_a\} < F$ という不等式が成立していたことになる。この不等式は、労働力の供給曲線がLW(3)であった場合、罰金の徴収が開始され、不良品の増大によって経営者の受けた損失が増加したとしても、そうした損失を罰金の徴収額が上回っていたことを示している。こうした条件の下では、経営者は、罰金を課したならば、それによって利益を得ることができたから、間違いなく罰金の徴収に乗り出したであろう。従って、「織機」部門で罰金の徴収が開始されたのは、女工たちがLW(3)のように行動したためであったと考えられる。この点は、先に指摘したように、女工たちの賃金に対する綿布生産量の弾力性が低い水準にあったということと整合する。最初に、この弾力性が低位にあったということは、賃金が上昇したとしても、女工たちはなかなか綿布を増産しなかったことを意味している。こうして賃金の変化に対して綿布生産量の変化の割合が緩やかなものであったとすれば、逆に賃金が引き下げられたとしても、女工たちはあまり綿布を減産しなかったであろう。この場合、綿布生産量の多寡を働き手の労働意欲のあり方を示す指標とみなせば、賃金が低下したとしても、綿布生産量はそれほど減少しなかったから、女工たちの労働意欲もまた大して減退しなかったことになる。この点は、賃金水準と合格品の比率との関係を示した図4-3からも裏付けられる。図4-3によれば、賃金が W_a から W_b へと引き下げられると、たとえば労働力の供給曲線がLW(1)であったならば、合格品の比率は $Y_b(1)$ の水準まで低下したのに対し、実際には、女工はLW(3)のように行動したから、この場合、合格品の比率は低下したものの、 $Y_b(1)$ を上回る $Y_b(3)$ の水準にとどまっていた。そして、合格品の比率もまた女工たちの労働意欲のあり方を示す指標となるから、賃金が引き下げられたとしても、こうして合格品の比率があまり低下しなかったということは、彼女たちの労働意欲もそれほど減退しなかったことを示している。

以上から、「織機」部門で「傷壺」や「一分引」の捺印が長期間継続されたことも肯げよう。まず経営者が「傷壺」の捺印を開始し、その対象者に罰金を課したとしても、女工の労働意欲はあまり減退しなかったから、傷のある不良品の発生率が激増するような事態はみられなかった。そのため、史料的制約から詳細は定かではないが、いずれにせよ、経営者は、

罰金を徴収することで、不良品の生産によって受けた損失を上回る収入を得られたとしてもおかしくはない。同様に、経営者は、女工が操業を妨げたり職場の秩序を乱したりすることで損失を蒙った場合、「一分引」として女工の賃金を差し引いたとしても、女工の労働意欲は大して低下したわけではない以上、さらに損失が増大するようなことはなかったから、賃金を控除することで損失を上回る収入を手にした可能性がある。だが、その結果、「傷沓」や「一分引」の処置が継続されたならば、女工たちの労働意欲は著しく減退したわけではないとしても、そうした処置がなされなかった場合と比べれば低下したことは間違いない。実は、このことは、彼女たちの仕事に対する集中度にも影響を及ぼしたであろう。まず泉州木綿の経営者は、そもそも女工たちを酷使できなかったから、傷のある綿布を少しでも生産しないように、また操業を妨げる行為や職場の秩序を乱す行為を決して働かないように、女工たちを過剰なまでに仕事に集中させることは不可能であった。そのため、女工たちは常時集中して作業にあたっていたわけではないから、経営者にとって、彼女たちが不良品を生産したり、不都合な行為を働いたりすることは避けられなかった。そして、こうした女工たちの行動に対処するため、経営者が「傷沓」や「一分引」の処置をとったならば、彼女たちの労働意欲はさらに減退したから、それによって彼女たちの仕事に対する集中度もまた低下したに違いない。

この点からすれば、若い女性たちが生家で働いた場合と織物工場で働いた場合に関して、働き手がどの程度集中して作業に従事していたかを比較すると、対照的な違いがみられたことになる。まず織物工場では、女工たちは集中力を欠いたまま作業にあたることも珍しくなかったし、働き手の労働意欲を高めるのではなく、逆にそれを低めるような処置がとられていたから、それによって女工たちの仕事に対する集中度も低下する傾向があった。これに対して、若い女性たちが生家で稼働活動に従事した場合、綿布生産のケースを例にとれば、織り手の女性たちは細心の注意を払って作業に従事していたから、彼女たちの仕事に対する集中度は著しく高い水準にあったといつてよい。もちろん、働き手が作業に集中するほど、働き手にかかる肉体的、精神的な負担はそれだけ増大したから、若い女性たちにとって、生家で働いた方が織物工場で働いた場合よりも、仕事に集中することで受ける負担ははるかに重かったとしてもおかしくはない。この場合、そうした負担の強弱が若い女性たちの就業行動に大きな影響を与えていたとすれば、彼女たちは生家で働くのを嫌い、むしろ織物工場で働くことを望んだはずである。しかし、実際には、若い女性たちは織物工場で働くことを忌避し、逆に生家で働くことを希望していた以上、仕事に対する集中度の違いが彼女たちの就業行動を左右していたとは考え難い。

4-6 仕事の性質

もっとも、職種によって仕事の性質自体が異なっていた以上、若い女性たちの就業行動に影響を及ぼしていたのは、仕事の負担の強弱ではなく、むしろ仕事の性質の違いであっ

た可能性があろう。これについて、まず織物工場の事例に注目すると、若い女性たちは、織物工場に雇入れられた場合、稼得活動に専念できたならば、先の泉州木綿のケースから窺えるように、最終的に「織機」部門に配属され、そこで1人につき4台程度の織機を受け持ち、来る日も来る日も、織機の運転を監視しながら、切れた経糸をつないだり、緯糸を補充したりする作業に明け暮れていた。つまり、若い女性たちは、織物工場で働くとなれば、定まった持ち場を与えられ、毎日、そこを離れることなく、同じような仕事に従事しなくてはならなかったわけである。この点は、紡績女工にも当てはまる。紡績工場に雇入れられた女性の多くは、精紡工程と呼ばれる部門に配属された³⁰⁶。同部門には、精紡機として綿糸を紡ぎ出す機械が設置され、それには多数の紡錘が取り付けられており、その紡錘には木管が装着され、精紡機に伝えられた動力によって紡錘が回転すると、それによって綿糸が紡ぎ出され、それが紡錘に装着された木管に巻き取られる仕組みになっていた。そして、精紡工程の女工たちは、それぞれ精紡機の一部を持ち場としてあてがわれ、その持ち場の紡錘の運転状況を監視しながら、木管を着脱したり、切れた糸をつないだり、持ち場に積もった糸屑を除去したり、機械に注油したりする作業にあたっていた³⁰⁷。すなわち、若い女性たちは、紡績工場に雇入れられ、精紡工程に配属されたならば、毎日、定められた持ち場を離れることなく、こうした仕事に追われることを覚悟しなくてはならなかったわけである。このように、織物工場にせよ紡績工場にせよ、そこでの作業はあらかじめ定型化されていたし、女工たちはそうした作業に日々従事しなくてはならなかったから、若い女性たちにとって、織物工場や紡績工場での仕事はきわめて単調なものとして受け止められていた可能性があろう³⁰⁸。この点からすれば、彼女たちが織物工場や紡績工場で働こうとしなかったのは、こうした単調な仕事に従事することを忌避していたためであったのではないかという疑問が湧く。

しかし、仕事の単調さをめぐっては、生家で働いた場合でも、若い女性たちの置かれた状況はあまり変わらなかった。これについて、詳細の判明する綿布生産のケースを例にとれば、その作業の中心は手機によって綿布を織り上げる仕事であり、それは基本的に同じ動作の繰り返しによって成り立っていたから、きわめて単調なものであったし、織り手の女性たちは、準備作業に多少時間を割く必要があったものの、1日の作業時間のうち大半については、織機に向かって綿布を織り上げる作業にあたっており、その時間は半日近くに達していた。従って、たとえ生家で働くとしても、彼女たちは、織物工場や紡績工場で働いた場合と同様に、単調な作業に長時間従事しなくてはならなかったわけである。

逆に仕事の単調さを免れるためには、若い女性たちにとって家事奉公に出るのが最善の選択であったに違いない。たしかに、下女奉公の場合を例にとれば、下女は、家事に携わるのを日課としていたから、毎日、それに従事しているうち、日々の仕事をきわめて単調なものとして感じるようになっていた可能性があろう。だが、それでも下女は、家事に携わること以外に、使いや買物のため、しばしば外出する機会に恵まれたから、それに乗じて仕事の単調さを紛らわすことが可能であった。この点からすれば、若い女性たちが単調

な仕事に従事することを嫌い、そのことが彼女たちの就業行動を左右していたとすれば、彼女たちのなかには、織物工場や紡績工場で働いたり、生家で働いたりすることを忌避し、代わりに家事奉公に出ることを希望する者が跡を絶たなかったとしてもおかしくはない。しかし、現実には、彼女たちは、家事奉公に出るよりも、むしろ生家で働くことを望んでいた以上、仕事が単調であるか否かによって、そうした彼女たちの就業行動を説明することはできない。

4-7 作業環境

もちろん、職種が違えば、仕事の性質もさることながら、働き手が作業にあたる仕事場自体もまた異なっていたことを忘れてはならない。この点からすれば、若い女性たちの関心は、どのような仕事に従事するかではなく、どのような状況の下で仕事に従事するかという点に向けられていた可能性がある。そこで以下では、仕事場の違いを構成する要素として、職種によってそれぞれ作業環境に違いが存在した点に注目しよう。

a 温度と湿度

まず紡績工場や織物工場の状況に注目すると、そこで扱われる綿糸は湿度の違いによって状態が変化し、とくに乾燥した状況の下では切れやすいので、これらの工場では、内部の湿度を一定に保つため、作業場を密閉した構造とするのが一般的であった³⁰⁹。その結果、夏場には、工場内は相当な高温となり、しかも場内の湿度は高い水準に維持されていたから、女工たちは、蒸し暑さを我慢しながら働かねばならなかった³¹⁰。逆に冬場には、外気は乾燥したのに対し、むしろ作業場内は多湿に保たれていたから、働き手にとって湿度は問題にならなかったが、他方で、工場の構造上、気温の低下によって床が「セメントなのでとても冷え」る場合もあったというから³¹¹、女工たちは足回りの冷気に耐えながら作業にあたる必要があった。このように、工場内の温度や湿度を考慮すると、夏場や冬場には、女工たちにとって、紡績工場や織物工場は決して働きやすい状況にはなかったといえてよい。

これに対して、若い女性たちは、生家で綿糸や綿布を生産したならば、夏場には、暑さをしのぐため、たとえ糸の切れる頻度が増加したとしても窓を開いて風通しをよくしたり、冬場には、寒気の侵入を防ぐため、窓を閉め切ったりすることによって、働きやすいように自ら作業条件を調節することが可能であった。従って、彼女たちが紡績工場や織物工場で働くことを嫌い、逆に生家で働くことを望んだのは、生家の方が紡績工場や織物工場よりも温度や湿度に関して良好な作業条件を備えていたためではないかという疑問が湧く。

しかし、若い女性たちは、生家で働いた場合に限って良好な作業条件を享受しえたわけではない。なぜなら、彼女たちは、他にも家事奉公に出ることが可能であり、家事使用人は、紡績女工や織物女工のように密閉された空間内で作業にあたっていたわけではないから、生家で働いた場合と同様に、奉公先の家庭でも、仕事場の温度や湿度を適宜調節しな

が働くことができたと考えられるからである。従って、若い女性たちが温度や湿度に関して良好な作業条件を求めて就業先を選択したとすれば、紡績工場や織物工場で働く代わりに、生家で働くか、それとも家事奉公に出るか、いずれかを選んだはずである。その際、収入の多寡を比較すると、家事奉公による収入は生家で働いた場合のそれをしばしば上回っていたから、彼女たちのなかには、家事使用人として働くことを希望する者が跡を絶たなかったとしてもおかしくはない。だが、実際には、彼女たちは、あくまで家事奉公に出ることを嫌い、生家で働くことを望んでいた。たしかに、その理由として、家事奉公のうち、下女奉公に出た場合を例にとれば、若い女性たちは、真夏に炊事にあたるとすれば、火気を扱う以上、熱気を我慢しなくてはならず、真冬に洗濯を行うとすれば、身を切るほどの水の冷たさに耐える必要があったというように、真夏や真冬には必ずしも良好な条件の下で働くことができなかつたため、下女奉公に出るよりも、むしろ生家で働くことを選択したのではないかという疑問が湧く。しかし、彼女たちにとって、真夏の炊事や真冬の洗濯が耐えがたい苦痛として受け止められ、そのことが彼女たちの就業行動に大きな影響を与えていたとすれば、下女の在勤状況に注目すると、働き手が退勤するケースは夏場や冬場に集中したはずであるが、先の廣海家の事例によれば、そのように下女の退勤が特定の季節に偏る傾向は認められず、年間を通して働き手の退勤が相次いでいたというのが実態であった。以上をふまえると、いずれにせよ、そもそも温度や湿度にかかわる作業条件の違いが若い女性たちの就業行動を左右していたとは考え難い。

b 衛生

では、以下の点はどうかであろうか。まず紡績工場に注目すると、そこでは、棉の繊維を糸に加工する作業が営まれ、しかも作業場が密閉されていたため、棉の細かな繊維など、工場内には埃が飛散しており、女工たちは、そのなかで働いていたから、そうした埃を吸い込むことで健康を害する危険にさらされていた。周知のように、このことは、すでに当時から深刻な社会問題とされ、多くの人々の関心を集めていた。また紡績工場ほど世間の注目を浴びなかったが、実は、織物工場でも、綿糸を加工する過程で棉の繊維が飛散し、さらに作業場が密閉されていたことも手伝って、工場内はいわば埃だらけの状況にあり、そのなかで女工たちは作業にあたっていたという³¹²。これに対して、若い女性たちは、生家で綿糸や綿布を生産した場合、各世帯では紡績工場や織物工場と比べて少量の棉や綿糸が使用されたにすぎないから、屋内に多量の埃が飛散したとは考え難いし、糸が切れるのを気にしなければ、しばしば換気を行うこともできたから、埃を吸い込んで健康を害することはなかったであろう。この点からすれば、彼女たちは、埃の漂う不衛生な環境を嫌って紡績工場や織物工場で働くのを忌避し、逆に衛生面で優れた条件の備わった生家で働くことを希望したのではないかという疑問が湧く。

だが、これについて、若い女性たちには、他にも家事奉公に出るという選択肢が残されていたことが問題となろう。なぜなら、家事使用人は奉公先の家庭で働いていた以上、そ

こでの衛生面の環境は、彼女たちの生家と比べて遜色がなかったと考えられるからである。従って、彼女たちにとって、職場の衛生が重要な関心事であったとしても、家事奉公までもが敬遠される必然性はなかったはずであり、しかも収入の多寡を比較しても、彼女たちは、家事奉公に出た方が生家で働いた場合よりもしばしば多くの収入を得られたから、生家で働くよりも、むしろ家事使用人として働くことを望んだとしてもおかしくはない。しかし、現実には、若い女性たちは家事奉公に出ることをも忌避していた以上、職場の衛生の良し悪しによって、彼女たちの就業行動を説明することはできない。

c 騒音

もっとも、他にも作業環境を悪化させていた要因が存在した。まず織物工場のケースを例にとれば、はじめて織物工場に足を踏み入れた者は、多くの織機が稼動することで、激しい音響が生ずることに閉口せざるをえなかったという³¹³。また紡績工場でも、織物工場ほどではなかったにせよ、場内には機械の音がこだましていたことが指摘されている³¹⁴。これに対して、若い女性たちが生家で綿糸や綿布を生産した場合、各世帯では綿糸や綿布の生産に従事していたのはせいぜい数名にすぎなかったと考えられるから、その数名が数台の糸車や手機などを動かした際に生ずる音響は、紡績工場や織物工場で多数の機械から発せられるそれと比べれば、はるかに小さなものであったに違いない。この点からすれば、彼女たちが紡績工場や織物工場で働くのを忌避し、むしろ生家で働くことを希望したのは、紡績工場や織物工場で騒音に悩まされることを嫌ったためではないかという疑問が湧く。

けれども、若い女性たちは、それ以外に家事奉公に出ることもできたし、その場合、家事使用人の仕事場は奉公先の家庭であったから、そこでは激しい騒音に見舞われることもなかったであろう。従って、彼女たちにとって、騒音の問題のない職種に就くことが最も重要な関心事であったとすれば、その点で家事奉公は最適な職種であったはずであり、しかも家事奉公による収入は生家で働いた場合のそれをしばしば上回っていたから、彼女たちのなかには、生家で働くよりも、むしろ家事奉公に出ることを希望する者が跡を絶たなかったとしてもおかしくはない。しかし、実際には、若い女性たちは、家事奉公に出ることをも忌避していた以上、騒音の有無という作業環境の違いが彼女たちの就業行動を左右していたとは考え難い。

4-8 家族との絆

若い女性たちの就業行動を説明するため、収入の多寡を比較することを手始めに、前借の有無、就業の難易、労働時間と労働日数、働き手にかかる負担、仕事の性質、作業環境というように、およそ考えられる限りのさまざまな要因を検討してきたが、それによって判明したのは、いずれの要因も事態を満足に説明できないという事実であった。では、この点をめぐって、そもそも十分な説得力を持つ説明要因は存在しないのだろうか。

だが、唯一、あまりに明白であるがゆえ、逆に見逃してきた要因が残されていることを忘れてはならない。まず若い女性たちの就業行動の特徴は、生家を離れて働くことを嫌い、あくまで生家で働くことを望んだという点に求められる。従って、彼女たちが生家で働く場合と生家以外で働く場合との間に、何らかの違いが存在することを指摘し、その違いによって彼女たちの行動を説明できればよいことになる。もっとも、これまで注目した要因のうち、前借のケースを例にとれば、彼女たちが織物工場で働くのを嫌い、逆に生家で働くのを望んだのは、織物工場で働いた場合には賃金を前借できなかったのに対し、生家で綿布生産に従事した場合には織賃を前借できたという違いが存在したためであると解釈することが可能である。しかし、彼女たちは、紡績工場で働いたり、家事奉公に出たりした場合にも、賃金や給金を前借できたのに、紡績女工や家事使用人として働くことまでも忌避していた。このように、前借の有無に注目すると、彼女たちが生家で働くことを望んだのに対し、逆に紡績工場で働いたり、家事奉公に出たりすることを嫌った理由が説明できないという問題が発生する。つまり、これまでの説明がいずれも説得力を欠いていたのは、生家で働く場合と生家以外で働く場合との間に、彼女たちの就業行動を左右する決定的な違いが存在することを見出せなかったためであった。だが、このことは、それ自体として重要な手掛かりとなる。なぜなら、若い女性たちが生家を離れることを嫌い、あくまで生家で働くことを望んだということは、彼女たちにとって、まさに生家で働くことそのものに特別な意味が備わっていたということを示唆しているからである。このように、生家で働くことに何らかの意味が存在したとすれば、彼女たちは、生家にとどまることを最も重視していたからこそ、なかなか生家を離れようとしなかったというように、その行動を説明することが可能となる。

では、若い女性たちにとって、一体、生家で働くことにはどのような意味があったのだろうか。まず彼女たちは、生家で長年生活してきた以上、生家で綿糸や綿布を生産するにあたって、たとえば屋内のどこに原料や道具が収納されていたかを知悉していたから、それらを必要とした際、すぐに取り出すことができたはずである。この点からすれば、彼女たちにとって、生家は、きわめて働きやすい仕事場であったとあってよい。従って、こうした働きやすさを左右する条件の違いが彼女たちの重要な関心事であったとすれば、彼女たちは、家事奉公に出たり、紡績工場や織物工場で働いたりした場合、いわば未知の職場に足を踏み入れる以上、原料や道具の在処などを一から把握せねばならないため、それを嫌って生家以外で働くことを忌避したとしてもおかしくはない。この点からすれば、家事使用人、紡績女工、織物女工のなかに、雇入れからまもないうちに退勤する者が跡を絶たなかったのは、働き手である女性たちが勝手の分からない新たな職場で働くことに戸惑いを感じたためであった可能性がある。しかし、その場合、最初は戸惑いを覚えたとしても、彼女たちにとって、原料や道具の在処を把握することがそれほど困難であったとは考え難いから、多少我慢して新たな職場に慣れると、家事使用人として働いたり、紡績工場や織物工場で働いたりすることはすぐに苦にならなくなったであろう。従って、家事使用

人、紡績女工、織物女工のなかには、勝手の違いから、雇入れの直後に退勤する者が多数存在したとしても、他方で、当初の戸惑いを乗り切った結果、その後、結婚などを機に稼得活動に専念できなくなるまで、家事奉公を続けたり、紡績工場や織物工場で働き続けたりするような者も少なくなかったはずである。しかし、実際には、家事使用人、紡績女工、織物女工のなかには、そうした長期の在勤者はほとんど存在しなかった。この点からすれば、原料や道具の在処を把握していたかどうかという点で、働きやすさを左右した条件に違いが存在したことを理由として、若い女性たちの就業行動を説明することは不可能であろう。

もっとも、誰も働きやすい職場で働くことを望んでいたはずであるから、若い女性たちもまた働きやすさという点に無関心であったわけではあるまい。これについて、働きやすさとは、原料や道具の在処など、いわば物的な条件の違いだけで左右されるものではないという点を指摘しておかねばならない。たとえば、職場の人間関係の良し悪しが働き手に安心や不安をもたらすというように、物的な条件ではなく、むしろ人的な条件の違いが働き手の心理動向に影響を与え、それによって働き手が働きやすさを感じるかどうかを左右されたとしてもおかしくはないからである。そこで、こうした人的な要素に注目すると、職種によって職場の人間関係はさまざまであったにせよ、若い女性たちが生家以外で働く場合と生家で働く場合との間に、明確な一線を画すとすれば、そこには、彼女たちにとって雇用労働に服するのかそうでないのかという決定的な違いが存在したことを見逃してはならない。すなわち、彼女たちにとって、生家以外に就業先を求めるということは、紡績工場や織物工場の経営者にせよ、奉公先の主人にせよ、血縁関係のない雇主に雇用され、その指揮命令に従い、同僚として赤の他人と働くことに他ならなかったのに対し、生家で働くということは、血のつながった父兄の下で、生まれてからこのかた生活を共にしてきた家族と一緒に汗を流すということを意味していた。

この点からすれば、若い女性たちにとって家族とともに働くことが最大の関心事であったとすれば、彼女たちの就業行動を首尾一貫して説明することが可能となる。すなわち、彼女たちにとって、家族とともに働くことが何よりの希望であったからこそ、家事奉公に出たり、紡績工場や織物工場で働いたりすることは、家族の許を離れて他人のなかに身を投ずることを意味していた以上、忌避すべき対象とされたのに対し、生家で綿糸や綿布を生産することは、彼女たちの希望に合致していた以上、歓迎すべき対象とされたと考えられる。もちろん、現実には、彼女たちの生家は経済的に恵まれた状況にはなく、また生家以外で働いた方が生家で働いた場合よりも収入を得るうえで有利であったから、彼女たちは、たとえ家族とともに働くことを望んでいたにせよ、生家の家計を支えたり、自らの結婚資金を稼いだりするため、生家を離れて働かざるをえない場合もあったであろう。だが、彼女たちにとって、生家を離れて働くことは決して本意ではなかったから、彼女たちは、生家以外ではなかなか仕事に励むことができなかつたに違いない。実は、彼女たちが生家で綿布を生産した場合には仕事に精を出したのに、織物工場で働いた場合には仕事に励も

うとしなかったというように、生家で働く場合と生家以外で働く場合とで、労働意欲のあり方に著しい違いがみられた背景には、こうした事情が隠されていたと考えられる。

実際、当時の女性たちにとって家族がどれほど大切な存在であったかを裏付ける記録は少なくない。これについて、まず家事使用人の事例に注目しよう。以下の記述は、後に社会運動家として有名な賀川豊彦と結婚した賀川はる子が15歳の時点で下女奉公に出たときの状況を回想したものである。彼女の生家は神奈川県横須賀にあり、その奉公先は東京であったから、これは、泉南の事例を示したものではないが、当時の家事使用人が家族の存在をどのように捉えていたかを知るうえで重要な手掛かりとなる。

・・或日私の藪入の話が出ました。・・そして一月の末、一晩泊りでなつかしい我家に、向つて行きました。・・我家に這入ると、中の妹が赤いモスの着物を着てみて、私の前に立ちました。驚いて物も云はないで、母の許に知らせに行きました。大きい妹は、学校に行つてみて姿は見ません、父は會社です。母は喜こんで迎えてくれました、私は只涙です。

私は全く言葉が改まつて仕舞ました。・・然したとへ言葉が他人行儀の様に堅くなつて終つても、私の親に對する愛情に何の變りがありませう、もし有るとするならそれは、今迄より以上に親を思ふことであつたでせう³¹⁵。

賀川はる子が奉公に出たのは明治35年の夏のことであり、その後、彼女は雇入れから1年も経たない翌36年5月には退勤したことが知られている。上記の回想では、この間の36年1月末に彼女が藪入の機会を与えられて生家に戻ったときの様子が語られている。それによれば、涙を流した事実が示すように、彼女にとって家族との再会が何よりの喜びであったことが分かるだろう。もっとも、当時の彼女の状況を考慮すると、音沙汰なく何年も離別した後の再会であればともかく、彼女の場合、この再会が涙に値するほどの意味を持っていたのかという疑問が湧く。なぜなら、彼女が奉公に出てからこの時点まで半年程度しか経過していなかったし、彼女は「伯母」の世話で「親戚」の家庭に奉公に出たので³¹⁶、奉公先での彼女の動静は親類を通して生家にも伝わっていたと考えられるからである。しかも、彼女が下女奉公に出たのは「経済的に奉公が必要」とされたためであったということ指摘しておこう³¹⁷。この点からすれば、彼女が奉公に出ることは生家の家計を補助する意味を持っていた。従って、彼女は、家族の生活が自分の働きによって支えられていたことを意識していたはずであり、そうした意識を通して家族との絆を実感できたならば、奉公に出た結果、たとえ家族と離別していたとしても、それを家族との絆が断ち切られた状態として受け止めることはなかったであろう。こうして奉公先でも家族との絆を実感できたとすれば、彼女にとって、わずか半年程度離別した後、家族と再会したとしても、それが涙を流すほどの感動に値したかどうかは疑わしい。しかし、現実には、彼女は感動のあまり涙を流した以上、たとえ半年程度であったとしても、彼女にとって、家族との離別は耐え難い苦痛として感じられていたことになる。逆にいえば、このことは、彼女にとって、片時も家族と離れることなく、つねに家族と行動を共にすることこそ、最も重要な関心事

であり、それが家族との絆を実感する術となっていたということの意味している。そのため、彼女は、家族との対面を心待ちにし、それが実現した途端に涙を流したのであろう。以上をふまえると、彼女は自分が「親に対する愛情」を抱いていたことを強調しているが、これは彼女の本心を吐露したものに他ならず、また彼女にとって、そうした愛情は、両親をはじめとする家族と一緒にすごすことでしか満たされないという性質のものであったことが分かるだろう。そして、こうした心情を有していたのは、賀川はる子という特定の個人に限られていたわけではない。泉南の事例に戻れば、先の廣海家の事例から窺えるように、若い女性たちは、家事奉公に出ようとせず、たとえ奉公に出たとしても、多くの場合、雇入れからまもないうちに退勤したことが知られているが、その理由をめぐっては、彼女たちにとって最大の関心事は家族と一緒に働くことであったという点を前提としなければ、到底、首尾一貫した説明ができないからである。

また紡績女工のなかでも、寄宿女工に関して、明治期の調査は「工女ニシテ三ヶ年位勤続スル者アリ此等ノ者ハ父母兄弟ナク頼ル所ナキ故厭々勤続スルモノナラン」と指摘している³¹⁸。当時、紡績女工の多くは雇入れから数年以内に退勤したから、紡績女工のなかでも、「三ヶ年位勤続」した者とは、例外的に在勤期間が長期に及んでいた者を指す。従って、この指摘によれば、そうした長期の在勤者が紡績工場で働き続けていたのは、何らかの事情で「父母兄弟」を失っていたためであったことになろう。逆にいえば、このことは、紡績女工の多くが雇入れから短期間のうちに退勤したのは、「父母兄弟」の許へ戻るためであったということの意味している。その退勤の理由として、上記の調査では、女工たちは「厭々勤続」していたことしか指摘されていないが、紡績女工たちが長期間勤続しようとしなかったのは、何より、家族と離れて紡績工場働くことを忌避していたためであったことは疑いない。この点は、泉南の若い女性たちの就業行動から裏付けられよう。若い女性たちは、紡績工場を退勤して生家で働いたとしても、労働時間や労働日数の分析から判明するように、多くの余暇を享受できるようになったわけではないし、仕事の負担をめぐって、紡績女工の負担がどの程度のものであったかは定かではないが、いずれにせよ、生家で綿布生産に専念した場合など、肉体的にも精神的にも相当な負担を覚悟しなくてはならなかったから、紡績工場働く代わりに生家で働いたとしても、仕事の負担を軽減できたとは考え難い。もっとも、紡績女工たちは、温度や湿度、衛生、騒音などの作業環境の劣悪さを嫌って紡績工場を退勤したのではないかという疑問も湧く。しかし、その場合、彼女たちは、紡績工場働く代わりに家事奉公に出ることを望んだとしてもおかしくはないが、実際には、家事使用人として働くことをも忌避し、あくまで生家で働くことを希望していたことが知られている。このように、いずれの要因に注目しても、若い女性たちの就業行動を説明できない以上、紡績女工たちは、他でもなく、まさに「父母兄弟」の許へ戻ることを希望していたからこそ、紡績工場を退勤したと考えねばならない。

もちろん、このことは、紡績女工たちが「父母兄弟」をはじめとする家族に対して深い愛情を抱いていたことを意味している。とはいえ、彼女たちのなかには、生家の家計を補助

するため、紡績工場で働いていた者も少なくなかったはずであるから、先の家事奉公の事例と同様に、紡績女工たちは、自分の働きが家族の生活を支えているという意識を持つことで、家族との絆を実感できれば、わざわざ家族と対面しなくても不満を感じることはなかった可能性がある。しかし、現実には、紡績女工たちは、あくまで「父母兄弟」の許に戻って家族と再会することを望んでいた以上、彼女たちの家族に対する愛情は、まさに家族と対面し、家族と一緒に過ごすことによってしか満たされないものであったとってよい。この点は織物女工についても当てはまる。たしかに、泉南のケースを例にとれば、織物女工たちは、通勤の形態で働いていたから、1日の仕事を終えれば、生家の家族の許に戻ることが可能であった。しかし、先の泉州木綿の事例に即していえば、織物女工たちは、「総繰」部門は別として、「日給者」部門や「織機」部門で働いた場合、深夜業に就く必要はなかったものの、1日のうち早朝から夕刻まで半日以上作業に従事していた以上、仕事を終えて生家に戻ったとしても、夜間のわずかな時間しか家族と対面できなかったであろう。この点からすれば、若い女性たちは、織物工場で働いた場合、こうして家族と過ごす時間が制約されることに不満を抱いていたからこそ、織物工場で働くことを忌避していたと考えられる。

5章 結語

日本の産業化のはじまりを、明治期以降、本格的に工業化が開始された事実と求めるとすれば、日本における産業化の歩みは、工場制工業の勃興と発展によって特徴づけられるとあってよい。そして、こうした工場制工業を構成する個々の工場が操業するためには、働き手として多くの人々を工場に集めて作業に従事させねばならなかったことはいまでもない。働き手となる人々にとって、このことは、各家庭を離れて工場へと働きに出ることを意味していたから、産業化によって工場制工業が発展するにつれ、そのように家庭以外で働く機会はますます増大したことになる。これについて、さらに日本の産業化は繊維産業によって主導され、繊維産業は女工として若い女性たちを大量に雇用していたこと、工場労働者全体に占める繊維産業の女工の比重は高い水準にあったことをふまえると、産業化によって家庭を離れて働く機会が増加したという点は、とくに若い女性たちに該当する特徴であったとあってよい。もっとも、この点を念頭に若い女性たちの動向に注目するとしても、産業化の開始によって、彼女たちは、ただちに生まれ育った家庭を離れて工場で働くことを余儀なくされたわけではない。日本では、産業化の開始以前から、生家を離れて家事奉公に出るような女性も少なくなかったが、むしろ多くの女性たちは、家庭内で綿糸や綿布を生産したり、養蚕や製糸に携わったりするというように、地域によって仕事はさまざまであったにせよ、生家で稼働活動に従事していたし、産業化が開始された後も、そのように生家で働く女性たちは依然として多数にのぼっていたからである。つまり、日本では、産業化の進展によって、働き手となる人々、なかでも若い女性たちにとって、家庭を離れて働く機会は間違いなく増大したが、同時に、各家庭にとどまって稼働活動に従事する機会もまた豊富に存在していたことになる。

この点は、泉南の若い女性たちについても同様であった。彼女たちは、産業化の開始以前から、他家に家事奉公に出たり、生家で綿糸や綿布を生産したりしていたが、産業化がはじまると、それに加えて紡績工場や織物工場で働くことも可能となった。従って、泉南の女性たちにとっても、産業化が進展すると、生家を離れて働く機会は増大したが、他方で、生家にとどまって働く機会も存在したことになる。ただし、泉南では、明治20年代以降、各世帯で綿糸が生産されることはなくなったし、明治40年代には、各世帯で綿布生産に従事する女性の数も減少したから、後の両大戦間期に至ると、泉南の女性たちは、生家で働く機会を失った結果、生家を離れて働くことを余儀なくされるようになったとみてよい。しかし、綿布生産のケースを例にとれば、泉南では、各世帯で綿布が生産されなくなったのは、問屋制家内工業から工場制工業へと生産形態が転換したためであったが、全国的にみると、いずれの綿布の生産地でも、遅かれ早かれ、同様の生産形態の変化が生じており、このうち、泉南は早期に転換が終了した地域に属し、むしろ多くの地域では、後の両大戦間期にようやくそうした転換が進行するという状況であったから³¹⁹、両大戦間期に至っても、全国各地には、問屋制家内工業の下で綿布生産に従事していた世帯が数多く存

在したに違いない。また両大戦間期には、各地では、綿布生産に限らず、養蚕をはじめ、家庭内でさまざまな副業が営まれ、それに女性たちが携わっていたケースは珍しくなかったから³²⁰、依然として生家で働く若い女性たちは多数にのぼっていたと考えてよい。従って、明治期に限れば、泉南の若い女性たちは、生家を離れて働くことも、生家にとどまって働くことも可能であったが、このことは、全国的にみれば、明治期から両大戦間期に至るまで、戦前の日本社会に暮らしていた若い女性たちに共通した特徴でもあったわけである。

こうした状況の下で、若い女性たちの手にした収入は、彼女たちがどのように就業先を選択したかによって左右されることになった。この点を明治期の泉南の事例に即して説明すれば以下ようになる。まず泉南では、産業化の過程で紡績工場や織物工場が設立され、働き手として若い女性たちを大量に雇用しはじめた。もちろん、これらの工場の経営者は、当初、人手を確保するため、高い賃金を支払って働き手を雇入れようとしたとしてもおかしくはない。しかし、若い女性たちが生家を離れて働くことに対してまったく抵抗を示さなかったとすれば、これらの工場の経営者は、当初、高い賃金を支給していたとしても、すぐに賃金を引き下げる行動に転じたはずである。なぜなら、若い女性たちの生家は経済的に恵まれた状況にはなく、彼女たちにとって多くの収入を稼ぐことは重要な関心事であった以上、紡績工場や織物工場の賃金が高い水準にあったとすれば、彼女たちはこれらの工場に職を求めて殺到し、その結果、紡績工場や織物工場の経営者は、人手を容易に確保できるため、賃金を引き下げることが可能となったと考えられるからである。実は、こうして労働力の供給過剰が発生し、それによって賃金が引き下げられるという構図は、本稿の冒頭で指摘したように、過剰労働力の存在によって賃金が引き下げられる過程に他ならない。この点をふまえると、戦前の日本において総じて人々が家庭を離れて働くことを厭わなかったとすれば、産業化が進展したのに、人々の生活が経済的に豊かにならなかった事実を、過剰労働力の存在が賃金の上昇を抑制するというメカニズムに即して説明することが可能となる。その場合、伝統部門では、もともと労働力が過剰なため、賃金は低い水準にとどまっていたし、人々は近代部門の工場で働くことを忌避しなかった以上、近代部門には、伝統部門から労働力が絶えず流入するため、労働力の供給が過剰となり、近代部門の賃金もまた伝統部門のそれと同程度の低い水準にまで引き下げられるという事態が発生したはずである。こうした条件の下では、人々は、伝統部門で働いたとしても近代部門で働いたとしても、いずれにせよ、低い水準の賃金しか得られないため、結局、経済的な豊かさを手にしえなかったことになる。

しかし、現実には、これとは違った事態が展開していた。泉南の若い女性たちの事例に即していえば、彼女たちは、家族とともに働くことを切望し、あくまで生家で働くことに固執した結果、なかなか生家を離れて働こうとしなかったし、たとえ生家以外で働いたとしても、織物工場の事例から窺えるように、生家以外の就業先では、怠けていたわけではないにせよ、仕事に励もうとしなかったからである。そのため、紡績工場や織物工場の経

営者のみならず、家事使用人の雇主など、働き手として若い女性たちを雇入っていた雇主たちは、人手を確保するため、高水準の賃金や給金を支給して働き手を雇入れねばならなかった。また織物工場の事例から推測すると、雇主たちは、働き手の労働意欲を向上させるためには、さらに賃金や給金を引き上げる必要があったと考えられる。その結果、若い女性たちにとっては、生家で働くよりも、生家以外に就業先を求めた方が多くの収入を得られるような状況が生まれることになった。実は、この点は、泉南に限られたことではない。研究の乏しい家事奉公の事例は別としても、戦前の日本では、全国各地に所在した紡績工場、織物工場、製糸工場など、若い女性たちを雇用していた繊維工場のなかには、人手の確保に苦慮し、高い賃金を支払うことで働き手を雇入っていた工場が少なくなかったし³²¹、働き手の労働意欲を高めるため、賃金を著しく引き上げるような処置をとっていた工場も存在したからである。その背景には、若い女性たちは、家族とともに働くことを切望したため、繊維工場で働くことを忌避したという事情が隠されていたことは想像に難くない。

もっとも、こうした状況の下で、若い女性たちは、自らの心情を制御できる術さえ心得ていたとすれば、経済的な豊かさを手にしえたはずである。彼女たちは、家族とともに働きたいという心情を抑え、あえて生家を離れて働くことを選択したならば、それによって多くの収入を稼ぐことができたからである。もちろん、こうして彼女たちが生家以外に就業先を求めた場合、泉南のケースを例にとれば、紡績工場や織物工場の経営者や家事使用人の雇主は、それだけ人手を容易に確保できるようになるため、賃金や給金を引き下げたのではないかという疑問が湧く。しかし、産業化の進展によって、紡績工場や織物工場の労働力需要は年々増大していたし、家事使用人の雇主もまた引続き人手を必要としていた以上、若い女性たちが紡績工場や織物工場に職を求めて殺到したり、競って家事奉公に出ようとしたりしなければ、彼女たちの労働市場に関して、労働力の供給が需要を上回るような事態は発生しなかったであろう。従って、たとえば若い女性たちが結婚に先立って5年程度稼得活動に専念できたのに、このうち、紡績工場や織物工場で働いたり、家事奉公に出たりした期間が合計1、2年にとどまり、残りの3、4年は生家で綿糸や綿布を生産していた場合、生家を離れて働く期間が1年ほど延長されて2、3年となった程度であれば、労働力の供給が需要を超過することはなかった可能性があるろう。こうして労働力の供給が過剰とならなかつたとすれば、紡績工場や織物工場の賃金や家事使用人の給金が引き下げられることもなかつたから、彼女たちにとって、生家を離れて働いた方が生家で働くよりも収入を稼ぐうえで引続き有利であったことになる。こうした条件の下では、彼女たちは、生家で働く期間を短縮する代わりに、紡績工場や織物工場で働いたり、家事奉公に出たりする期間を延長したならば、それだけ多くの収入を手にしえたことはいうまでもない。また若い女性たちにとって、生家を離れることは決して本意ではなかつたから、彼女たちは、生家以外で働いた場合、必ずしも仕事に励んでいたとはいえないような状況にあった。そして、家事奉公は別として、当時、多くの工場では、出来高給が支払われていた

から、こうした賃金形態の下では、働き手である女性たちは、仕事に精を出さなければ、出来高が減少し、それによって賃金も低下することを覚悟しなくてはならなかった。この点からすれば、彼女たちにとって、いったん生家を離れて働くことを選択した場合、家族とともに働きたいという心情を抱き続けるよりも、当面、そうした心情を抑えた方が収入を稼ぐうえで間違いなく有利であった。そのように気持ちを整理することが可能であれば、彼女たちは、それによって工場などで仕事に精を出すことができるようになったと考えられるからである。以上をふまえると、若い女性たちは、生家を離れて働く期間を伸ばしたり、生家以外の職場で仕事に励んだりすることで、より多くの収入を手にしうる状況にあった。従って、そうした状況を活かして彼女たちが収入の増加に努めたとすれば、生家の父兄は、彼女たちの稼いだ収入によって家計収支を好転させ、一家の暮し向きを改善させることができたはずである。

だが、若い女性たちは、そのように家族の生活を安泰にする行動をとらなかった。彼女たちは、あくまで生家を離れて働くことを忌避していたし、たとえ生家以外の職場で働いたとしても、そこではなかなか仕事に励もうとしなかったからである。その結果、彼女たちは、みすみす多くの収入を手にする機会を失うことになった。こうして彼女たちが十分な収入を稼ぐことができなかつたとすれば、その生家のなかには、近隣の富裕な世帯などに対して負債を抱えていた世帯も少なくなかつたから、生家の父兄は、生活費を削ってまで債務の返済に追われた結果、最悪の場合、一家の生活が立ちゆかなくなることをも覚悟しなくてはならなかつたであろう。この点からすれば、若い女性たちは、生家で働くことに固執し続けることで、実は、自分の家族を経済的に苦境に追い込んでいたと考えねばならない。この点からすれば、こうした彼女たちの行動は、一家に繁栄につながるものではなく、むしろ一家の存続を危うくしかねない方向性を備えていたことになる。とはいえ、そのように家族を苦しめることが彼女たちの狙いであつたわけではあるまい。彼女たちが生家を離れることを忌避し、あくまで生家にとどまろうとしたのは、何より、家族に対して深い愛情を抱き、家族とともに働くことを切望していたからである。そして、父兄をはじめ、家族もまた、そうした彼女たちの心情に理解を示していたからこそ、収入が減少することを承知のうえで、彼女たちが生家で働くことを容認したのであろう。この点からすれば、若い女性たちとその家族は、そのように互いに心情的に結ばれていたがゆえ、精神的な充足を得られたとしても、その代償として、逆に物質的な欠乏に悩まされたことになる。すなわち、若い女性たちは、家族のことを思い、たとえ家族の暮し向きが向上することを願っていたとしても、家族とともに働きたいという心情を抑え切れず、生家で働くことを選択した結果、むしろ家族を経済的に苦境に追い込むことになつたし、家族もまた、彼女たちの心情を理解していたため、そうした苦境に立たされることを甘受せざるをえなかつたわけである。

文献目録

資料、邦語文献については、それぞれタイトル、著者名のアイウエオ順で、外国語文献については、著者名のABC順で配列した。

資料

- a 未公刊史料

大阪市史編纂資料、大阪市立大学蔵、大阪市中央図書館蔵マイクロフィルム複写版使用。

帯谷家文書、帯谷家蔵。

泉州木綿株式会社史料、岸和田市教育委員会蔵。

高井家文書、岸和田市教育委員会寄託。

中央労働学園(協調会)旧蔵資料、法政大学大原社会問題研究所蔵。

塚元家文書、岸和田市教育委員会寄託。

永橋家文書、永橋家蔵、貝塚市郷土資料室蔵マイクロフィルム複写版使用。

廣海家文書、貝塚市民図書館寄託。

吉村家文書、吉村家蔵、貝塚市郷土資料室蔵マイクロフィルム複写版使用。

- b 公刊史料

岸和田町役場「町治資料」、岸和田市役所蔵、『岸和田市史』第8巻 史料編、1980年。

高林家文書、高林家蔵、『泉大津市史』第3巻 史料編、1986年。

- c 新聞・雑誌

『大阪朝日新聞』。

『大阪毎日 堺週報』、堺市立中央図書館蔵。

『工手の母』、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター(明治新聞雑誌文庫)蔵。

『女学雑誌』。

『大日本織物協会々報』、東京大学経済学部蔵。

『婦人之友』。

『をんな』、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター(明治新聞雑誌文庫)蔵。

- d 新聞・雑誌以外の逐次刊行物

『大阪府勸業月報』、大阪府。

『大阪府勸業年報』、大阪府。

『大阪府統計書』、大阪府、各年度。

『大阪府農商工月報』、大阪府。

『かいづか文化財だより テンプス』、貝塚市教育委員会。

- 『工場通覧』、農商務省。
- 『大正九年 国勢調査報告 府県の部 大阪府』、内閣統計局。
- 『昭和五年 国勢調査報告 府県編 大阪府』、内閣統計局。
- 『大日本綿糸紡績同業联合会報告』(継続後誌『大日本綿糸紡績同業联合会月報』、『大日本紡績联合会月報』)、大日本綿糸紡績同業联合会。
- 『明治三十一年 日本帝国人口統計』、内閣統計局。
- 『明治三十六年 日本帝国人口静態統計』、内閣統計局。
- 『日本帝国人口動態統計』、内閣統計局、各年度。
- 『農産表』、勸農局、各年度。
- 『府県物産表』、勸業寮、各年度。

- e 上記以外の刊行物

- 『あゝ野麦峠』、山本茂実、1968年、角川文庫、1977年を使用。
- 『泉大津市史』第1巻下、本文編、1998年。
- 『大阪における鉄鋼業・綿織物工業の実態』大阪市立大学経済研究所、大阪産業実態調査報告 第5集 第2分冊、1953年。
- 『大阪府全志』巻之五、1922年。
- 『大阪府泉南郡農家経済取調書(自作)』、和泉文化研究所編『和泉史料叢書 農事調査書』、1968年に復刻、国立国会図書館蔵。
- 『大阪府泉北郡農家経済取調書(小作)』、『和泉史料叢書 農事調査書』に復刻。
- 『大阪府之部農事調査』、1890年、『明治中期産業運動資料』第8巻(1) 日本経済評論社、1980年に復刻。
- 『織物工場の能率増進』、東京府立染色試験場、1931年、東京大学経済学部蔵。
- 『織物及莫大小に関する調査』、農商務省工務局、1925年、東京大学経済学部蔵。
- 『織物職事情』、農商務省、1903年、新紀元社、1976年、第1巻として復刻されたものを使用。
- 『かわちもめん』東大阪市立郷土博物館、1994年。
- 『生糸職事情』、農商務省、1903年、新紀元社、1976年、第1巻として復刻されたものを使用。
- 『機織彙集』、大関増業、1830年、『江戸科学古典叢書 15』恒和出版、1979年に復刻。
- 『岸和田紡績株式会社五十年史』、1942年。
- 『北中通村誌』、1930年。
- 『最新機織法』、三浦乾太郎、丸善株式会社、1929年。
- 『産業技術記念館 総合案内』、1994年。
- 『職事情附録二』、農商務省、1903年、新紀元社、1976年、第3巻として復刻されたものを使用。

『女中奉公と女工生活』、賀川はる子、1923年、大空社、1996年として復刻されたものを使用。

『泉州地域の盆おどり』、泉州の祭りと民謡を記録する会、1992年、阪南市立図書館蔵。

『泉州の綿織物業』、大阪市立大学経済研究所、大阪産業実態調査報告 第1集、1951年。

『泉南郡織物同業組合沿革誌』、1907年頃、『和泉志』第48・49合併号、1972年に復刻、東京大学経済学部蔵。

『続あゝ野麦峠』山本茂実、角川書店、1980年。

『忠岡町史』第1巻、1990年。

『長期経済統計1 国民所得』、大川一司他、東洋経済新報社、1974年。

『長期経済統計2 労働力』、梅村又次他、東洋経済新報社、1988年。

『長期経済統計6 個人消費支出』、篠原三代平、東洋経済新報社、1967年。

『長期経済統計8 物価』、大川一司他、東洋経済新報社、1967年。

『土』、長塚節、1910年、新潮文庫、1950年を使用。

『内地向輸出向織物製造法』、江口商店機料部、1906年、東京大学経済学部蔵。

『南海鉄道発達史』、1938年。

『南海電気鉄道百年史』、1985年。

『農家相続の実態』農林省農林経済局、1952年、東京大学社会科学研究所蔵。

『農業経営改善指定農場成績書』、大阪府内務部、1927年、東京大学経済学部蔵。

『農家副業成績品展覧会報告』、大阪府内務部、1915年、東京大学経済学部蔵。

『播州織同業組合沿革史』、1928年、東京大学経済学部蔵。

『紡績職事情調査概要報告書』、大日本綿絲紡績同業联合会、1898年、泰雲堂書店、1971年として復刻されたものを使用。

『綿絲紡績職事情』、農商務省、1903年、新紀元社、1976年、第1巻として復刻されたものを使用。

『木綿』岩波写真文庫、1950年。

『我邦商工業の現在及将来』、松尾音次郎編著、農商務省編纂、1914年、東京大学経済学部蔵。

『わがまちの繊維産業と働く人々』、泉南歴史研究会、1997年、阪南市立図書館蔵。

『綿のなかの青春』、貝塚市中央公民館学習グループ棉の会、1992年、筆者蔵。

- f 画像資料・映像資料

「G型自動織機の集団運転 昭和初期」、産業技術記念館 POST CARD。

「在来織機の改良」、産業技術記念館 ビデオライブラリー。

研究文献

- a 邦語文献

- 相澤正彦[1938]『泉南織布発達史』、東京大学経済学部蔵。
- 阿部武司[1989]『日本における産地綿織物業の展開』、東京大学出版会。
- 石田英夫・井関利明・佐野陽子[1978]『労働移動の研究 - 就業選択の行動科学』総合労働研究所。
- 石原修[1914]、『衛生学上ヨリ見タル女工之現況』、『生活古典叢書 5 女工と結核』光生館、1970年に復刻されたものを使用。
- 市川孝正[1996]『日本農村工業史研究 - 桐生・足利織物業の分析』文眞堂。
- 牛山敬二[1975]『農民層分解の構造 戦前期 - 新潟県蒲原農村の分析』御茶の水書房。
- 内田星美[1960]『日本紡織技術の歴史』地人書館。
- 大門正克[2000]『民衆の教育経験 - 農村と都市の子ども』青木書店。
- 岡田光代[1996]「幕末～明治前期における一農家の木綿生産 - 和泉国泉郡忠岡村徳兵衛家の事例」『歴史研究』(大阪府立大学)第34号、33-53頁。
- 岡本康雄[1977]「経営管理論の発展」、同編『現代経営学全集 5 経営管理』ダイヤモンド社、5-41頁。
- 岡本幸雄[1993]『明治期紡績労働関係史』九州大学出版会。
- 荻山正浩[2000]「農業日雇をめぐる社会的諸関係 - 明治前期大阪府泉南地方における農業日雇の雇入れと社会的諸関係」『社会経済史学』第66巻第2号、25-46頁。
- 奥田暁子[1995]「女中の歴史」奥田暁子編『女と男の時空 日本女性史再考 近代』藤原書店、376-410頁。
- 河上肇[1917]『貧乏物語』、岩波文庫、1947年。
- 河合忠彦・大森賢二・高橋伸夫[1989]『経営学』有斐閣。
- 川上雅[1967]「明治前期における木綿仲買の経営」、宮本又次編『商品流通の史的研究』、ミネルヴァ書房。
- 北脇雅男[1958]『紡績労働の心理』理想社。
- 絹川太一[1939]『本邦綿絲紡績史』第4巻 日本綿業倶楽部。
- 清川雪彦[1995]『日本の経済発展と技術普及』、東洋経済新報社。
- 熊谷開作[1973]「婚姻をめぐる法的諸問題」青山道夫・竹田巨・有地亨・江守五夫・松原治郎(編)『講座家族 3 婚姻の成立』弘文堂、355-73頁。
- 神津善三郎[1978]『近代日本における義務教育の就学に関する研究』銀河書房。
- 小林謙一[1961]『就業構造と農村過剰人口』御茶の水書房。
- 斎藤修[1998]『賃金と労働と生活水準』岩波書店。
- 斎藤修・阿部武司[1986]「明治後期の賃機工賃」『経済研究』(一橋大学)第37巻第1号、84-9頁。
- 佐々木淳[1994]「産地綿織物業における力織機導入後の織元自家工場生産 - 第一次大戦期播州岡田儀三郎家の事例に即して」『社会経済史学』第59巻第5号、32-57頁。
- 佐藤明・前川嘉一[1949]『中小工業の実態 - 泉南綿織物業』有斐閣。

佐貫尹・佐貫美奈子[1997]『木綿伝承 - 手紡ぎ手織り入門』染織と生活社。

清水洋二[1981]「東北水稲単作地帯における農村労働力の流出構造(1)(2)」『社会科学研究』(東京大学)、第32巻第4号、71-147頁、第33号第1号、1-54頁。

隅谷三喜男[1960]「日本資本主義と労働市場」、東畑精一(編)[1960]、93-115頁。

高村直助[1971]『日本紡績業史序説』(上) 塙書房。

谷口行男[1950]『泉南郡綿織物発達史』、東京大学経済学部蔵。

谷本雅之[1998]『日本における在来的経済発展と織物業 - 市場形成と家族経済』名古屋大学出版会。

津田秀夫[1960]「幕末期の雇傭労働について」『土地制度史学』第8号、13-44頁。

津田秀夫[1979]『近世民衆運動の研究』三省堂。

東條由紀彦[1990]『製糸同盟の女工登録制度』、東京大学出版会。

東畑精一(編)[1960]『農村人口問題研究第5集 農村過剰人口論』日本評論新社。

仲新(監修)[1979]『学校の歴史 2 小学校の歴史』第一法規出版株式会社。

中西聡[1997]「廣海家文書調査の経緯と廣海家の歴史」『商人の活動からみた全国市場と域内市場 - 天保期から第二次大戦期』平成7年度科学研究費補助金〔総合研究(A)〕平成8年度科学研究費補助金〔基盤研究(A)(1)〕研究成果報告書(研究代表者 石井寛治)。

中野卓[1978]『商家同族団の研究』第2版(上) 未来社。

中村一男[1937]「織布工場に於ける作業習練の過程に就いて」『労働科学研究』第14巻第3号、5-19頁。

中村哲[1968]『明治維新の基礎構造 - 日本資本主義形成の起点』未来社。

中村正則[1979]『近代日本地主制史研究』東京大学出版会。

西川俊作[1966]『地域間労働移動と労働市場』有斐閣。

野尻重雄[1942]『農民離村の実証的研究』、『昭和前期農政経済名著集 10』農山漁村文化協会、1978年。

花井信[1986]『近代日本地域教育の展開』梓出版社。

速水融[1992]『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社。

服藤弘司[1961]「明治前期の雇傭法」『金沢大学法文学部論集』法経篇8、1-109頁。

土方苑子[1994]『近代日本の学校と地域社会 - 村の子どもはどう生きたか』東京大学出版会。

古川貞雄[1986]『村の遊び日』平凡社。

星野通[1957]「民法制定以後の婚姻法」中川善之助・青山道夫・玉城肇・福島正夫・兼子一・川島武宜(編)『結婚 家族問題と家族法』酒井書店、232-61頁。

細井和喜蔵[1925]『女工哀史』、岩波文庫、1954年を使用。

前川恭一[1968]「下請制度の歴史的考察 - 泉南機業における問屋制から下請制への展開過程」、竹林庄太郎・上林貞治郎・前川恭一・牟礼早苗『中小企業の研究』ミネルヴァ書房。

南亮進[1970]『日本経済の転換点 - 労働の過剰から不足へ』創文社。

- 村上信彦[1983]『大正期の職業婦人』ドメス出版。
- 森田優三[1944]『人口増加の分析』日本評論社。
- 谷沢弘毅[2000]「戦前日本における非世帯主の労働供給行動 - 1921年の家計調査を中心として」『社会経済史学』第65巻第5号、65-78頁。
- 山田和夫[1998]「河内の下機の復元製作と機織りの実践的研究」『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第9号、14-34頁。
- 横山源之助[1899]『日本の下層社会』、『横山源之助全集』第1巻 明治文献、1972年を使用。

- b 外国語文献

- Davis,L.E,and Trist,E.L.[1974] “ Improving the Quality of Work Life, ” in J.O'Toole ed., *Work and the Quality of Life: Resource Papers for Work in America*, MIT Press, Cambridge, Mass., paperback ed., 1976, pp.246-80.
- Fei,J.C.H.and G.Ranis[1964] *Development of the Labor Surplus Economy: Theory and Policy*, Richard D.Irwin Inc., Homewood, Illinois.
- Jorgenson,D.E.[1961] “ The Development of Dual Economy, ” *Economic Journal*,Vol.71, pp.309-34.
- Jorgenson,D.E.[1966] “ Testing Alternative Theories of the Development of a Dual Economy, ” in I.Adelman and E.Thorbecke ed., *The Theory and Design of Economic Development*, John Hopkins Press, Baltimore, Maryland, pp.45-60.
- Lewis,W.A.[1954] “ Economic Development with Unlimited Supply of Labour, ” *The Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol.22 No.2, pp.139-91.
- Malthus,T.R.[1798] *An Essay on the Principle of Population* (高野岩三郎・大内兵衛訳『初版 人口の原理』岩波文庫、1935年).
- Marx,K.H.[1867] *Das Kapital*, Vol. (向坂逸郎訳『資本論』第1、2、3分冊 岩波文庫、1969年).
- Marx,K.H.[1898] *Value,Price and Profit* (長洲一二訳『賃金、価格、利潤』国民文庫社、1953年).
- Mosk,C.[1983] *Patriarchy and Fertility: Japan and Sweden,1880-1960*, Academic Press, New York.
- Rice,A.K.[1953] “ Productivity and Social Organization in an Indian Weaving Shed, ” *Human Relations* Vol.6 No.4, pp.297-329.
- Schultz,T.W.[1945] *Agriculture in an Unstable Economy*, McGraw-hill Book Company, New York (吉武昌男訳『不安定経済に於ける農業』群芳社、1950年).
- Taira,K.[1970] *Economic Development and the Labor Market in Japan*, Columbia University Press, New York.
- Todaro,M.P.[1969] “ A Model of Labor Migration and Urban Unemployment in Less

Developed Countries,” *American Economic Review* Vol.59 No.1, pp.138-48.

Yasukawa, M., and Hirooka, K. [1974] “Estimates of the Population Size and of the Birth- and Death-rates in Japan, 1865-1920,” *Keio Economic Studies* Vol.11 No.2, pp.41-66.

¹横山源之助[1899]、102頁。

²戦前の日本社会を生きた河上肇は、産業化によって貧富の格差が広がり、少数の富者を除けば、多くの人々が貧困に苦しんでいた当時の社会状況を問題視し、『貧乏物語』を著したが、そのなかで「今日は機械の発明のために、仕事の種類によっては、われわれの生産力が数千倍数万倍に増加した・・にもかかわらず、その機械の応用の最も盛んなる西洋の文明諸国において・・貧乏人の数が非常に多いというのは、いかにも不思議の事である。」と述べている(河上肇[1917]、77頁)。

³賃金水準には職種によって違いがあり、また同じ職種のなかでも、働き手の属性や仕事上の地位によって、賃金水準には格差が存在していたことはいうまでもない。従って、実質賃金の時系列的な変化を明らかにするためには、それに先立って、さまざまな職種について、働き手の属性や仕事上の地位の違いをふまえて、時系列的な比較が可能となる賃金統計を整備する必要があったが、『長期経済統計 8 物価』によって、そうした要請に応えた賃金統計が作成されたことは注目に値する。実際、この成果にもとづき、その後、長期的な実質賃金の推移を分析した研究が数多く発表されるようになった。

その代表として、南亮進[1970]は、戦前から戦後に至るまで、日本の産業化を主導した繊維産業が小農の世帯から送り出された女性たちを大量に雇用していた点をふまえて、繊維産業のうち紡織業を例にとって女工の賃金の推移を明らかにし、それを女性の農業労働者の賃金と比較している。それによれば、全国的な動向として、実質賃金の変化に関して以下の事実が指摘されている。まず女性の農業日雇の1日あたりの賃金に関して、1934年から1936年までの価格にもとづいた実質賃金を求めると、戦前の1905年を中心とした7ヵ年移動平均の値は58銭1厘であったのに対し、戦後の1964年を中心とした3ヵ年移動平均の値は1円66銭3厘にまで達しているから(第2表A系列、101頁)、この間、女性の農業日雇の実質賃金は2.86倍上昇している。また紡織女工の年間の賃金について、1934年から1936年までの価格による実質賃金を求めると、戦前の1905年を中心とした7ヵ年移動平均の値は113円であったのに対し、戦後の1964年を中心とした5ヵ年移動平均の値は430円にのぼっていたから(第4表A系列、107頁)、この間、紡織女工の実質賃金は実に3.81倍の伸びを示したことになる。この事例をめぐっては、さらに実質賃金の上昇率について以下の点が指摘されている。それによれば、女性の農業日雇について、1日あたりの実質賃金は、戦前の1897年から1935年にかけて、複利計算で年平均1.04%しか上昇しなかったのに対し、戦後に至ると、その上昇率は著しい伸びを示し、1953年から1964年までを対象とすれば、

その値は5.47%にまで達している(南亮進[1970]、第3表A系列、102頁)。また紡織女工に関しても、年間の実質賃金は、1902年から1935年にかけて複利計算で年平均2.24%の伸びを示していたにすぎないが、1953年から1964年までを対象とした場合、その上昇率は4.54%にまで跳ね上っている(南亮進[1970]、第5表A系列、107頁)。

⁴過剰な労働力の存在が賃金の上昇を抑制するという発想は、その源流をたどれば、マルサスやマルクスにまで遡ることができる。

マルサスは、労働者が資本家に雇用され、資本家から支払われる賃金によって生活している状況を前提とした場合、資本家は資本の一部を賃金の支払にあてるが、そうした資本が増加しても、労働者の出生率はきわめて高い水準にあるので、資本の増加率を凌駕するペースで労働者人口は激増する傾向にあり、つねに労働力の供給が需要を上回るため、賃金の上昇が抑制されると主張した(Malthus, T.R. [1798])。

これに対して、相対的過剰人口の学説として知られているように、マルクスは、労働者が資本家に雇用されている状況を前提としながら、マルサスのように労働者人口の増大を問題とするのではなく、資本家は労働節約的な技術革新を行うため、労働力の需要が供給を下回る状況が恒常化し、それによって賃金の上昇が抑えられることを指摘した(Marx, K.H. [1867]、邦訳第3分冊、第23章第3節)。

このように、マルサスとマルクスは、それぞれ要因は異なるものの、労働力の供給過剰が恒常化するため、賃金の上昇が抑えられるという状態を想定した。だが、たとえば工業化が急速に進行した結果、労働力需要が労働者人口の増加を上回るペースで増大したり、労働節約的な技術革新が労働力需要の伸びに追い付かなかつたりしたならば、労働力の需要が供給を上回ることで、賃金は上昇する傾向にあったことになる。実際、マルサスやマルクスが生きた18、19世紀のイギリスでは、労働力の供給過剰が続いていたとしても、イギリスを含めて、その後の先進国の工業化の歴史を概観すると、労働力の供給過剰は永続せず、工業化が進行することで、やがて賃金が増加するような状況が生まれることになった。この点をふまえて、マルサスやマルクスのように、労働力の供給過剰が永続することを問題とするのではなく、むしろ人口増加率や労働生産性のあり方いかんによって、労働力の供給過剰が発生したり解消したりすることが注目され、そのメカニズムを解明することが急務とされるようになった。この点でルイスの研究は注目に値する

(Lewis, W.A. [1954])。ルイスは、人々の就業先を労働生産性の低い部門と高い部門とに二分し、前者に滞留した過剰労働力が後者に流出する限り、労働力の供給過剰が引き起こされ、それによって賃金が抑制されるが、そうした労働力の流出が続けば、やがて労働生産性の低い部門でも人手不足が問題化し、それによって労働力の供給過剰が解消され、賃金は上昇すると説明した。ルイスのモデルは、経済発展によって労働力の需給状況と賃金水準とがどのように変化するのかを考察するうえで、分析の枠組自体を提示したという点で重要な意味を持ち、以後、その枠組を引き継ぎ、それを改良したり批判したりしながら、

同様の問題を検討した研究が発表されるようになった(Jorgenson, D. E. [1961]、Fei, J. C. H. and G. Ranis [1964])。

日本のケースについていえば、マルサスはともかく、マルクスに従って賃金が抑制される過程を説明した研究は、東畑精一(編)[1960]、小林謙一[1961]など枚挙にいとまがない。またルイスの分析の枠組を引き継いだ研究としては、Fei, J. C. H. and G. Ranis [1964]、Jorgenson, D. E. [1966]、南亮進[1970]、Taira, K. [1970]などが日本の事例を扱っている。これらの研究は、注7、10で指摘するように、いくつかの点で見解を異にしているものの、戦前の日本の状況に関しては、労働生産性の低い農業から労働生産性の高い工業へと労働力が流出したため、賃金の上昇が抑制されたという点で共通の認識を有している。

⁵労働生産性とは、ここでは、各部門の就業者1人あたりの生産額を指すものとしよう。

⁶これは、Lewis, W. A. [1954]に依拠した分類に他ならない。以下では、注4で指摘したルイスの研究の重要性をふまえて、ルイスの提示した分析の枠組に従いながら、他の研究をも交えて、過剰労働力の存在が実質賃金の上昇を抑制する過程を説明しよう。

⁷伝統部門の賃金がどのように決定されたかをめぐっては、さまざまな研究が見解を異にしている。まずルイスは、伝統部門に滞留した過剰労働力が近代部門に流出する限り、伝統部門の賃金は同部門の就業者が最低限生存しうる水準に抑制されることを指摘したが、その水準がどのように決定されるかについて、明確な見解を示していない(Lewis, W. A. [1954])。そこで、フェイとレニスは、産業化の開始時点における伝統部門の就業者1人あたりの生産額 $A(L_a)/L_a$ が同部門の賃金 W_a に等しくなり、産業化が進展しても、その W_a の値は変化しなかったと想定した(Fei, J. C. H. and G. Ranis [1964])。これに対して、ジョルゲンソンは、 $W_a = A(L_a)/L_a$ という関係が成り立つことを認めながら、フェイとレニスのように W_a の値を固定的なものとするに異を唱え、伝統部門における労働投入量、生産額、技術水準などが変われば、 $A(L_a)/L_a$ 、引いては W_a の値もまた変化することを指摘した(Jorgenson, D. E. [1966])。南もまた、 W_a の値が変化することに賛同したものの、他方で、つねに $W_a = A(L_a)/L_a$ という関係が成り立つとは限らないとして、ジョルゲンソンを批判し、 W_a の値は小農の主観によって左右されること、すなわち、当時の小農が生活のために最低限必要であると判断した水準が W_a の値に反映されることを指摘した(南亮進[1970])。これと同様の主張は、南に限らず、マルクスにおいても認められる(Marx, K. H. [1898]、邦訳、98-9頁)。

戦前の日本の場合、注3に示したように、伝統部門の実質賃金は緩やかに上昇していたから、 W_a の値が変わらなかったというフェイとレニスの主張は妥当性を欠く。そこで本稿では、小農の世帯において、簡略化のため、収入がすべて生活費に充当されたとし、 $W_a = A(L_a)/L_a$ という関係が成り立っており、さらに W_a は一定の水準で推移していたわけではなく、農業の労働生産性の向上によって上昇したというように、ジョルゲンソンの主張にならって議論を構成した。もっとも、実際には、個々の小農の世帯では、収入から不足の事

態などに備えてある程度の金額を差し引いた残りが生活費に充てられ、そうした控除額は小農がどの程度の生活費を必要としたかによって左右されたと考えられるから、この点からすれば、実は、南やマルクスの想定がジョルゲンソンのそれよりも現実味を帯びている。しかし、南やマルクスに従うとしても、伝統部門の就業者1人あたりの生産額 $A(La)/La$ が低位にあれば、そこからある程度の金額を控除した残りが同部門の賃金 W_a となるから、 W_a は $A(La)/La$ よりもさらに低い水準にとどまっていたことになるし、逆に $A(La)/La$ の値が上昇すれば、それにともなって W_a の水準も引き上げられた可能性があるから、いずれにせよ、 W_a の値は $A(La)/La$ の水準に規定されていたことになる。従って、ここでは、 $W_a = A(La)/La$ という関係を前提として議論を進めても差し支えあるまい。

⁸もちろん、現実には、伝統部門は農業だけで構成されていたわけではない。戦前の日本には、農業よりも就業者数は相対的に少なかったものの、零細な商業を営んでいたり、問屋制家内工業の下で、家庭内でさまざまな商品を生産していた人々が数多く存在していた。こうした人々の仕事場には、各種機械など、労働生産性を向上させる設備はほとんど備わっていなかったから、小農による農業と同じように、これらの職種の労働生産性は低位にあったと考えられる。従って、農業に限らず、こうした非農業分野の職業を伝統部門に含めたとしても、同部門の賃金は間違いなく低い水準にあった。

なお、隅谷三喜男[1960]は、伝統部門の非農業分野の職種を雑業と称し、その就業者が多数にのぼっていたことを強調した。その際、隅谷は、都市の雑業に注目したが、牛山敬二[1975]、序章第2節は、農村にも雑業に従事していた人々が少なくなかったことを指摘している。

⁹もちろん、一定の生産設備の下では、労働力の投入量が増加してゆけば、いずれ投入量が生産設備に対して過剰となり、ほとんど生産額の伸びを期待しえない状況が訪れることになったであろう。しかし、戦前の日本では、工場制大工業は発展途上の段階にあり、生産規模の拡大が続いていたから、労働投入量が生産設備に対して過剰となるような状況が到来したとは考え難い。

¹⁰Lewis, W.A. [1954]は、伝統部門から近代部門への労働力の流出が続けば、やがて伝統部門でも労働力不足が問題化することを指摘した。これについて、本文中のケースに即して言えば、伝統部門でも、人手不足が深刻なものとなれば、労働投入量を増加させることで生産額が著しく増大するような状況が生まれ、個々の小農の世帯にとって、近代部門で働いている世帯員を呼び戻し、農業に従事させた方が、その世帯に限らず、世帯員にとっても、より多くの収入を手にしうるような事態がみられた可能性があるだろう。こうした条件の下では、近代部門の工場の経営者は、 W_a を若干上回る賃金を支払うだけでは、伝統部門から働き手を引き抜くことができないため、 W_a をはるかに上回る賃金を提示する必要に迫られたことになるだろう。このように、伝統部門で人手不足が問題化すると、その後、伝統部門と近代部門との間で、働き手の確保をめぐる競争が発生したため、両部門の賃金水準は

急速に上昇したと考えられる。

日本のケースについていえば、どの時点で伝統部門の人手不足が問題化したかをめぐって、以下のような論争が行われてきた。まずフェイトレニスは、第1次大戦期の好景気を契機に、以後、伝統部門では人手不足の状況が定着したと説明したのに対し(Fei, J.C.H. and G.Ranis[1964], pp.263-4)、南は、第1次大戦期の変化は一時的なものであり、本格的な変化の契機は、むしろ第2次大戦後の高度成長期に求められると指摘した(南亮進[1970])。これと違って、ジョルゲンソンと平は、伝統部門における労働力の需給状況や賃金水準の変化は漸進的なものであり、ある時点を契機に画期的な変化が生じたわけではないと主張した(Jorgenson, D.E. [1966]、Taira, K. [1970], pp.69-74)。以上はルイスの示した分析の枠組を引き継いだ研究であるが、東畑精一(編)[1960]、小林謙一[1961]など、マルクスの相対的過剰人口の議論に依拠した研究もまた、ジョルゲンソンや平と同様に画期を認めていない。なぜなら、そこでは、伝統部門で人手不足が問題化するような事態はそもそも想定されていないからである。

もっとも、これらの研究には以下の優劣が認められる。まず注11で指摘するが、フェイトレニス、ジョルゲンソンよりも、南の方が、より多くの資料に依拠しながら、労働市場の実態をふまえた分析を行っている。また南は、注3に示したように、第2次大戦を挟んで戦前と戦後とで、実質賃金の上昇率がいかに異なっていたかを実証したのに対し、平と相対的過剰人口の議論に依拠した研究は、南のような分析を充分に行っていない。従って、上記の研究のうち、南の指摘が最も説得力を持つと見てよい。ところで、後述するように、本稿の対象時期は明治期であるが、たとえ南の主張に従うとしても、伝統部門の人手不足が深刻なものとなったのは、第2次大戦後のことであるから、明治期には、伝統部門では労働力の過剰こそが問題であったと考えられる。

¹¹もちろん、農業の労働生産性の向上は、技術の進歩のみに起因していたわけではない。本文中で指摘したように、農業から近代部門の工場へと労働力が流出したとしても、農業生産がほとんど減少しなかったとすれば、労働力の流出によって就業者1人あたりの農業生産額は上昇し、それによって農業の労働生産性もまた向上したことになる。

このように要因はさまざまであったにせよ、1880年から1938年にかけて、就業者1人あたりの農業生産額は、実質ベースで見れば複利計算で年平均1.83%の伸びを示していたから、戦前の日本においても、農業の労働生産性が向上していたことは間違いない。とはいえ、1953年から1965年までを対象として、就業者1人あたりの農業生産額について、同様に年間の上昇率を求めれば、その値は7.2%であったから、こうした戦後の事例と比べれば、戦前の農業の労働生産性の伸びは緩やかなものにとどまっていた(こうした戦前と戦後の比較については、南亮進[1970]、124-41頁の分析にもとづく)。

¹²もちろん、注7で指摘したように、つねに $W_a = A(L_a)/L_a$ という関係が成り立っていたわけではなく、現実には、 W_a の水準は小農の主観によって左右されていたとみてよい。もっ

とも、この場合でも、小農は経済的に豊かな生活を送ることを望んでいたと考えられるから、 W_a の水準をできるだけ引き上げたいという欲求を抱いていたはずである(南亮進[1970]、27-9頁)。だが、 W_a を上昇させるとしても、それには限界があり、その上限は $A(L_a)/L_a$ であったから、結局、 W_a が小農の主観に依存していたとしても、 $A(L_a)/L_a$ の値が上昇しない限り、小農は W_a の水準を引き上げられなかったことになる。

¹³日本のケースを扱った研究についていえば、Fei, J.C.H. and G. Ranis [1964] と Jorgenson, D.E. [1966] は、労働市場の分断や熟練不熟練の問題をまったく考慮していないのに対し、南亮進[1970]とTaira, K. [1970]は、そうした問題に配慮しながら分析を進めている。このうち、南は、近代部門のうち、紡織業の動向に注目しているが、その要因として、紡織業は不熟練労働者として農村出身の女性たちを大量に雇用していたことを指摘している(南亮進[1970]、74-5頁)。しかし、南や平の研究では、その主眼は、労働力の需給状況や賃金水準の変化をめぐって、その全国的な動向を解明する点にあるため、実際に労働市場がどのように分断され、そこで人々がいかなる就業行動をとったのかなど、個々の労働市場のあり方そのものが検討されているわけではない。

これに対して、斎藤修[1998]は、戦前の日本を対象として、いくつかの地域を例にとつて、そこでの労働市場のあり方に注目し、性別に加えて、地域による労働市場の分断、さらには熟練不熟練の問題にも配慮しながら、人々の就業行動や実質賃金の動向を分析している。もっとも、斎藤は、南などと違って、労働生産性と賃金との関係をめぐって立ち入った分析を行っていないが、他方で、「明治年間の実質賃金上昇は緩やかであり(47頁)」、「農業が最大の労働供給源であったときには、非農業部門における賃金ランキングの最低水準は農業賃金に等しくなる傾向をもっていた」と主張している(51頁)。従って、研究上の位置づけとして、斎藤もまた、南などと同様に、伝統部門から近代部門への労働力の流出によって、実質賃金の上昇が抑制されたという見解を支持しているといつてよい。

また労働生産性と実質賃金の関係を検討したものではないが、伝統部門から近代部門への労働力の流出の実態を明らかにするという目的から、さまざまな地域の農村を対象として、農村からの労働力の流出状況を分析した研究が数多くなされてきた。その代表的な研究として、野尻重雄[1942]、牛山敬二[1975]、清水洋二[1981]などによれば、農村から流出した働き手が就業先を選択する場合、性別に限らず、年齢、教育などによっても、それぞれ就業しうる職種は異なっていた。

¹⁴石田英夫・井関利明・佐野陽子[1978]、第 部「労働移動理論の検討」を参照。そこでは、第2次大戦後のアメリカを中心として、働き手の心理動向をふまえて就業行動を説明するモデルが必要とされるようになった経緯、これまで提起されてきたモデルの特徴などが説明されている。

また対象時期は昭和戦前期に限られているが、西川俊作[1966]は、紡績女工の就業行動を分析し、若い女性たちが紡績工場で働くかどうかを決定した要因として、賃金水準のみ

ならず、縁故などを通して女工を募集しうる経路が確立していたか否かが重要な役割を果たしていたことを指摘している。この研究では、働き手の心理動向に関して立ち入った検討はなされていないが、その指摘にもとづけば、働き手がそうした募集経路の存在をどのように受け止めていたのかなど、働き手の心理動向のあり方がその就業行動に影響を与えていたことは間違いない。

¹⁵岡本康雄[1977]によれば、20世紀初頭に登場した科学的管理法は、労働者に対する「動機づけは、主として賃金刺激だけで十分であるとみな」していたが(12頁)、その後、1930、40年代に登場した人間関係論は、「賃金刺激」のみに注目した科学的管理法を批判し、労働者を「賃金刺激」以外に「情感に多分に支配された優れて感情的、非論理的な存在」として捉えることを主張した(32頁)。もっとも、人間関係論の指摘に対しては、人間関係論は、情感の働きを強調するあまり、逆に労働者が情感に流されず、「自立的意思にもとづいて行動するようなケースを考察していないという批判が寄せられるようになった(岡本康雄[1977]、35-6頁)。だが、いずれにせよ、金銭の刺激だけで行動するという単純な人間像を想定するだけでは、労働者の行動を分析できないことを指摘した点で、人間関係論の果たした役割はきわめて重要であり、人間関係論の登場を契機に、以後、労働者に対する動機づけを扱った研究は、賃金による刺激以外に、労働者の心理動向を分析する必要に迫られることになった。こうした動機づけをめぐる研究史については、河合忠彦・大森賢二・高橋伸夫[1989]、第7章が、これまでの研究が想定してきた人間像の変遷をも含めて整理を行っている。

¹⁶Lewis, W. A. [1954], p. 150などを参照。

¹⁷注3を参照。

¹⁸この点に関する研究は枚挙にいとまがないが、後述するように、本稿では、紡績業、綿織物業の動向を取り扱うので、本稿のテーマとかわる研究文献については、関連した箇所ですら取り上げることにしよう。

¹⁹農業史とは、ここでは、農業経営、地主小作関係、農村構造などを扱った研究を指すものとしよう。これについても、注13でふれた野尻重雄[1942]、牛山敬二[1975]、清水洋二[1981]をはじめ、すでに多くの研究がなされてきた。もっとも、農業や村落のあり方については、地域的な違いを無視できず、後述するように、本稿では、畿内の農村の状況を検討するので、本稿のテーマとかわる畿内の動向を扱った研究文献については、関連の箇所ですらふれることにしたい。

²⁰聞き取りによって往事の状況を明らかにする研究は、全国各地でさかんに行われており、泉南地方でも、郷土史家の手によって、こうした聞き取りが続けられてきた。後述するように、本稿の研究もまた、こうした研究成果に多くを依拠している。

²¹泉南地方とは、明治29年に南郡と日根郡とが合併して成立した泉南郡一帯を指す。その地理的な位置関係については、図2-1を参照。

²²ここでは、家族形態を以下の4つのケースに分類しよう。なお夫婦関係という場合には、死別などで配偶者を失ったケースも含まれる。

単婚家族・・世帯主夫婦とその未婚の子どもが同居する形態

直系家族・・世帯主夫婦とその未婚の子ども、さらに世帯主の親が同居する形態

複合家族・・世帯主夫婦とその未婚の子どもと世帯主の親、さらに世帯主の兄弟姉妹などの夫婦までもが同居する形態

欠損家族・・世帯主が単身で生活するか、あるいは世帯主とその兄弟姉妹がいずれも未婚のまま同居する形態

以上を念頭に、泉南に隣接した泉北地方南部に位置していた忠岡村の事例に注目しよう。幕末の弘化元年には、同村には合計300戸の世帯が存在し、これを単婚、直系、複合、欠損の家族形態に分類すれば、各形態の世帯の数は順に153、57、23、67戸にのぼっていた(『忠岡町史』第1巻、313頁、表61)。では、このうち、どれが基本的な家族形態であったのだろうか。まず欠損家族に関して、その数は少ないが、もともと欠損家族が基本的な形態であったわけではなく、むしろ単婚、直系、複合のいずれかの家族形態が世帯員の死亡が相次いだり、世帯員が奉公などで世帯を離れたりしたのを機に欠損家族に転化したものと思われる。また複合家族に関して、その世帯数は少数にとどまっていたから、それが基本的な家族形態であったとは考え難い。そこで以下では、残る単婚家族と直系家族について検討しよう。

はじめに、忠岡村では、単婚家族の数が直系家族のそれを大幅に上回っていたが、この点を根拠に単婚家族が基本的な形態であったと即断することはできない。なぜなら、子どもたちが例外なく全員結婚を機に親と別居する慣行が定着していたとすれば、単婚家族が一般的な形態となったはずであるが、逆に例外を設けて、たとえば子どものうち跡継ぎだけは結婚後も親と同居し、他の子どもは結婚を機に親と別居する慣行が存在していれば、跡継ぎの世帯は直系家族の形態をとる以上、単婚家族が一般化することはなかったからである。実際、忠岡村では、直系家族の戸数は、単婚家族のそれを下回っていたものの、決して少なくなかったから、単婚家族が一般化するような慣行が根付いていたとはいえず、むしろ直系家族を生み出すような慣行が定着していた可能性が高い。また家庭の事情によって、単婚と直系の家族形態は互いに簡単に転化したことも問題となろう。なぜなら、ある世帯が単婚家族の形態をとっていたとしても、たとえば跡継ぎが結婚して親と同居すれば、その世帯は単婚家族から直系家族へと転化したし、逆に跡継ぎ夫婦とその親とが同居し、直系家族の形態をとっていたとしても、親が亡くなれば、その世帯の家族形態は直系から単婚へと転化したことになるからである。以上のように、忠岡村では、数のうえでは単婚家族が圧倒的に多かったものの、他方で、直系家族を生み出す慣行が存在し、直系家族の戸数も少なくなかったから、単婚家族と直系家族のいずれが基本的な形態であったかに関して判断を下すのは難しい。従って、ここでは、単婚家族の戸数と直系家族の戸数の

合計が多数にのぼっていた事実に注目し、単婚もしくは直系家族の形態が一般的であったと考えよう。

²³弘化元年から明治2年にかけて、忠岡村に居住する世帯で婚姻が執り行われた場合、その世帯に他家から迎え入れられたのが婿であったか嫁であったかを整理すれば、全婚姻185件のうち、嫁が迎え入れられたケースは全体の87%の161件にのぼっていた。その場合、5石未満の世帯の婚姻のみを対象とすれば、嫁が迎え入れられた事例は、全74件のうち87.8%の65件に達していた(『忠岡町史』第1巻、319頁、表64)。

²⁴農家の相続の実態を解明するため、昭和26年10月に行われた調査によれば、以下の事実が判明する(『農家相続の実態』)。この調査は、日本国内のいくつかの地域を例にとって、昭和23年以降、世帯主などが死亡した農家を対象として、その世帯で資産の相続などがどのように行われたかを調べたものであり、その調査対象には、泉南郡の37戸の農家が含まれている。そして、調査内容から窺えるように、そこでは、資産の相続などが調査対象とされているが、資産家の世帯が扱われることは稀であり、多くの場合、むしろ相続の対象となる資産が乏しい経済的に中下層にあったような世帯の事例が取り上げられている。実際、泉南の37戸を例にとって、経済的な階層を区分する指標として、耕地の所有状況に注目すると、まったく耕地を所有していなかった世帯と、自己の所有地を耕作するだけでは生活できないため、小作地を借り入れていた世帯とを合せると、その戸数は全体の62.2%にあたる23戸にまで達していた。もちろん、どの地域でも、階層構成として、経済的に中下層に位置する世帯の方が資産家の世帯よりも多数を占めていたことは間違いなく、この点は泉南にも該当したはずである。この点からすれば、上記の調査は、世帯主などの死亡という特殊な事情を抱えた一部の世帯を対象としたものであるが、資産家の世帯ではなく、むしろ経済的に中下層に位置していた世帯を扱っている以上、その調査結果は、農家の家族構成や相続のあり方に関して、泉南を含めて各地域における一般的な特徴を反映しているといつてよい。

そこで、泉南の37戸を対象として、世帯主などが死亡した結果、各世帯がどのような家族形態をとったのかに注目すれば、単婚、直系、複合、欠損の形態をとる世帯の数はそれぞれ14、22、0、1戸であったから、幕末と同様に、昭和20年代に至っても、この地域では、単婚もしくは直系家族が一般的な形態であったとみてよい。また同じ37戸に関して、世帯主などが死亡し、その娘が財産を相続したケースを例にとれば、そうした相続者となる娘のなかで既婚者は総勢49名存在し、このうち、死亡した被相続人と別居していた者は45名に達していたのに対し、婿をとって被相続人と同居していたのは4名にすぎなかった。いうまでもなく、このことは、多くの場合、娘たちは結婚を機に生家を離れたという事実を示唆しているから、幕末と同様に、昭和20年代においても、婚姻の形態として嫁入婚が一般的であったと考えられる。

²⁵大正9年の事例となるが、寄宿舍など、一般家庭の形態をとらない「準世帯」の下で生活

していた女性たちを別として、大阪府全体でみれば、一人暮らしの女性の比率は、女性の総数の1.2%にすぎなかった（『大正九年 国勢調査報告 府県の部 大阪府』）。

²⁶後に泉南郡を構成する南郡と日根郡に関して、両郡の総戸数の合計は2万2,347戸、農家戸数の合計は1万4,182戸であった(明治16年『大阪府統計書』)。

²⁷総面積と総人口については、『大阪府全志』巻之五、771頁。

²⁸後述する行政事務の一環として、塚元家が同村の行政費用のうち3割を戸数割として村内各戸に賦課するにあたって、計43戸が対象とされている(塚元家文書、「明治十二年卯支配一月ヨリ七月マデ之割帳」〔No.33〕)。その際、戸数割の対象外とされた世帯は存在しなかった。

²⁹これ以降、同家に関する記述は、塚元家文書の史料にもとづく。

³⁰注28と関連して、これによって行政費用の残りの7割が徴収された(「明治十二年卯支配一月ヨリ七月マデ之割帳」)。その際、「収穫壹石二付 六銭六厘七毛」として、各耕地の地租の算出基準となった登記上の米穀の生産高に対して課税がなされていたが、この課税額から生産高を求めても、肝心の生産高と耕地面積の関係を示した記録は残されていない。そこで、明治8年に塚元家が近隣の畑村に所有していた耕地に対して地租が算定された際、1反あたり1.36石の米穀の生産が前提とされていたことを手掛かりとして、この値にもとづいて耕地面積を割り出した(「明治九年金銭出入帳」〔No.14〕)。

³¹いうまでもなく、こうした現象は農民層分解として捉えられてきた。農民層分解の研究は枚挙にいとまがないが、泉州の事例を扱ったものとして、中村哲[1968]、第2章は、泉州のいくつかの農村を対象として、すでに幕末から農民層分解が進行していた事実を明らかにし、さらに畿内の別の地域を扱った研究と対照することで、農民層分解は、泉州にとどまらず、畿内一帯で進展していたことを確認している。

³²以下の手続きによって、小作地と手作地の面積を割り出した。

泉南では、小作料は米納を基本としていたが、明治12年には、塚元家は、総量にして109.6578石の小作米を配下の小作農から受け取る契約を結んでいた(以下、同家の小作契約については、「明治十二年卯宛米取立帳」〔No.32〕にもとづく)。これについて、小作米の量と小作地の面積とを関係を示した記録は残されていないが、手掛かりとして以下の事実注目しよう。塚元家は、岸和田や貝塚など、近隣の町場の商人と契約を結び、そうした商人が八田村近辺に所有する小作地から小作米を取り立てる業務を代行していた。貝塚の「種嶋源平」との契約を例にとれば、12年には平均して1反あたり1.4石の小作米が徴収されていた。塚元家もまた同様の取り立てを行っていたとすれば、12年には同家の小作地の総面積は7町8.33反に達していたことになる。

次に手作地の規模を窺う手掛かりとして、塚元家の家族構成に注目すると、明治12年には当主「太郎」、妻「みき」、長男「筍蔵」の3人の存在が確認される(「家系図」〔未整理〕)。ところで、農作業には基幹労働力として成人男子の働きが不可欠であるが、同家の場合、

後述するように「太治郎」には戸長などの勤めがあり、「筍蔵」は12年には9歳であったから一人前の働きを期待するには幼すぎた。そのため、家族労働だけでは人手が不足した結果、同家は日雇として成人男子を雇入れて手作地の農作業に従事させていた。その日雇の記録によれば、手作地では表作として米、裏作として麦が主に栽培されていたが、こうして二毛作を行うためには、それぞれの作付けに先立って耕地を耕起する必要があった(「明治十二年日雇工数帳」〔No.31〕)。その際、泉南では牛に鋤を引かせる牛耕が行われており、働き手は牛1頭を使って1日に約2.5反の耕地を耕すことができたという(「大阪府泉南郡農家経済取調書(自作)」)。12年の田起を例にとれば、塚元家は日雇1人を延べ3日牛耕に従事させているから、日雇1人が牛1頭を使って作業したとすれば、手作地の耕地面積は7.5反にまで達していたことになる。また塚元家は耕地に加えて蜜柑畑の経営をも営んでいた。その一環として、12年の5月から8月にかけて同家は「植治郎」と草刈の請負契約を結び、その結果、「植治郎」は蜜柑畑の下草を1,280貫500匁ほど刈り取った(「明治十二年日雇工数帳」)。ところで、後の两大戦間期には、蜜柑畑の空地に空中の窒素を固定するマメ科の植物を緑肥として栽培することが行われており、たとえば「ザードウツケン」という植物を栽培すると1反あたり511貫の収量が期待できたという(「農業経営改善指定農場成績書」による大正15年の大阪府三島郡の栽培事例)。塚元家でも、下草の刈り入れの際、同程度の収量が得られたとすれば、逆算して同家の蜜柑畑は約2.51反の広さを有していたことになる。以上から、耕地と蜜柑畑とを合せて、手作地の総面積は1町程度にまで達していたと推計される。

なお所有耕地の総面積として示した8町8.34反とは、上述した小作地と手作地のそれぞれの総面積を合計したものである。

³³「明治十三年辰宛米取立帳」(No.39)。

³⁴八田村には、現在も本稿に登場する当事者たちの子孫が居住している以上、塚元家を扱う場合は別として、それ以外のケースについては、姓を* *の形で伏字として人物の特定を防止することにした。

³⁵「明治十二年卯支配一月ヨリ七月マデ之割帳」。

³⁶『大阪府之部農事調査』、「米作一反歩収支比較表(和泉国)」。

³⁷「明治十三年辰宛米取立帳」。

塚元家では、小作農は米納として小作料を基本的に米穀で納入していたが、金納として貨幣によって小作料を支払うことも認められていた。そのため、小作米が不足し、不足分が貸金とされたとしても、すぐに小作農が貨幣を持参し、その不足分を完済するというケースが存在した。この点を念頭に、ここでは、たんに小作米が不足した場合を問題とするのではなく、小作米が不足し、さらに金納によっても不足分を完済できなかった場合、それを小作農が小作料を完済できなかったケースとして捉えることにした。

なお、本稿と違って、以前に塚元家の事例を扱った荻山正浩[2000]は、明治13年におい

て同家と小作契約を結んでいた者を59名、このうち50.8%の30名が小作米を完納できなかったとしている。この違いは以下の事由にもとづく。まず塚元家は、町場の商家が所有していた小作地から小作米を徴収する業務を請負っていた。以前、こうした請負関係の下で塚元家から小作米を徴収されていたとみなした小作農1名に関して、本稿では、その小作農の小作米の滞納分が塚元家に対する債務に転化されていることなどから、むしろその小作農が塚元家と小作契約を結んでいた可能性が高いと判断した。これに加えて、以前には1名の集計漏れが存在したため、計2名を追加した結果、小作農の数は59から61名へと増加することになった。さらに本稿では、新たに記録の不完全な2名を対象から除外することにした。また以前には、たんに小作米が不足した場合、それを小作農が小作米を完済できなかったケースとみなしたのに対し、本稿では、上述した金納のケースをも考慮した結果、小作米を完済できなかった者の数は30から20名へと減少することになった。

³⁸「明治十三年十四年二ヶ年分金銭出入帳」(No.41)。

³⁹「明治十二年卯宛米取立帳」、「明治十二年金銭出入帳」(No.36)。

ここでは、前年度から繰り越しの形で債務が残存していた者と、12年中に塚元家から金銭や米穀を借り入れることで同家に対して債務を負った者とを対象とした。

⁴⁰「小右衛門」の債務の返済に関する記述は、「明治十二年卯宛米取立帳」にもとづく。

⁴¹「明治十二年卯宛米取立帳」。

ここでは、明治12年末から翌13年初頭にかけて、小作米のみならず、それ以外の借入金なども含めて、塚元家に対する負債を完済できず、その不足分が繰り越しの債務とされた者を対象とした。

⁴²注30と同じ手続きによって耕地の所有面積を求めた。

⁴³「明治十二年卯宛米取立帳」(注44を参照)、「明治十二年金銭出入帳」(翌13年の記録が若干混入しているため)、前掲「明治十三年十四年二ヶ年分金銭出入帳」。

⁴⁴ここでの貸出額は、13年中の新規貸出分に、12年末における小作米の滞納分を加えた金額を対象とした。なお13年末における小作米の滞納分は対象から除外した。

⁴⁵「明治十二年卯宛米取立帳」。

⁴⁶『大正九年 国勢調査報告 府縣の部 大阪府』。

⁴⁷『長期経済統計2 労働力』は、職業別の死亡統計を使用して、大正9年から明治39年にまで遡って家事使用人の就業者数を推計している。なお、約76万人という明治39年の値は、『長期経済統計2 労働力』、207頁にもとづく。

⁴⁸泉北南部の宇多大津村には、天保14年4月の時点で計266戸の世帯が居住していたが、戸主が女性であった世帯は、全体の17.3%の46戸にのぼっていた。そして、この46戸のなかで農業経営を完全に放棄していた世帯は、実に80.4%にあたる37戸にまで達していた。また46戸のうち、その78.4%の29戸が「糸稼」として綿糸を紡ぎ出すことで収入を稼いでいた。

もっとも、多くの世帯が農業経営を放棄し、「糸稼」で生計を立てていた理由として、史

料のうえでは、働き手が「病身」であった点が強調されている。実際、上記の37戸のうち、働き手の病気などをあげた世帯は、実に59.5%の22戸にまで達していた。だが、現実には、これほど多くの人々が病気のために農業に従事しえなかったとは考え難い。これについて、同じ宇多大津村の事例を扱った津田秀夫[1960]の指摘は重要である。津田は、同村を支配する領主が、年貢を徴収できなくなることをおそれ、村民が農耕を放棄する事態を憂慮していた可能性があることに注目している。この点からすれば、上記の事例を記した史料は、領主側に村民の就労の実態を伝えるために作成されたものであったから、そこでは、領主に対する配慮から、ことさらに村民が病気などでやむなく農業に従事できなくなった点が強調された可能性が高い。以上をふまえると、女性が戸主であった世帯が農耕を放棄したのは、働き手の病気のためではなく、もともと女性が農業経営にあまり関与していなかったからであると考えるのが妥当であろう。

以上の宇多大津村の事例は、高林家文書、「天保十四年卯四月 村方作付反別諸業取調帳」にもとづく。

⁴⁹以下の小作農の事例は、「大阪府泉北郡農家経済取調書(小作)」にもとづく。

⁵⁰これ以降、同家の事例については、廣海家文書にもとづく。

⁵¹『大正九年 国勢調査報告 府県の部 大阪府』によって、住込の家事使用人を対象として、職業大分類に従って整理した。

⁵²『大正九年 国勢調査報告 府県の部 大阪府』にもとづき、女性の家事使用人を対象とすれば、住込の働き手の総数は4万3,708人であったのに対し、通勤の働き手の総数は667人とどまっていた。その際、大正9年の国勢調査では、一般の職種と違って、家事使用人の分類のみが特別であるので、住込については世帯内の地位に、通勤については職業大分類によって、それぞれの就業者数を求めた。

⁵³家事使用人の数入については、後述するが、店奉公人のそれに関しては、以下のような事実が確認される。後の明治39年の事例となるが、同年2月19日には、廣海家では、「丁稚二人数入心附」として「四十銭」が支給された記録が残されている(「明治三十八年諸拂帳」〔L232〕)。

⁵⁴廣海家では、「ひさ」や「むめ」など、異なった働き手に対して同じ呼称が何度も与えられていた。そこで、図3-1のみならず、後掲の図を含めて、同家の家事使用人の在勤状況を整理した図においては、働き手を特定するための便を考慮し、雇入れの順に働き手に通し番号を付した。これ以降、家事使用人に付した番号は、この通し番号を指す。

⁵⁵「明治十四年 萬覺帳」(L130)。

「萬覺帳」とは、毎年、廣海家が年間の営業活動や投資活動の詳細を記録するために作成した簿冊形態の史料であり、そこには、家事使用人などの雇用記録が収録されている。

⁵⁶雇主が働き手に呼称を与えるという慣行は、すでに近世から京都の商家でも行われていた(中野卓[1978]、292頁)。

⁵⁷「小拂帳」(K072)によれば、明治23年11月1日に「末尾小遣」として「三十銭」が「外母へ渡」されている。まず表記について、廣海家では、乳母のことを「乳母」の代りに「外母」と記しているケースが少なくなかった。それはともかく、「末尾」は、同家の主人の末娘であり、この頃には3歳程度にまで成長していたから、すでに授乳の必要はなかったとみてよい。にもかかわらず、同家は、依然として「末尾」のために「外母」を雇用していた。この点からも、同家の乳母が授乳を目的に雇用されたわけではないことが窺えよう。なお、「小拂帳」は日々の細かな支払記録を記した家計簿のような史料であると考えてよい。

⁵⁸服藤弘司[1961]。

⁵⁹これ以降、彼女に関する記述は「明治十四年 萬覺帳」の記録にもとづく。

⁶⁰たとえば、近世の京都の商家でも同様の慣行が存在していた(中野卓[1978]、292頁)。

⁶¹これ以降、彼女に関する記述は「明治十四年 萬覺帳」の記録にもとづく。

⁶²明治17、18年に在勤した23番の「とみ」は、14年から17年にかけて在勤した14番の「まさ」の妹であった。

⁶³明治9年に廣海家に雇入れられた「於廣乳母」を例にとれば、この年の雇用記録には、「口次鎌忠」という書き込みがなされている(「明治九年 萬覺帳」〔A-172〕)。「鎌忠」は、同年の店奉公人の雇用記録によれば、同家に在勤していた店奉公人「鎌野忠平」を指すと思われる。従って、「於廣乳母」は、この店奉公人の紹介によって雇入れられたとみてよい。

⁶⁴高井家文書、「納税等級別人名表」(No.275-2)。

⁶⁵これ以外に、濱町には、等級外として戸数割の賦課の対象から外された世帯が何軒が存在しており、そのなかには、女性が戸主の座にあった世帯が少なくなかった。当時、家庭内で女性が男性よりも低い地位にあったことを考慮すれば、女性が戸主を勤めていた世帯は、戸主の座にあるべき夫などの成人男子を何らかの理由で失った家庭であると考えられる。こうした世帯は、等級外とされたことから窺えるように、主要な稼ぎ手である一家の大黒柱を失うことで、極貧の生活を強いられていた可能性が高い。これに対して、「喜平」の世帯は、戸数割を課されていた以上、等級外の世帯よりも経済的に恵まれていたことになるが、それでも最下級の18等にあったから、いずれにせよ、経済的に下層に位置していたことは間違いない。

⁶⁶「明治十五年當座日記帳」(No.62)には、明治15年「五月五日」に「下女岸和田濱町 **もと娘」が雇入れられた記録が書き込まれている。ただし、そこには働き手本人の名前が記されていないものの、翌年の記録によれば、彼女の名は「さよ」であったことが判明する(「明治十六年當座日記簿」〔No.64〕)。この「さよ」については、16年「二月一日」に「五十銭」が「本人二渡」されたのを最後に(「明治十六年當座日記簿」)、その記録は跡を絶っているため、以後の動向はよく分からない。

⁶⁷「明治十五年當座日記帳」。

⁶⁸「恩借証」の実物は残存しないが、塚元家に残された「家系図」には、この時期の当主であ

った「太治郎」の功績をたたえるため、「恩借証」の全文が書写されている。

⁶⁹「明治十九年戌年宛米帳」(No. 77)。

⁷⁰「明治十九年戌年宛米帳」。

⁷¹「明治十九年戌年宛米帳」、「明治廿年亥之年宛米受」(No. 78)。

⁷²「明治十二年卯宛米取立帳」、「明治十二年金銭出入帳」。

ここでは、前年から繰り越しの形で塚元家に対する債務が残存していた者と、12年中に塚元家から金銭や米穀を借り入れることで同家に対して債務を負った者を対象とした。

⁷³このテーマを扱った研究は枚挙にいとまがないが、なかでも、津田秀夫[1979]は、幕末において泉州の各村落で富裕な世帯と貧しい世帯とが対立を繰り広げ、それが小作争議や村方騒動にまで発展していたことを明らかにするとともに、そうした事態が畿内一帯で頻発していたことを指摘している。

⁷⁴これ以降、明治10年代における泉州の綿糸生産と綿布生産の動向に関する記述は、『泉南郡織物同業組合沿革誌』、相澤正彦[1938]、谷口行男[1950]にもとづく。なお、前川恭一[1968]、谷本雅之[1998]、4章など、この時期の泉州における綿糸や綿布の生産動向を扱った研究は少なくないが、それらはいずれも上記の3点の文献に多くを依拠している。

⁷⁵高林家文書、「天保十四年 村方作付反別諸業取調帳」。注48で指摘したように、この史料には、泉北の宇多大津村の状況が記録されている。

⁷⁶後述する綿布生産の動向をも含めて、以下の同村の状況に関する記述は、「天保十四年 村方作付反別諸業取調帳」にもとづく。

この史料には、宇多大津村の各世帯が耕作していた耕地について、それが各世帯の所有地であれば「持地」、小作地であれば「下作」との記載がなされている。従って、ここでは、「持地」の記載の有無によって、各世帯が耕地を所有していたか否かを判断した。ただし、ここで問題となるのは、「持地」と「下作」とは別に、「出作」という分類が存在したことである。「出作」とは、「片桐領江出作」とあるように、対象となる世帯が他領に所在する耕地を耕作していた場合を指すと考えられる。この点をめぐっては、史料上、その世帯が他領の耕作地を所有していたか否かを判断できないので、さしあたり、「出作」とされた耕地については、それを各世帯の所有地であるとみなした。もちろん、これが所有耕地でなかった可能性もあるが、その場合、宇多大津村には「出作」の耕地しか耕作していなかった世帯も少なくともなかったから、こうした世帯は耕地をまったく所有していなかったことになる。従って、そうした「出作」のみが記された世帯を含めれば、耕地を所有していなかった世帯の比率は、本文中の値をさらに上回っていたはずである。

なお、後述する綿布生産に従事していた世帯についても、上記の基準にもとづき、各世帯が耕地を所有していたか否かを判断した。

⁷⁷以上の「織屋」の形態をめぐる議論については、谷本雅之[1998]、4章を参照。

⁷⁸工場制手工業について、谷口行男[1950]は、『大阪府統計書』にもとづき、明治20、30

年代の泉南には工場制手工業の形態をとる工場が存在していたことを指摘しているが（40-3頁）、それによれば、これらの工場のなかには、明治10年代に創立されたものも少なくなかった。他方、問屋制家内工業について、相澤正彦[1938]は、明治前期の泉南の状況を念頭に、「昔の製織」には「木綿商人より原糸をうける賃織」の形態があったことを指摘している(21頁)。

⁷⁹「天保十四年 村方作付反別諸業取調帳」。

⁸⁰『泉大津市史』第1巻下、302-3頁。

⁸¹全戸数については、明治17年(第7回)『大阪府統計書』、綿布生産の従事戸数については、明治18年(第8回)『大阪府勸業年報』にもとづく。

⁸²以下の両者の雇用記録に関する記述は、「明治十四年 萬覺帳」にもとづく。

⁸³図3-1において、太線部の在勤期間を対象とし、15、16年を通して在勤した14番の「まさ」と17番の「この」については、前半と後半のいずれにも重複して対象に加えた。

⁸⁴12年に雇用された8番の下女「ひさ」の年給は5円60銭であったのに対し(「明治十二年 萬覺帳」〔A171〕)、14年に雇用された11番の下女「ひさ」には年給9円が約束されていた(「明治十四年 萬覺帳」)。

⁸⁵これ以降、物価水準に関する記述は、『長期経済統計8 物価』、134頁の消費者物価指数にもとづく。

⁸⁶永橋家文書、「奉公人證文之事」(I126)。

⁸⁷「明治十五年 萬覺帳」(L142)。

⁸⁸吉村家文書、「奉公人定約書」(A011)。

⁸⁹『かいづか文化財だより テンプス』第7号、1999年10月。

⁹⁰「明治十五年 萬覺帳」(L142)。

⁹¹「小拂帳」、同年9月22日の記録。

⁹²各年度「萬覺帳」によれば、この「ムメ」については、雇入れられた明治20年8月16日から、最後に給金の支払を受けた22年12月21日までの在勤が確認できる。以後の動向は、23年の「萬覺帳」が欠損しているためによく分からない。

⁹³「小拂帳」によれば、廣海家の下女たちには、明治19年「十二月七日」と翌20年「八月三十日」にそれぞれ「正月祝儀」と「盆祝儀」とが与えられている。もっとも、正月は1月1日を、盆は7月15日前後の時期を指すので、この点からすれば、上記の日付が正月と盆に対応していないという疑問が湧く。しかし、19年「十二月七日」を旧暦とみなせば、これは新暦の同年12月31日に、20年「八月三十日」を新暦とみなせば、これは旧暦の同年7月12日にあたるから、廣海家は、新暦の正月と旧暦の盆に下女に祝儀を与えたこと、さらに19年末から20年前半の間に日付の記載を旧暦から新暦へと切り替えたことが判明する。

⁹⁴1人あたりの消費支出に関しては、個人消費支出の総額を総人口で除した値を実質ベースに換算して算出した。その際、明治14年の個人消費支出については『長期経済統計6 個

人消費支出』、133頁、34年のそれについては『長期経済統計1 国民所得』、178頁、両年の総人口については『長期経済統計2 労働力』、169頁をそれぞれ参考とした。

⁹⁵各年度『府県物産表』。

⁹⁶明治18年(第8回)『大阪府勸業年報』。

⁹⁷「大阪府泉北郡農家経済取調書(小作)」。

⁹⁸もっとも、こうした女性たちの稼得活動と家事労働の関係については、いまだ不明な点が少なくない。事実、戦前の日本における女性たちの就業行動に関して、統計的に裏付けられている特徴としては、乳幼児を抱える年齢層の既婚女性の有業率が未婚女性や他の年齢層の既婚女性のそれを下回っていたことを根拠として、家事労働のなかでも育児の必要から、女性たちが稼得活動に携わるのを差し控えていたという点が指摘されているにすぎない(谷沢弘毅[2000])。しかし、こうした統計的な因果関係は立証されていないが、家事労働が女性たちの仕事であったとすれば、女手の不足した世帯では、女性たちが家事労働に携わるため、稼得活動に従事するのを差し控えたと考えるのが妥当であろう。実際、小説とはいえ、明治末期における関東の貧農の生活を綿密に描写した『土』には、以下のケースが認められる。そこには、主人公「勘治」、妻「お品」、娘「おつぎ」、息子「与吉」の4人家族の動静が描かれており、この世帯では、当初、「おつぎは他へ奉公に出すこと」が決定されていたものの、「お品」が急死し、家庭内の女手が「おつぎ」1人に限られた結果、彼女を奉公に出す計画は見送られることになった。

⁹⁹谷口行男[1950]による聞き取りの記録にもとづく(26-7頁)。

¹⁰⁰明治18年『大阪府勸業年報』。

¹⁰¹明治18年『大阪府勸業年報』。

¹⁰²川上雅[1967]は、上之郷村の「役場調査」にもとづき、明治15年には、上之郷村と樫井村では、問屋制家内工業の下で年間に計7万8,000反の綿布が生産され、これに対して支払われた織賃は総額3,510円に達していたことを指摘している(322-3頁)。ただし、川上は、これを問屋制家内工業の事例と断定しているが、実際には、この点を裏付ける証拠を明示していない。従って、明治10年代の状況を考慮すれば、問屋制家内工業のみならず、工場制手工業による生産も行われていた可能性があるだろう。それはともかく、上記の事例によって、織賃の総額を生産量で除せば、織賃は1反につき4銭5厘であったことになる。

¹⁰³明治10年代の泉州では、各世帯が綿糸の使用量を減らすことなどで、綿布の粗製濫造を行っていたことが問題とされていた(『泉南郡織物同業組合沿革誌』、復刻版、12-3頁)。

¹⁰⁴大阪市史編纂資料、「自明治三十三年六月至全四十年五月 重要企業組合設立干係書綴」(No.381, Reel No.60)のうち、「明治三十六年十一月六日」付けの「泉南郡木綿同業者組合」の「發起認可申請書」。

¹⁰⁵明治15年2月には、「大阪太物商仲間」と「和泉國木綿荷主」との間で、2反分の綿布の規格を幅「九寸以上」、長さ「三尺三寸五分取、十六尋」とする取り決めが交わされたことが知

られている(相澤正彦[1938]、34-7頁)。反物の規格として、一般に鯨寸(1寸=3.79cm)が使用されたので、上記の規格にもとづき、ここでは、幅9寸、長さ3尺3寸5分取、16尋(=5丈3尺6寸)を鯨寸によってメートル単位に換算した。

¹⁰⁶明治15年『大阪府統計書』には、毎月の取引価格が記載されおり、ここでは、その価格の12ヶ月分の平均を求めた。

¹⁰⁷「天保十四年 村方作付反別諸業取調帳」。

¹⁰⁸相澤正彦[1938]、20頁。

¹⁰⁹ジンキから綿糸を紡ぎ出す工程に関する以下の記述は、佐貫尹・佐貫美奈子[1997]、3章、4章にもとづく。

¹¹⁰『泉大津市史』第1巻下、320-1頁。

¹¹¹佐貫尹・佐貫美奈子[1997]、54頁。

¹¹²『忠岡町史』第1巻、280頁。

¹¹³明治15年『大阪府統計書』。

¹¹⁴各年度『農産表』。

¹¹⁵各年度『農産表』。

¹¹⁶明治15年には、主要港における移入額として、泉南には、1万6,520円分の繰綿が移入されていた(明治15年『大阪府統計書』)。ところで、明治15年『大阪府統計書』には、3つの銘柄の繰綿に関して、大阪市街における毎月の価格が記載されている。これによれば、銘柄間には大きな価格差はみられないので、そのうち「玉緑本名」を例にとって、15年における12ヶ月分の価格の平均を求めれば、その値は1斤あたり36銭8厘となる。この値にもとづけば、15年には、泉南への繰綿の移入量は年間に4万4,891斤程度であったと推計される。

¹¹⁷『忠岡町史』第1巻、280頁。

¹¹⁸「刃」については、対象となる値が10で割り切れる場合、「刃」に代って「目」を用いる慣行が存在したので、以下では、この慣行に従って表示を行った。

¹¹⁹『大阪府勸業月報』第18号、明治15年6月、「十五年五月中物価并商況報告 堺区勸業世話掛 大西五太郎報」。

¹²⁰岡田光代[1996]。

¹²¹相澤正彦[1938]、19頁。

¹²²たとえば、『女学雑誌』第485号、明治32年4月には、「従来、我国の下女奉公は、女子の職業にあらずして、教育にてありき。即ち、相当の家庭を撰びて奉公し、其の家風に慣れ、其仕込を受け、可云ゆる塩踏みなる者を経て、他日一家の主婦たらんとする修業の目的にてありし也。」として、家事奉公を行儀見習と捉える記述がなされている。しかし、その後には、「中には、無論、職業の主意を旨として只だ給金を目あてとせしものも少なからず」という記述が続いている。このように、当時の社会には家事奉公を行儀見習とみなす

風潮が存在したものの、一方で、そうした風潮と家事奉公の実態との間には相当な乖離が生じていたと考えられる。

¹²³「明治八年 萬覺帳」(A143)の下女「むめ」の雇用記録。彼女は、明治8年1月1日に雇入れられ、同年4月4日に退勤した。

¹²⁴「明治十八年 萬覺帳」(L144)。

¹²⁵物価水準と消費水準の伸びについては、注94と同じ手続きによってそれらの値を求めた。その際、16年の個人消費支出に関しては『長期経済統計6 個人消費支出』、133頁、34年のそれについては『長期経済統計1 国民所得』、178頁にもとづく。

¹²⁶明治18年下半期には、泉南では、綿布生産の従事戸数は5,879戸、綿布の総生産量は58万3,488反であった(明治18年[第8回]『大阪府勸業年報』)。先の17年上半期の事例にならって、従事戸数の11.5%が「織屋」であったと想定し、これを除外すれば、1戸あたりの平均的な生産量は112.1反となる。

¹²⁷川上雅[1967]によれば、上之郷村と樫井村では、明治17年には、綿布生産量は年間に6万6,560反、織賃の総額は998円40銭であった。

¹²⁸『大阪府農商工月報』第1号、明治19年9月。

¹²⁹明治16、17年(第6、7回)『大阪府勸業年報』には、それぞれ明治17年上半期、下半期を対象として、泉州産の綿布として「和泉半唐」について、上中下の3段階の品質に分けて、毎月の1反あたりの価格が記載されている。ここでは、中の価格に注目し、その12ヶ月分の平均を求めた。

¹³⁰各年度『大阪府統計書』。

¹³¹注116における明治15年の事例にならって、明治16、17年を対象として、泉南への繰綿の移入量を推計すると、その値はそれぞれ13万261斤、9万4,917斤であった。その際、16、17年の主要港における繰綿の移入額は各年度『大阪府統計書』に、繰綿の価格については、16年のそれは明治16年『大阪府統計書』に、17年のそれは明治16、17年(第6、7回)『大阪府勸業年報』にもとづく。

¹³²明治17年『大阪府統計書』。

¹³³以下の初等教育の制度に関する記述は、仲新(監修)[1979]、第2章にもとづく。

¹³⁴明治19年『大阪府統計書』。

この比率は一般に就学率と称される。就学率を求めるにあたって、本稿では、公的な統計を使用した。そうした統計には、町村レベルの行政機関が初等教育を受ける義務を負った児童の数を正確に把握していなかったり、すでに初等教育を終えた者のなかに、初等教育を修了する以前に学校を退学した者を含めるか否かという基準が年によって変更されていたりするなど、さまざまな不備が存在していた(土方苑子[1994]、第3章などを参照)。従って、厳密な基準にもとづき正確な就学率を求めれば、それは、公的な統計から得られた値とは多少食い違っていた可能性がある。しかし、ここでの課題は、そうした就学率

の誤差を修正することではなく、児童のうち初等教育を受けた者の割合がどの程度に達していたかを把握することであるから、公的な統計によって求められた値を使用しても差し支えあるまい。

¹³⁵初等教育と稼得活動との関係に注目した研究は枚挙にいとまがない。そこでは、明治期には、父兄が女子を通学させるよりも稼得活動に従事させることを優先したため、初等教育を受ける女子の比率、すなわち女子の就学率がなかなか上昇しなかったという点が指摘されてきた(神津善三郎[1978]、第1、2、3章、花井信[1986]、第1章第2節、土方苑子[1994]、第4章、大門正克[2000]、第1章などを参照)。だが、逆にいえば、このことは、例外的な事例であったにせよ、父兄が稼得活動よりも初等教育を重視したならば、児童を稼得活動に従事させる代りに学校に通わせた場合もあったということの意味している。

¹³⁶明治16年『大阪府統計書』。

歴史人口学分野では、たとえば日本の近世における人口動向を解明するにあたって、ある女性が結婚したケースを分析する際、彼女にとって、それが初婚であったか再婚であったか史料上判断できない場合には、女性の年齢が30歳未満であれば、彼女にとって、その結婚が初婚であったとみなすという基準が適用されている(速水融[1992]、85頁)。この点を念頭に、本稿でも、同様の基準によって初婚か再婚かを区別することにした。

¹³⁷明治21年『大阪府統計書』。

¹³⁸この点は、とくに織物業との関連で注目されてきた。明治期には、全国各地ではさまざまな種類の織物が生産されており、そこでは、工場制手工業の形態をとって織り手として女性たちを雇用して織物を生産していた経営体も少なくなかった。そうした経営体の下で働いていた女性たちのなかには、「純然タル職工ト習業ヲ目的トシテ」雇入れられた「徒弟(傳習生又ハ生徒)トノ二種」が存在していたという(『織物職事情』、226頁)。実際、たとえば織物業がさかんに営まれていた桐生や足利では、工場制手工業とともに問屋制家内工業の下でも織物が生産されていたが、各世帯は、年少の娘を工場制手工業の形態をとった経営体の下で働かせて機織の技術を習得させ、それが終わると、彼女を呼び戻して問屋制家内工業の下で家庭内で織物を生産させていたことが知られている(市川孝正[1996]、8、9章)。従って、泉南の各世帯でも、工場制手工業の形態をとった「織屋」の下に娘を通わせたり、家庭内で母親などが娘に手ほどきをしたりすることで、年少の女性たちに綿布生産の技術を習得させることが行われていた可能性が高い。この点からすれば、各世帯は、同様に女性たちに綿糸生産の技術を身に付けさせる必要があったことはいうまでもない。

¹³⁹以下の綿糸を紡ぎ出す作業に関する記述は、佐貫尹・佐貫美奈子[1997]、42-50頁にもとづく。

¹⁴⁰「大阪府泉北郡農家経済取調書(小作)」。

¹⁴¹そもそも織物は経糸と緯糸とを交差させたものに他ならないが、なかには、経糸と緯糸とを複雑に交差させることで、布地に文様を付けた織物も存在した。こうした織物につい

ては、織り手がそれを織り上げる技術を習得するためには、構造が複雑であるだけに、かなりの年月を必要とした可能性があろう。しかし、泉南で生産されていたのは、たんに経糸と緯糸とを交互にクロスさせた平織と呼ばれる簡単な構造の綿布であったから(『内地向輸出向織物製造法』、29-34頁)、織り手がこれを織り上げる技術を身に付けるのに、それほど長い年月を要したとは考え難い。

¹⁴²「明治二十四年卯宛米取立帳」(No.84)。

ここでは、小作農が小作米を完納したかどうかを判断するにあたっては、第2章注16と同じ基準を適用した。

¹⁴³泉南地方における「粳米」の1反あたりの収穫量を例にとれば、その値は、明治24年には、1.86石、その前後の明治23、25年には、1.86、1.94石であったから、24年の作柄は例年並であった(各年度『大阪府統計書』)。

¹⁴⁴「明治二十年 萬覺帳」(L154)。

¹⁴⁵明治23年の「萬覺帳」は欠損しているが、翌「明治二十四年 萬覺帳」(L145)の雇用記録によれば、この「むめ」は23年3月8日に雇入れられ、年給8円を約束されたことが判明する。

¹⁴⁶注94と同じ手続きによって推計した。ただし、明治23年の個人消費支出については、『長期経済統計1 国民所得』にもとづく。

¹⁴⁷『泉南郡織物同業組合沿革誌』、13頁、谷口行男[1950]、27-38頁。

¹⁴⁸泉南の貝塚に居住し、問屋制家内工業の下で織元の業務を営んでいた帯谷家の事例によれば、次のような事実が知られている。同家は、織元として配下の世帯に綿布生産を委託していた。その際、各世帯に支払われた織賃について、明治31年10月から32年10月までの期間を例にとって、毎月の織賃の平均的な値に注目すれば、織賃は綿布の市況に左右されて上下していたが、1反あたりの織賃は、最低は32年6月の2銭5厘8毛、最高は同年10月の3銭5厘であった(斎藤修・阿部武司[1986]、第2表の事例)。

なお、上記の平均的な織賃の値を求める手続きは以下のとおりである(斎藤修・阿部武司[1986]の説明にもとづく)。はじめに、帯谷家は、各世帯に綿布生産を委託するにあたって、20反分の綿布を1単位として取引を行っていた。すなわち、同家は、何単位分かの綿糸をまとめて各世帯に配給し、1単位につきいくらかという形で織賃を支払って、織り上がった綿布を回収した。従って、1単位ごとの取引を1件とすれば、1件ごとに1反あたりの織賃を求めることができる。そして、綿布が回収された日付にもとづき、1件ごとの取引を時系列的に整理すれば、毎月、何件の取引が行われ、1件につき1反あたりの織賃がいくらかであったのかが判明する。織賃の平均的な値とは、1件を単位として、1ヶ月ごとに1反あたりの織賃の算術平均を求めたものである。

¹⁴⁹『泉南郡織物同業組合沿革誌』、12頁、谷口行男[1950]、27頁。

¹⁵⁰明治27年『大阪府統計書』。

¹⁵¹ただし、明治20年代に至ると、泉南では、問屋制家内工業の下で綿布が生産される形態

が一般的となったものの、他方で、工場制手工業の形態をとって綿布を生産していた世帯が若干存在していたことが問題となろう。問屋制家内工業の下で綿布生産にあっていた世帯は、主に家族労働によって綿布を生産していたのに対し、工場制手工業の形態をとった世帯は、家族労働のみに頼らず、わざわざ織り手を雇入れて綿布を生産させていたから、その生産規模は家族労働による小規模生産の域を超えていたに違いない。従って、1戸あたりの生産量を比べれば、工場制手工業の形態をとっていた世帯の値は、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯のそれを上回っていたであろう。本文中の3,919戸と209万600反には、工場制手工業の形態をとって綿布を生産していた世帯の戸数とその生産量とが含まれているおそれがあるため、533反は、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯の1戸あたりの平均的な生産量としては過大である可能性が高い。にもかかわらず、533反という値は1,460反をはるかに下回っていたわけである。

¹⁵²『泉南郡織物同業組合沿革誌』は、明治30年代の状況を念頭に、綿糸を着服した世帯が「減糸を故買者に売却」していた事実を指摘している(28頁)。なお、減糸と故買者とは、それぞれ着服した綿糸と盗品業者とを指す。

¹⁵³明治27年『大阪府統計書』には、「十六手」の「紡績綿糸」に関して、堺市における相場として、同年3、6、9、12月の100斤あたりの価格が記されている。ここでは、その平均値にもとづき、16番手の場合、100斤の綿糸は2,116.4匁に相当することをふまえて、1匁あたりの価格を推計した。

¹⁵⁴明治23年頃の状況を調査した『大阪府之部農事調査』のうち、「南郡」と「日根郡」の項に記された綿糸生産の従事者数の記録にもとづく。

¹⁵⁵明治20年『大阪府統計書』。

¹⁵⁶「明治三十年 萬覺帳」(L153)。

¹⁵⁷「下婢奉公證文之事」(未整理)。

¹⁵⁸各年度『大阪府統計書』。

¹⁵⁹明治27年『大阪府統計書』。

¹⁶⁰明治27年『大阪府統計書』。

¹⁶¹森田優三[1944]、372頁。

¹⁶²森田優三[1944]以来、統計上の過誤を修正し、明治期の人口増加の過程を推計する試みが数多くなされてきた。それらの優劣を検討したモスクによれば(Mosk, C[1983]、pp. 145-7)、Yasukawa, M., and Hirooka, K. [1974]の推計が精度上最も優れているという。そこで、Yasukawa, M., and Hirooka, K. [1974]によれば、全国的の人口1,000人あたりの出生数は、明治18、28年にはそれぞれ32.17、33.84と推計されている(Table 14)。

¹⁶³明治27年『大阪府統計書』。

¹⁶⁴『岸和田紡績株式会社五十年史』には、「明治二十五年十二月十日 岸和田第一工場(舊稱本社工場第一工場)ヲ起工」し、「明治二十七年一月二十日 當會社開業ス」とある。

¹⁶⁵ 『紡績職事情調査概要報告書』。これ以降、岸和田紡績と紡績業全般に関する記述と引用は、この調査にもとづく。

¹⁶⁶ 明治30年の事例は明らかではないが、「諸拂帳」(L231)には、明治28年10月1日に「下女かね藪入心附」として「弍十五銭」が支払われた記録がある。なお「諸拂帳」は、先の「小拂帳」と同様の史料と考えてよい。

¹⁶⁷ 「諸拂帳」(L231)の明治28年の記録にもとづく。

¹⁶⁸ 『大日本綿糸紡績同業联合会報告』第26号、明治27年12月。

¹⁶⁹ 当時の調査記録や新聞雑誌には、しばしば紡績女工の風紀の乱れが取り上げられている。実際、たとえば『綿糸紡績職事情』には、「紡績女工ノ風紀ノ現状ニ就テ蒐集セル材料少ナカラサルモ卑猥之ヲ筆ニスルニ堪ヘサルモノアリ」と記されている(151頁)。

¹⁷⁰ 『綿糸紡績職事情』、51頁には、「紡績職工ノ雇用関係ニ就テ種々ノ弊害ノ起コルハ近傍父兄ノ家ヨリ通勤職工ヲ雇入ルル場合ニ非スシテ主トシテ遠国ヨリ職工ヲ雇入ルル場合ニアリ」との指摘がなされている。

¹⁷¹ 『農家副業成績品展覧会報告』、348頁。なお、ここで「明治廿五年」とあるのは、岸和田紡績の会社設立が明治27年の操業に先立ってこの25年に行われたためであろう。

¹⁷² 『南海電気鉄道百年史』、135頁。

¹⁷³ 『南海鉄道発達史』、187頁。

¹⁷⁴ 明治28年『大阪府統計書』には、大阪府全体を対象として、本籍人口の年齢構成が示されている。これによって、女性全体に占める15歳以上30歳未満の人口比を算出し、その値を南郡の女性の現住人口に乗じて本文中の値を求めた。

¹⁷⁵ 明治30年『大阪府統計書』には、大阪府下の「工業製造所」の一覧が記載されている。それによれば、泉南郡の「工業製造所」を対象として、女性の働き手の数を比べると、第1位は岸和田紡績、第2位は貝塚織物製造株式会社であったが、女性の働き手の数は968、179名であったから、両者の間には大きな格差が存在していた。しかも貝塚織物製造株式会社については、以下の点が問題となる。同社の活動の実態は必ずしも明らかではないが、同社は、蒸気機関などの原動力を備えていなかったから、工場制手工業の形態をとって綿布を生産していたことになる(明治30年『大阪府統計書』)。たしかに、泉州では、「織屋」と呼ばれる工場制手工業の形態をとった経営体の存在は珍しいものではなかった。しかし、前述した幕末の宇多大津村の事例によれば、179名もの織り手を擁していた「織屋」は存在しなかったから、それよりも「織屋」の雇用規模は一般にはるかに小さなものであったと推測される。この点からすれば、貝塚織物製造株式会社が179名もの働き手を雇用していたのかという疑問が湧く。実際には、179名のうち、同社は、何名かを雇用して綿布を生産させていたとしても、残りの多くの者については、たとえば問屋制家内工業の形態をとって、自宅で綿布生産にあたらせていた可能性があるだろう。従って、いずれにせよ、泉南には、岸和田紡績以外に女性たちを大量に雇用していた工場は存在しなかったといてよい。

¹⁷⁶明治31年『大阪府統計書』。

¹⁷⁷この時期、泉南では、問屋制家内工業の下で綿布生産が営まれる形態が一般化していたが、少数とはいえ、工場制手工業の形態をとって綿布を生産していた世帯も存在していた。この両者に関して、1戸あたりの綿布生産量を比べると、工場制手工業の形態をとった世帯の値は、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯の値を上回っていたと考えられる。実は、表3-3の従事戸数と綿布生産量には、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯のみならず、工場制手工業の形態をとった世帯の値までもが含まれているおそれがある。そのため、問屋制家内工業の下で綿布生産に従事していた世帯の1戸あたりの平均的な綿布生産量は、表3-3に示した1戸あたりの生産量を下回っていた可能性が高い。にもかかわらず、明治31年には、表3-3の1戸あたりの綿布生産量は1,095反を大幅に上回る1,589.8反にまで達しているから、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯の1戸あたりの平均的な生産量は、1,095反という水準を間違いなく上回っていたであろう。

¹⁷⁸これは、注148と同様に、斎藤修・阿部武司[1986]、第2表の事例にもとづく。その際、注148と同じ手続きによって、毎月の織賃の平均的な水準を求めた。

¹⁷⁹注153の明治27年の事例と同様に、明治32年『大阪府統計書』には、同年3、6、9、12月を対象として、「十六手」の「紡績綿糸」について、大阪市における100斤あたりの価格が記載されているので、ここでは注153と同じ手続きによって1繻あたりの価格を算出した。

¹⁸⁰寄留の概念、寄留関連の法規、寄留の手続き、寄留統計の問題などに関する以下の記述は、斎藤修[1998]、付録4「寄留制度とその統計」、清水洋二[1981]にもとづく。

¹⁸¹斎藤修[1998]、119-20頁。

¹⁸²しかも実際には、寄留の届出を怠る者が少なくなかったから、現実の流出者の数は、無届けの者を含めれば、その分だけ表3-5(B)の値を間違いなく上回っていたであろう。

¹⁸³注174と同じ手続きによって本文中の値を求めた。ただし、明治31年については、統計上の問題から、大阪府全体の女性の年齢構成比と泉南郡の女性の現住人口は、いずれも『明治三十一年 日本帝国人口統計』にもとづく。

¹⁸⁴注174、183と同じ手続きによって本文中の値を推計した(明治30年『大阪府統計書』)。

¹⁸⁵『大日本綿糸紡績同業联合会報告』には、各紡績会社を対象として、毎月、各社の職工1人に支払われた1日あたりの賃金に関して、その男女別の平均が記されている。ここでは、そのうち「女工給一日一人平均」を対象とし、その値の推移に注目した。その際、明治30年10月、29年10月の値については、それぞれ『大日本綿糸紡績同業联合会報告』第62号、明治30年11月、同、第50号、明治29年11月にもとづく。

なお「一人一日平均」の賃金とは、「大日本紡績聯合會規約及諸規則」によれば、「一ヵ月中職工賃金を其職工の延工数にて除した」ものであるという。ただし、そこで対象となる「賃金中には部長若しくは技男以下の給料は勿論賞與金奨励金等」をも含めることとされていた。しかし、「一人一日平均」の賃金のうち女性の値が求められる際、「部長もしくは技男」

の給料は対象から除外されていたはずであり、また後の注 で説明するが、賃金の総額と比べて「賞與金奨励金等」は小額にすぎなかったから、「女工給一人一日平均」は、女工1人あたりに支払われた1日の賃金の平均に近い値を示していたと考えてよい。

「大日本紡績聯合會規約及諸規則」は、『我邦商工業の現在及将来』、117頁に復刻された内容にもとづく。また「一人一日平均」の賃金をめぐる問題点については、高村直助[1971]、307頁の記述を参考とした。

¹⁸⁶各年度『大阪府統計書』。

¹⁸⁷明治30年『大阪府統計書』。

¹⁸⁸明治30年『大阪府統計書』。

¹⁸⁹この事件の経緯については、岡本幸雄[1993]104-12頁の整理にもとづく。

¹⁹⁰「明治三十年 萬覺帳」(L153)。

¹⁹¹「明治三十六年 萬覺帳」(L190)。

¹⁹²「奉公人請状之事」(未整理)。

¹⁹³「明治三十四年丑歳宛米取立帳」(No.99)。

¹⁹⁴泉南郡を対象として、粳米の1反あたりの収量に注目すると、その値は明治33、34、35年には1.94、2.31、1.75石であった(各年度『大阪府統計書』)。

¹⁹⁵以下の各種給付ならびに藪入にかかわる事例は「諸拂帳」(L230)にもとづく。

¹⁹⁶明治40年頃の状況となるが、紡績女工には「素人から直は日給」が与えられ、仕事に「馴れると請負」給が支給されるようになったという(『大阪朝日新聞』、明治40年3月30日)。「請負」給とは、「仕事の上りで賃金をとる」形態であったから、出来高給を指すとみてよい。

¹⁹⁷明治30年10月、35年10月の値は、それぞれ『大日本綿糸紡績同業聯合會報告』第62号、明治30年11月、『大日本綿糸紡績同業聯合會月報』第122号、明治35年11月にもとづく。

¹⁹⁸明治40年頃の状況となるが、日給の詳細はよく分からないが、出来高給である「請負」給の下では、「腕次第で所得の大小があ」ったから、紡績女工は、経験を積んで仕事に習熟するほど、より多くの賃金を手にしうるようになったと考えられる(『大阪朝日新聞』、明治40年3月30日)。

また明治36年頃には、岸和田紡績の女工には、「一ヶ月三ヶ日」の休みと若干の不定期の休みが与えられていたから(『大日本紡績聯合會月報』第125号、明治36年2月)、この他に多少欠勤した日があったとしても、同紡績の女工の労働日数は年間に320日程度に達していたことになる。明治30年頃には、紡績女工は一般に年間に320日から335日ほど働いていたというから、この間、労働日数には大して変化がみられなかったといってよい。

¹⁹⁹明治36年頃には、岸和田紡績では、「十五日皆勤賞」と「半季皆勤賞」とが設けられており、このうち、「半季皆勤賞」の詳細は不明であるが、「十五日皆勤賞」としては「日給一日分」が支給されていたという(『大日本紡績聯合會月報』第129号、明治36年5月)。

²⁰⁰大正5年末の時点で、泉南郡では、岸和田紡績以外に、和泉紡績と寺田紡績の2社が操

業していたが、両社の「創業」はともに明治45年であったから、いずれにせよ、明治30年代まで遡れば、この地方には、岸和田紡績以外に紡績会社は存在しなかった(『大正七年 工場通覧』、166-8頁)。

²⁰¹ 絹川太一[1939]、100頁。

²⁰² 『綿糸紡績職事情』に記載された「平野紡績株式会社寄宿職工送金調」によれば(81-3頁)、平野紡績には、明治34年上半期に生家に送金した寄宿女工が119名存在し、そのなかには、大阪府出身者が3名含まれていた。

²⁰³ 『大日本綿糸紡績同業联合会報告』第62号、明治30年11月。

²⁰⁴ 『大日本綿糸紡績同業联合会月報』第122号、明治35年11月。

²⁰⁵ 明治34年頃の状況として、『綿糸紡績職事情』によれば、「寄宿職工八通常只食料ヲ負担セルノミ其他八總テ工業主ノ支出スル処ナリ食料八毎日六銭乃至八銭」であったというから(145頁)、寄宿女工は、1日につき1人あたり6銭から8銭の食費を徴収されていたことになる。この点を念頭に、ここでは、その中間の値をとって、彼女たちは1日につき1人あたり7銭を負担していたと想定した。

²⁰⁶ 表3-7のうち、明治38、39年の従事戸数の内訳をみると、統計上、ほとんどの世帯は「賃織業」に分類されていた。これらの世帯は、「賃織業」との名称から窺えるように、問屋制家内工業の形態をとって、織元の下で織賃と引き換えに綿布を生産していたとみてよい。一方、同じ統計には、他にも「工場」、「家内工業」、「織元」の形態が登場している。これらがどのような基準によって分類されたかは定かではないが、当時の泉南では、少数とはいえ、引続き工場制手工業の形態をとって綿布を生産していた世帯が存在したから、「工場」、「家内工業」、「織元」はそうした世帯を指すものと思われる。実際、たとえば明治38年の「工場」の場合、そこに備えられた織機はすべて手織であり(明治38年『大阪府統計書』)、表3-5によると、その1戸あたりの平均的な従事者数は18.4名にまで達していたから、この「工場」は、工場制手工業の形態をとって、何名かの織り手を雇用し、大規模とはいえないが、少なくとも家族経営の域を超える規模の生産活動を営んでいたと考えられる。

ところで、1戸あたりの平均的な綿布生産量として、ここで対象とすべきは、工場制手工業の形態をとって綿布を生産していた世帯の値ではなく、あくまで問屋制家内工業の下で綿布生産に従事していた世帯の値であることはいうまでもない。しかし、表3-7に示した従事戸数と綿布生産量には、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯のみならず、工場制手工業の形態をとった世帯の戸数と生産量とが含まれている点が問題となろう。なぜなら、工場制手工業の形態をとった世帯は、わざわざ働き手を雇用してまで綿布を生産していた以上、その1戸あたりの綿布生産量は、問屋制家内工業の下で主に家族労働力のみによって綿布を生産していた世帯のそれを上回っていたと考えられるからである。従って、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯のみを対象として、1戸あたりの綿布生産量を求めた場合、逆にその値は表3-5の1戸あたりの生産量を若干下回っていたはずで

ある。にもかかわらず、明治36、38、39年には、表3-7の1戸あたりの綿布生産量は1,095反を大幅に上回っていたから、問屋制家内工業の下で綿布を生産していた世帯の1戸あたりの生産量もまた1,095反を上回っていた可能性が高い。

²⁰⁷以下の織賃に関する記述は、斎藤修・阿部武司[1986]、表2 の事例にもとづく。なお、毎月の平均的な織賃の水準を求める手続きは、注148と同じである。

²⁰⁸明治35年『大阪府統計書』には、大阪市における相場として、「十六手」の「紡績綿糸」に関して、100斤あたりの毎月の取引価格が記載されている。そこで、この取引価格の平均を算出し、16番手の場合、100斤の綿糸は2,116.4繻に相当することをふまえて、1繻あたりの価格を求めた。

²⁰⁹『大阪毎日 堺週報』、明治39年10月1日。

²¹⁰『大日本紡績聯合会月報』第135号、明治36年11月。

²¹¹『大日本紡績聯合会月報』第171号、明治39年11月。

²¹²これは、転籍や死亡のケースを別とすれば、毎年、泉南から他所に転出した女性の数が他所から泉南に帰還した女性の数を平均して180.1名上回っていたことを意味している。

²¹³明治33年まで、『大阪府統計書』には、他所から泉南郡へ転入した者の人数が「他都市区ヨリ入寄留」となった者と「他府縣ヨリ入寄留」となった者とに分けて記されている。だが、翌34年以降、『大阪府統計書』では、入寄留人口として、他所から泉南への転入者に加えて、泉南郡に本籍を有しながら同郡内の本籍地以外の町村に転出した者の人数までもが記載されるようになった。その際、記載方法も改められ、他所から泉南への転入者は「管外ヨリ入寄留者」として、泉南郡に本籍を有しながら同郡内の他所に転出した者は「管内ヨリ入寄留者」として扱われるようになった。もっとも、ここでは、他所から泉南への転入者の動向が問題となるから、入寄留人口として「管外ヨリ入寄留者」の人数のみを対象とした。なお、入寄留者の対象や記載をめぐっては、斎藤修[1998]、付録4を参考とした。

²¹⁴これは、転籍や死亡の事例を別とすれば、毎年、他所から泉南に転入した女性の数が泉南から他所に帰還した女性の数を平均して132.1名下回っていたことを示している。

²¹⁵明治36年には、大阪府全体における女性の本籍人口の年齢構成が判明するので、それによって全体に占める15歳以上30歳未満の年齢層の比率を求め、それを同年の泉南郡の女性の現住人口に乗じて本文中の値を算出した(『明治三十六年 日本帝国人口静態統計』)。

²¹⁶明治35年『大阪府統計書』。

²¹⁷明治35年『大阪府統計書』。

²¹⁸明治35年『日本帝国人口動態統計』。

²¹⁹この点をめぐっては、星野通[1957]、熊谷開作[1973]などを参照。

²²⁰以下の工場の数と使用人員に関する記述は、『織物及莫大小に関する調査』、111-2頁にもとづく。

²²¹『北中通村誌』、325頁。

²²²この時期、綿織物業の生産動向の統計は、先の表3-7に示したように、「賃織業」、「工場」、「家内工業」、「織元」の4つの形態に分類されていた。このうち、「賃織業」の女性の従事者数は、問屋制家内工業の下で生家で綿布を生産していた女性の数を示すと考えてよい。だが、残る「工場」、「家内工業」、「織元」については、以下の点が問題となる。まず明治40年の「工場」を例にとれば、この年、泉南には、計35の「工場」が存在し、そこでは総勢1,040名の女性たちが働いていたが、そこに備えられた織機の内訳をみると、手織機と力織機の台数の合計はそれぞれ668、400台にのぼっていたから、この「工場」のなかには、工場制手工業の形態をとって手織機を用いて綿布を生産していた世帯と力織機を備えた織物工場とが含まれていた。同様の事例として、明治42年の「織元」についても、「織元」の数は計154、女性の従事者数は計1,846名であったが、織機の内訳をみると、手織機1,817台に加え、力織機140台も設置されていたことが判明する。「家内工業」の下では、力織機は使用されておらず、織機はすべて手織機であったことが確認されるものの、いずれにせよ、以上から、「工場」、「家内工業」、「織元」という分類に従うだけでは、工場制手工業の下で綿布を生産していた女性と力織機を備えた織物工場で働いていた女工がそれぞれ何名存在したかを明らかにすることはできない。

もっとも、手織機を使用する場合、織り手1人が1台の織機を用いて作業にあたっていたから、工場制手工業の下で手織機によって綿布を生産していた女性の数と手織機の台数とは一致する傾向があったと考えてよい。この点からすれば、たとえば明治40年の「工場」の場合、手織機の総計は668台であったから、工場制手工業の下で綿布を生産していた女性の数もまた668名程度に達していたはずであり、逆に力織機を備えた織物工場で働いていた女工の数は、「工場」の従事者数の総計1,040名から668名を差し引いた372名程度にのぼっていたことになろう。このように、本稿では、手織機と力織機の台数にもとづき、工場制手工業の下で働いていた女性と力織機を備えた織物工場で働いていた女性の数を推計した。

²²³大正元年『大阪府統計書』。

²²⁴もちろん、泉南では、全戸数のうち農業に携わっていた世帯の比率は過半を上回っていたが、その値は56.4%にとどまっていたから、逆に農業に従事していなかった世帯の存在も無視しえない。しかし、農業に携わっていなかった世帯を取り巻く状況もまた小作農のそれと変わりがなかった。この点は、以下の岸和田の事例から裏付けられる。岸和田には、町場という特徴から、農業に従事していなかった世帯が集中しており、そうした世帯の生活状況を窺う手掛かりとして、大正4年の事例となるが、岸和田に居住していた世帯を、資産の多寡に応じて「特一」から「特四」等、さらに「一」から「三〇」等までに分けて戸数割を賦課した記録が残されている(岸和田町役場「町治資料」、「大正四年度戸数割賦課等級別表(四月一日調)」。このうち、多額の資産を有していた「特一」から「特四」等までの12戸を除いた4,013戸を対象として、「一」から「一〇」等までを上層、「一一」から「二〇」等までを中層、「二一」から「三〇」等までを下層として、全体に占める各層の戸数の比率を求めると、その

値は順に15.4、40.3、43.0%となる。こうした等級の基準をめぐって詳細はよく分からないが、いずれにせよ、等級が下るほど、各世帯は資産を保有していなかったと推測されるから、下層の人々は貧しい生活を余儀なくされていたはずであり、中層のなかでも、とくに等級の低い世帯の人々が経済的に余裕のある暮らしを送っていたとは考え難い。この点をふまえると、下層の世帯だけでも全体の43.0%、中層と下層を合わせれば、その戸数は実に83.3%を占めていた以上、若い女性たちの生家のなかには、農業に従事していなかったとしても、経済的に切迫した状態に置かれていた世帯が数多く存在していたとみてよい。

²²⁵泉州木綿株式会社史料。この史料は、未整理のため、引用に際しては史料名のみを示す。

²²⁶「泉州木綿株式會社沿革誌」によれば、同社は、「明治三十年十月十日」に「創業總會」を開催し、翌「三十一年二月十一日」から「開業」したという。また「創業」に先立ってまとめられた「泉州木綿株式會社設立目論見書」をみると、会社設立に必要な資金を支出した7名の「発起人」たちは、すべて北掃守村に居住していたことが判明する。

²²⁷明治30年代の史料として、たとえば「明治三十八年一月 機場帳」には、各世帯から綿布を回収した日付、その際の集荷量、各世帯に手渡した織賃などが書き込まれている。

²²⁸明治42年『工場通覧』によれば、泉州木綿株式会社の「創業年月」は明治40年7月とされているのに対し、明治44年『工場通覧』では、明治39年12月に同社は「創業」したとされている。いうまでもなく、ここでの「創業」とは、工場が操業を開始したことを指すとみてよい。それはともかく、「創業」時期は若干食い違っているものの、いずれにせよ、泉州木綿の工場が操業を開始したのは、明治40年頃のことであったと考えられる。

²²⁹これ以降、泉州木綿の女工については、姓を伏字とする処置をとらない。これは、後述するように、泉南では、女性たちが織物工場で働くことは日常的な稼得活動の一環として受け止められていたし、引用史料には、働き手の居住地を示す記載は登場しないから、史料から働き手を特定することは不可能であると判断したためである。

²³⁰他にも例外的な存在となるが、史料3-5には、「田中もと」の名前が枠外に書き込まれている。後の明治43年の記録をみると（「明治四十三年七月 工場反入明細表綴」）、しばしば枠外の彼女の名前の上には「布取」と記されているから、「田中もと」は、織り上がった綿布を織機から外して集めるような作業に従事していたと推測される。従って、史料3-5の「田中もと」の記録には「340」と記入されているが、これは、この日に彼女が集めた綿布の本数を示している。もっとも、この日、「織機」部門の総生産量は「356」本であったから、これと比べて彼女の集めた綿布の量は差し引き16本不足しているが、この分の綿布は、織機に装着されたまま繰り越され、翌日に織機から外されたのであろう。

²³¹泉州織物株式会社岸和田工場を例にとれば、大正14年頃には、「織機部は昼業のみで午前六時に就業して午後六時に止業」していたという（中央労働学園[協調会]旧蔵資料、「泉州織物株式会社岸和田工場 工手就業案内」）。

²³²中央労働学園[協調会]旧蔵資料、「前川織布株式会社佐野工場 工手就業案内」。これは大

正14年に発行されたものであり、それによれば、同工場でも深夜業は行われていなかった。

²³³「工費報告簿」。

²³⁴明治42年末の時点において、「泉州木綿」の工場では、12馬力の蒸気機関が1台稼動していたことが知られている(明治44年『工場通覧』)。

²³⁵昭和戦前期の事例となるが、織物女工が力織機の使用に習熟してゆく過程を観察した研究によれば、以下の事実が判明する。まず新入りの女工には、数台の織機を担当させ、徐々に受け持ちの織機の台数を増やしてゆく処置がとられていた。その際、「織機2臺の場合」には女工の「前方に2臺の織機が」配置されたのに対し、「4臺の場合は後方に2臺増加することになり前後が作業面」となったという(中村一男[1937])。この点からすれば、泉州木綿の工場では、女工1人が4台程度の織機を担当していたから、女工たちは表3-12(B)のように前後に2台ずつ配置された織機を受け持っていたと考えられる。

²³⁶これ以降、明治43年1月9日前後の「総繰」部門の動向に関する記述は、「明治四十三年一月 工場反入明細綴」にもとづく。

²³⁷『わがまちの繊維産業と働く人々』、188頁、竹内あさい談。彼女は、大正9年に生まれ、昭和8年3月に尋常小学校を卒業し、同月に近隣の織物工場で働きはじめたという。

²³⁸こうして織物女工を配置替えすることは、泉南に限らず、さまざまな地域で行われていたらしい。一例として、兵庫県南部の播州では、明治末に至ると、泉南と同じように、力織機を備えた中小の織物工場が数多く設立された。これらの工場の経営者は、女工たちを雇入れると、「最初総繰、管巻等の作業に就かしめ、その技術の習熟するに従つて、順次整経、機織等」の作業にあたらせたという(『播州織同業組合沿革史』、29頁)。

²³⁹「工費報告簿」。

²⁴⁰前述した帯谷家は、問屋制家内工業の下での織元の業務を営んでいたが、明治末期に至ると、貝塚近郊に織物工場を建設してその経営に乗り出した(その経緯については、阿部武司[1989]、111-24頁参照)。この工場については、わずかな史料しか残されていないが、そこには、ここで取り上げた賃金の記録が含まれている(帯谷家文書、「明大正元年 成績株取帳 帯谷織布工場」)。

²⁴¹斎藤修・阿部武司[1986]、表2、。

²⁴²明治42年『大阪府統計書』には、「十六手」の「紡績綿糸」について、大阪市における100斤あたりの毎月の取引価格が記されているので、これにもとづき、注153と同じ手続きによって1総あたりの価格を算出した。

²⁴³以下、廣海家の各種給付に関する記述は、「明治三十八年諸拂帳」(L232)にもとづく。この史料には、明治38年から43年中頃までの日々の支払記録が収められている。

²⁴⁴もっとも、翌43年からは、旧正月ではなく新暦の正月を祝う名目へと変わり、それにもなって、正月を迎えるに先立って、前年の年末に正月の祝儀が手渡されるようになった。そのため、43年の正月に関して、すでに42年12月30日に祝儀が与えられているが、これに

については、翌43年分の支給額とみなし、42年のそれには加算しないことにした。なお旧盆については、こうした変更は行われていない。

²⁴⁵明治30年10月5日は、岸和田紡績の女工の「一日一人平均」の賃金は「13.50」銭であったが（『大日本綿糸紡績同業联合会報告』第62号、明治30年11月）、明治42年10月には、その値は「29.30」銭まで上昇している（『大日本紡績联合会月報』第207号、明治42年11月）。

²⁴⁶明治40年頃の賃金形態や昇給形態については、先の注196、198を参照。

また労働日数に関して、岸和田紡績の事例は定かではないが、細井和喜蔵[1925]、120-1頁によれば、後の大正後期の事例として、紡績女工は、昼夜二交代制で勤務しており、女工たちには、昼業と夜業の交代日に休みが与えられ、その「交代期間は大概一週間」ごとであったという。従って、この頃、紡績女工には、1週間に1日の休みが与えられていたことになるから、1ヶ月間に休みが4日設けられ、他に若干欠勤した日が存在したとすれば、紡績女工の労働日数は年間に310日程度に達していたと推計される。たしかに、明治30年代中頃には、同様の値は320日程度であったから、その後、紡績女工の労働日数は減少したことになるが、それでも両者の差は年間に10日程度にすぎなかった。

²⁴⁷『工手の母』第467号、明治42年9月4日。

²⁴⁸細井和喜蔵[1925]、209頁によれば、「一人につき食費をいくら徴収しているかと言うに物価の高くなるまでは寄宿女工一日につき金九銭というのがほとんど例外なしの全国的原則であった」という。これは大正後期の記述であるから、「物価の高くなるまで」とは、第一次大戦による好景気によって物価が高騰した大正中頃のことを指す。従って、「九銭」が徴収されていたのは、それ以前の明治末期から大正初年頃のことであったと考えられる。

²⁴⁹以下の「宇口きぬ」の在勤状況に関する記述は、「明治四十二年十一月一日 工場反入明細綴」、「明治四十三年一月 工場反入明細綴」、「明治四十三年三月二十五日 工場反入明細表綴」、「明治四十三年七月 工場反入明細表綴」、「明治四十三年九月二十六日 工場反入明細表綴」にもとづく。

²⁵⁰「工費報告簿」。

²⁵¹大正6年『大阪府統計書』。

²⁵²第二次大戦直後の事例となるが、昭和23年頃の状況として、泉南では、遠隔地から女工を募集していたのは生産規模の大きな織物工場に限られ、中小規模の織物工場は通勤の形態で地元の女性たちを雇入れていた（佐藤明・前川嘉一[1949]、104-6頁）。従って、戦前においても、同様の傾向がみられた可能性が高い。この点を念頭に、大規模工場の事例として、帯谷家が泉南南部に設立した箱作工場のケースに注目しよう（以下の記述は、「帯谷箱作工場 大正六年十二月二十五日請求書」にもとづく）。前述したように、戦前には、泉南の織物工場では、使用人員が50名未満の工場が大半を占めていたのに対し、大正6年12月を例にとれば、箱作工場に在勤した職工は男8名、女124名に達していたから、同工場は大規模な工場に分類される。実際、この点を反映して、同工場には、遠隔地から募集され、寄

宿舎に入居していた働き手が存在したことが確認されるものの、寄宿舍の記録からは、その数は27名にすぎなかったことが判明する。この点から窺えるように、大規模な工場でさえ、こうした状況がみられた以上、大正期に至っても、引続き織物女工の多くは通勤の形態で働いていたと考えてよい。

²⁵³以下の泉南郡の初等教育に関する記述は、明治42年『大阪府統計書』にもとづく。

²⁵⁴明治42年『日本帝国人口動態統計』。

²⁵⁵明治42年『大阪府統計書』。

²⁵⁶明治43年末に「阪神」他方の20工場を対象として行われた調査によれば(石原修[1914]、94頁)、紡績女工全体のうち、雇入れからこの時点までの在勤期間が3年に満たなかった者の割合は実に82.7%にまで達していた。もちろん、ここで対象とされたのは、雇入れから退勤までの在勤期間ではなく、あくまで雇入れから明治43年末までの在勤期間であるが、紡績女工が雇入れから退勤まで3年以上在勤するのが一般的であったとすれば、明治43年末までの在勤期間を対象としても、その期間が3年未満であった者の比率が全体の82.7%もの高い値を示すことはなかったであろう。逆にいえば、紡績女工のなかには、雇入れから3年未満で退勤する者が跡を絶たなかったからこそ、上述したような調査結果が得られたと考えてよい。

²⁵⁷「明治三十九年 木 鳥 株取帳」に登場する事例として、たとえば鳥羽村の「トバ 米ヤ」と称される世帯は、帯谷家から明治40年1月29日に「五円」を前借し、それと引き換えに同年2月13日から3月18日までに計100反の綿布を同家に納入した。もっとも、この頃、織賃は1反につき4銭であったから、「米ヤ」は、100反の綿布を納めても「五円」のうち4円しか返済しなかったことになるが、3月18日には、ふたたび同家から「五円」を前借している。

²⁵⁸ 明治30年頃の事例となるが、『紡績職事情調査概要報告書』によれば、紡績会社は、女工を募集する際にその父兄に「支度料ヲ貸與シ」(7頁)、後日、そうした「募集當時ノ前貸金」を女工の賃金から控除する処置をとっていたという(77頁)。

²⁵⁹これは、同家が「八坂村 六右與茂」から綿布を集荷した記録の末尾に書き込まれている(「三拾三年八月起 方 機場帳」)。

²⁶⁰このように、収入の多寡ではなく、むしろ就業機会がどの程度存在したかが人々の就業行動を左右したという指摘は、そもそもSchultz, T.W. [1945]によって、大恐慌期のアメリカにおける農業から工業への労働力の移動を説明するためになされたものであったが、こうして就業機会と就業行動との関係を問うという視角は、さまざまな分野に引き継がれ、多くの研究が発表されるようになった。第1章注14でふれた西川俊作[1966]はそうした研究の一つであるが、他にも開発経済学の分野では、Todaro, M.P. [1969]に代表されるように、農村から都市への労働力の流出を説明するにあたって、都市と農村との賃金水準の格差のみならず、都市において就業機会がどの程度存在するかという点にも注目した研究がさかんに行われてきた。

261 『紡績職工事情調査概要報告書』、2頁によれば、紡績工場の「近傍ヨリ募集」された女工は「總テ本人若クハ父兄家族ヨリ直接申込ミ來ルモノ」であったという。

262 『綿糸紡績職工事情』、151頁。

263 上記の証言は、いずれも、後の両大戦間期の事例となるが、泉南の織物工場で働いていた女性が当時の状況を回顧したものである(高木みつえ談、『泉州地域の盆おどり』、82-3頁)。

264 たとえば、明治期の女性の職種を対象として、その特徴を分類した東條由紀彦[1990]は、当時の女性たちは、紡績女工、製糸女工、織物女工として働いた場合、社会的に蔑視されたものの、多くの収入を得られたため、主に収入を稼ぐことを目的に女工として働いたのに対し、家事奉公については、彼女たちが奉公に出たのは、女工と違って収入のためではなく、むしろ行儀見習のためであったと指摘している(補論)。また女性史の分野でも、同様に、女性たちは収入を稼ぐために女工として働いたのに対し、行儀見習を目的として家事奉公に出たという対比を強調する研究は少なくない(村上信彦[1983]、113-37頁、奥田暁子[1995])。

たしかに、当時、家事奉公を行儀見習とみなす風潮が存在したことは否定しえないが、現実には、家事使用人たちが行儀見習をどれだけ重視していたかどうかは疑わしい。この点は、泉南の事例から窺えるように、家事使用人の雇主が給金を引き上げねば人手を確保できなかったことから裏付けられよう。この点からすれば、家事使用人にとって、行儀見習よりも、むしろ収入を稼ぐことの方が重要であった可能性が高い。しかし、上記の研究についていえば、そこでは、収入の多寡を比較する作業がほとんど行われていない。この点をふまえると、上記の研究は、いずれも十分な根拠もないまま行儀見習の重要性を主張しているにすぎない。

265 『をんな』 第7号 明治34年7月。

266 『婦人之友』 第7巻第2号、大正2年2月。

267 経糸の装着方法の変化による効果は定かではないが、ボタンについていえば、これを装着することで、作業スピードは2倍近く上昇したという(内田星美[1960]、153頁)。

268 『泉南郡織物同業組合沿革誌』によれば、「太鼓の内部には砂九升を入れ」、「其重力にて太鼓の施転を妨げ」る構造がとられていたという(82頁)。

269 清川雪彦[1995]、207頁は、この1分間の作業回数を最大で70回程度と推測しているが、この値については、依拠資料が明示されていないという問題が存在する。もっとも、チョンコ機と同型の織機については、今もなお使用されている状況を観察することができる。一例として、「在来織機の改良」、産業技術記念館ビデオライブラリーには、綿布生産に習熟した女性がチョンコ機と同じ織機を使用して綿布を織り上げている映像が収められている。そこでは、彼女はさまざまなスピードで織機を稼働させているが、そのうち、最も速い動作を続けている場面では、経糸を上下させてから緯糸を経糸に密着させるまでの一連

の作業を5回繰り返すのに3.87秒しか必要としていない。従って、このペースで作業を続けたならば、彼女は上記の一連の作業を1分間に77回反復できたことになる。この点をふまえて、最速の場合、1分間の作業回数を80回と想定することにした。

²⁷⁰佐貫尹・佐貫美奈子[1997]、90-1頁。

²⁷¹以下の小作農の休日数に関する記述は、「大阪府泉北郡農家経済取調書(小作)」にもとづく。

また泉南についても同じ調査が行われたが、現在では、小作農に関する調査は失われ、自作農を対象とした調査のみが残されている(「大阪府泉南郡農家経済取調書(自作)」)。それによれば、対象とされた泉南の自作農の世帯では、年間に計「四十六日半」の休日が設けられていた。こうした休日数については、地域によって相当な格差が存在したことが知られており(古川貞雄[1986]、26-43頁、斎藤修[1998]、144-52頁)、泉北の小作農の場合、同様の値は「二十七日」にすぎなかったから、同じ泉州とはいえ、泉北よりも泉南の方が年間の休日数が多かった可能性も否定しえない。

しかし、同一地域でも、経済的な階層が異なれば、休日数には違いがみられ、経済的に恵まれない階層の農家ほど、休日数は少なくなる傾向が存在したことが指摘されており(斎藤修[1998]、148-9頁)、上記の調査で対象とされた泉南の自作農の世帯は、家計収支が黒字であったことから窺えるように、比較的富裕な階層に位置していたので、この自作農の休日数は経済的に下層にあった小作農のそれを間違いなく上回っていたであろう。逆にいえば、泉南の小作農の世帯では、年間の休日数は「四十六日半」という値を下回っていたことになる。この点を念頭に、織物女工や紡績女工の動向に目を移すと、後述するように、次のような事実が判明している。まず織物女工や紡績女工は、工場の操業が休止された日に加えて、しばしば工場を欠勤したり、遅刻もしくは早退したりすることによっても休みをとっていた。このうち、織物女工の場合、欠勤の少ない女工のケースを例にとっても、その年間の休日数は計38日にのぼっていたから、織物女工のなかには、1年間の休日数が40日以上に達していた者も少なくなかったであろう。そして、紡績女工の場合、最低でも年間に計30日程度は工場の操業が休止されたから、欠勤日数を合わせて、1年間の休日数が40日近くに達していた紡績女工の存在も珍しくなかったであろう。以上をふまえると、泉南の小作農の世帯において、「四十六日半」とまではゆかないまでも、たとえ休日数が年間に40日程度に達していたとしても、織物女工や紡績女工もまた同様に年間に40日近くの休みを手にしてきたから、いずれにせよ、若い女性たちが生家で働くことを希望し、織物工場や紡績工場で働くことを忌避した要因を、休日数もしくは労働日数の違いに求めることはできない。

²⁷²この間、操業が休止された日を特定するに際して、以下の記録を参考とした。「明治四十三年三月 工場反入明細簿」、「明治四十二年三月 日給者及総繰控」、「明治四十二年三月 廿六 工場反入明細帳」、「明治四十二年六月十一日ヨリ八月十一日マデ 工場反入明細帳」、

「明治四十二年六月十一日 工場反入明細綴」、
「明治四十二年十一月一日 工場反入明細綴」、
「明治四十三年一月 工場反入明細綴」、
「明治四十三年三月二十五日 工場反入明細表綴」、
「明治四十三年七月 工場反入明細表綴」、
「明治四十三年九月二十六日 工場反入明細表綴」。

²⁷³佐々木淳[1994]は、大正期の兵庫県播州地方の事例となるが、泉州木綿の事例と同様に、力織機を備えた織物工場で、女工たちが「一時的に就業をやめたり復歸したり」していた事実を明らかにし、その要因として、彼女たちが「家事ノ都合」で工場を離れたケースが多かったことを指摘している。だが、その場合、「家事ノ都合」とは、あくまで工場の史料に記された理由にすぎないから、実際には、女工たちが家事を担う必要がなかったのに、「家事ノ都合」を建前として工場を一時的に退勤していた可能性もあろう。この点からすれば、ここでは、織物女工たちが欠勤、遅刻、早退を繰り返した要因を家事の都合に求めることには慎重でなくてはならない。

²⁷⁴これ以降、泉南における1、2、8、9月の農作業に関する記述は、「大阪府泉南郡農家経済取調書(自作)」にもとづく。

²⁷⁵『紡績職事情調査概要報告書』、58頁。

²⁷⁶注246を参照。

²⁷⁷紡績女工のうち、通勤女工の在勤状況に関して、「近傍ニ於テ募集シタル職工」は「冠婚葬祭等他種々ノ事故ニ因リテ操業ヲクコト頻々ナリ」という点が伝えられているから、通勤女工はさまざまな口実を設けて工場を休んでいたらしい(『紡績職事情調査概要報告書』、2頁)。

一方、寄宿女工たちは、工場に付設された寄宿舎で生活していた以上、休養をとるために欠勤を希望しても、監督者に出勤を強要され、工場を休むことができなかったのではないかという疑問が湧く。だが、実際には、寄宿舎では次のような事態が日常化していたという。

寄宿舎係の本領 撰紡

六時の昼夜交代では無事に済むだ、済まぬは工手の欠乏だ。此俟では逆も全運転は覺束ない。工務係は躍気となつて工手係に欠勤者の呼び出しを迫つた足で寄宿舎へ御自分直接の御催促だ・・・(『工手の母』第359号、明治40年8月24日)

これは明治40年頃の大阪市に所在した撰津紡績の状況を示したものである。それによれば、工手係は寄宿舎から工場へと女工たちを出勤させる役割を、工務係は女工たちの出欠を確認する役割を担っていたが、女工たちのなかには、出勤を拒否する者があまりに多かったため、工手係だけでは、欠勤者をすべて出勤させることはできず、工務係もまた女工の出勤を促すために工手係に協力していたことが窺えよう。この点からすれば、寄宿女工のなかには、連日、欠勤を希望する者が跡を絶たず、監督者は、そうした欠勤者を出勤させるためには多くの労力を費やす必要があったから、寄宿女工たちが工場を休むのをある程度黙認せざるをえなかったものと思われる。

²⁷⁸ 『綿糸紡績職事情』、40頁。

²⁷⁹ 谷口行男[1950]、31-2頁。

²⁸⁰ 「八坂村 磯與茂」の事例。

²⁸¹ 谷口行男[1950]、29-30頁には、当時の状況について、「一軒の農家へ機屋『出機屋』が二軒も三軒も行った」という聞き取りの記録が収められている。なお、「出機屋」とは、帯谷家のような織元を指すと考えてよい。

²⁸² 織元は、通常、綿布を回収するのと引き換えに織賃を支払ったと考えられるから、綿布が回収された日付と織賃が支払われた日付は一致するはずである。しかし、実際には、史料4-1にみたように、なかには両者の日付が異なるケースも存在したから、ここでは同家が各世帯から綿布を回収した日付に即して集計を行った。

²⁸³ 「大阪府泉南郡農家経済取調書（自作）」。

²⁸⁴ 「大阪府泉南郡農家経済取調書（自作）」。

²⁸⁵ 1反あたりの平均的な織賃を求める手続きは、先の注148と同じである。すなわち、帯谷家では、20反分の綿布が1単位として取引されていたから、1単位の取引ごとに1反あたりの織賃を求め、その値にもとづき毎月の織賃の平均を算出した。

なお、日付に関して、通常、綿布の回収に合わせて織賃が支払われたものの、なかには、月末に織賃が前払され、翌月に綿布が回収されるケースも存在したから、この場合、綿布が回収された日に織賃が支払われたとみなすことにした。

²⁸⁶ 「大阪府泉南郡農家経済取調書（自作）」。

²⁸⁷ 前月の織賃を使用したのは、当月のそれを用いた場合、統計的に有意な結果が得られないためである。これについて、織賃の高騰に刺激され、働き手が綿布生産に励んだとしても、一定量の綿布が織り上がるまでにはある程度の日数が必要であるから、こうした時間差を考慮すれば、前月の織賃を使用してもとくに問題は生じないであろう。

²⁸⁸ 自動杼替装置が発明されると、こうした杼替えの作業は人の手を借りずに自動的に行われるようになったが、それが発明されたのは後の両大戦間期のことであったから、いずれにせよ、明治期には、女工たちが杼替えの作業に従事しなくてはならなかった。

²⁸⁹ 実際、戦前の織物工場では、女工たちが織機の運転を中断する時間をいかに短縮させるかが労働生産性を向上させる鍵とされ、女工の動作研究などが行われていた(『織物工場の能率増進』)。

²⁹⁰ 明治42年12月初頭と同年11月末の同部門の動向に関する以下の記述は、「明治四十二年十一月一日 工場反入明細綴」にもとづく。

²⁹¹ これ以降、「穀」と捺印された記録をめぐって、「片山うめ」と「武田キヨ」に関してなされた記述は、「明治四十三年三月二十五日 工場反入明細表綴」にもとづく。

²⁹² 明治42年5月9日から27日までの女工たちの動向に関する以下の記述は、「明治四拾二年三月廿六 工場反入明細帳」にもとづく。なお、そのうち9、18日の記録には、「春日」の代

りに「朝日」と記されているが、この時期の生産記録をまとめた「工費報告簿」によれば、同年5月には「春日」と「敷島」しか生産されていないから、「朝日」との書き込みは誤りであり、正確には「春日」であったと考えられる。

²⁹³「織機賣渡契約書」。これは「原田式織機製造所」から「泉州木綿」に送られたものである。

なお、その代金は、明治39年11月2日以降、「泉州木綿」から「原田式織機製造所」へと計5回にわたって分割して支払われた（「原田式織機五十台代金ノ内へ渡」として発行された「泉州木綿株式会社傳票」が5枚残されている）。この支払がなされた時期は、泉州木綿の工場が設立された頃に一致するから、この織機の購入は、工場の設立準備の一環として行われたものであろう。

²⁹⁴『大阪における鉄鋼業・綿織物工業の実態』、385頁。

実際、泉南の織物工場の経営者は、織機を長期間使用する傾向があり、第2次大戦後の昭和20年代に至っても、なお旧来の「原田式織機」を修理しながら使用していた工場が数多く存在していたという（『泉州の綿織物業』、61-2頁）。従って、これらの「原田式織機」が明治末に購入されたとすれば、それらは実に40年近くも稼動していたことになる。

²⁹⁵先の「織機賣渡契約書」によれば、織機とは別に、「シャトル」、すなわち杼の購入費が計上されているし、同時期には、他にも「ベルト」も購入されたことが判明する（「機械動力用ベルト代」として発行された「泉州木綿株式会社傳票」が残されている）。

²⁹⁶「工費報告簿」によれば、6月については記録が欠損しているが、5、7、8月の「職工賃金」の総額は、それぞれ552円43銭5厘、545円66銭、642円であった。

²⁹⁷「明治四十二年四月 木島北近義地方 機場帳」。

²⁹⁸『泉南郡織物同業組合沿革誌』は、織元の立場から泉南の綿織物業の動向をまとめたものであるが、そこには、「織工に就ての弊」として、取引先の各世帯の行動について、織元が関心を寄せた問題が4件取り上げられている（27-8頁）。すなわち、「原糸経系の幾分を欠き或は故らに織剩」すこと、「織上木綿の一部を裁断し甚敷は残糸は勿論原糸の全部若くは織上品を典物とする」こと、「製織を約束して賃銀を前借したる後違約し借越賃銀の嵩むに従い種々の事故を唱え機場を変転する」こと、「減糸を故買者に売却する」ことが問題視されていたという。このうち、は、綿糸の着服に他ならず、は、綿糸や綿布を質にして金銭を借りること、は、織元から織賃を前借りしても、それに見合った働きをしないこと、は、織元から渡された綿糸を盗品業者に売却することを指す。この点から窺えるように、は、は、は、いずれも綿布生産の作業に直接関係する行為ではないから、それによって綿布の品質自体が左右されたわけではない。従って、織元は、綿布の品質を低下させる要因として、の綿糸の着服が行われることを危惧していたことになる。

²⁹⁹谷口行男[1950]によれば、帯谷家の当主は、「廿才の頃は賃織業者にごまかされないやうに、毎晩、糸や布の重さを手加減で計る練習をし」ていたという（44頁）。だが、着服された綿糸の重量は全体の3%程度にすぎなかったから、織元にとって、「手加減」であればもち

ろん、たとえ秤などで計量したとしても、綿糸の使用量を減らした事実を摘発するのは容易なことではなかったであろう。

³⁰⁰綿糸ではなく、絹糸を織り上げた羽二重の事例となるが、明治30年頃、その輸出に関与していたある「英国商人」は、羽二重の品質に関して、「織方に於て織目を平均にし不揃でなくし且つ最も仕上げに注意し織地に筋なき様すべし」と指摘している（「欧米羽二重視察被告（報告の誤りであろう・筆者）」『大日本織物協会々報』第126号、明治30年4月）。このことは、糸同士の間隔が「不揃」となった場合、その部分が「筋」のような痕跡として残され、それによって製品の品質が低下したことを意味している。羽二重にせよ綿布にせよ、いずれも経糸と緯糸を交差させることで織り上げられたものであるから、糸と糸の間隔が広がった部分が「筋」となるという事態は、羽二重に限らず、綿布についても該当したであろう。

³⁰¹大正期に泉南の織物工場で働いていた女性は、「機織の人は、一人四台から六台受持っていて、糸が切れても止まらへん機やから、うかつしてたら大きなキズができてしもて」と当時の状況を回顧している（原田ノブエ談、『綿のなかの青春』）。

³⁰²第2次大戦後の昭和20年代の事例となるが、泉南の織物工場を対象とした調査によれば（『泉州の綿織物業』、115頁）、ある工場では、綿布生産に携わる女工の賃金は綿布の出来高によって定められていたが、「この出来高給」については、「製品の良否によって特A - 一二〇%、A - 一〇〇%、B - 九〇%、C - 八〇%と等級」が存在していたという。この場合、Cから特Aの順に綿布の品質は良好なものとなることはいうまでもない。ただし、「特Aは殆んど皆無」であったから、Aを基準とすれば、それよりも品質の劣る綿布を生産した働き手については、織物工場の経営者は賃金を減額していたことになる。もちろん、傷のある綿布はBまたはCの評価しか得られなかったはずであるから、そうした不良品を生産した働き手については、賃金が差し引かれたことは間違いない。

³⁰³「大阪府泉南郡農家経済取調書（自作）」。

³⁰⁴注301で取り上げた女性は、織物工場で働いていた頃の状況を回顧し、傷が生じた場合、「それをほどくのがまた大変なんや」と語っているが、これは女工たちが傷の修復作業にあっていたことを指すと考えられる（原田ノブエ談、『綿のなかの青春』）。

³⁰⁵「明治四十三年三月二十五日 工場反入明細表綴」。

³⁰⁶明治34年の三重紡績本社工場を例にとれば、同工場には、織布部門が存在せず、紡績業のみが営まれており、総勢807名の女工が在籍していたが、このうち過半を超える53.8%の434名の女工が「精紡科室」で働いていた（『綿絲紡績職工事情』、10-1頁）。

³⁰⁷昭和20、30年代の紡績工場の事例として、「精紡工」は「木管揚げ、管糸の運搬、糸つなぎ、床掃除、注油の仕事」に従事していたという（北脇雅男[1958]、42頁）。日本では、明治期から第2次大戦後に至るまで、ほとんどの紡績工場でリング精紡機が一貫して使用されていたから、それを扱う女工たちの仕事は、明治期と昭和20、30年代を比べてもあまり変わらなかったであろう。

³⁰⁸ 第2次大戦後、近年に至るまで、分業の進展にともなって職務自体が定型化されたり単純化されたりすると、それによって働き手の労働意欲が減退することが問題とされ、逆に職務を多様化することで、働き手の労働意欲を高め、引いては労働生産性を向上させる試みが世界中で行われてきた(これに関する研究は枚挙にいとまがないが、いくつかの国での実例やその経緯については、Davis, L.E, and Trist, E.L. [1974]などを参照)。

これについて、1950年代にインドの織物工場で行われた実験は興味深い事実を提示している(Rice, A.K. [1953])。それによれば、この工場では、力織機が使用され、先の泉州木綿の事例と同様に、働き手それぞれに持ち場をあてがい、働き手は各自の持ち場に設置された織機の監視や保守にあたる体制がとられていたが、それに代わって、働き手に7名で構成されるグループを結成させ、そのグループに多数の織機の管理を委ねるという方式がとられた結果、以前よりも織機の運転効率などが向上する成果が得られたという。その理由として、実験の担当者によれば、グループに織機の管理を委ねた場合、働き手それぞれに持ち場を割り当てた場合よりも、働き手1人あたりの職務は多様化したものの、働き手が自律的に職務を遂行する余地が生じ、それが働き手の労働意欲の向上、さらには労働生産性の上昇につながったという点が示唆されている。この点からすれば、泉南の織物工場でも、泉州木綿の事例から窺えるように、たとえば「織機」部門では、女工一人一人に持ち場があてがわれていたから、こうした職場のあり方そのものが女工の労働意欲を阻害し、引いては若い女性たちに織物工場で働くことを忌避させる要因となっていた可能性があるろう。³⁰⁹明治40年頃の事例として、紡績女工たちは「夏向きになつて暑い」工場の中で立ち働く時、餘りの暑さに窓の戸を開け放すことがあったというから、逆にいえば、通常、紡績工場内は密閉された状況に置かれていたことになる(『大阪朝日新聞』、明治40年3月30日)。

また大正期の事例となるが、泉南の織物工場で働いていた女性は、「窓の隙間に目張りして風が入ってこんなようにしてたんや。隙間風はいると織りにくい、糸が乾いてな。」と当時の工場内の状況を物語っているから(原田ノブエ談、『綿のなかの青春』)、織物工場でも場内は密閉されていたことが窺えよう。

³¹⁰たとえば、昭和戦前期に泉南の織物工場で働いていた女性は、「夏はものすごく暑い。着物は汗でボトボトや。」と回顧している(浅野幸子談、『綿のなかの青春』)。

³¹¹これは、昭和40年代に泉南に所在した麻の製織工場で働いていた女性の回想であるが(森田真由美談、『綿のなかの青春』)、明治期の紡績工場や織物工場でも、機械を固定するため、セメントなどで工場の床を固める必要があったから、女工たちの置かれた状況はあまり変わらなかったであろう。実際、昭和戦前期の事例となるが、たとえば織物工場では、床を固めるのに「一般に用ひられる材料は石材、煉瓦、木材、コンクリート等で」あったから(『最新機織法』、281頁)、このうち、石材、煉瓦、コンクリートなどが使用されたとすれば、素材の性質上、女工たちは足許の冷えに悩まされたに違いない。

³¹²昭和20、30年代に泉南の織物工場で働いていた男性は、当時の織物工場の状況に関して、

「今は吸塵装置があつてきれいですけど、あの頃は織機場は微塵だらけ」であつたと回想している(吉本久義、『綿のなかの青春』)。いうまでもなく、明治期には、「吸塵装置」はなかったから、工場内は多量の埃が飛散していたに違いない。

³¹³北脇雅男[1958]、42頁は、昭和20、30年代の事例となるが、紡績工場の作業環境に関して、工場内の各部門について説明を行っているが、そのうち、織布部門に関して、「騒音のはげしい、場所によってはガード下のような、あるいはそれ以上の騒音のするところがある」と指摘している。細井和喜蔵[1925]もまた、大正期の事例となるが、紡績工場の織布部門の状況について、「織機工場の音を五分間諸君が聞いてみたまえ、しばらくは耳が鳴って聾になる。で、新入者などはその強音の中で十時間以上もいる故、聴覚が損じられ、すけなくとも一ヵ月くらいは明け暮れ耳が鳴って仕方がない。」と述べている(220頁)。以上をふまえると、明治期においても、織物工場で働きはじめた者は、当初、場内の騒音に悩まされたに違いない。

³¹⁴細井和喜蔵[1925]によれば、「音響の劇しいことは紡績工場の特長であつた」という(219頁)。

³¹⁵『女中奉公と女工生活』、36-7頁。

³¹⁶『女中奉公と女工生活』、5頁。

³¹⁷『女中奉公と女工生活』、4頁。

³¹⁸『職工事情附録二』、333頁。

³¹⁹綿織物業の事例となるが、転換の時期の地域的な違いについては、阿部武司[1989]、第1章を参照。

³²⁰昭和5年以降、大恐慌の影響によって繭の価格が低落すると、養蚕を営んでいた多くの農家が経済的な損失を蒙ったことはよく知られている(中村正則[1979]、第4章など)。このことは、昭和初期に至っても、多くの農家が家庭内で養蚕に従事していたことを示す証に他ならない。また各世帯内では、伝統的に女性が主に養蚕に携わっていたことが指摘されている(斎藤修[1998]、第3章など)。

³²¹紡績工場や織物工場の動向は先述したので、製糸工場についていえば、以下の事実が知られている。まず経営規模、製品の種類、経営方針などをめぐって、製糸工場の形態は地域や時期の違いによってさまざまであつたが、明治期の製糸業の中心を担った長野県の諏訪地方の製糸業を例にとれば、そこでは、明治期、製糸工場が互いに女工を争奪するような状況が生じており、明治30年代初頭の調査によれば、その要因は「職工ノ乏」に求められ、同様の事態は、諏訪に遅れて製糸業が勃興したような「他新地方」でも発生していたという(『生糸職工事情』、180頁)。その背景には、製糸女工については、手先の器用さの違いによって、1人あたりの生産量には著しい格差が存在し、大量の糸を生産できる女工の数は限られていたから、各製糸工場は、そうした少数の女工たちを争奪していたという側面も存在した。しかし、諏訪の状況に象徴されるように、他県にまで募集の手を広げて女

工の雇入れに努めていた製糸工場は少なくなかったから、若い女性たちが製糸工場に職を求めて殺到したとすれば、そうした女性たちのなかには、当然、手先の器用な者も含まれていた以上、製糸業の「職工ノ 乏」が顕在化しなかったとしてもおかしくはない。しかし、実際には、上記のように人手不足が問題とされていた以上、むしろ若い女性たちは製糸工場で働くことを忌避していた可能性が高い。

その結果、製糸工場は高水準の賃金を支給することで働き手を雇入れねばならなかった。もっとも、製糸女工には、多くの場合、出来高給が支給されていたが、各自の出来高は手先の器用さなどに左右され、手先の器用さは人によってまちまちであったから、製糸女工の収入には働き手によって大きな違いが存在した。そのため、製糸女工の収入がどの程度に達していたかは一概に指摘できないが、たとえば諏訪などに製糸女工を送り出していた岐阜県の飛騨地方では、娘が製糸工場働いて手にした収入によって、多くの世帯が多額の借金を返済したり、耕地を購入したりしていた事実が確認されるから(『あゝ野麦峠』、『続あゝ野麦峠』)、同地方の世帯にとって、娘を製糸女工として働かせることは収入を稼ぐうえできわめて有利な選択であったと考えられる。このことは、製糸工場では、高い賃金が支給されていたことを裏付ける証となろう。